

北上市産業ビジョン

ー地域資源を活かし、人と技術が産業を育てるまちー

令和 8 年 7 月

岩手県北上市



北上市はこれまで、工業団地の独自整備と積極的な企業誘致により、東北有数の工業都市として発展してきました。また、肥沃な土壌と豊かな水資源を活用した農業、宿場町を礎に充実した飲食店を抱える商業、桜の名所100選となった展勝地の桜並木、秘湯・夏油温泉や豊富な積雪量を誇る夏油高原スキー場を中心とした観光など、各産業がそれぞれの特長を発揮して、現在の経済基盤を形成してきました。

これら産業をとりまく環境は、近年、少子高齢化による人口減少やライフスタイルの多様化、経済のグローバル化による競争の激化などにより、大きく変化を遂げています。また、脱炭素をはじめとする環境の配慮やSDGsの取り組み、デジタル化の進展、新型コロナウイルス感染症の流行を経た生活様式や経済活動の変化などへの対応も必要となっており、持続的な産業振興のためには、時代にあった振興策が必要となっています。

このような中、地域の持続的な発展と魅力ある地域産業の振興に取り組んでいくため、「北上市産業ビジョン」を令和3年度に策定いたしました。

本ビジョンでは、「北上市総合計画2021～2030」に掲げる「挑戦する心を原動力とした力強い経済の創出」を目標とし、「農業」「林業」「商業」「工業」「観光」及び「産業連携」各分野の方針と具体的な取組を示しています。

このたび、昨今の社会情勢の変化などを捉え直して中間見直しを行いました。今後は、見直し後の本ビジョンに基づき、市民、事業者、産業経済団体及び行政の協働のもと産業振興を推進して参りますので、皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本ビジョン策定にあたり、貴重な御意見や御提言をいただきました、市民、事業者の皆様をはじめ、関係各位に対しまして、厚く御礼を申し上げます。

令和8年7月

北上市長 八重樫 浩 文

目 次

1	策定の趣旨と位置付け	8
1-1	策定の趣旨	8
1-2	位置づけ	8
1-3	計画の期間	9
2	北上市の状況	10
2-1	北上市の概要	10
2-1-1	位置・地勢・気候	10
2-1-2	交通	10
2-1-3	土地利用	10
2-1-4	人口の推移	11
2-2	北上市の産業の概要	13
2-2-1	産業振興の推移	13
	(1) 就業の状況	13
	(2) 誘致企業数の推移	15
	(3) 人口の動態	16
	(4) 市税と市民所得の推移	16
2-2-2	産業構造	18
	(1) 市町村内総生産からみた北上市の産業構造	18
	(2) 雇用の状況	20
2-3	産業をとりまく社会経済情勢	21
2-3-1	少子高齢化による生産年齢人口減少の深刻化	21
2-3-2	脱炭素化と産業競争力向上の同時実現（GXの推進）	21
2-3-3	Society5.0の推進	21
2-3-4	農業生産活動を取り巻く環境への対応	22
2-3-5	コロナ禍を経た社会経済活動の再開	22
2-3-6	成長型の新たな経済ステージへの移行	23
2-3-7	海外の社会情勢等による日本経済への影響	23
3	北上市の産業の現状と課題	25
3-1	生産年齢人口が減少する中での人材の確保	25
3-2	脱炭素化と産業競争力向上の同時実現	25
3-3	デジタル技術の活用による経済成長	25
3-4	コロナ禍を経た社会経済活動の力強い回復	26
3-5	半導体関連産業等の集積への対応	26

4	これからの北上市の産業振興	27
4-1	産業振興の基本目標	27
4-2	産業振興の基本方針	28
4-2-1	地域産業の基盤強化	28
4-2-2	地域資源の発掘、収集及び積極的な活用	28
4-2-3	地域産業を担う人材の育成及び活用	28
4-2-4	産業の枠を超えた交流及び連携	29
4-2-5	地域資源の魅力づくり及び発信の継続的な取組の展開	29
5	具体的な施策を推進するための計画	31
5-1	農業	31
5-1-1	農業の現状と課題	32
	(1) 北上市の農業の現状	32
	(2) 北上市の農業の課題	54
	農業の基本目標	56
5-1-2	農業振興の方針	57
	方針1 経営の安定化支援	57
	方針2 力強い地域経済に繋がる農業・農村の振興	58
	方針3 農業の担い手確保	59
5-1-3	具体的な取組	61
	方針1 経営の安定化支援	61
	方針2 力強い地域経済に繋がる農業・農村の振興	62
	方針3 農業の担い手確保	63
	農業部門資料編	64
5-2	林業	77
5-2-1	林業の現状と課題	78
	(1) 北上市の林業の現状	78
	(2) 北上市の林業の課題	87
	林業の基本目標	88
5-2-2	林業振興の方針	89
	方針1 林業の担い手確保	89
	方針2 林業の成長産業化支援	90
	方針3 森林資源の適切な管理の推進	91
5-2-3	具体的な取組	93
	方針1 林業の担い手確保	93
	方針2 林業の成長産業化支援	93

	方針3 森林資源の適切な管理の推進	94-
5-3	商業	95-
5-3-1	商業の現状と課題	96-
	(1) 商業の現状	96-
	(2) 商業の課題	114-
5-3-2	商業の振興の方針	116-
	方針1 魅力ある商業集積地区の再生	116-
	方針2 人口減少地域の生活を支える拠点の再生	116-
	方針3 物価高騰の影響と変化する消費行動への対応	117-
	方針4 活気ある商業環境の確保	118-
5-3-3	具体的な取組	119-
	方針1 魅力ある商業集積地区の再生	119-
	方針2 人口減少地域の生活を支える拠点の再生	119-
	方針3 物価高騰の影響と変化する消費行動への対応	120-
	方針4 活気ある商業環境の確保	120-
5-4	工業	123-
5-4-1	工業の現状と課題	124-
	(1) 工業の現状	124-
	(2) 工業の課題	134-
5-4-2	工業の振興の方針	135-
	方針1 工業のさらなる成長と 時代を先取りする挑戦を支援する	135-
	方針2 多様な人材の活躍を促進する	136-
5-4-3	具体的な取組	139-
	方針1 工業のさらなる成長と 時代を先取りする挑戦を支援する	139-
	方針2 多様な人材の活躍を促進する	140-
5-5	観光	141-
5-5-1	観光業の現状と課題	142-
	(1) 観光業の現状	142-
	(2) 観光業の課題	151-
5-5-2	観光業の振興の方針	152-
	方針1 コロナ禍を経た観光需要の変化に対応した 受入環境の整備	152-
	方針2 地域の「稼ぐ力」を育む観光資源の磨き上げ	153-
	方針3 観光推進体制の構築・強化	154-

5-5-3	具体的な取組	-155-
	方針1 コロナ禍を経た観光需要の変化に対応した 受入環境の整備	-155-
	方針2 地域の「稼ぐ力」を育む観光資源の磨き上げ	-155-
	方針3 観光推進体制の構築・強化	-156-
5-6	産業連携	-157-
5-6-1	産業連携の現状と課題	-158-
	(1) 産業連携の現状	-158-
	(2) 産業連携の課題	-163-
5-6-2	産業連携推進の方針	-164-
	方針1 地域資源を活用した産業の連携	-164-
	方針2 支援体制の強化	-166-
5-6-3	具体的な取組	-167-
	方針1 地域資源を活用した産業の連携	-167-
	方針2 支援体制の強化	-168-
6	計画の推進体制等	-169-
6-1	推進体制	-169-
6-2	各主体の役割	-169-
6-2-1	市民の役割	-169-
6-2-2	事業者の役割	-170-
6-2-3	産業経済団体の役割	-170-
6-2-4	市長等の役割	-170-
6-3	進行管理	-170-
-資料編-		-171-

1 策定の趣旨と位置付け

1-1 策定の趣旨

北上市の産業を取り巻く社会情勢は、人口減少の進行、新型コロナウイルスによる経済活動の停滞などにより、事業者を取り巻く環境はますます厳しさを増しています。また、脱炭素を始めとする環境の配慮やSDGsの取り組みなどへの対応に加え、AI、IoT等を始めとするデジタル化の進展に対応したデジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進に取り組むことも重要になっています。

このように、人口減少など社会環境が大きく変化する中であっても、これからも持続的で活力ある地域社会と地域経済を形成していくためには、地域が一体となって知恵や技術を磨き上げ、新たな価値を創造し、魅力と活力ある北上市を次世代へ引き継いでいくことが重要となります。そのためには、豊かな自然や美しい景観、民俗芸能や文化、優れた農畜産物、利便性の高い商業環境、ものづくりや人材育成の基盤などの地域資源を活かした地場の産業を創出し、育てていくことが必要です。

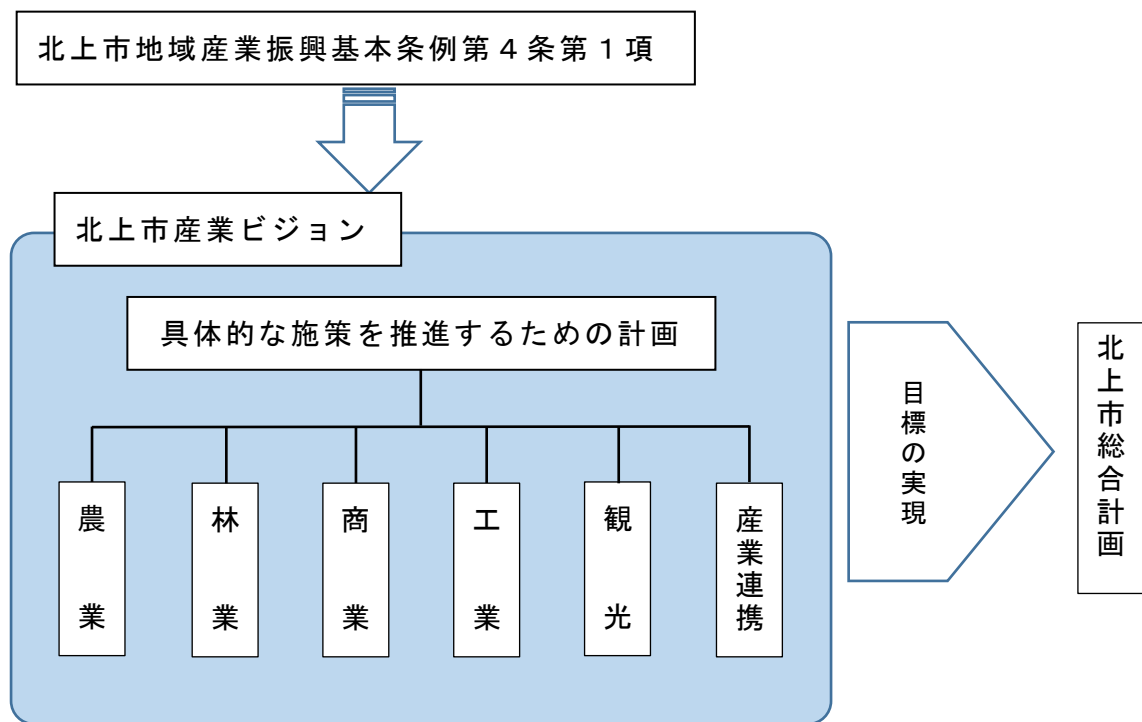
当市ではこれまで、産業振興の計画としてそれぞれの産業ごとに「きたかみ農林業ビジョン」、「北上市地域商業ビジョン」、「北上市工業振興計画」、「北上市観光ビジョン」を策定し、各分野の施策に取り組んでまいりました。

平成27年度には、産業振興の基本理念を定めることにより、地域産業の振興に関する施策を一体的かつ相乗的に推進し、地域経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的として「北上市地域産業振興基本条例」を制定したことから、本条例の趣旨に基づき、個別の計画を一本化した「北上市産業ビジョン」を策定しました。

本ビジョンは、北上市地域産業振興基本条例に基づき、地域産業の今後のあり方と、その実現に向けて、農林業、商業、工業及び観光業の各産業が強く連携し、市民、事業者、産業経済団体及び行政の全てが協力し、地域の持続的な発展と魅力ある地域産業の振興に取り組んでまいります。

1-2 位置づけ

「北上市産業ビジョン」は、北上市地域産業振興基本条例第4条第1項に規定する、地域産業の将来像及び振興の指針を示す包括的な計画であり、北上市総合計画の基本目標を達成するため、「農業」「林業」「商業」「工業」「観光」及び「産業連携」各分野の方針と具体的な取組みを示すものです。



1－3 計画の期間

このビジョンの北上市総合計画の計画期間に合わせて、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度の10年間とします。また、進捗状況、成果、社会情勢の変化を捉え中間見直しを行い、令和8(2026)年度以降のビジョンの推進を図ります。

2 北上市の状況

2-1 北上市の概要

2-1-1 位置・地勢・気候

北上市は、岩手県の南西部、北上盆地の中ほどに位置し、東西38km、南北34kmで総面積437.55km²の市域を有しています。

東部には北上高地、西部には奥羽山脈が連なり、夏油温泉周辺は栗駒国定公園の一部となっているなど、緑豊かな自然に囲まれています。

両山地の中間に広がる平野部では、市域を南流する北上川に秋田県境付近から東に流れる和賀川が合流し、優良な農地と豊かな水資源に恵まれ、農業がかねてから主要な産業となってきました。昭和初期以降は、工業振興に力を入れ、農工併進で工業団地整備と企業誘致に積極的に取り組み、現在では東北有数の工業都市として発展しています。

標高は、平野部で約50～200m、東部の丘陵地では約200～400m、西部の丘陵地では約290～1300mとなっています。

気候は、東日本の太平洋側の気候区に属していますが、奥羽山系と北上山系に挟まれているため、気温の日較差や年較差が大きいなど、内陸性の気候の特性となっています。また、日本海側の気候の影響を受けやすく冬季は積雪量も比較的多い地域となっています。

2-1-2 交通

北上市は、北上川と和賀川が合流する地にあり、盛岡藩（南部領）と仙台藩（伊達領）の藩境にもなっていたことから、古くから舟運の河港や街道の宿場町など、交通の要衝として栄えてきました。JR東北線、東北新幹線、東北縦貫自動車道及び国道4号が市域を南北に貫き、JR北上線、東北横断自動車道秋田・釜石線及び国道107号が東西に走っており、首都圏と2時間30分、太平洋や日本海とは1時間30分で結ばれるなど「北東北の十字路」として利便性が高くなっています。

2-1-3 土地利用

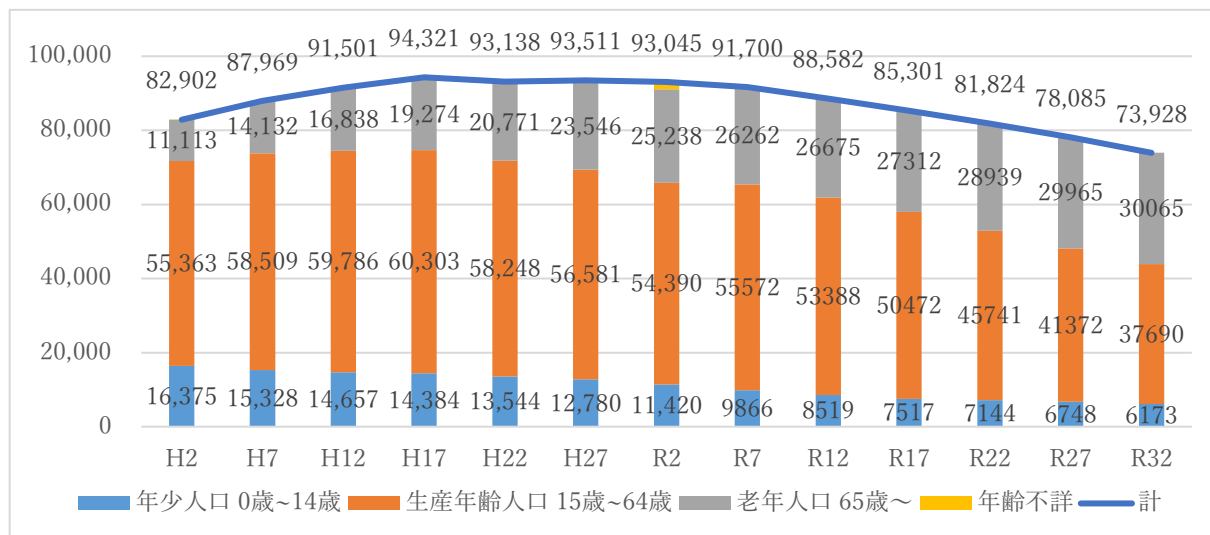
北上市の土地利用の状況は、総面積437.55km²のうち、約半分（50.3%）を森林が占め、約2割が農地（21.7%）となっているほか、原野が2.3%、水面・河川・水路が4.6%、道路が5.9%、宅地が6.2%、その他9.0%となっています。平成21年度から30年度までの変化をみると、農用地が減少する一方で、道路、宅地等が増加しています。

2-1-4 人口の推移

北上市の人口は平成3年の3市町村合併後、社会増（転入）を主要因として順調に増加し、平成20(2008)年には94,911人となりましたが、その後、減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所によると、当市の人口は今後徐々に減少していくことが予想されています。

■ 年齢別人口の推移

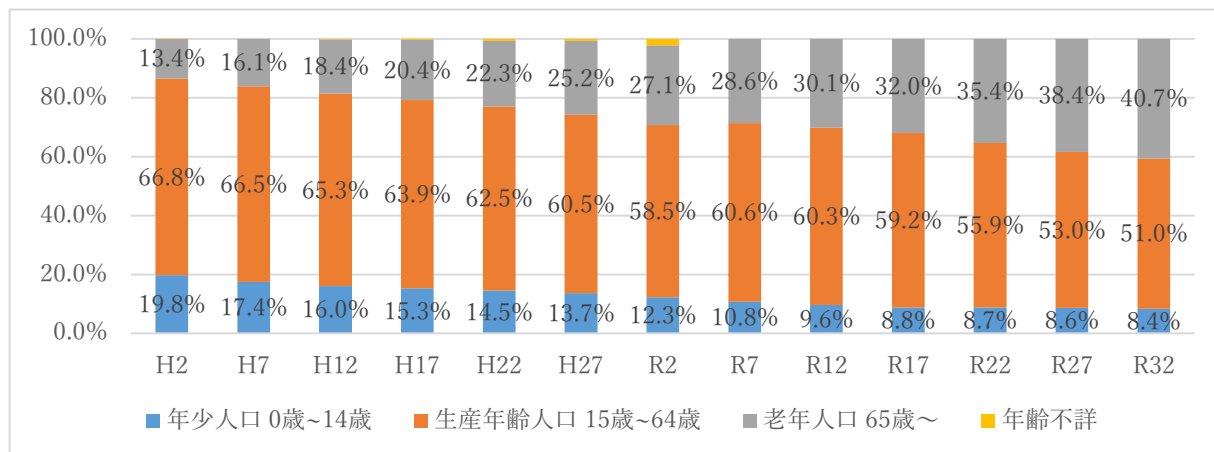
(単位：人)



出典) H2～R2は国勢調査、R7以降は国立社会保障・人口問題研究所による予測

総人口に対する割合でみると、年少人口（14歳以下）の割合は年々減少し、平成12(2000)年以降は老年人口の割合が年少人口を上回っています。平成27(2015)年には老年人口が25.2%と、市民の約4人に1人が高齢者となっています。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和12(2030)年には老年人口の割合が30%を超え、令和27(2045)年には75歳以上の人口割合が20%を超えると予想されています。

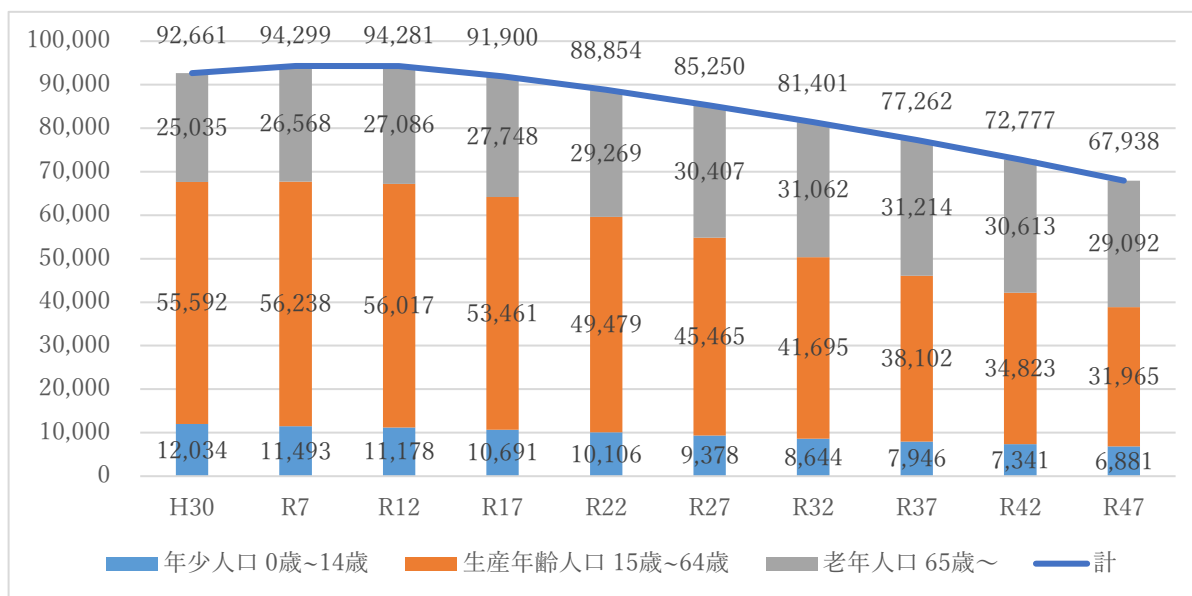
■ 年齢別人口割合の変化



出典) H2～R2は国勢調査、R7以降は国立社会保障・人口問題研究所による予測値

こうした見通しの中、北上市総合計画では、当市の長所である力強い産業基盤と子育て世代の定住化政策、都市拠点と魅力ある16の地域との連携を進め、若い世代を中心とする転入者の増加による社会増とそれに伴う出生率向上を目指しています。加えて、健康長寿、多様な人々がともに生きる社会（ダイバーシティ）の形成を進める政策を推進するほか、企業進出に伴う新たな雇用も見込み、令和12(2030)年人口94,300人を目標に掲げています。

■人口推計・目標



出典) 北上市総合計画2021~2030

2-2 北上市の産業の概要

2-2-1 産業振興の推移

(1) 就業の状況

昭和30(1955)年の北上市の産業別の就業人口は、第1次産業が66%、第2次産業が13%、第3次産業が21%と、農業を中心とした第1次産業が中心となっていました。当時の主な産業が農業であることから、雇用の場が少なく、長男が家を継ぎ、二男、三男は職を求めて首都圏へと転出していく状況でした。

その後当市では、企業誘致を積極的に進めたこともあり、平成2(1990)年には第1次産業が16%、第2次産業が40%、第3次産業が43%と製造業を中心とした第2次産業の割合が増加しています。

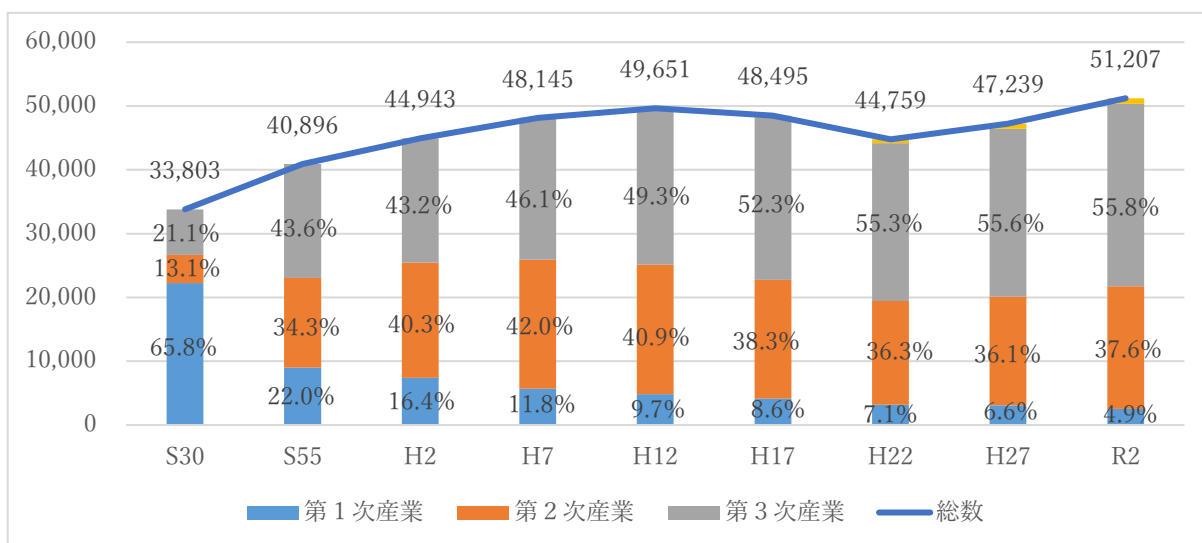
平成17(2005)年以降は第3次産業が5割以上を占めるようになり、その構成比も増加を続けていることから、北上市の産業構造が第1次産業から第2次産業、第3次産業へ変化したといえます。

周辺自治体との就業者数の関わりを見ると、令和2(2020)年国勢調査では北上市に住む15歳以上の就業者数は45,361人、そのうち市内で働く就業者は35,538人で、約79%が市内で働いています。一方、北上市で働く15歳以上就業者数は51,207人と、当市に住所がある就業者数と比較して5,846人上回っていることから、多くの人たちの雇用の場となっているといえます。

また、年齢階級別純移動数の時系列分析では、10代後半から20代前半の進学期に人口が流出しているものの、20代後半の就職時期には流入増に転換しています。近隣他市では進学時期の流出が就職時期の流入を大きく上回っており、このことから、働く場が多いという当市の特徴が確認できます。

■ 産業別就業者数と割合

(単位：人)



出典) 国勢調査

■北上市の就業者の動向

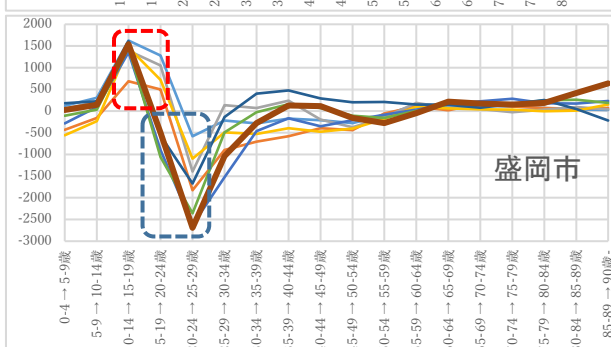
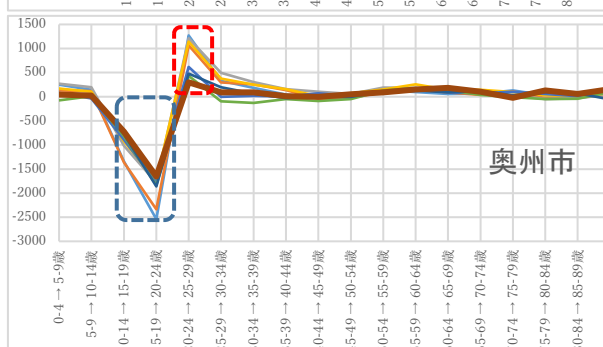
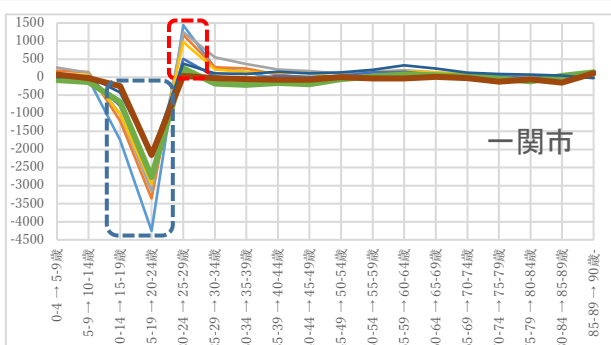
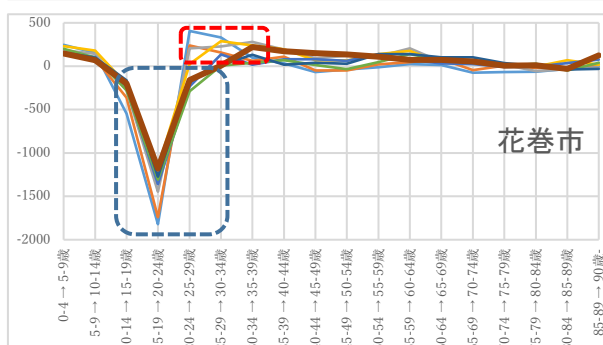
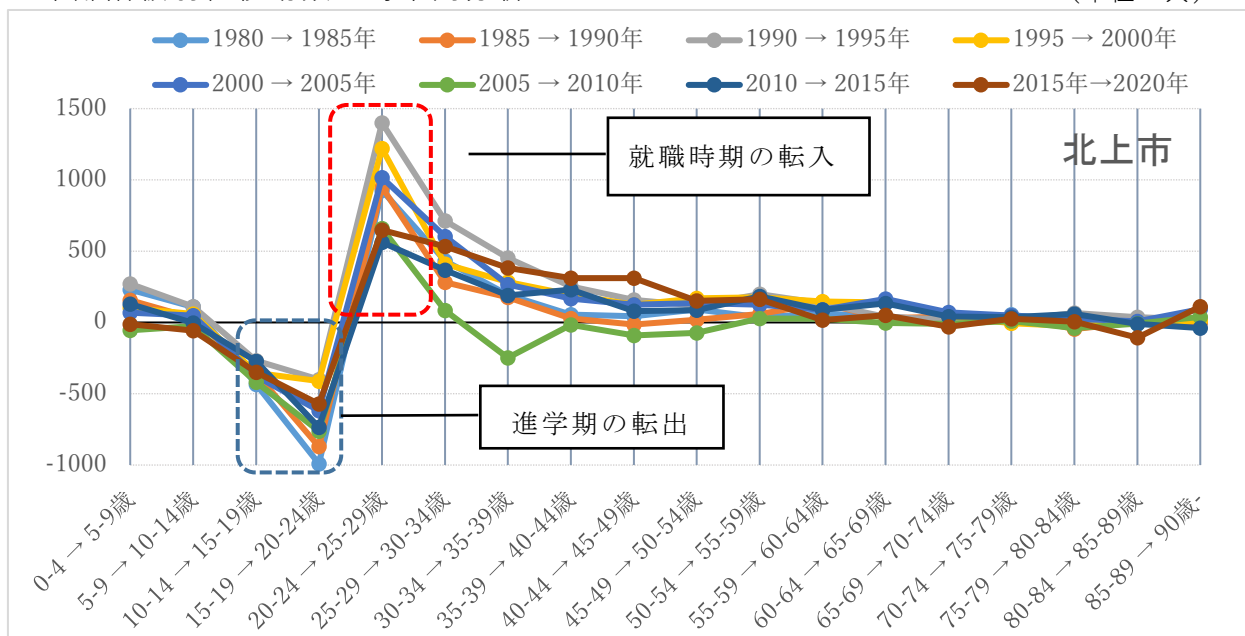
(単位：人)

	15歳以上の就業者の居住者数			従業地における 15歳以上の 就業者数(B)	就業者－居住者 (B)－(A)
	総数 (A)	うち他市区町 村で働く人	うち居住地で 働く人		
花巻市	47,508	11,932	34,779	44,179	-3,329
北上市	45,361	9,262	35,538	51,207	5,846
奥州市	58,252	10,767	47,065	55,539	-2,713
金ヶ崎町	8,585	3,723	4,746	11,403	2,818

出典) 国勢調査

■年齢階級別純移動数の時系列分析

(単位：人)



出典) RESAS 総務省「国勢調査」、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づきデジタル田園都市国家構想実現会議事務局作成

(2) 誘致企業数の推移

北上市では、人口流出の防止と定住人口増加のため企業誘致による工業振興をまちづくりの柱に据え、各種施策を集中してきました。

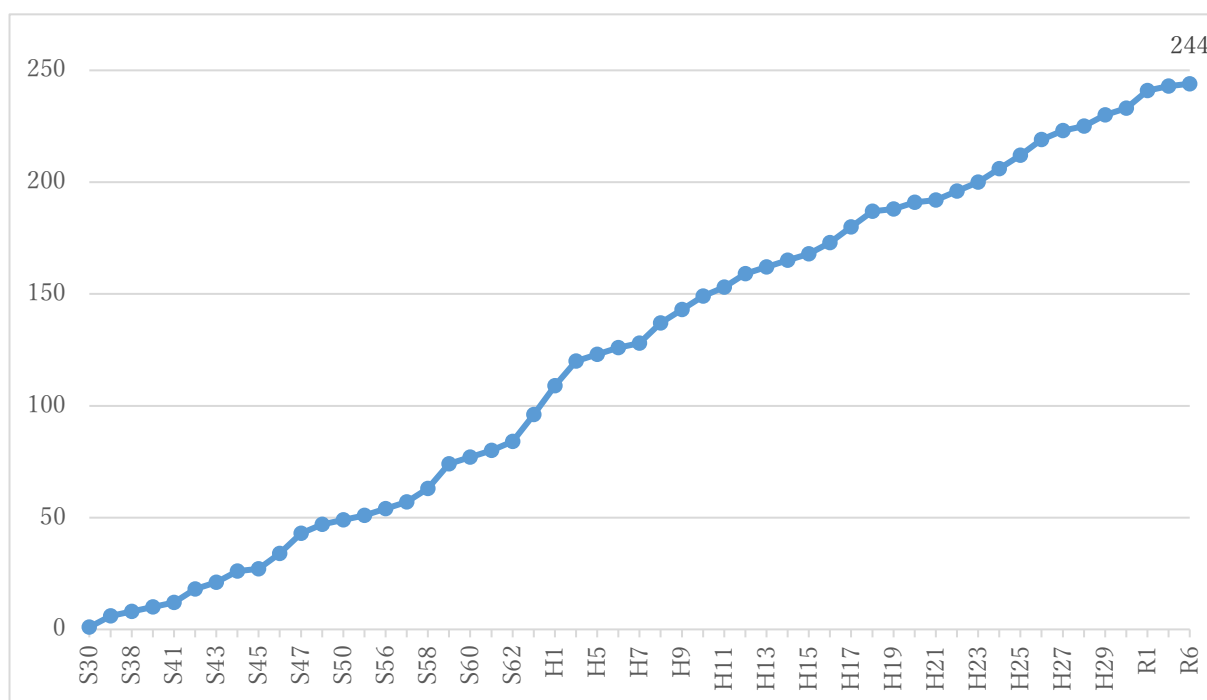
当市独自の工業団地整備と企業立地課の設置による積極的な誘致活動の展開を進めるとともに、昭和50年代には、東北自動車道や東北新幹線の開通により、交通の利便性が増し、誘致企業の立地件数も加速しました。

誘致企業の立地増加にあわせて、大型小売店の進出や再開発ビルの建設による商業振興が図られたほか、北上総合運動公園、さくらホール等の公共施設も整備されるなど都市環境の充実も図られてきました。

令和6年度末現在の誘致企業は244社で、8つの工業団地、流通基地、産業業務団地を持つ、東北有数の工業集積都市として発展を続けています。

■ 誘致企業数（累計）

（単位：社）



出典) 企業立地課

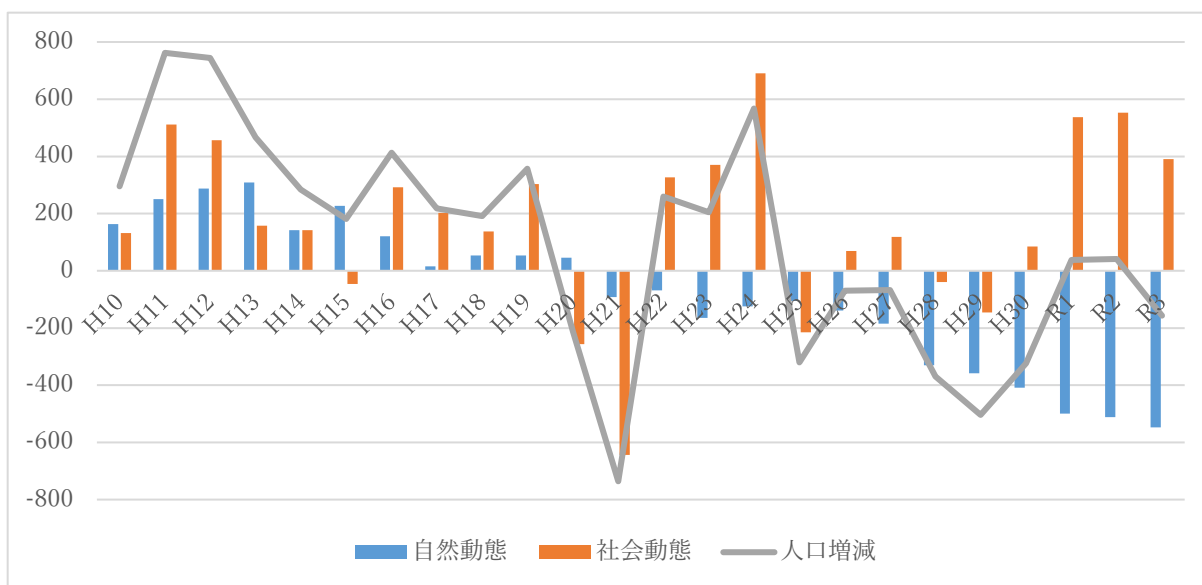
(3) 人口の動態

平成10年度以降の人口動態を見てみると、平成19年度までは出生による自然増、転入による社会増により人口の増加が続いていましたが、平成20年度のリーマンショックからの2年間は企業活動の縮小による転出者の増加により人口が減少しました。

また、自然動態は平成21年度以降減少に転じ、その減少幅は年々広がってきていますが、社会動態は増減を繰り返しており、企業活動が活発な時期には人口増となっていることが分かります。

■人口動態の推移

(単位：人)



出典) 北上市統計書

(4) 市税と市民所得の推移

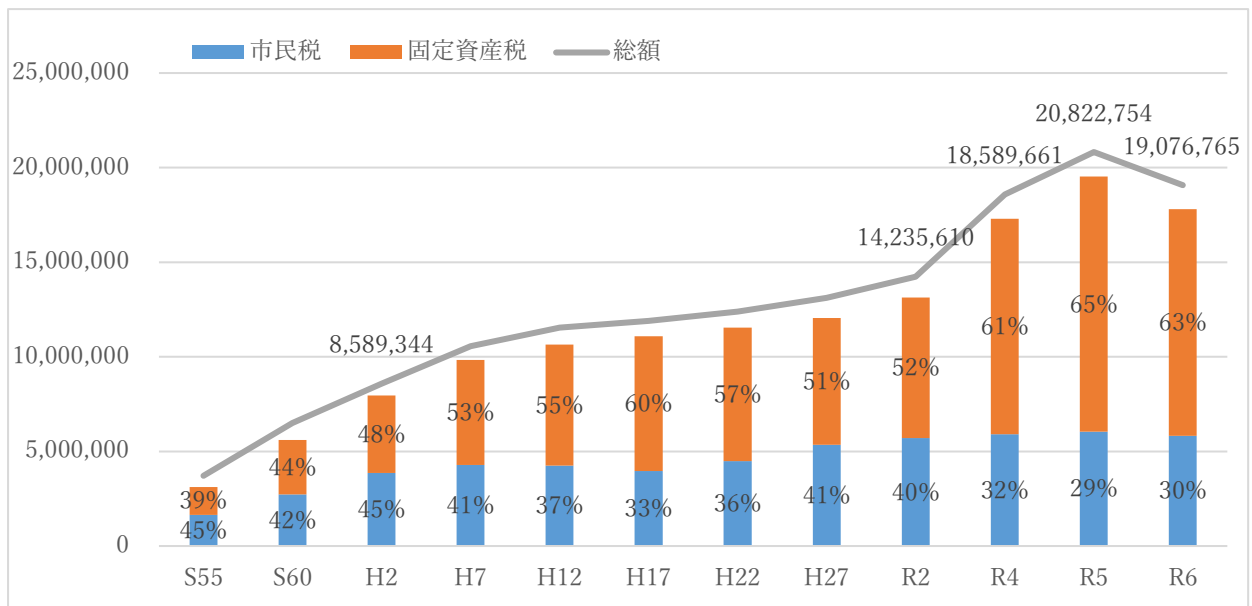
昭和55年度以降の市税収入の推移を見ると、経済状況を反映しての増減はあるものの、総じて増加傾向にあります。平成12年度以降はその伸びは緩やかでしたが、令和4年度に大きく伸びて以降、総額が150億円を超えています。

固定資産税収入は昭和60年度以降、市民税収入を上回っていますが、平成17年度から減少傾向にありました。近年は企業の旺盛な設備投資が続き、令和2年度から増加に転じ、令和4年度以降は100億円を超えています。

また、人口1人あたりの市町村民所得の推移では、県内近隣市と比較して高い数値で推移しており、産業振興の成果が表れています。

■市税収入の推移

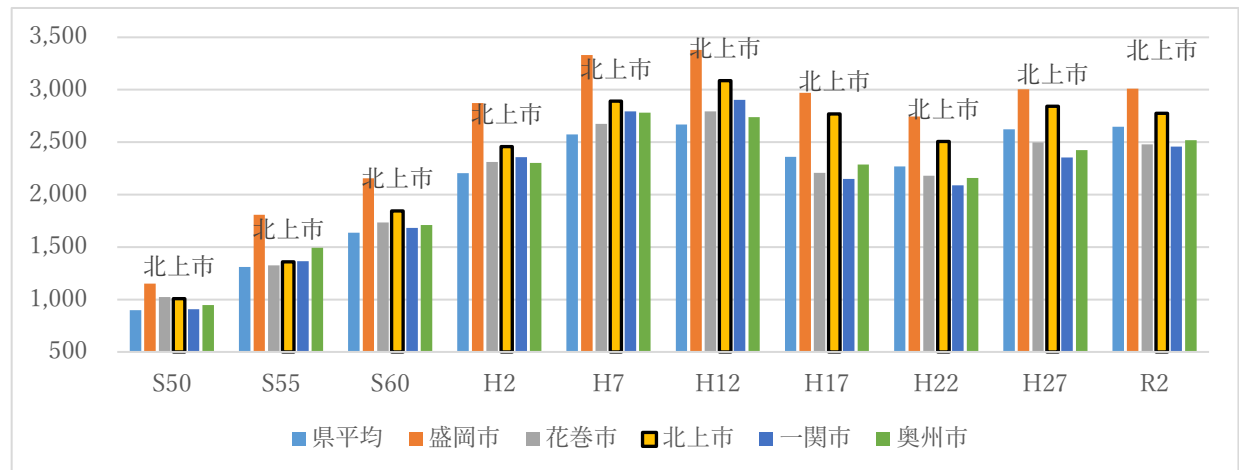
(単位：千円)



出典) 北上市統計書、北上市決算書

■人口一人あたりの市町村民所得の推移

(単位：千円)



	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
県平均	899	1,310	1,637	2,205	2,575	2,669	2,359	2,270	2,623	2,646
盛岡市	1,152	1,807	2,156	2,872	3,332	3,381	2,970	2,744	3,004	3,010
花巻市	1,024	1,326	1,735	2,312	2,676	2,795	2,209	2,179	2,497	2,480
北上市	1,009	1,358	1,845	2,457	2,891	3,088	2,769	2,506	2,842	2,777
一関市	906	1,365	1,683	2,357	2,793	2,903	2,150	2,088	2,355	2,459
奥州市	947	1,494	1,711	2,302	2,783	2,740	2,286	2,158	2,424	2,519

- ・平成12年度以前の盛岡市、花巻市、一関市は旧市。奥州市は水沢市の値。
- ・昭和60年度以前の北上市は旧江釣子村・旧和賀町を、盛岡市は旧都南村を含まない。

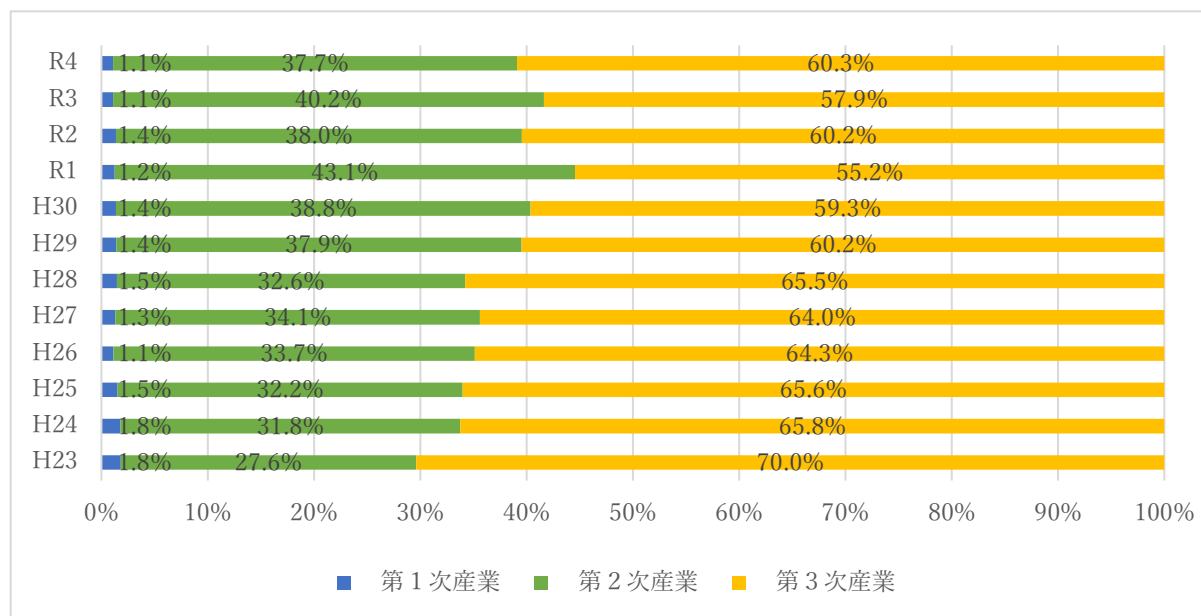
出典) 岩手県統計年鑑、岩手県市町村民経済計算

2-2-2 産業構造

(1) 市町村内総生産からみた北上市の産業構造

岩手県市町村民経済計算（平成23年度以降）によると、市町村内総生産の割合でみると北上市の産業構造は第3次産業が過半数を占めています。

■市町村内総生産（北上市）【割合】

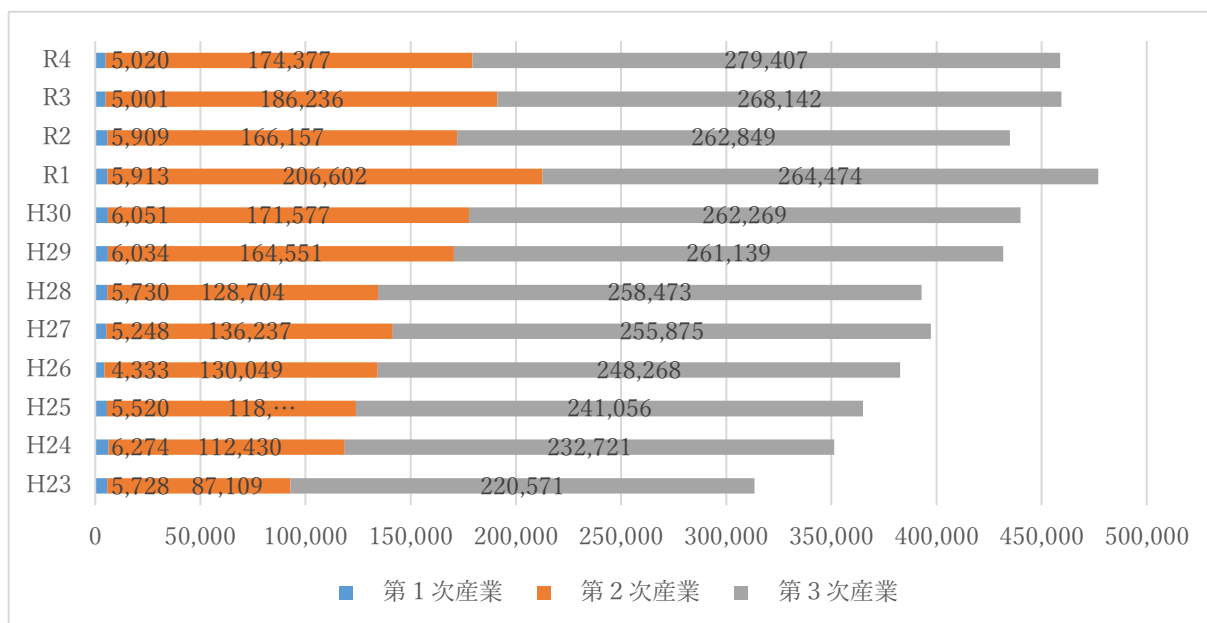


出典）岩手県市町村民経済計算

また市町村内総生産額の推移では、東日本大震災の影響を受けた平成23年度に315,100百万円となりましたが、その後は順調に上向き、令和4年度には463,056百万円となっています。

■市町村内総生産（北上市）

（単位：百万円）

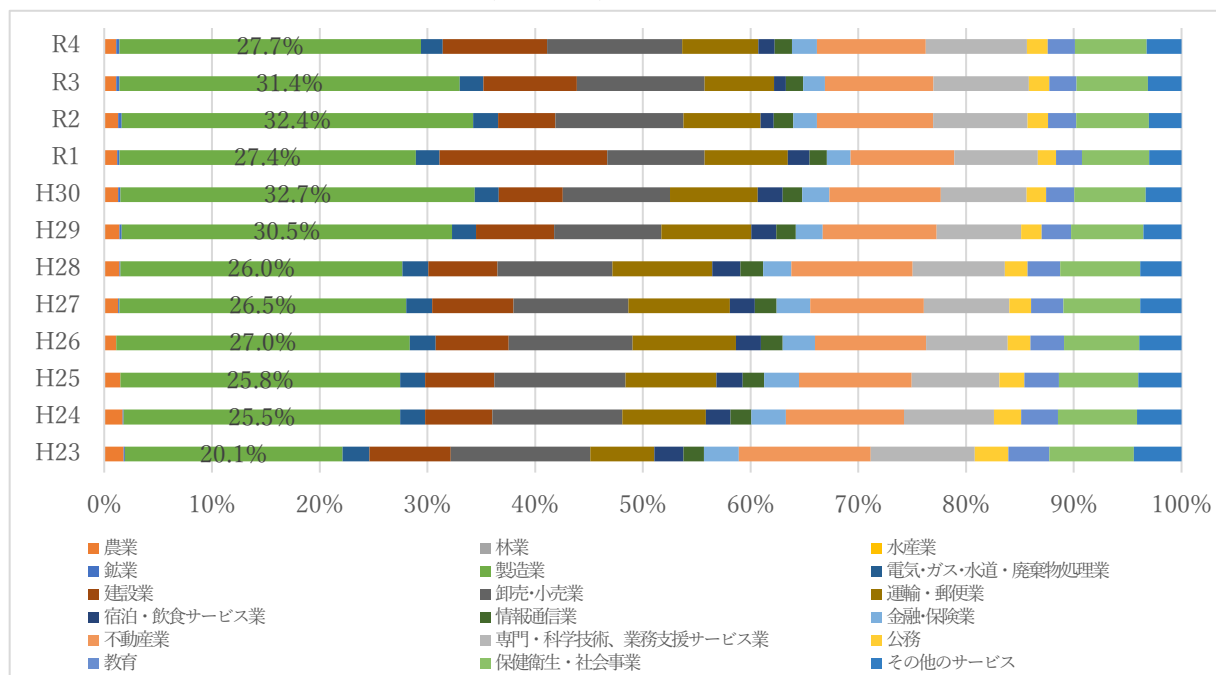


出典）岩手県市町村民経済計算

市町村内総生産を産業別にみると、平成24年度以降、製造業が25%から32%程度で推移しています。また、製造業の占める割合は、県内他市との比較においても高く、市の産業の柱となっていることが分かります。

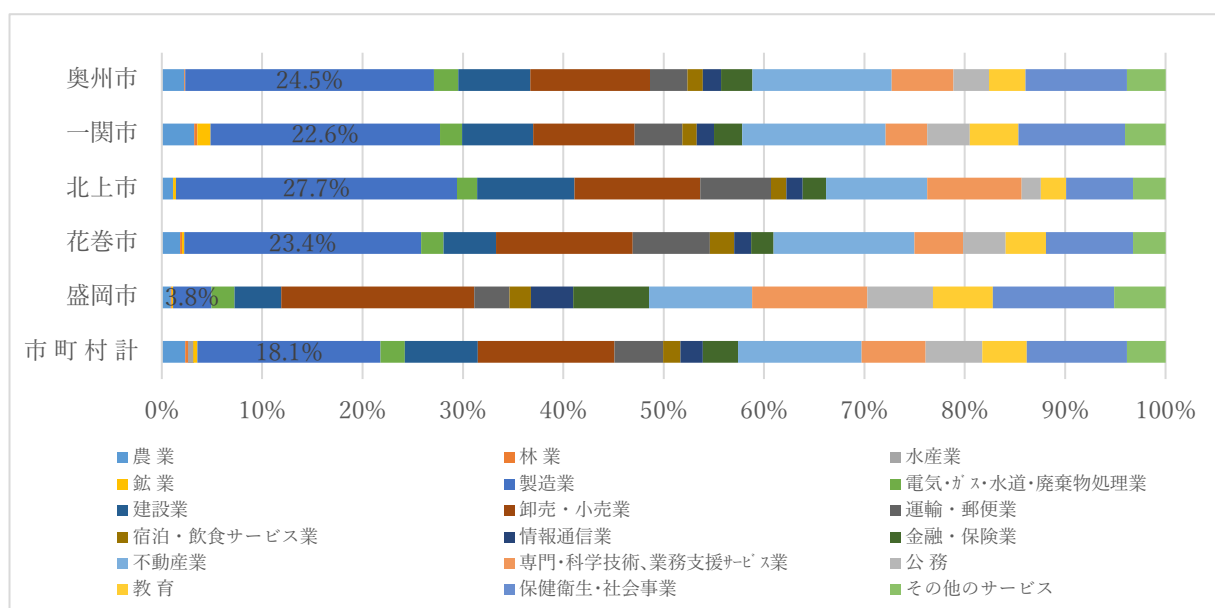
市の産業の柱となっている製造業は、平成24年に隣接する金ヶ崎町に大手自動車メーカーの国内第三拠点が発足したことに加え、市内では令和2年に大手半導体メーカーの国内第二拠点の1棟目が操業開始、令和7年には2棟目が操業したことにより、更なる関連企業の集積や他の産業への好影響が予想されます。

■市町村内総生産の産業別割合（北上市）



出典）岩手県市町村民経済計算

■市町村内総生産の産業別比率の県内他市との比較（令和4年度）



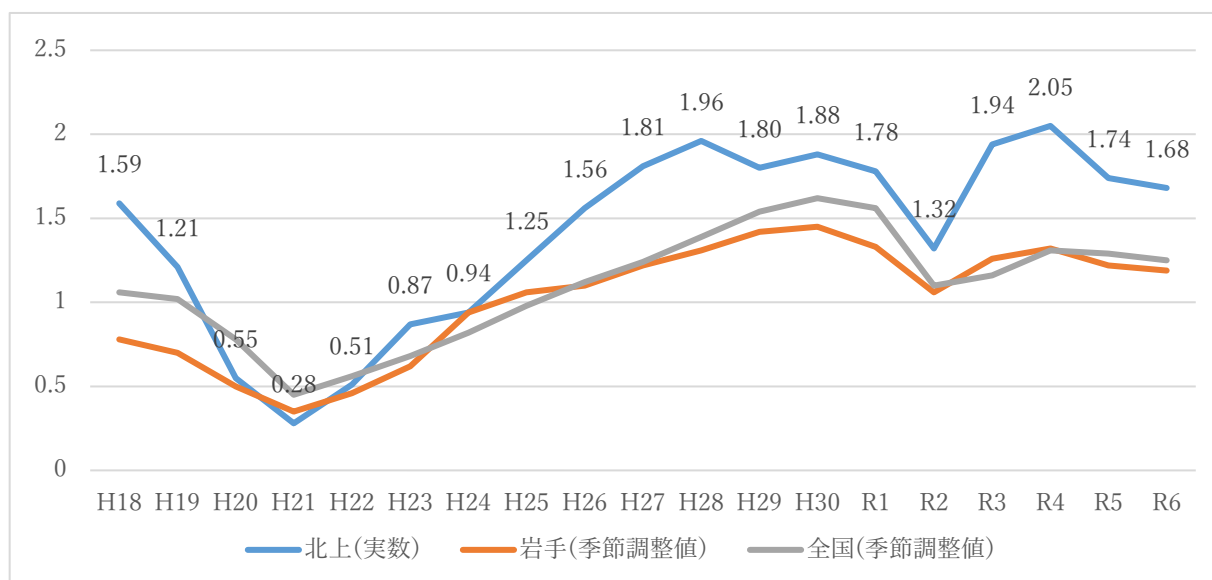
出典）岩手県市町村民経済計算

(2) 雇用の状況

平成18年度以降の年度平均有効求人倍率をみると、リーマンショックの影響により平成21年度に0.28倍に落ち込みましたが、その後景気の回復とともに上昇し、平成28年度には1.96倍となるなど近年では全国を上回る高倍率で推移しています。新型コロナウイルス感染症の影響があった令和2年度においても1.32倍と求人数が求職者数を上回り、令和3年には1.94倍、令和4年には2.05倍に跳ね上がりました。

令和7年12月のフルタイムのみの有効求人倍率は職業全体では1.66倍で、職業別にみると、「保安の職業（12.43倍）」が最も高く、次いで「建設・採掘の職業（5.69倍）」「専門的・技術的職業（3.89倍）」「サービスの職業（2.50倍）」が高倍率となっています。一方で「事務的職業」では0.46倍と求職者超過の状況となっています。

■ 有効求人倍率の推移



出典）公共職業安定所資料等

2-3 産業をとりまく社会経済情勢

2-3-1 少子高齢化による生産年齢人口減少の深刻化

厚生労働省の人口動態統計によると、日本の合計特殊出生率は令和6年に過去最低の1.15となり、人口の置き換え水準である2.07との乖離が進みました。なお、岩手県が公表するデータによると、令和5年は全国1.18、岩手県1.17、北上市1.19で、北上市が全国を若干上回ったものの、今後減少が予想されます。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」によると、これまで増加を見せていた南関東でも令和7年から総人口が減少し、令和12年以降は国内全地域で総人口が減少するとされています。また、生産年齢人口の総人口に占める割合は、令和2年は59.5%でしたが、令和17年には57.6%と低下傾向で推移すると見込まれています。さらに65歳以上の割合は令和2年の28.6%に対し、令和17年には32.3%に増加するとされています。

今後、出生数・出生率の低下による人口減少が加速し高齢化が進むことで、労働力の確保が難しくなり、人手不足がさらに深刻になることが予想されます。このような中でも経済活動を維持するため、生産性の向上など労働力不足を補う体制作りが必要になっています。

2-3-2 脱炭素化と産業競争力向上の同時実現（GXの推進）

近年、気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しており、国内でも激甚な豪雨・台風災害や猛暑が頻発しています。この気候変動問題に対応するため、平成27年に「パリ協定」が採択され、世界中で脱炭素社会を目指した取り組みが行われています。日本政府も令和2年10月に「2050年 カーボンニュートラル宣言」を行い、2050年までの脱炭素社会の実現を目指して、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。

しかし、令和4年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻や、中東情勢の悪化等により、世界のエネルギーをめぐる不確実性が高まりました。このため排出削減だけでなく、エネルギーを安定して供給させながら経済成長と産業競争力を強化する「グリーントランスフォーメーション（GX）※」によるエネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指した政策が進められています。

2-3-3 Society5.0の推進

国は、平成28年に策定した「第5期科学技術基本計画」において、我が国が目

※グリーントランスフォーメーション（GX）

産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革させる取り組み。

指すべき未来社会の姿として「Society5.0」を提唱しました。Society5.0の実現に向けた取組は、人口減少や少子高齢化の進行、生産性や成長力の伸び悩み、地方経済の活性化などの課題を解決し、持続的かつ包摂的な経済成長の実現に寄与するものであるとの考えから、「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」」（令和元年）において、「地域における Society5.0 の推進」として重要な柱の一つとなっています。

令和2年から流行した新型コロナウイルス感染症による国際社会および国内生活の急速な変化を踏まえ、行政手続のオンライン化や AI・ロボットの導入の推進、デジタル技術の活用を前提とした規制の見直しなど、国は DX・GX インフラの整備と新たな価値の創造により社会全体の変革を進めており、地域経済における様々な課題解決や新事業創出につながることを期待されます。

2-3-4 農業生産活動を取り巻く環境への対応

日本の農業は国の基幹産業であり、食料の安定供給と国土の保全等の大切な役割を担っています。しかし、国際情勢の不安定化や異常気象、担い手不足など、食料・農業・農村を取り巻く環境は大きく変化しています。農林水産省によると、基幹的農業従事者（15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者）は、平成12年の240万人から令和6年には111万人に半減し、年齢層は70歳以上が多くなっています。

国の基幹産業として持続可能な生産活動を行うためにも、生産基盤を強化し収益力を高める必要があります。しかし、日本の人口減少に伴い国内市場が縮小することで、農業経営が困難になるだけでなく、過疎地でのスーパー等の閉店が進み、商業者の経営の縮小や、消費者の食料品の購入や飲食が困難になる問題にもつながります。さらには農村環境の保全が進まないことで野生鳥獣等の被害が増えていくことが懸念されます。

このような中、国は食料・農業・農村基本計画を改正し、令和7年4月に改正後初の「食料・農業・農村基本計画」を策定しました。平時からの食料安全保障を確保し、生産性や付加価値を向上させ、輸出の促進により農業経営の収益力を高め、農業者の将来の事業拡大や投資の意欲を促そうとしています。併せて食料システム全体で環境負荷の低減も図ることとしています。

2-3-5 コロナ禍を経た社会経済活動の再開

令和2年当初から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症は、人々の生命や生活のみならず、経済、社会、さらには人々の行動・意識・価値観にまで大きな影響を及ぼしました。令和5年に感染症法の位置付けが5類に移行し、様々な活動制限が解除され、社会経済活動が再開されています。

国内外の人口移動が回復し、令和6年に日本を訪れた外国人旅行者数は、コロナ禍前を超える約3,687万人と、円安の影響も受けて過去最高を記録しました。しかし、需要が集中する人気観光地ではオーバーツーリズムの対応に苦慮し、混在緩和等の対策や観光資源維持の財源確保策として入場料の二重価格や宿泊税を導入する県も出てきています。一方で、インバウンド需要を取り込むため、地方は魅力の研鑽と情報発信、多言語化等の環境整備の努力が引き続き必要とされています。

また、コロナ禍における接触忌避や、巣ごもり需要を背景に、インターネットを通じた商品やサービスの購入・取引の増加と共に、日本においてもキャッシュレス化が進みました。令和6年のキャッシュレス決済比率は42.8%と、政府目標の4割を達成。利用割合は諸外国に比べると決して高いとは言えませんが、キャッシュレス決済の利用環境向上やインバウンドの増加などを背景に、今後さらなる普及が見込まれます。

2-3-6 成長型の新たな経済ステージへの移行

国は、骨太の方針2024で「賃上げと投資が牽引する経済成長」を掲げましたが、人件費やエネルギーコストなどのコスト上昇分は転嫁が進みにくく、価格転嫁は消費者離れや取引先からの反発が危惧されるため、より踏み込んだ値上げを実施することが難しいとの見解があります。

また、賃上げが物価上昇に追い付かず、実質賃金は令和4年から約2年マイナス（厚生労働省「毎月勤労統計調査」）が続きました。

このような中、国は、これまで長期のデフレにより低物価・低賃金・低成長のコストカット型が続いてきた日本の経済を、人材や資本等の資源を成長分野に集中投入することによって、経済全体の生産性を高め、日本経済を「成長型の新たな経済ステージ」へと移行させることを最重要課題としています。

この移行を実現させるため、骨太の方針2025では、物価上昇を上回る賃上げの普及・定着、地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応、「投資立国」「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加、国民の安心・安全の確保に取り組むこととしています。

2-3-7 海外の社会情勢等による日本経済への影響

コロナ禍からの経済回復や寒波の到来などによるエネルギー需要の増加のほか、ロシアによるウクライナ侵攻により、世界的にエネルギー市場の混迷が拡大しました。また、中東情勢の緊迫化、近年の天候不順の影響もあり、食料が世界的に供給難となっているほか、原材料・エネルギー価格が中心のコストが増加し、物価の値上げが続いています。

さらに、米国の関税政策や中国の輸出入規制が、日本経済においてどれだけ影響を及ぼすか危機感が募っています。その影響は、雇用の不安定化や賃上げの鈍化、物価高による消費者の節約志向など広く及ぶことが想定されます。国は令和7年4月に「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」を策定して、資金繰り支援など必要な対策を追加的に行うとしましたが、景気の下振れリスクと先行きの不透明感が懸念されています。

3 北上市の産業の現状と課題

3-1 生産年齢人口が減少する中での人材の確保

今後、北上市の生産年齢人口は全国と同様に実数、割合とも減少していくことが予測されています。近年の有効求人倍率は1.50倍を超える高い数値が続き、令和6年11月には2.0倍に迫る1.91となりました。令和7年3月は1.49倍で約4年ぶりに1.50倍を下回ったものの、県内で高い状況が続いています。

一方、岩手県の地域別最低賃金は令和7年度に1,031円に引き上げられたものの、全国加重平均の1,122円より低い状況です。

慢性的な人手不足は、市内産業の維持を困難にし、各分野における知識や技術が継承されない可能性が高まります。また、賃上げによる中小企業の経営圧迫の影響と地域経済の鈍化も懸念されます。

市内では人材確保の一環として、外国人労働者の積極的な採用を検討するため、企業が中心となってインドへの視察が行われるなどの動きが出ています。今後も引き続き省人化・省力化を図るとともに、外国人労働者のほか高年齢者、障がい者の受け入れ態勢の整備、技術を継承する後継者や指導者の育成、デジタル技術などによる生産性の向上で賃上げを実現するなど、労働者にとって魅力ある働き方・職場づくりを進めながら人材の定着、確保に努める必要があります。

3-2 脱炭素化と産業競争力向上の同時実現

カーボンニュートラルへの取り組みが進められている中、地球温暖化への対応を経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも成長の機会と捉える時代に突入しました。各分野の産業活動が環境に与える側面に着目し、環境負荷を低減させつつ経済成長を目指す動きや支援が進められています。

今後、市内の各産業分野においても、グリーントランスフォーメーション（GX）による環境負荷低減と経済成長の両立を意識した活動が求められます。市内事業者や農業者によるCO2削減への取り組みや、排出削減に向けた新たな成長産業の事業化、各産業分野でデジタル化などの新たな技術を導入した生産性の向上を図る必要があります。これらに対する公的支援も含めて、持続可能な経済活動を維持することが課題となります。

3-3 デジタル技術の活用による経済成長

国ではSociety5.0の実現に向けての取り組みを進めるとともに、DXによる社会全体の革新を目指しています。市内事業者にも対応が求められますが、デジタル化が進んでいない事業者、農業者に対し、それぞれの段階に合わせた支援が必要です。また、新技術を活用するための人材を育成しつつ、労働力の機械化（オ

ートメーション化）などにより少ない人数で効率を高められるよう、省人化・省力化の視点を広める必要もあります。

国による DX 分野への大規模投資が進められることから、市内の産業活動においても新たなデジタル技術を積極的に活用し、新たな働き方や変化する消費者行動に対応することがこれからの産業競争力につながります。

急速に変化する社会経済情勢に柔軟に対応しながら経済成長する必要があります。

3-4 コロナ禍を経た社会経済活動の力強い回復

新型コロナウイルスの感染症法の位置付けが 5 類に移行し、様々な活動制限が解除されて以降、市内でもインバウンド需要が回復してきています。

市内のインバウンド需要は時期的に限定される傾向にありますが、夏油高原スキー場の外国人スキー客の増加は、市内への波及効果が期待されます。これを好機ととらえ、農産物や景観・自然、文化・芸術、スポーツなどの産品・サービス、それらを支える人材を磨き、農林産業や観光産業の高付加価値化を目指し、魅力を発信していくことが課題となります。

また、キャッシュレス決済への対応の整備など、デジタル技術を活用して来訪者の利便性・満足度を高めることも、インバウンドの増加やリピーターの確保の一つの策と考えられます。

さらには、新たな人の流れや交流人口の増加を生み出す中心市街地の再開発も進められています。

しかし、物価高騰や米関税措置、中国の輸出入規制により、景気の下揺れリスクを起こしていることから、動向を注視しながら必要な対策や支援を講じていく必要があります。

3-5 半導体関連産業等の集積への対応

市内には、自動車や半導体関連産業の集積が進んでおり、大手半導体メーカーの拠点が立地したことにより、集積が加速しています。一方で、半導体産業を支える人材の確保が課題であることから、エンジニアの育成を目的に、産学官連携による施設としては全国で初の「いわて半導体関連人材育成施設」が令和 7 年 4 月に市内に設置されました。

また、生産年齢人口の減少が予想される中、半導体産業を支える人材だけでなく、さらなる企業集積により人材確保が課題となることから、積極的な外部人材の受け入れを支援するとともに、市内で働くための受け皿となる環境を整える必要があります。

4 これからの北上市の産業振興

4-1 産業振興の基本目標

「挑戦する心を原動力とした力強い地域経済の創出」
ー地域資源を活かし、人と技術が産業を育てるまちー

北上市は、工業振興をまちづくりの柱として独自に工業団地を整備し、積極的な誘致活動を展開してきた結果、これまで240を超える誘致企業が立地しています。

多くの誘致企業が立地したことにより、地場の事業者にとっては、誘致企業との取引の活性化などの相乗効果が生まれています。また、新たに生まれた雇用の場は、商業や観光業への波及効果をもたらしています。

また、当市の農業は水田農業を中心としていることもあり、企業が兼業農家の雇用の場となるなど、農村集落の維持にも寄与しています。

このような地域の産業の発展は、雇用の確保や市民所得の向上において重要な役割を担っており、特に、地域に住み続けるという観点において大きな効果をもたらしてきました。また、産業の発展がもたらす税収は多様な行政サービスの提供を可能とする役割を担ってきました。

これからの北上市の産業振興には、生産年齢人口の減少やカーボンニュートラルへの対応、Society5.0とDXの推進に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変化など、新たな取り組みが求められています。

このような中、当市では「北上市総合計画2021～2030」に掲げる4つの基本目標のうち「挑戦する心を原動力とした力強い経済の創出」を産業振興の基本目標とし、地域資源に対する付加価値の向上と、人材の確保と育成、新たな技術の導入などによる生産性の向上そして産業間の連携による新たな魅力づくりにより地域産業を持続的に発展させていくための施策を展開します。

4-2 産業振興の基本方針

北上市地域産業振興基本条例第3条第1項では、産業振興の基本理念を「事業者の自主的な努力及び創意工夫を基本としながら、地域資源の積極的な活用と新たな付加価値の創造に向け、事業者、産業経済団体及び市長等が、農林業、商業、工業又は観光業の枠組みを超えて連携し、市民の理解と協力のもとに、地域経済の循環及び持続的発展を図ること」としています。そして、第2項でこの基本理念に基づき次に掲げる5つの方針により産業の振興を推進することとしています。

4-2-1 地域産業の基盤強化

地域産業の稼ぐ力の向上、持続的な成長に不可欠となる産業基盤の強化に取り組みます。

- 農業基盤の整備による効率的な生産体制の確立を目指します。
- 工業団地の整備により、高い交通利便性を活かした企業集積を図ります。
- 支援機関である産業支援センター、農業支援センターの継続的な活動による地域産業の支援を行います。

4-2-2 地域資源[※]の発掘、収集及び積極的な活用

美しい自然、安全・安心な農畜産物、豊富な水資源や森林資源、240社を超える誘致企業の集積、地場中小企業が持つ技術など北上市が持つ地域資源を発掘、収集し活用します。

- 農畜産物を独自にブランド認証することにより、地域経済循環につながる地産地消に取り組みます。
- 豊富な森林資源によるカーボンニュートラルへの貢献を検討します。
- 中小企業の開発力を強化し、製品の高付加価値化や収益の向上を目指します。

4-2-3 地域産業を担う人材の育成及び活用

今後生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の産業の継続的な発展を担う人材を確保するため、人材の育成や定着に取り組みます。

- 農業の次世代に向けた後継者の育成や兼業農家等が農業を維持するための支援などにより、農業従事者の確保に取り組みます。
- 活気ある商業環境の確保のため、創業や事業承継に対する支援を行います。
- 小中学生がものづくりに触れる機会をつくることにより、ものづくりへの興味をもたせるなど、ものづくり人材の裾野拡大に取り組みます。

[※] 地域内に存在する資源であり、地域内の人間活動に利用可能な（あるいは利用されている）、有形、無形のあらゆる要素。気候、地形、自然環境、伝統文化、技術、農産物、工業部品など様々なものが含まれる。

- デジタル化や新しい技術の導入による付加価値の向上や業務効率化を支援するとともに、活用できる人材の育成に取り組みます。
- 創業や事業継承を支援することにより、地域を支える中小企業を支えます。

4－2－4 産業の枠を超えた交流及び連携

農林業や商工業、観光など地域の特色ある資源を活かした産業間の連携を促進し、新たな魅力づくりに取り組みます。

- 農畜産物や木材の市内企業による活用を支援します。
- 産業、農産物、食、文化等の地域資源の観光資源としての活用を図ります。

4－2－5 地域資源の魅力づくり及び発信の継続的な取組の展開

地域資源に愛着を持ち磨き上げ、発信することにより新たな交流人口の創出や産業の進出を目指します。

- ふるさと納税の返礼品として農畜産物や工業製品のほか、宿泊体験などを提供し、北上市の魅力の発信を図ります。
- 夏油高原エリアや展勝地エリアなどの観光資源の磨き上げによる魅力向上を図ります。

【成果指標】

指 標	現状値	目 標		出典等
	令和２年 (2018年実績)	令和７年 (2025年)	令和12年 (2030年)	
市内総生産	4,423億円	4,700億円	5,600億円	岩手県市町村民 経済計算年報

基本目標

「挑戦する心を原動力とした力強い地域経済の創出」

(北上市総合計画 2011-2030 における基本目標)

5つの基本方針

(北上市地域産業振興基本条例における産業振興の方針)

地域産業の基盤強化	地域資源の発掘、収集、及び積極的な活用	地域産業を担う人材の育成及び活用	産業の枠を超えた交流及び連携	地域資源の魅力づくり及び発信の継続的な取組の展開
地域産業の稼ぐ力の向上、持続的な成長に不可欠となる産業基盤の強化に取り組みます。	自然、農畜産物、森林資源、企業が持つ技術など北上市が持つ地域資源を発掘、収集し活用します。	地域の産業の継続的な発展を担う人材を確保するため、人材の育成や定着に取り組みます。	地域の特色ある資源を活かした産業間の連携を促進し、新たな魅力づくりに取り組みます。	地域資源に愛着を持ち磨き上げ、発信することにより新たな交流人口や産業の進出を目指します。

具体的な取組 (各部門別の計画)

【農業】 - 効率的な生産体制の構築 - 農業基盤整備による効率的な生産体制の確立 - 農畜産物の生産性及び品質の向上 - 農業・農村の有する多面的機能の維持 - 中山間地域における農地支援 - 有害鳥獣対策の推進 【林業】 - 森林整備と森林資源活用の促進 【商業】 - 商業集積地区の線的、面的な更新 - 地域における買い物を含めた拠点の充実化や再整備 - 物価高騰の影響への対応 - 運転資金、設備資金への支援 【工業】 - 市内事業者の現状にあった生産性向上 - 付加価値向上、取引拡大による「稼ぐ力」の強化 「知識集約型」産業を支える環境整備及び企業や研究機関の誘致 【観光】 - 観光需要転換期における事業者支援 - 関係団体、観光事業者との連携強化と持続可能な体制整備 - 広域連携の推進 - 持続可能な交通サービスの検討 【産業連携】 - 支援機関によるアドバイス機能強化	【農業】 - 新技術の開発・育成や事業化の支援 - 農産物の流通量及び販路拡大 - 市内企業との連携による北上産農産物の活用検討 【林業】 - 木材の循環利用の推進 - 北上で生産された木材や合板等の活用検討 - 森林の有する多面的機能の発揮 - 森林・木材のカスケード利用の推進 - 脱炭素社会への貢献 【商業】 - 低利用化した商店街施設の魅力向上と更新 - 多種多様なニーズに訴求する商業サービスの創出 【工業】 - 付加価値向上、取引拡大による「稼ぐ力」の強化 【観光】 - コロナ禍を経て変化した旅行形態や新しい生活スタイルへの対応 【産業連携】 - 産業構造を活用した産業の連携 - 地域資源とツーリズムの融合 - 農商工をはじめとした各分野の推進	【農業】 - 農業の次世代に向けた後継者育成 - 兼業農家等が農業を継続するための支援 - 地域の担い手確保支援 【林業】 - 林業の次世代に向けた後継者育成 - 林業における就業条件の改善につながる取り組み支援 【商業】 - 地域課題の解決に取り組むコミュニティビジネスの支援 - キャッシュレス、消費者向け電子取引の導入促進 - 創業、事業継承の支援 - 多種多様なニーズに訴求する商業サービスの創出 【工業】 - 市内事業者の現状にあった生産性向上 - 付加価値向上、取引拡大による「稼ぐ力」の強化 - ものづくり人材の裾野拡大 - 働きやすい環境整備による人材定着の促進 - 生産性向上に向けた人材育成の推進 - 幅広い人材確保の推進 【産業連携】 - セミナーの開催及び情報提供の充実	【農業】 - 農商工連携による地域産業の振興 - 新技術の開発・育成や事業化の支援 - 農産物の流通量及び販路拡大 - 市内企業との連携による北上産農産物の活用検討 【林業】 - 北上で生産された木材や合板等の活用検討 - 森林・木材のカスケード利用の推進 【観光】 - 関係団体、観光事業者との連携強化と持続可能な体制整備 - 広域連携の推進 【産業連携】 - 産業構造を活用した産業の連携 - 地域資源とツーリズムの融合 - 農商工をはじめとした各分野の推進 - ふるさと納税制度の活用 - 支援機関によるアドバイス機能強化 - セミナーの開催及び情報提供の充実	【農業】 - 新技術の開発・育成や事業化の支援 - 農産物の流通量及び販路拡大 - 農業・農村の魅力発信支援 - 環境負担軽減の推進 【林業】 - 木材の循環利用の推進 - 北上で生産された木材や合板等の活用検討 - 林業の魅力発信支援 【商業】 - 低利用化した商店街施設の魅力向上と更新 【工業】 - 付加価値向上、取引拡大による「稼ぐ力」の強化 【観光】 - インバウンド誘客促進に向けた受入環境の整備 - 夏油高原エリア - 展勝地エリア - その他の観光資源の磨き上げ 【産業連携】 - 地域資源とツーリズムの融合 - ふるさと納税制度の活用
---	---	---	---	---

5 具体的な施策を 推進するための計画

5－1 農 業

5-1-1 農業の現状と課題

(1) 北上市の農業の現状

① 農家数等

ア 総農家数

- ・令和2年の農家数は2,981戸と、平成27年と比べて減少しています。
- ・令和2年の販売農家^{※1}は1,937戸と、平成27年と比べて773戸減少（△28.5%）し、自給的農家^{※2}は令和2年が1,044戸と、平成27年と比べて減少しており、販売農家の減少率が大きくなっています。

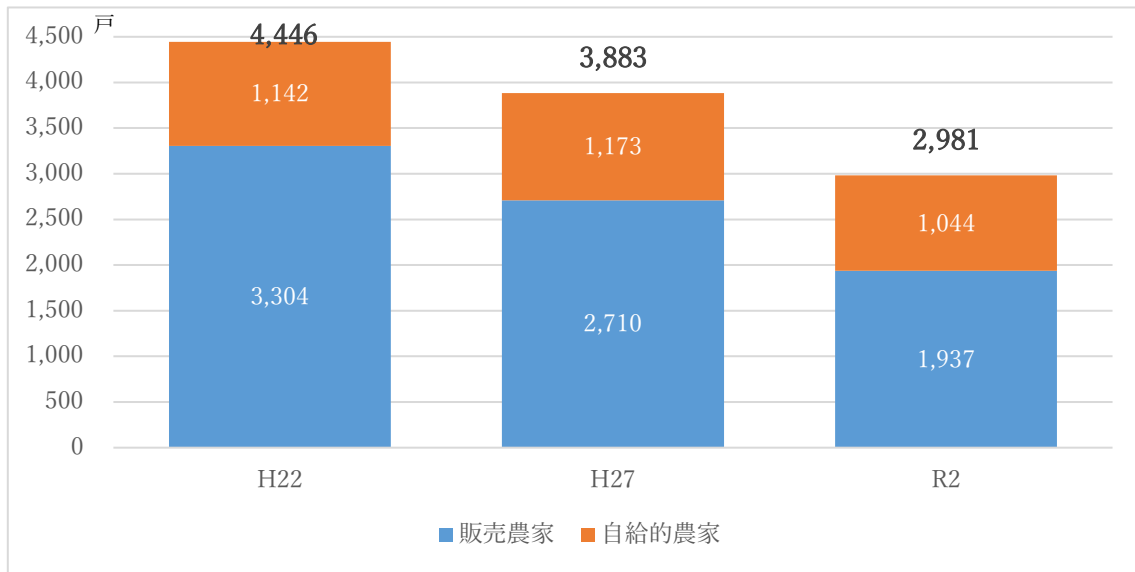


図1 総農家数

出典) 農林業センサス

※1 販売農家 経営耕地面積30a以上又は年間農産物販売金額が50万円以上の農家

※2 自給的農家 経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額50万円未満の農家

北上市の特徴である令和7年の米農家数は3,778戸と、平成27年と比べて1,040戸減少（△21.5%）しています。

表1 生産調整方針主体の推移

(単位：戸)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	戸数	戸数	戸数	戸数	戸数	戸数	戸数	戸数	戸数	戸数	戸数	対H27年比
(株)純情米いわて	15	16	16	16	16	16	16	16	16	15	15	0
花巻農業協同組合(北上)	4,072	3,996	3,994	3,916	3,849	3,773	3,773	3,697	3,629	3,231	3,129	△943
その他出荷先	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
小計	4,088	4,013	4,011	3,933	3,866	3,790	3,790	3,714	3,646	3,247	3,145	△943
非参加者(自給的農家)	730	726	671	675	680	684	684	681	673	627	633	△97
合計	4,818	4,739	4,682	4,608	4,546	4,474	4,474	4,395	4,319	3,874	3,778	△1,040

出典) 北上市農業再生協議会

イ 経営体数

- ・令和 7 年の経営体数は1,493経営体となっており、平成22年と比較して半分以下に減少しています。
- ・令和 7 年の経営体の内訳は、個人経営体が最も多く1,434経営体（96.0%）、団体経営体が59経営体（4.0%）となっています。

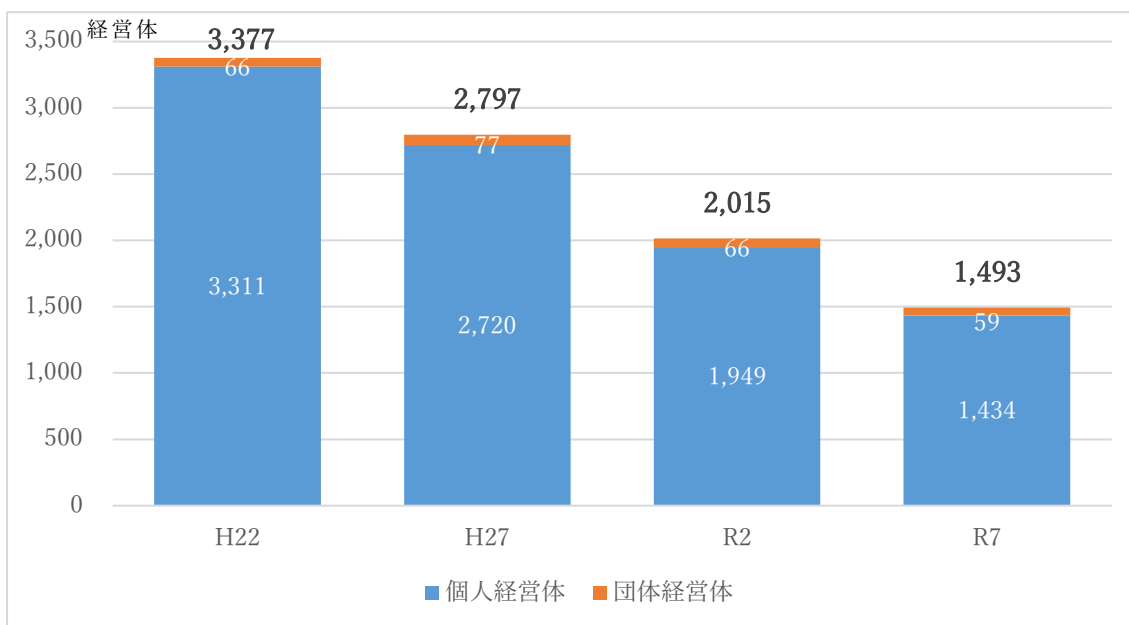


図 2 経営体数

出典）農林業センサス

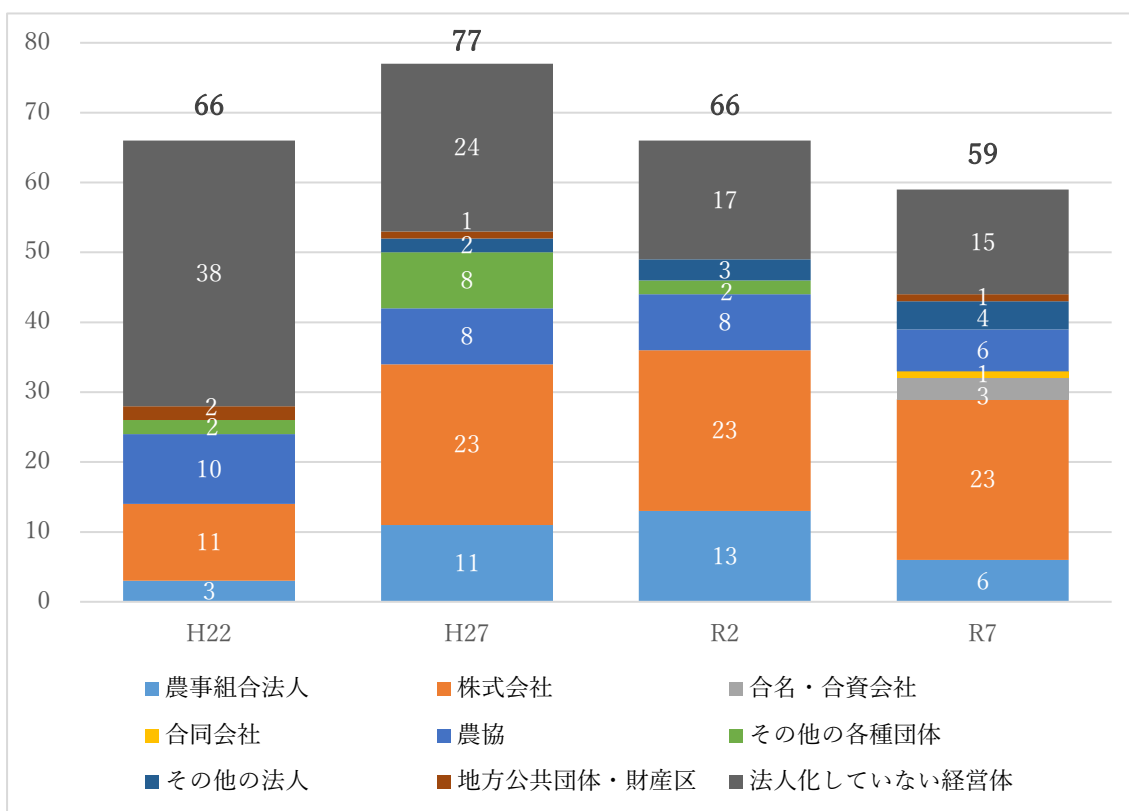


図 3 団体経営体数

出典）農林業センサス

ウ 主副業別農業経営体数（個人経営体）

- ・令和7年の農業経営体のうち個人経営体を主副業別にみると、主業経営体※¹は235経営体、準主業経営体※²は184経営体、副業的経営体※³は1,015経営体となっており、個人経営体に占める割合は、主業経営体が16.4%、準主業経営12.8%、副業的経営体が70.8%となっています。

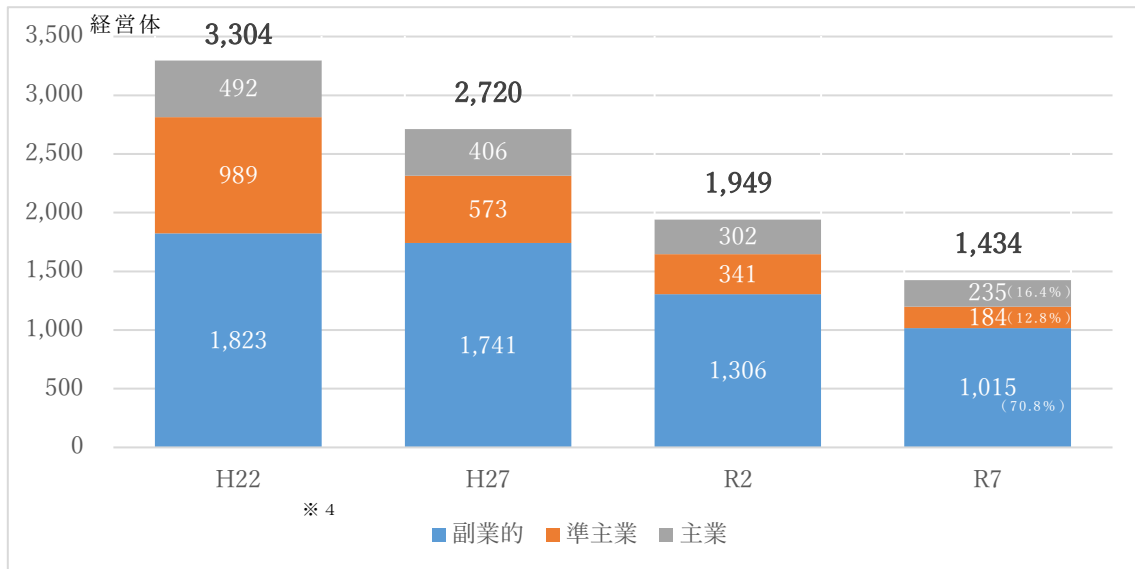


図4 主副業別農業経営体数（個人経営体）

- ※1 主業経営体 農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
- ※2 準主業経営体 農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
- ※3 副業的経営体 調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体
- ※4 H22は家族経営のうち主業経営体、準主業経営体、副業的経営体を分類した数値であるため、図2の個人経営体数と一致しない。

出典）農林業センサス

岩手県農業研究センター「農林業センサス支援シート」

エ 基幹的農業従事者数

- ・令和7年の基幹的農業従事者※¹数は1,636人となっており、年々減少傾向にあります。
- ・年齢階層別にみると70～74歳が384人（23.5%）と最も多く、次いで75～79歳の362人（22.1%）、65～69歳の258人（15.8%）であるなど、65歳以上の従事者が全体の78.7%を占めています。

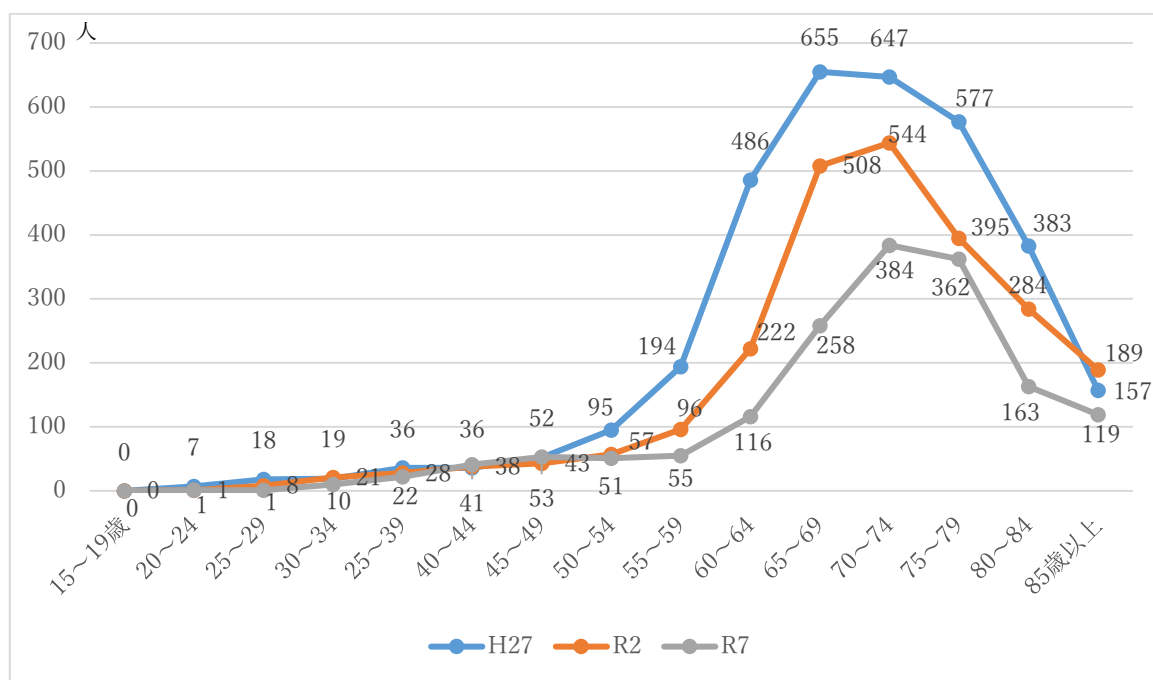


図5 基幹的農業従事者数（個人経営別）

出典）農林業センサス

岩手県農業研究センター「農林業センサス支援シート」

※1 基幹的農業従事者 個人経営体における15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

オ 認定農業者数

- ・令和 7 年の認定農業者※¹数は321経営体であり、平成27年の477経営体をピークに減少傾向となっています。
- ・令和 7 年の認定農業者における法人数は33経営体であり、法人数については横ばいで推移しています。

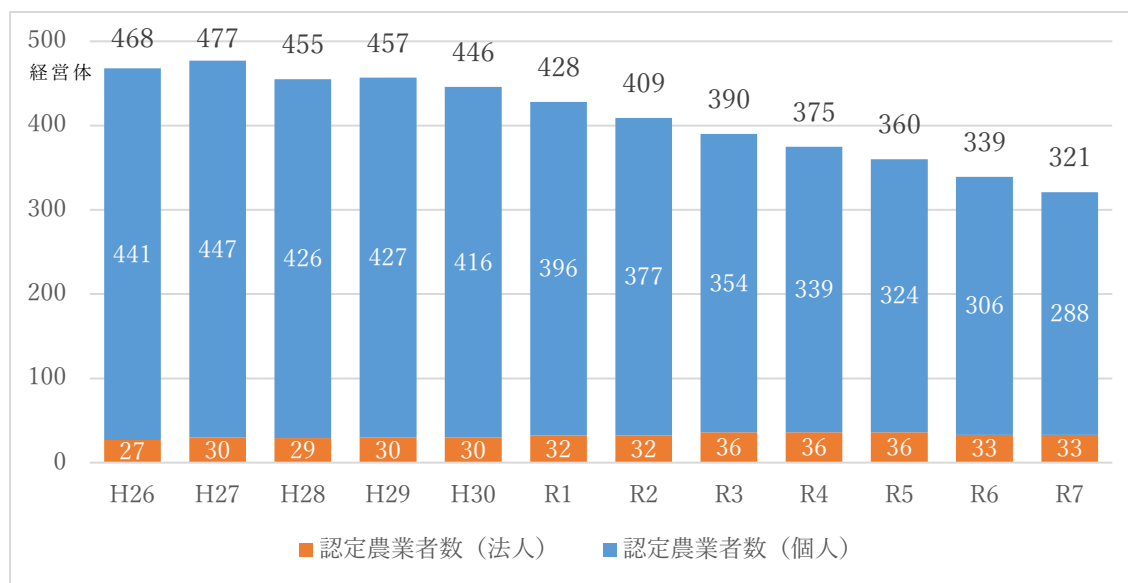


図 6 認定農業者数

出典）市農業振興課

- ※ 1 認定農業者 農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、農業経営改善計画を作成し、その計画内容が各市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に照らし適切であるとして各市町村から認定を受けた者

カ 中心経営体数

- ・令和 7 年の中心経営体※¹は470人であり、令和元年までは増加傾向でしたがその後は横ばいで推移しています。

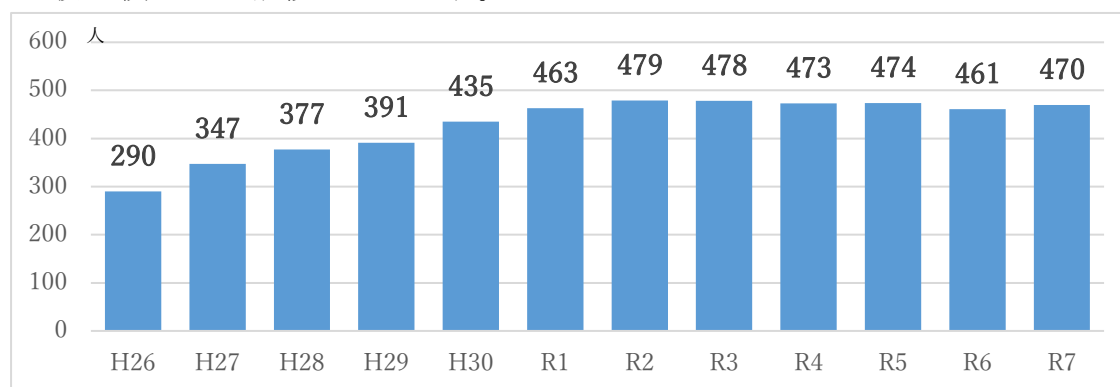


図 7 中心経営体数

出典）市農業振興課

- ※ 1 中心経営体 地域計画（地域農業マスタープラン）に位置付けられた「認定農業者」、「認定新規就農者」、「集落営農組織」、「基本構想水準到達者」、「今後育成すべき農業者」のこと。将来にわたって地域の農地利用を効率的・安定的に担うことが見込まれる者

キ 新規就農者

- ・令和6年の新規就農者は17名で、平成29年から増加傾向だったものの令和3年度をピークに減少しています。
- ・令和6年の最も多い就農区分は、農業雇用者（青年・中高年）の12人であり、新規就農者の7割は雇用就農となっています。
- ・令和6年の新規就農者を年齢層別に見ると、青年が12人、中高年が5人となっています。

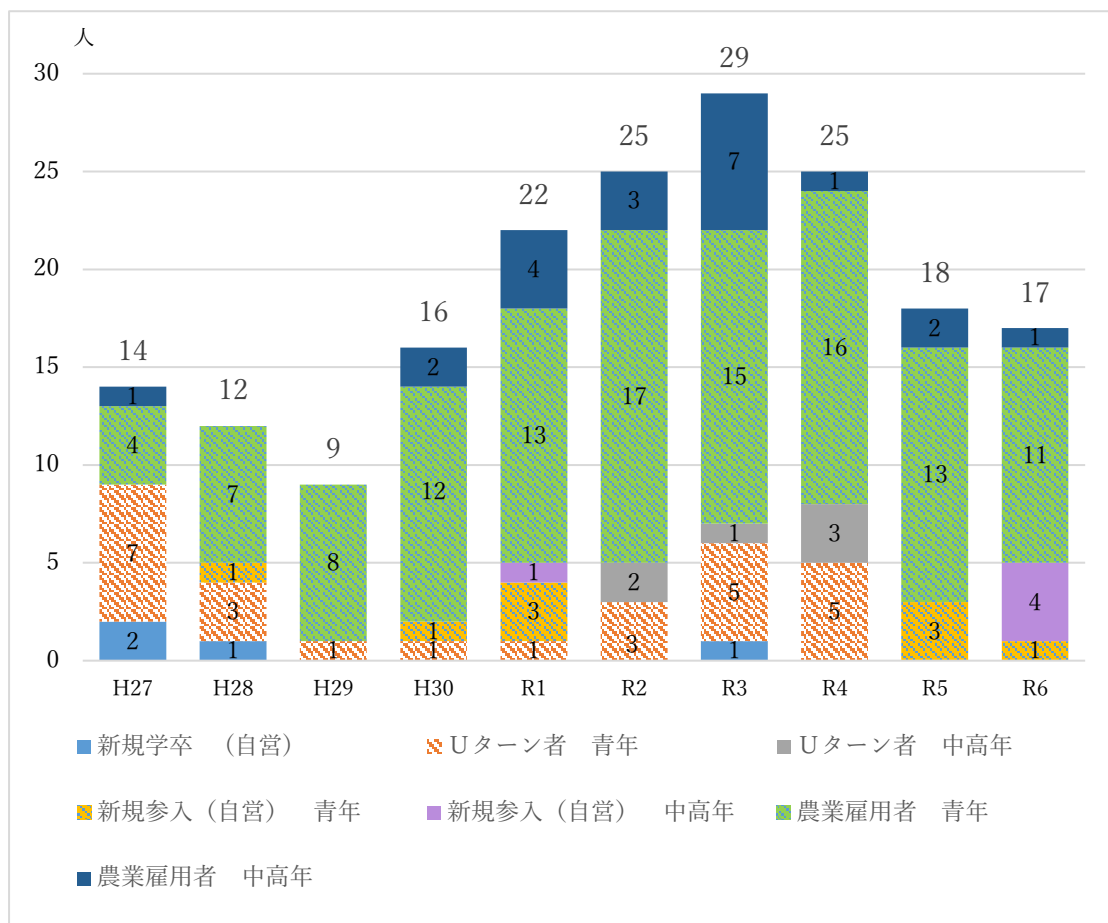


図8 新規就農者数※1

出典）岩手県新規就農者実態調査

※1 青年：45歳未満、中高年：45歳以上

ク 後継者の確保状況別経営体数

- 令和2年の経営体における後継者の確保状況は、後継者を確保している経営体が585戸(29.0%)、5年以内に農業経営を引き継がない経営体が100戸(5.0%)、確保していない経営体が1,330戸(66.0%)であり、後継者を確保していない経営体の割合が最も多くなっています。
- 経営者が65歳以上経営体において、後継者を確保している割合は34.0%となっています。

表2 5年以内の後継者^{※1}の確保状況別経営体数と割合(R2)

※1 後継者 5年以内に農業経営を引き継ぐ後継者(予定者を含む。)をいう。

	後継者を 確保している	5年以内に農業経営を 引き継がない	確保していない	計
全体	585戸	100戸	1,330戸	2,015戸
割合	29.0%	5.0%	66.0%	100.0%
うち65歳以上	447戸	32戸	835戸	1,314戸
割合	34.0%	2.4%	63.5%	100.0%

出典) 農林業センサス

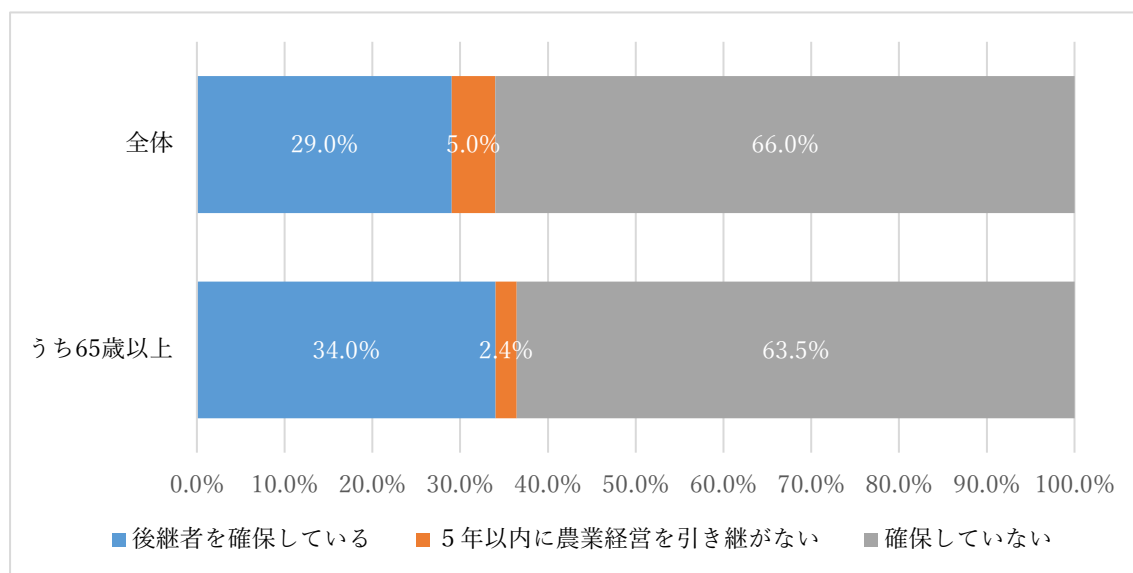


図9 5年以内の後継者の確保状況の割合(R2) 出典) 農林業センサス

ケ 経営耕地面積規模別経営体数

- ・令和7年の経営体を経営耕地面積規模別にみると、0.5～1.0haの階層が313経営体（21.4%）で最も多くなっています。
- ・2ha未満の経営体が全体の60.5%と、経営規模の小さい経営体が多数を占めています。
- ・10.0ha未満の階層は減少傾向にあり、それ以上の階層は増加傾向にあります。
- ・全体の経営体数は減少していますが、10.0ha以上の階層では経営体数が増加してきており、経営の大規模化がさらに進んでいます。

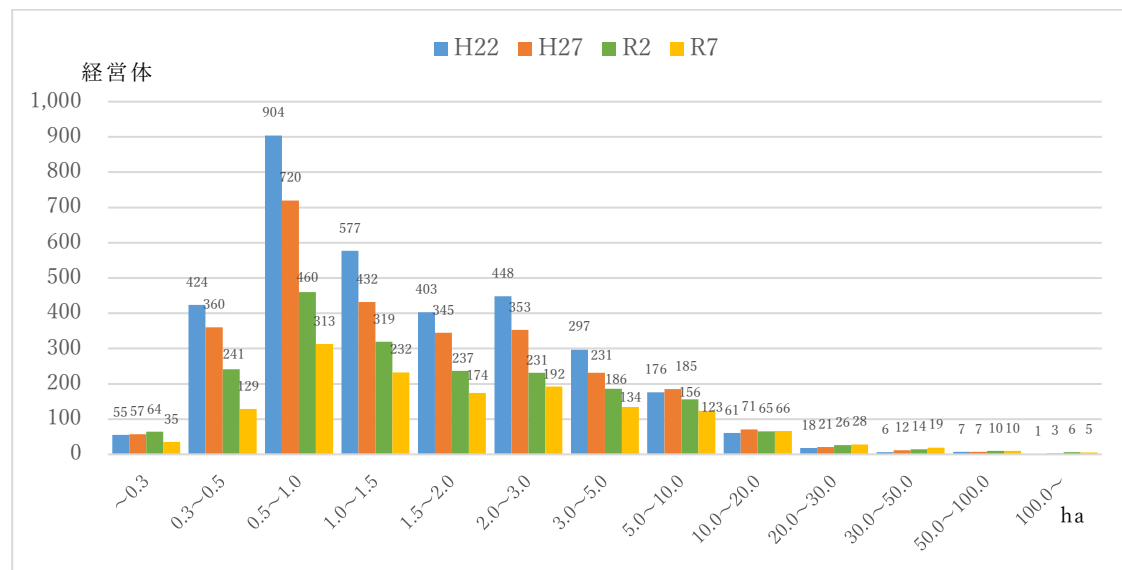


図10 経営耕地面積規模別経営体数

出典) 農林業センサス

コ 農産物販売金額規模別経営体数

- ・経営体を農産物販売金額規模別にみると、300万円未満の小規模経営の経営体が多数を占めている状況であり、令和7年は100～300万円未満の階層が474経営体（経営体全体の31.7%）と最も多くなっています。
- ・令和7年は300万円以上のすべての階層で経営体数が維持又は増加しているほか、1,000万円以上の経営体数が増加傾向となるなど、経営の大規模化が進んでいます。

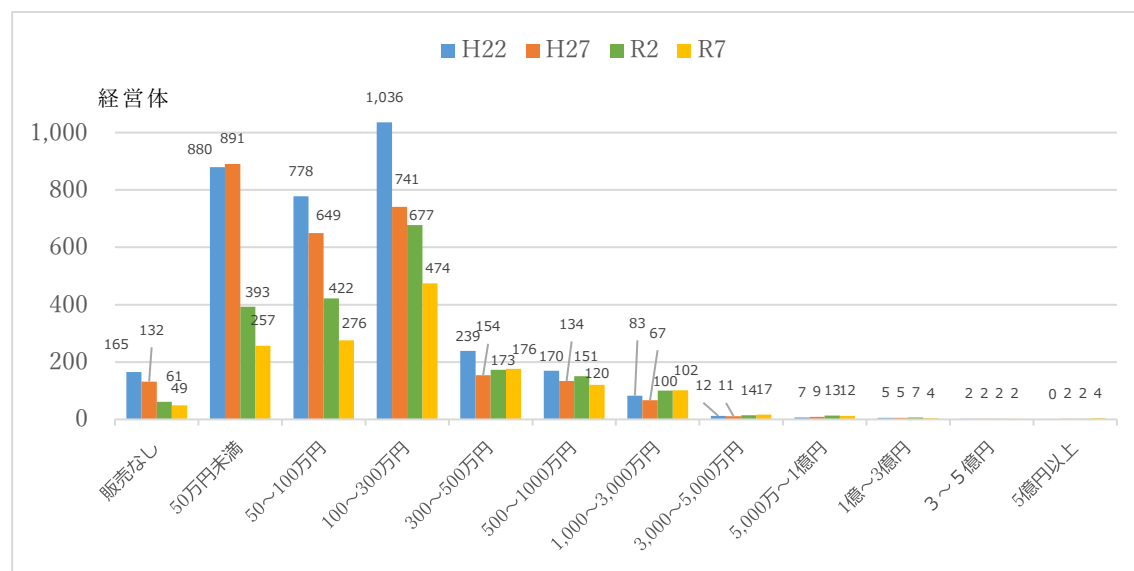


図11 農産物販売金額規模別経営体数の推移

出典) 農林業センサス

サ 農産物販売金額1位の部門別経営体数

- ・令和7年の経営体を農産物販売金額1位の部門別にみると、稲作が1,233経営体（85.4%）と最も多く、次いで、露地野菜の74経営体（5.1%）、果樹類の41経営体（2.8%）の順となっています。
- ・令和7年と令和2年以前の経営体数を比較すると、麦類作及び施設野菜以外の部門で減少しています。

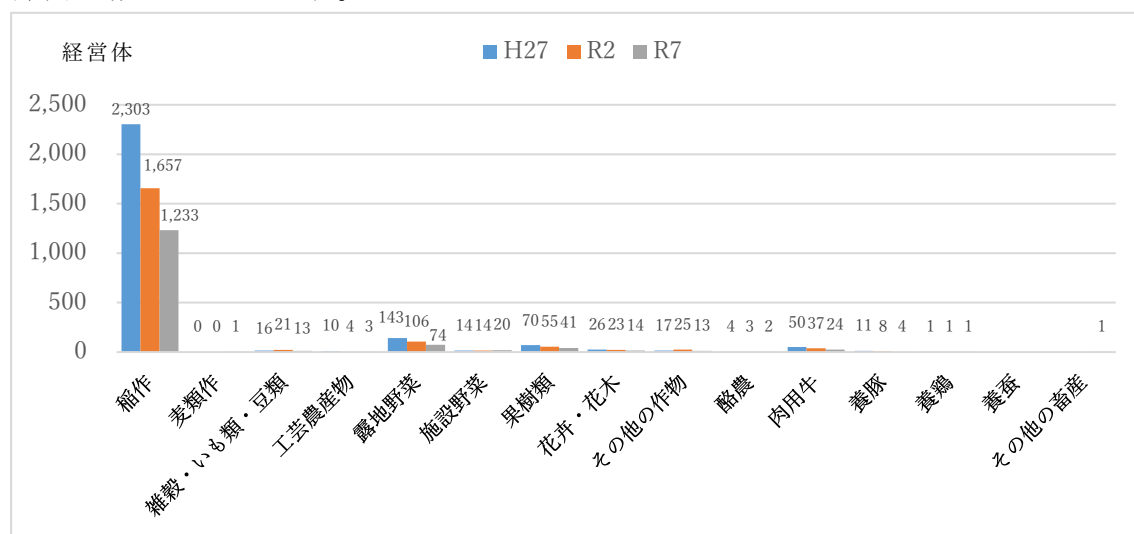


図12 農産物販売金額1位の部門別経営体数の推移

出典) 農林業センサス

シ 農産物販売金額 1 位の出荷先別経営体数

- ・令和 2 年の経営体を農産物販売金額 1 位の出荷先別にみると、農協が1,714経営体（87.7％）と最も多く、次いで、農協以外の出荷団体の94経営体（4.8％）、消費者に直接販売の53経営体（2.7％）の順となっています。
- ・令和 2 年と平成27年の経営体数を比較すると、農協以外の出荷団体、小売業者、食品製造業・外食産業、その他の部門が増加しています。

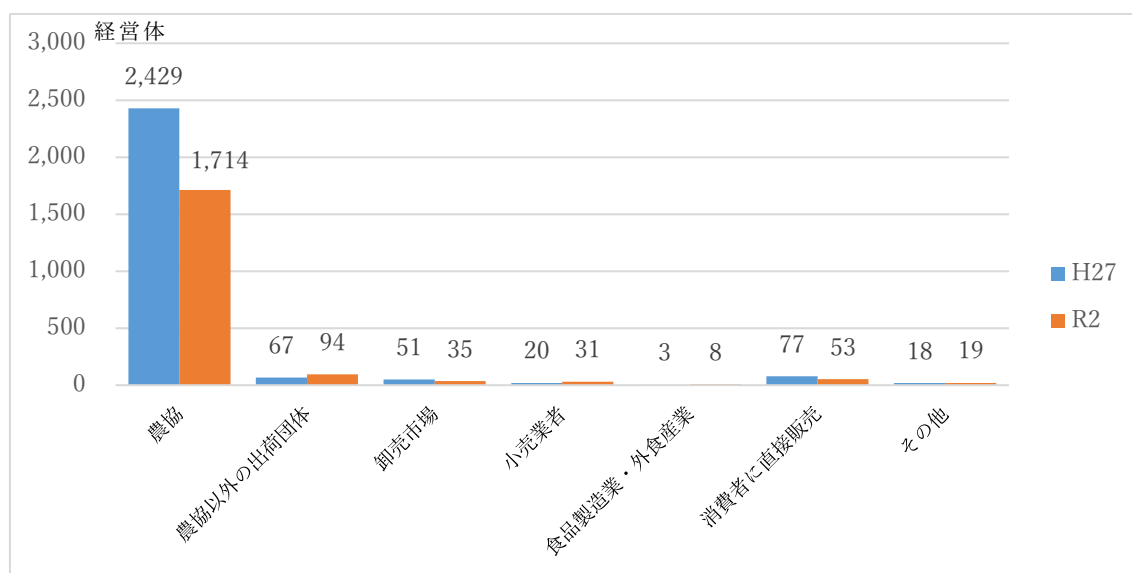


図13 農産物販売金額 1 位の出荷先別経営体数の推移 (R2)

出典) 農林業センサス

ス 販売目的の経営体数と作付け面積

- ・令和 2 年の販売目的とした農畜産物の作付・飼養状況をみると、水稻の経営体が最も多く1,814経営体となっています。
- ・令和 2 年の野菜分野における最も多い経営体は「さといも」の125経営体で、果樹分野における最も多い経営体は「りんご」の108経営体、畜産分野における最も多い経営体は「肉用牛」の71経営体となっています。

表3 販売目的の経営体数と作付け面積（R2）

- 1) 2020年農林業センサスによる令和2年2月1日前1年間の値
- 2) 作付け（栽培）面積については、販売を目的として作付け（栽培）された面積
- 3) 農家の自己申告による。

■ 稲、麦、雑穀、いも類、豆類、工芸農産物（単位：経営体、ha）

	経営体数		作付面積	
	2020	2015	2020	2015
水稻	1,814	2,514	5,000	5,085
陸稲	-	2	-	X
麦類				
小麦	79	75	623	463
大麦・裸麦	1	4	X	5
そば	7	10	214	171
その他雑穀	8	17	8	14
いも類				
ばれいしょ	28	59	1	4
かんしょ	5	3	1	4
豆類				
大豆	157	210	956	791
小豆	11	29	1	1
その他の豆類	10	13	1	4
工芸農作物				
なたね	1	-	X	-
こんにゃくいも	1	-	X	-
たばこ	-	2	-	X
その他工芸農作物	40	17	16	13

■ 野菜

（単位：経営体、ha）

	経営体数		作付面積	
	2020	2015	2020	2015
だいこん	69	177	X	5
にんじん	34	74	8	X
さといも	125	190	50	47
やものいも	21	27	2	1
はくさい	78	188	X	X
キャベツ	61	129	18	X
ほうれんそう	29	66	2	1
レタス	15	19	X	X
ねぎ	82	174	X	18
たまねぎ	57	124	11	X
ブロッコリー	18	39	2	X
きゅうり	59	125	6	5
なす	50	127	4	3
トマト	43	89	6	3
ピーマン	35	51	X	2
いちご	5	13	X	2
メロン	3	12	X	0
すいか	3	23	0	0
その他の野菜	211	288	201	134

■ 果樹

（単位：経営体、ha）

	経営体数		作付面積	
	2020	2015	2020	2015
りんご	108	137	X	63
ぶどう	4	2	1	X
日本なし	X	8	X	0
西洋なし	4	9	1	1
もも	3	6	0	0
すもも	X	3	X	0
おうとう	-	1	-	X
うめ	X	6	X	0
かき	1	2	X	X
くり	1	7	X	2
キウイフルーツ	1	1	X	X
パインアップル	X	-	X	-
その他の果樹	12	8	2	1

■ 花き

（単位：経営体、ha）

	経営体数		作付面積	
	2020	2015	2020	2015
花き類	54	61	33	21
花木	5	3	X	6

■ その他の作物

（単位：経営体、ha）

	経営体数		作付面積	
	2020	2015	2020	2015
その他の作物	54	108	35	276

■ 畜産

（単位：経営体、頭（羽））

	経営体数		飼養頭（羽）数	
	2020	2015	2020	2015
乳用牛	6	5	144	144
肉用牛	71	90	X	2,577
豚	6	11	14,565	29,274
採卵鶏	3	4	1,225百	715百

出典）農林水産省「わがマチ・わがムラ」

② 経営耕地面積等

ア 経営耕地面積

- ・令和7年の経営体における経営耕地面積は7,528haと、令和2年と比べ803ha（9.6%）減少しました。
- ・増減の内訳をみると、田が747ha減少、畑が53ha減少、樹園地が3ha減少し、全体として803haの減少となっています。
- ・令和7年の経営耕地（経営体）の内訳は、田が6,867ha（91.2%）と最も多く、以下、畑が594ha（7.9%）、樹園地が67ha（0.9%）となっています。

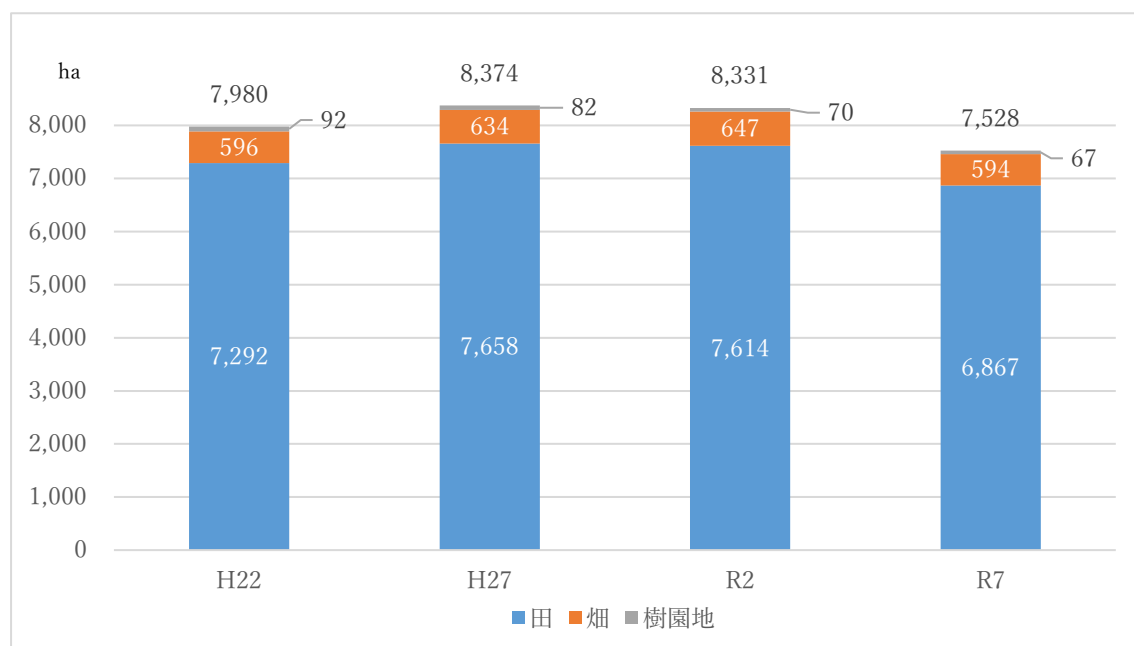


図14 経営耕地面積（総農家）の推移

出典）農林業センサス

イ 経営耕地面積規模別面積

- 令和7年の経営耕地面積を経営耕地面積規模別にみると、100.0ha以上の階層が1,951haと最も多く、次いで、10.0～20.0ha未満の階層で881haとなっています。
- 令和2年以前に比べ20.0ha以上100.0ha未満の階層で経営耕地面積規模別面積及び経営耕地面積規模別経営体のいずれも増加しており、農地の集積が進んでいます。

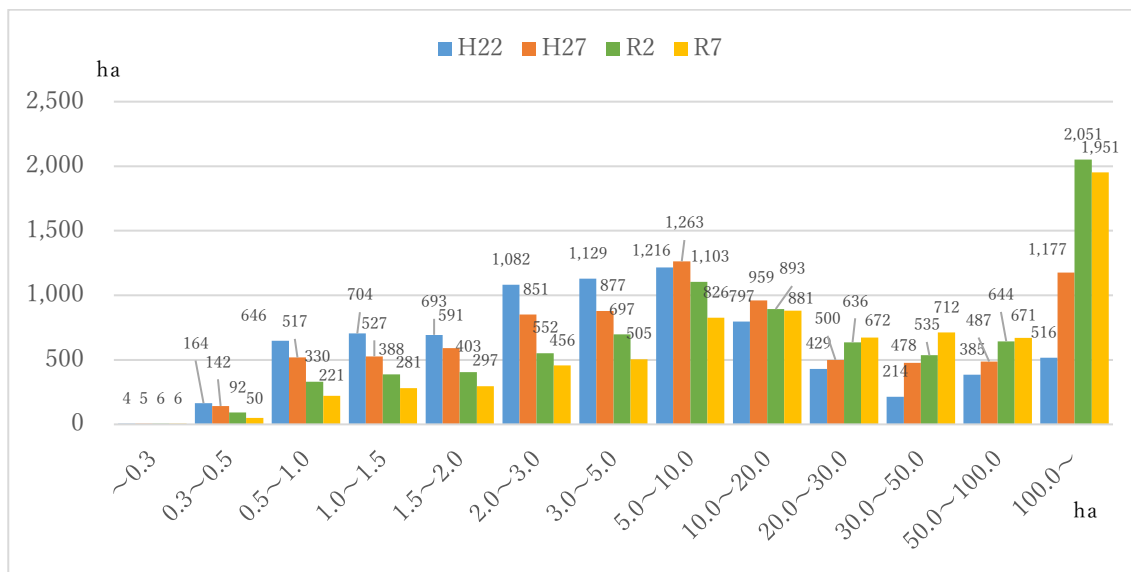
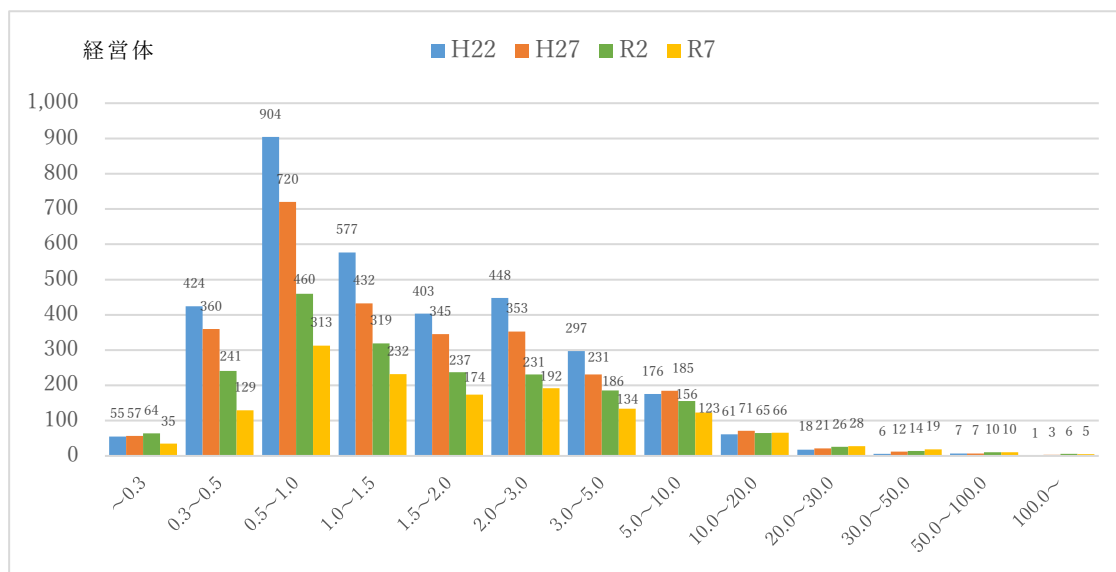


図15 経営耕地面積規模別面積

出典）農林業センサス



(再掲) 図10 経営耕地面積規模別経営体数

出典）農林業センサス

ウ 農業経営体の経営耕地面積規模別経営耕地面積の集積割合

- 令和7年の農業経営体の経営耕地面積規模別に経営耕地面積の集積割合をみると、10ha以上の農業経営体が64.9%を占めて増加傾向にあり、令和2年と比較して7.9ポイント上昇しました。

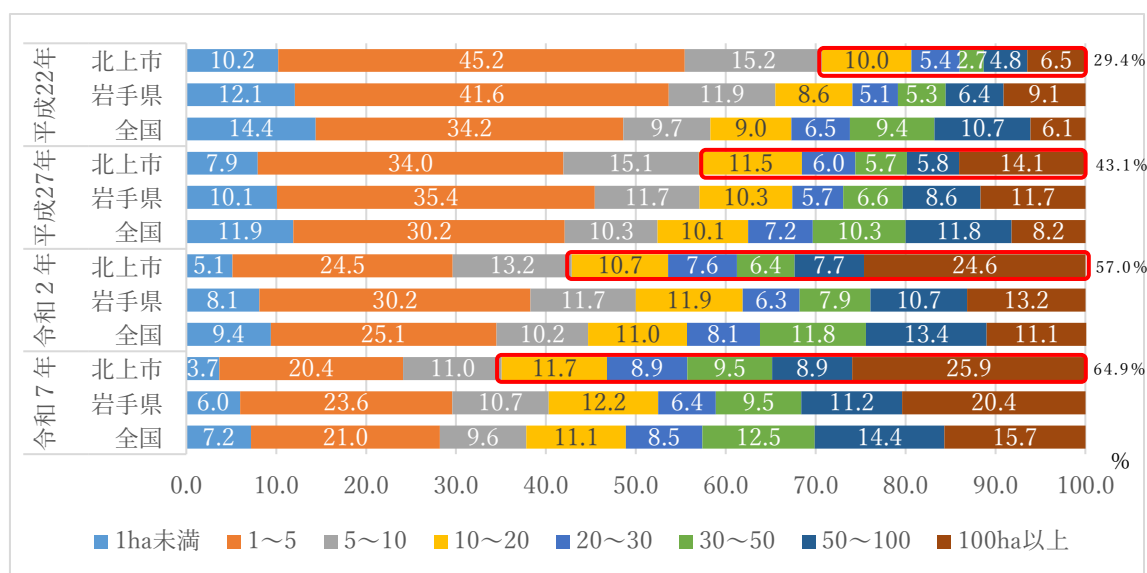


図16 経営耕地面積の集積割合

出典) 農林業センサス

エ 中心経営体への農地集積率

- 令和6年の畑地を含めた中心経営体への農地集積率は、67.72%（水田のみ75.34%）となっており、平成26年以降の農地集積率は年々高くなっています。

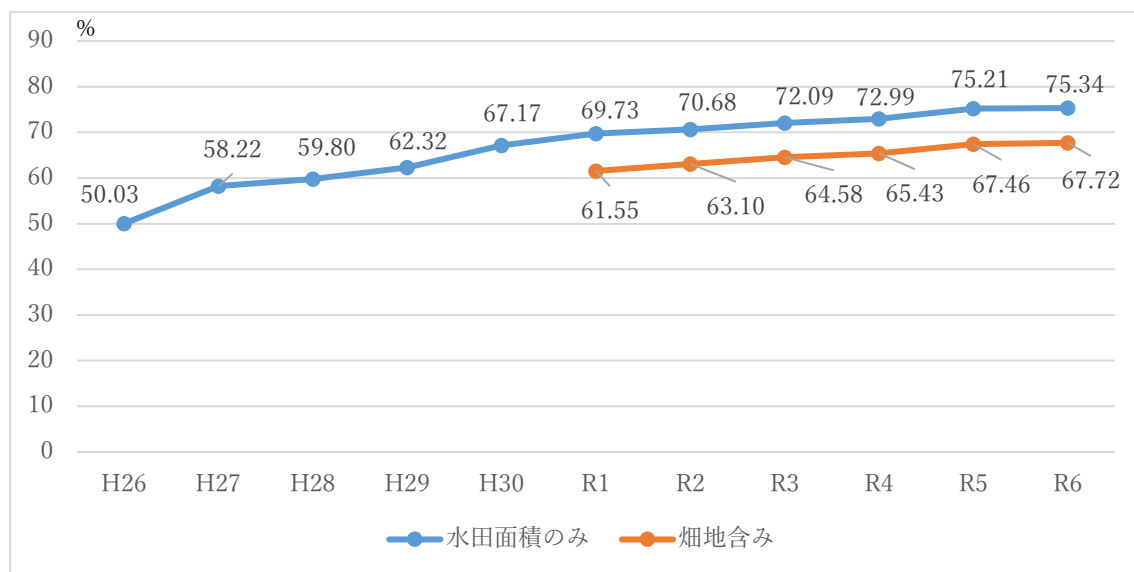


図17 中心経営体への農地集積率

出典) 市農業振興課

オ 水田整備率

- ・令和4年度の北上市の概ね30a以上の水田整備率は74.33%、概ね50a程度以上の水田整備率は8.05%であり、作業効率、生産コスト面で不利な小区画の作付不利地について改善を行っています。
- ・岩手県の概ね30a以上の水田整備率は54.52%であり、北上市が19.81ポイント高くなっていますが、岩手県の概ね50a程度以上の水田整備率は11.72%であり、北上市が3.67ポイント低くなっています。

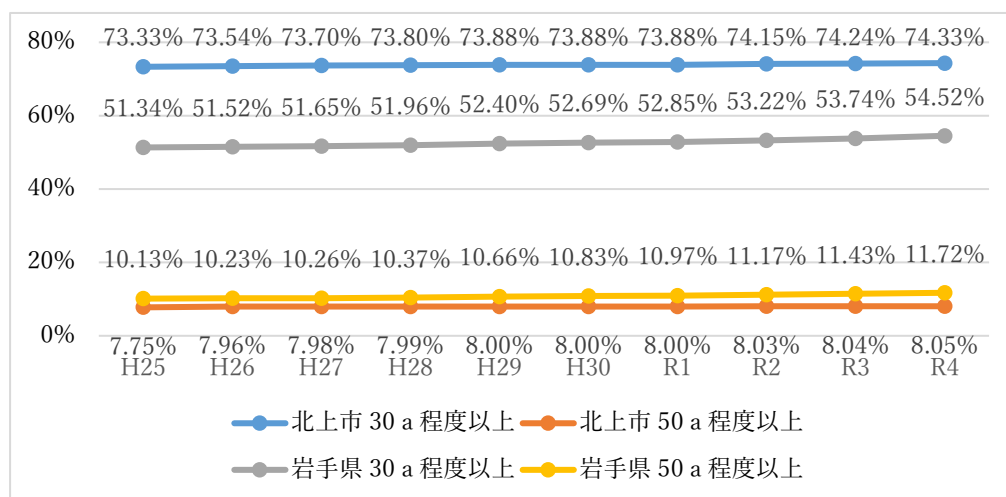


図18 水田整備率

出典) 岩手県

カ 農地の状況（農地の分散）

- ・担い手^{※1}への農地の集積が進み、経営体ごとの経営規模は拡大していますが、集積したほ場が分散している地区が多くなっています。
- ・令和5年の経営農地の拡大を希望する中心経営体は、121経営体（27.4%）であり、現状維持と回答した経営体が244経営体（55.3%）と最も多くなっています。一方で、59経営体が縮小を希望しています。

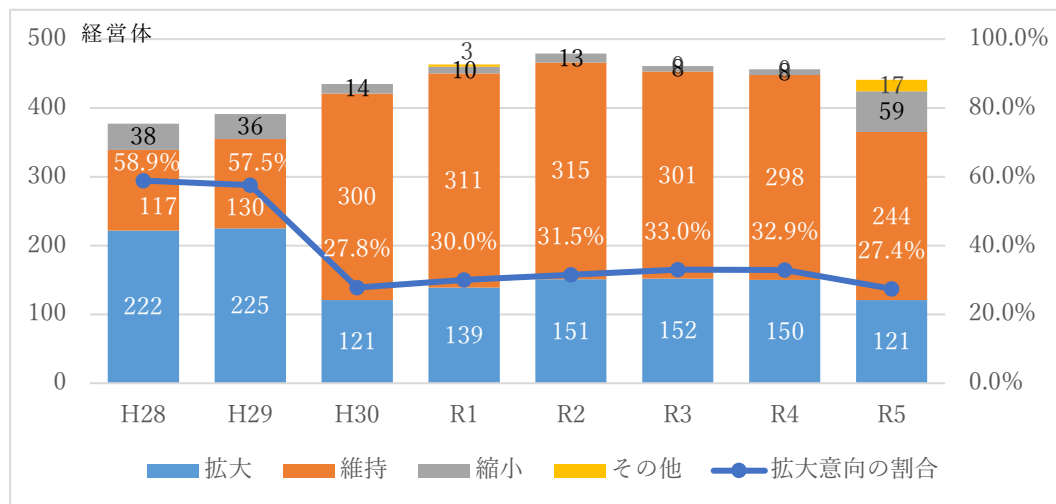


図19 きたかみ地域農業マスタープラン経営意向調査

出典）市農業振興課

※1 担い手 農林水産省では、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体及びそれを目指している経営体両者を併せて「担い手」と定義しています。効率的かつ安定的な農業経営を目指している経営体としては、「認定農業者」、将来認定農業者となると見込まれる「認定新規就農者」、将来法人化して認定農業者になることも見込まれる「集落営農」があります。

③ 農業を取り巻く状況

ア 農業産出額

- ・令和5年の北上市の農業産出額は110億2千万円で、県内市町村のうち第10位となっています。
- ・品目別にみると、米が52億7千万円（47.8%）と最も多く、畜産27億1千万円（24.6%）、野菜19億1千万円（17.3%）、果実5億8千万円（5.2%）などとなっています。

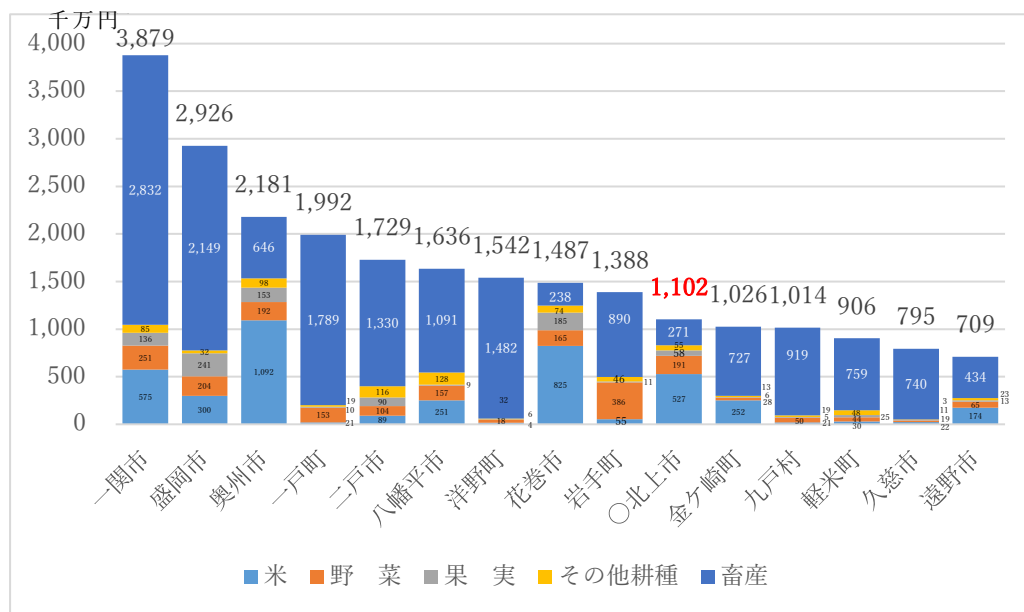


図20 岩手県市町村別の農業産出額 出典) 令和5年市町村別農業産出額（推計）（農林水産省）

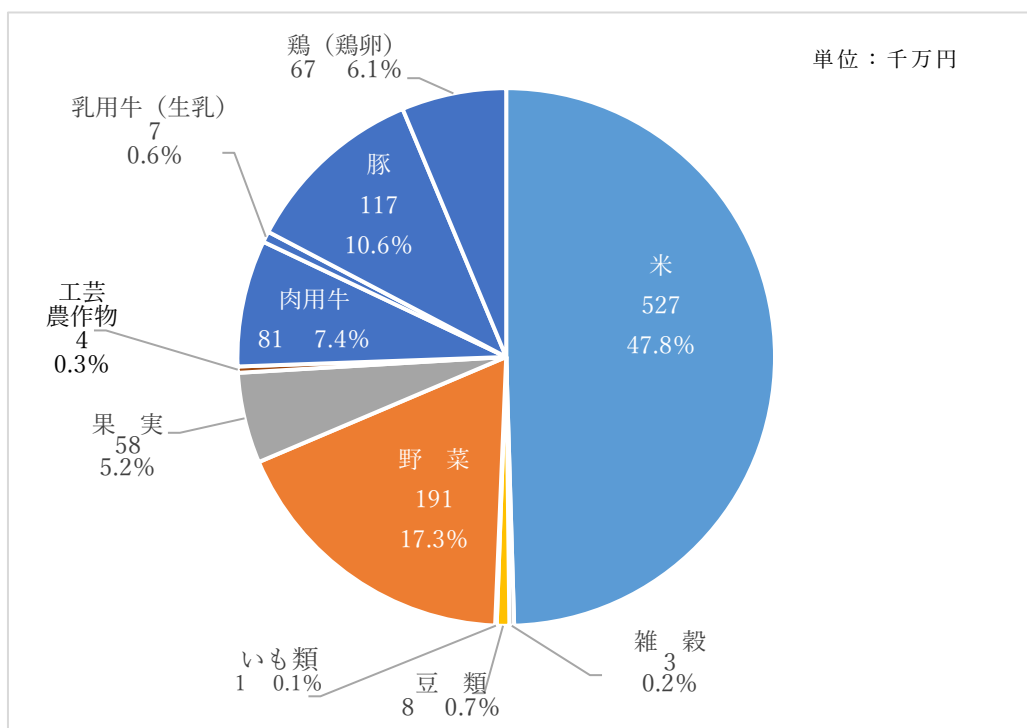


図21 北上市の農業産出額の内訳 出典) 令和5年市町村別農業産出額（推計）（農林水産省）

イ 米の需要量

- ・北上地域における主食用米の生産目安の推移をみると、令和7年産の生産目安は24,248トン（生産目安の数量算定率54.3%）となっており、平成27年産から2,100トン減少していますが、前年と比較し832トン増加しています。
- ・生産目安は、農林水産省が毎年作成する需給見通し等をもとに定められています。県全体の生産目安に対し、各市町村の令和2年産以降の主食用米の作付実績等により算出した市町村シェアを乗じた数量を基本に、各地域の状況に応じた調整が行われた結果、令和7年は増加しました。

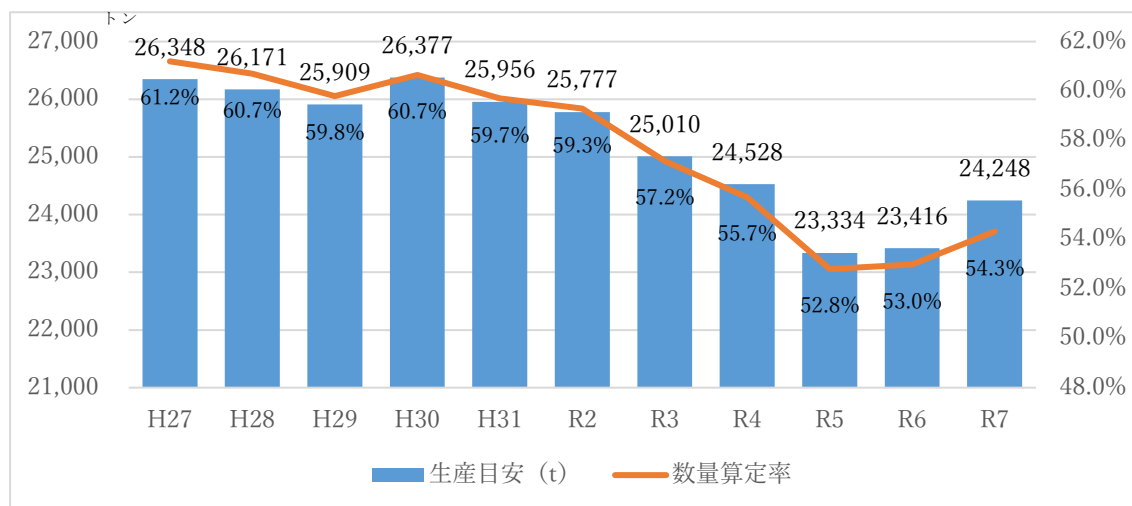


図22 米の生産目安の数量算定率の推移

出典) 北上市再生協議会

1) 平成29年産までの数量算定率はコメの農家生産数量目標配分率を記載

ウ 主食用米の価格の動向

令和6年産米について、令和7年8月までの年産平均価格24,285円/60kgであり、出荷業者と卸売業者等の間の取引価格としては、比較可能な平成2年以降で過去最高の価格となり、平成初期と同水準となっています。

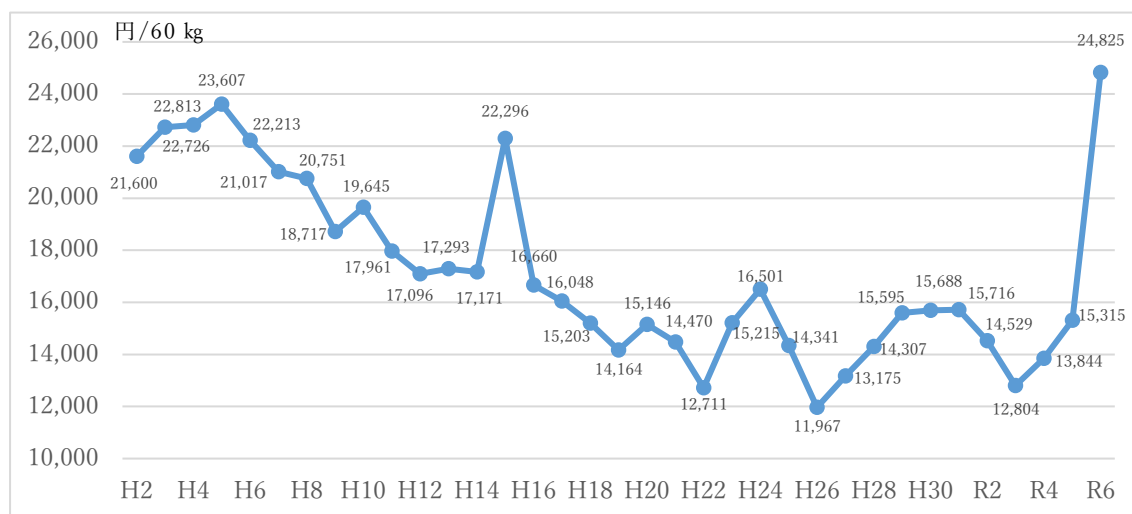


図23 全国の長期的な主食用米の価格の動向

出典) (財) 全国米穀取引・価格形成センター入札結果に基づく取引価格（～H17）
農林水産省「相対取引価格」の平均値（H18～）

エ 配合飼料価格の動向

- ・令和 7 年の肉用牛用の配合飼料の価格は 1 トンあたり 90,720 円であり、令和 2 年と比較すると 27,220 円の増加となっています。
- ・牛 1 頭あたりの生産費の 3～6 割を占める飼料費は、世界情勢等の影響を強く受けて令和 2 年以降は高騰が続き大幅に増加しており、令和 4 年以降は依然として高止まりしている状態にあります。

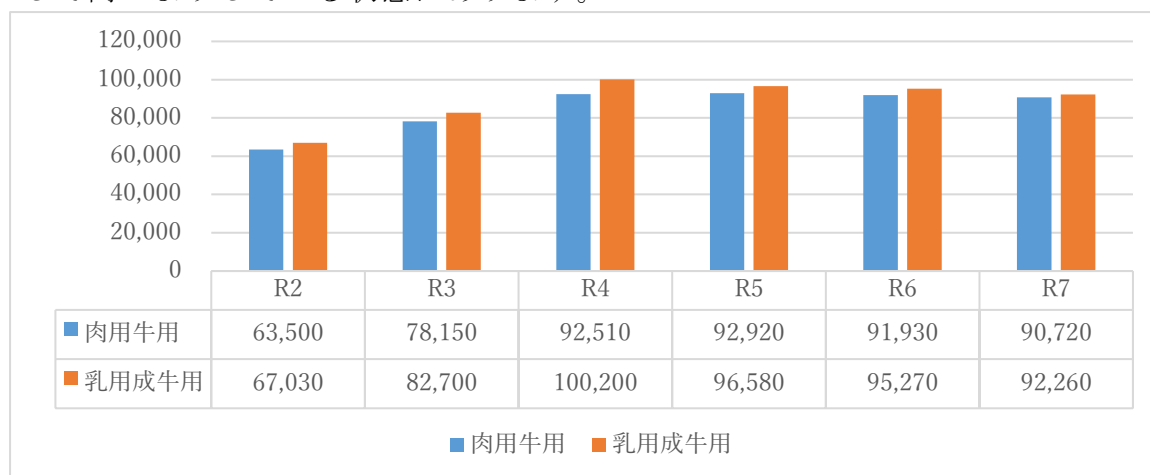


図 24 配合飼料の価格動向推移

出典) 農業物価統計 (令和 2 年基準)

オ 年平均気温の変化

- ・岩手県の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇傾向となっており、全国的にも同様の傾向です。
- ・令和 5・6 年の年平均気温は、過去の推移と比較し突出して高くなっています。
- ・岩手県では、令和 5・6 年に夏季の記録的猛暑による農作物の収量・品質の低下が広く発生するなど、近年、高温等による農作物等への影響が拡大してきています。

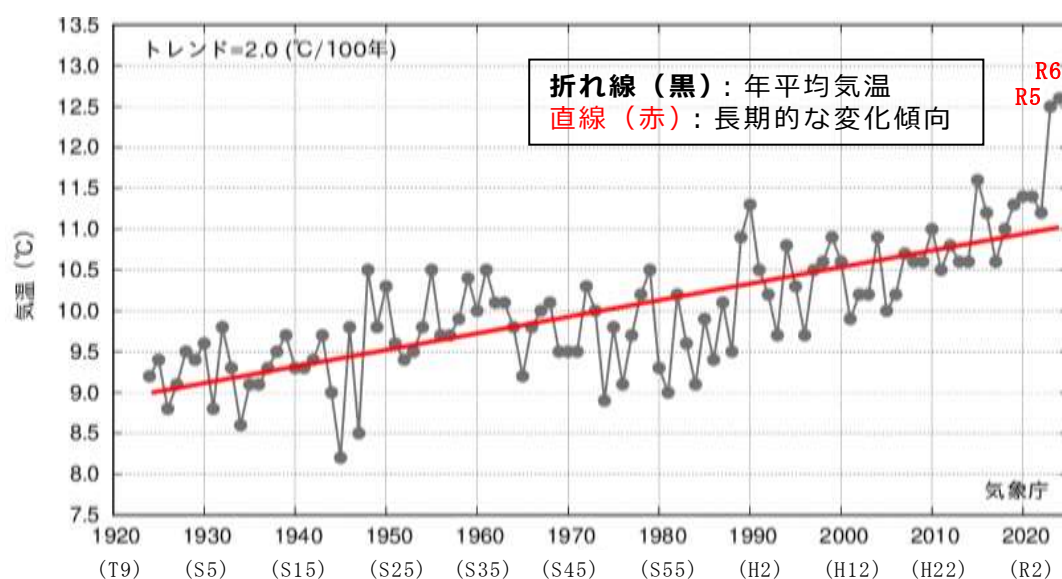


図 25 年平均気温 (盛岡)

出典) 気象庁

カ 鳥獣被害

- ・野生鳥獣による被害は全国的な問題となっており、野生鳥獣による全国の農作物被害額は令和5年度が164億円で、全体の約7割がシカ、イノシシ、クマ、サルによる被害となっています。
- ・北上市におけるシカ、イノシシ、クマの農作物被害額は、令和5年度が2千万5千円、令和6年度が514万1千円となっています。
- ・鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害等の被害ももたらしており、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしています。

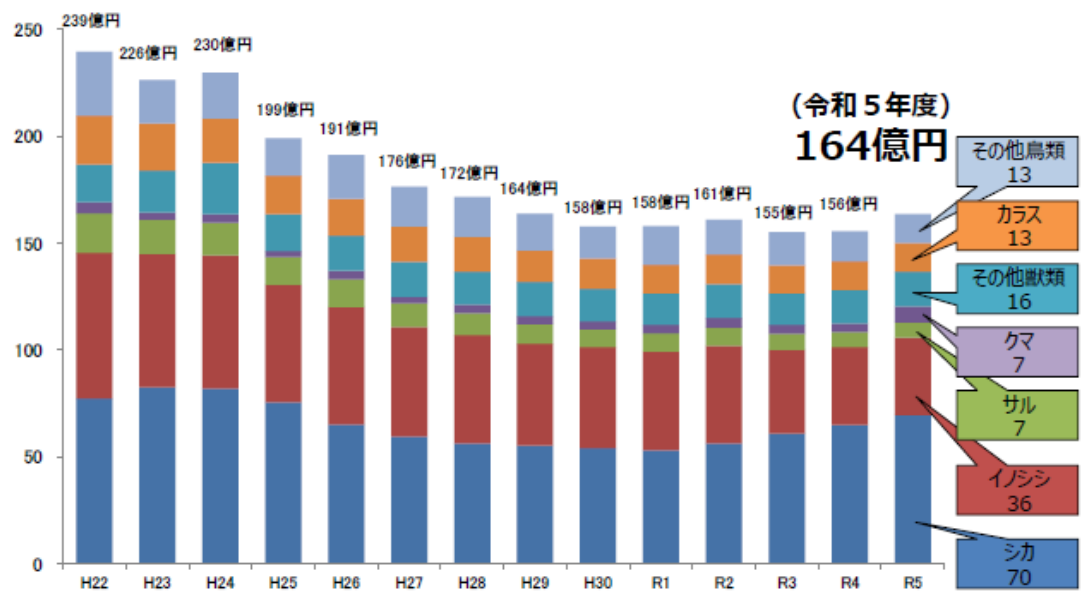


図26 全国の農作物被害の推移

出典)「鳥獣被害の現状と対策(令和7年9月)」(農林水産省農村振興局)

表4 北上市のシカ、イノシシ、クマの農作物被害額の内訳

1) 市への報告があったものについてのみ、被害額を推計したもの (単位: 千円)

	R4	R5	R6
シカ	4,654	9,967	4,427
イノシシ	518	1,980	360
クマ	300	8,058	354
合計	5,472	20,005	5,141

出典) 市農業振興課

キ 農業・農村の有する多面的機能の維持への取組状況

農業・農村は人々が生きていくのに必要な米や野菜の生産の場としての役割を果たしているだけではなく、農村で農業が継続して行われることにより、市民生活に色々なめぐみをもたらしており、このめぐみを「農業・農村の有する多面的機能」と呼んでいます。

例えば、水田は雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生き物を育み、また、美しい農村の風景は、人々の心を和ませてくれるなどの大きな役割を果たしています。

こうした農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、市内の農業者の皆さんが多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の施策を活用しながら、農業・農村の有する多面的機能の維持に取り組んでいます。

令和6年度の多面的機能支払交付金の対象面積をみると、農地維持支払交付金対象面積が7,078ha、資源向上支払交付金（共同活動）対象面積が7,054ha、資源向上支払交付金（長寿命化）対象面積が5,824haとなっており、市内の農業者の皆さんが農業・農村の有する多面的機能の維持発揮のために維持・管理を行う農地の面積は令和元年以降、横ばいで推移しています。

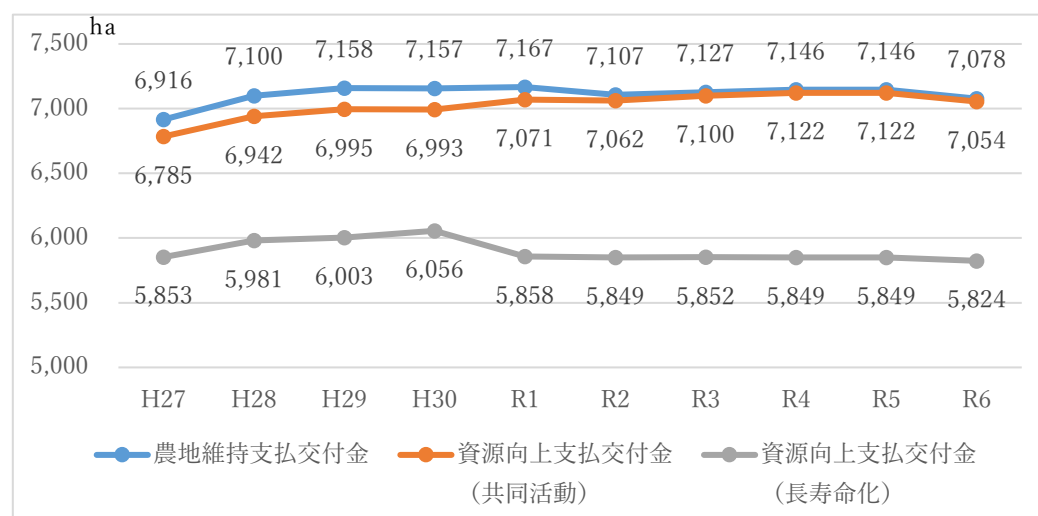


図27 多面的機能支払交付金対象面積

出典) 市農林企画課

ク 中山間地域の状況

中山間地域とは、農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指しています。

中山間地域の農業・農村が持つ土の流出を防ぐ機能（土壌侵食防止機能）、土砂崩れを防ぐ機能（土砂崩壊防止機能）などの多面的機能は、国民の大切な財産であるため、中山間地域の農業者の皆さんが、中山間地域等直接支払交付金を活用しながら、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を行っています。

令和6年度中山間地域等直接支払交付金を使って、中山間地域の耕作放棄の発生を防止し多面的機能の確保を図った面積は524ha、協定参加者数（活動への参加者数）は675人であり、令和2年以降、横ばいで推移しています。

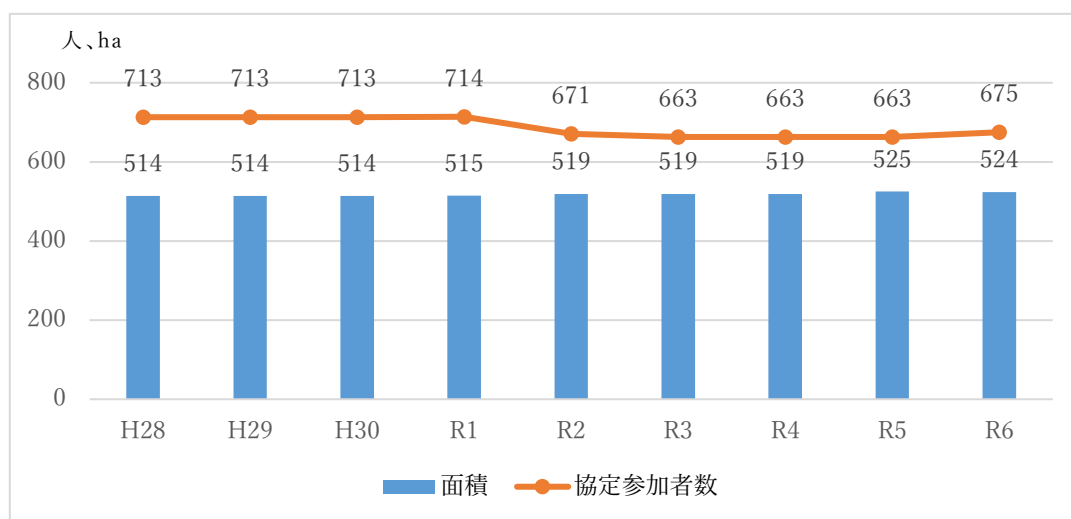


図28 中山間地域等直接支払交付金対象面積及び協定参加者数

出典) 市農林企画課

(2) 北上市の農業の課題

課題 1	経営の安定化支援
------	----------

- 農業を持続的に発展させて行くためには、最先端技術の活用、農地集積・集約及び農業生産基盤の整備により、効率的な生産体制を構築する必要があります。
- 効率的な生産体制の構築による高収益化を図るためには、次世代に向けた後継者へ農地を集積及び集約していく必要がありますが、現在の農地集積率は67.72%であり、国の目標である70%に達していません。
- 地理的表示保護（GI）制度を取得した「二子さといも」をはじめ、県内トップクラスの生産高を誇る「アスパラガス」、4等級以上の肉牛に与えられる「きたかみ牛」などの更なるブランド力の強化と生産拡大に向けた取組を進める必要があります。
- 小区画のほ場やパイプラインが導入されていないほ場では作業効率が悪いため、農業の生産性の向上に支障があります。効率的な生産体制の確立のため、大区画ほ場へ転換する基盤整備（ほ場整備）を進める必要があります。一方で、市内各地域において制度説明会を実施し、参加者から一定の理解を得ましたが、将来の農業経営の不安等からほ場整備へ踏み切れない農業者も多くなっています。
- 安定的に生産量を維持していくためには、収益性の高い農業の実現が必要であり、一層の生産性や品質の向上が求められます。
- 世界情勢の影響を受け、農業生産資材価格や光熱水費等の高騰が続き、農業経営へ大きな影響を与えています。
- 気温上昇による生育障害や多雨による湿害、病虫害の発生量が増加し、収量が減少するなど、気候変動の農業生産への影響が顕在化しています。
- 新事業創出事業補助金を活用した取組が進んでいますが、引き続き産業支援センターとともに、サービスの開発や提供、新販路の開拓に向けた支援を行う必要があります。【産業連携】

課題 2	力強い地域経済に繋がる農業・農村の振興
------	---------------------

- 農業・農村の有する多面的機能が発揮されるためには、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金などを活用し、適切な維持管理を行う必要がありますが、農業従事者の減少や高齢化等の問題によって、農業の有する多面的機能を維持することが困難となるおそれが生じています。
- 鳥獣被害は営農意欲の減退や耕作放棄等に繋がるおそれがあるため、有害鳥獣対策を推進する必要があります。

課題 3	農業の担い手確保
------	----------

- 農家戸数の減少は、耕作放棄地の増加や用排水路の機能低下など農村環境に影響を及ぼすことが懸念されます。北上市の販売農家のうち、準主業、副業的農家が約85%を占めています。
- 農業従事者の高齢化等により後継者が不足しており、生産基盤の維持・拡大に繋がる新規就農者を含めた次世代の後継者の確保が必要となっています。
- 農業だけでは経営が成り立たないというイメージから、国の新規就農者支援制度へ手を挙げる者も少なくなっています。また、そうしたイメージが農林業従事者の後継者問題にも強く影響を及ぼしており、結果として次世代に向けた後継者不足を加速させています。さらに、農業を始めるに当たり、経営面や技術面での知識の習得に時間がかかるほか、機械設備等の導入も必要になってくるなど、農業で収益を上げるまでの課題が多くなっています。
- 令和6年産米は、価格が急騰し高止まり傾向であるものの、後年度での先行きが見通せない状況であります。また、国は令和9年度から水田活用の直接支払い交付金を根本的に見直すこととしています。米政策の大きな転換期を迎えようとしており、国の政策次第で市の施策を見直し、担い手確保に取り組む必要があります。

農業の基本目標

本ビジョンの実現に向けて、理想とする「きたかみ農業」の状態を理念的に表現したものを「基本目標」とし、次のとおり掲げます。

生産性や収益性の向上に取り組み、競争力を強化させ、
成長産業として地域経済を支える「きたかみ農業」

「北上市総合計画2021～2030」では、4つの基本目標に基づいて、10の基本方針を設定しており、この中で基本目標の一つに「なりわい」を掲げ、「力強い地域経済の創出」と「多様な人材が働きやすい環境の向上」を基本方針に掲げ、諸施策を実施することとしています。

農業従事者の高齢化等による後継者不足は深刻化しており、生産基盤の維持・拡大に繋がる新規就農者を含めた次世代の後継者の確保や、農業を持続的に発展させていくための効率的な生産体制の構築がますます重要となっています。

このことから、本計画における基本目標を「生産性や収益性の向上に取り組み、競争力を強化させ、成長産業として地域経済を支える「きたかみ農業」とします。

5-1-2 農業振興の方針

本ビジョンの実現に向けて、「経営の安定化支援」、「力強い地域経済に繋がる農業・農村の振興」、「農業の担い手確保」の3つの柱を基本方針として掲げます。

方針 1	経営の安定化支援
------	----------

少子高齢化や人口減少といった社会情勢に対応しながら、北上市の重要な産業の1つである農業に継続的に取り組むためには、生産性の向上や作業の効率化など、経営の安定化につながる取組が重要となることから、次の5項目を掲げ、経営の安定化を支援します。

1-1 効率的な生産体制の構築

規模拡大を図る生産者が、高性能な機械の導入や共同利用施設の整備などにより低コストで効率的な生産体制を構築する取組を支援するとともに、高収益化を図るため農地中間管理機構等を活用した更なる農地の利用集積・集約化に取り組めます。

地域農業の将来設計図である「地域計画（地域農業マスタープラン）」の目標達成に向けて、農業委員会や農業支援センターをはじめとする関係機関と連携して取組を推進します。

1-2 農業基盤整備による効率的な生産体制の確立

「地域計画（地域農業マスタープラン）」の目標達成に向けた取組の中で、特に基盤整備（ほ場整備）事業に関連する地域課題の解決に向けた支援を行います。

また、地籍調査の実施など、基盤整備（ほ場整備）事業の推進に向けた取組を進めます。

1-3 農畜産物の生産性及び品質の向上

農畜産物の生産性や農作業時間の効率性を高めるため、ICT技術などの先端技術を取り入れたスマート農業機械等の導入を支援して、農業収益の向上を図ります。

二子さといもやアスパラガスをはじめとした園芸作物やきたかみ牛など市内の農畜産物の生産拡大や品質向上に向けた取組を進め、併せて低コスト化による収益性の向上を図ります。

農業経営の安定化などを図るため、農業支援センターで、引き続き、新規就農や経営の相談を受けるほか、県内外の農業関連情報の収集及び蓄積と整理、発信することで、農業者への支援に取り組んでいきます。

1-4 農商工連携による地域産業の振興【産業連携】

農商工連携を支援する既存の体制を活用した連携促進を行うほか、産業支援センターと農業支援センターにおける相談案件の共有を図り、必要に応じセミナー開催や、農業者と商工業双方のニーズがマッチする機会を設定するなど、継続して支援していきます。

1-5 新技術の開発・育成や事業化の支援【産業連携】

新事業創出支援事業補助金や支援機関の連携により、産学及び事業者間の共同開発のマッチング機能を強化することで、新商品、新技術等の開発を促すほか、ふるさと納税を活用した販路開拓、商品PRの強化を図ります。

方針 2 力強い地域経済に繋がる農業・農村の振興

農業・農村で生産された農畜産物は、地域経済においても重要な役割を担っているほか、市民の豊かな食生活の実現に大きく寄与していることから、次の7つの項目を掲げ、力強い地域経済に繋がる農業農村の振興を図ります。

2-1 農業・農村の有する多面的機能の維持

多面的機能支払交付金制度及び中山間地域等直接支払交付金制度を推進することにより、水路や農道等の維持や機能向上、補修や改良などの地域共同活動を支援し、地域全体の農地等の適切な維持管理を促し、農業・農村の有する多面的機能の維持を実現します。

2-2 中山間地域における農地支援

中山間地域の農業・農村の有する多面的機能を維持し、中山間地域の収益力強化を支援するとともに、大型化・汎用化や畑地化のほか、農地の保全と農村地域の振興を図るための取組を支援します。

2-3 農産物の流通量及び販路拡大

国内の人口減少に伴い食糧需要の減少が見込まれる中、地域外への農作物の販路拡大に向けた取組を推進することにより、農業の経済的基盤の安定化を図ります。あわせて「北上産」表示の推進により、北上産農産物の認知度向上と地域への愛着を醸成し、市内外での流通量拡大に取り組みます。

また、各種イベントへの出展など市内産直への活動を支援することにより、地域の農産物や食材を活かした加工品と消費者をつなぎ、北上産農産物の認知度向上を図るとともに、産直の経営安定を支援します。

2-4 市内企業との連携による北上産農産物の活用検討【産業連携】

市内には多くの企業や工場が立地していることから、地域資源である北上産農産物について事業所等へのPRを行うとともに、市内に立地する食品加工企業との連携を推進し、農産物の需要拡大を図ります。

2-5 農業・農村の魅力発信支援

農業・農村の魅力発信は、地域農業の維持に繋がることが期待できることから、相互理解の促進に繋がる消費者と生産者の交流や農村地域の支えとなる人材の拡大に繋がる農業体験等の魅力発信を支援します。

2-6 環境負担軽減の推進

地域経済を支える農業分野においても、環境負荷の軽減は今後ますます重要となってくるため、食料・農林水産業の生産性向上と持続性の両立を目指し、化学農薬・化学肥料の使用量の低減や、環境保全型農業直接支払交付金制度を通じた有機農業の取組を支援します。

また、持続可能な資材調達を推進するとともに、小水力発電等による地産地消型エネルギーの利用を支援し、脱炭素化及び環境負荷の軽減を目指します。

2-7 有害鳥獣対策の推進

シカやイノシシ、クマによる食害を防止するため、捕獲用の罠の設置を推進します。

また、クマを含めた鳥獣による農作物被害を減らすためには、電気柵の設置による対策が有効であると考えられるため、やぶの刈り払いや放任果樹の伐採、電気柵の設置を推進するなど、有害鳥獣の捕獲を強化します。

方針 3 農業の担い手確保

農家戸数の減少が進む中、農村環境を維持するため、「農業の担い手確保」は喫緊の課題です。親元就農者の支援体制の確立など農林業の次世代に向けた後継者の育成に取り組むとともに、農業継続意欲のある兼業農家等の支援を行い、農業の維持に取り組めます。

また、地域の農業のあり方を検討する話し合いの場づくりや農地の集積・集約のための地区検討会開催のほか、法人化の推進など、地域農業の担い手確保を支援します。

3-1 農業の次世代に向けた後継者の育成

新規就農を促進するため、U・Iターン者などに対する新規就農相談会を開催し、各種研修制度の周知を行うとともに、国の新規就農者支援策を活用した新規就農者の確保に努めます。

また、後継者がいる農家や農業の継承を希望する農家に対しては、より就農しやすい親元等への就農者への支援体制を確立します。

3-2 兼業農家等が農業を継続するための支援

認定農業者や中心経営体といった担い手だけではなく、兼業農家も含めて地域農業を支える必要があることから、農業を継続する兼業農家等への支援を行います。

3-3 地域の担い手確保支援

地域の農業のあり方を検討する場づくりのほか、法人経営体への移行を希望する経営体への支援など、地域農業の担い手確保を推進します。

【成果指標】

1 経営の安定化支援

	指標	現状値 (2019年)	目標値		出典
			2025年	2030年	
1	農業産出額 (市内農業生産の産出額推計)	114億3,000万円	120億3,000万円	127億8,000万円	市町村別農業産出額(推計)
2	野菜(いも類・果樹等を含む)の販売額	25億4,000万円	26億4,300万円	27億4,300万円	市町村別農業産出額(推計)
3	畜産物の販売額	21億8,000万円	22億6,900万円	27億1,000万円	市町村別農業産出額(推計)
4	農業の中心経営体への 農地集積率	61.55%	65.00%	68.00%	農業振興課
5	中心経営体数 (10ha以上)	122経営体	135営体	150経営体	農業振興課
6	基盤整備(ほ場整備)事業 準備団体数	1団体	3団体 (累計)	2団体 (累計)	農林企画課

2 力強い地域経済に繋がる農業・農村の振興

	指標	現状値 (2019年)	目標値		出典
			2025年	2030年	
1	多面的・中山間の取組面積	754,249 a	754,084 a	719,000 a	農林企画課
2	市内産の農産物を進んで購入 しようとする人の割合	66.3% (2020年)	70.0%	70.0%	市民意識調査

3 農業の担い手確保

	指標	現状値 (2019年)	目標値		出典
			2025年	2030年	
1	新規就農者数 (親元就農含む)	5人	20人 (累計)	40人 (累計)	農業振興課
2	中心経営体数(再掲) (10ha以上)	122経営体	135経営体	150経営体	農業振興課

5-1-3 具体的な取組

方針 1	経営の安定化支援
------	----------

1-1 効率的な生産体制の構築

- 農地の利用集積及び集約の推進
- 農地集約化検討会の開催
- 農業経営拡大に取り組むための農業用ハウスの資材費や、収刈り機・乾燥機などの購入に関する支援
- トラクターや田植え機などの農業用機械の共同購入に関する支援
- 農業用先端技術導入（スマート農業）に関する支援

1-2 農業基盤整備による効率的な生産体制の確立

- 農業基盤整備事業の検討状況に沿った個別支援
- 農地集約化検討会の開催（再掲）

1-3 農畜産物の生産性及び品質の向上

- コスト低減による収益性の向上の取組支援
- 園芸作物の生産・拡大に関する支援
- 畜産物の生産・拡大に関する支援
- 農業経営拡大に取り組むための農業用ハウスの資材費や、収刈り機・乾燥機などの購入に関する支援（再掲）
- トラクターや田植え機などの農業用機械の共同購入に関する支援（再掲）
- 農業用先端技術導入（スマート農業）に関する支援（再掲）

1-4 農商工連携による地域産業の振興【産業連携】

- 各産業間の交流、連携の促進
- 農業支援センターを活用した農業者支援
- 農業者と商工業双方のニーズがマッチする機会の設定

1-5 新技術の開発・育成や事業化の支援【産業連携】

- 新事業創出補助金や支援機関の連携等による新商品、新技術の開発促進
- 販路開拓支援

方針 2	力強い地域経済に繋がる農業・農村の振興
-------------	----------------------------

2-1 農業・農村の有する多面的機能の維持

- 水路や農道等の維持や機能向上
- 補修や改良などの地域協働活動支援
- 地域活動への参画推進

2-2 中山間地域における農地支援

- 農地の保全支援
- 多様な農地利用の推進
- 農地の大型化・汎用化・畑地化支援

2-3 農産物の流通量及び販路拡大

- 産直の活動支援
- 産直やマルシェ等を通じた北上産農産物の理解の醸成
- 給食センター、事業所、農業者等との連携による北上産農産物の活用推進
- 各種イベント出展を通じた北上産農産物のPR
- 「北上産シール」の活用促進
- 商談会等を通じた販路拡大支援

2-4 市内企業との連携による北上産農産物の活用検討【産業連携】

- 市内企業や工場等に対する北上産農産物のPR
- 市内に立地する食品加工場との連携による農産物の需要拡大の推進

2-5 農業・農村の魅力発信支援

- 農業と観光を結び付けた体験農園、観光農園等の魅力発信支援
- 農業者が行う農業体験等の魅力発信支援

2-6 環境負担軽減の推進

- 化学農薬・化学肥料の使用量低減に向けた取組支援
- 環境保全型農業直接支払交付金制度を通じた有機農業の取組支援
- 国営事業における農業水利施設を活用した小水力発電への支援
- 自動灌水装置など省エネ型施設設備の導入支援
- 農業用資材におけるプラスチック資源循環の推進
(廃プラリサイクルや生分解性マルチの活用等)

2-7 有害鳥獣対策の推進

- シカやイノシシ、クマ用の捕獲罠の設置の推進
- クマを含めた鳥獣による農作物被害を防止するための電気柵設置の推進
- 有害鳥獣の捕獲強化
- やぶの刈り払いや放任果樹の伐採の補助

方針 3	農業の担い手確保
-------------	-----------------

3-1 農業の次世代に向けた後継者育成

- 親元就農に関する支援
- 新規就農者育成総合対策事業による支援
- 新規就農者の技術向上支援
- 就農相談体制の充実（就農・営農相談）
- 経営継承・発展等の支援
- 農業支援センター等を活用した農業者支援

3-2 兼業農家等が農業を継続するための支援

- トラクターや田植え機などの農業用機械の共同購入に関する支援（再掲）
- 農業用先端技術導入（スマート農業）に関する支援（再掲）

3-3 地域の担い手確保支援

- 地域の農地集約化検討会の実施
- 法人経営体への移行支援
- 農業支援センター等を活用した農業者支援

農業部門資料編

年間農業所得の目標達成が可能となる営農類型ごとの農業経営の指標（目安）

年間農業所得の目標達成が可能となる営農類型ごとの農業経営の指標（目安）については、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和５年９月・北上市）」において次のとおり定めています。

1 営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標

(1) 個別経営体

ア 北上市における営農類型及び経営規模に対応する生産方式の指標は、別紙１のとおりである。

イ 各営農類型と経営規模は、標準的な家族経営を想定して、１経営体あたりの年間所得が５７０万円程度を確保できる経営（主たる従事者１人、配偶者又は後継者等の家族従事者は１人、主たる従事者の年間所得は４２０万円程度）を提示した。

また、労働時間は、主たる従事者２,０００時間、従たる従事者１,０００～１,５００時間とし、これを超える場合には、雇用を取り入れる体系とした。

(2) リーディング経営体

ア 北上市における営農類型及び経営規模に対応する生産方式の指標は、別紙２のとおりである。

イ (１)の個別経営の年間所得目標を達成した経営体については、地域農業をけん引するリーディング経営体（年間所得おおむね１,０００万円以上）へ育成する。

(3) 集落型の農業法人（特定農業法人など）

ア 北上市における営農類型及び経営規模に対応する生産方式の指標は、別紙３のとおりである。

イ 主たる従事者２人が中心となり、３０～４０haの営農規模で、集落営農の発展を目指す農業法人の営農類型とした。

ウ 主たる従事者が１で掲げる他産業並みの労働時間（年間２,０００時間）で、地域他産業従事者と遜色ない生涯所得（年間所得４２０万円）に到達する体系とし、組織の構成員に対しては、作業従事に見合う賃金と借地料を支払うものとする。

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等

ア 北上市における営農類型及び経営規模に対応する生産方式の指標は、別紙４のとおりである。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等にあつては、技術や経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況などを勘案して、就農５年後の農業経営の年間所得が「就業後間もない他産業従事者」並の２５０万円程度を確保できる経営とする。

別紙 1

〔個別経営体〕

No	営農類型	経営規模	生産方式
1	水稻 ＋ 小麦	〈作付面積〉 水稻 15.0 ha 小麦 8.0 ha 〈経営面積〉 23.0 ha (うち借地 10.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1 台 田植機(6条) 1 台 播種機(点播4条) 1 台 乗用管理機 1 台 コンバイン(5条) 1 台 乾燥機(3.5 t) 3 台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目を導入
2	水稻 (作業受託含) ＋ 小麦	〈作付面積等〉 水稻 3.0 ha 作業受託 15.0 (水稻基幹3作業) 小麦 10.0 〈経営面積〉 13.0	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1 台 田植機(6条) 1 台 播種機(点播4条) 1 台 乗用管理機 1 台 コンバイン(5条) 1 台 乾燥機(3.5 t) 3 台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目を導入
3	水稻 ＋ 飼料用米	〈作付面積〉 水稻 15.0 ha 飼料用米 9.0 ha (直播栽培) 〈経営面積〉 24.0 ha (うち借地 9.6 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1 台 田植機(6条) 1 台 直播オプション 1 式 乗用管理機 1 台 コンバイン(5条) 1 台 乾燥機(3.5 t) 3 台 他 〈その他〉 ・飼料用米は直播栽培を導入
4	水稻 ＋ WCS用稲	〈作付面積〉 水稻 15.0 ha WCS 9.0 ha (直播栽培) 〈経営面積〉 24.0 ha (うち借地 9.6 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1 台 田植機(6条) 1 台 直播オプション 1 式 乗用管理機 1 台 コンバイン(5条) 1 台 乾燥機(3.5 t) 3 台 他 〈その他〉 ・WCSは直播栽培導入、収穫期以降は作業委託

No	営農類型	経営規模	生産方式
5	水稻 ＋ 野菜 ＋ 菌茸	〈作付面積〉 水稻 6.0 ha アスパラガス 1.0 ha 菌床しいたけ 12,000 玉 〈経営面積〉 7.0 ha (うち借地 2.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1 台 田植機(4条) 1 台 コンバイン(3条) 1 台 乾燥機(3.0 t) 2 台 フロントローダ 1 台 ウレタン吹付ハウス 272 m ² 予冷庫 1 台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・補助事業による機械整備
6	水稻 ＋ 野菜	〈作付面積〉 水稻 7.0 ha 里芋 1.0 ha トマト 0.3 ha 〈経営面積〉 8.3 ha (うち借地 3.3 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1 台 田植機(4条) 1 台 コンバイン(3条) 1 台 乾燥機(3.0 t) 2 台 里芋掘取機 1 台 移植機 1 台 掻取機 1 台 動力噴霧器 1 台 パイプハウス 1 棟 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・土づくりにより高品質生産 ・補助事業による機械整備
7	水稻 ＋ 野菜	〈作付面積〉 水稻 5.0 ha ねぎ 2.5 ha アスパラガス 1.0 ha 〈経営面積〉 8.5 ha (うち借地 3.5 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1 台 田植機(4条) 1 台 コンバイン(3条) 1 台 乾燥機(3.0 t) 2 台 野菜移植機 1 台 動力噴霧器 1 m ² ねぎ収穫機 1 台 選別機 1 台 皮むき機 1 台 フロントローダ 1 台 他 〈その他〉 ・土づくりにより高品質生産 ・補助事業による機械整備
8	水稻 ＋ 野菜	〈作付面積〉 水稻 8.0 ha トマト 0.3 ha 〈経営面積〉 8.3 ha (うち借地 3.3 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1 台 田植機(4条) 1 台 コンバイン(3条) 1 台 乾燥機(3.0 t) 2 台 動力噴霧器 1 台 パイプハウス 他 〈その他〉 ・機械化による灌水、施肥の省力化 ・補助事業による機械整備

No	営農類型	経営規模	生産方式
9	水稲 ＋ 野菜	〈作付面積〉 水稲 8.0 ha きゅうり 0.3 ha 〈経営面積〉 8.3 ha (うち借地 3.3 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 マルチスプレーヤ 1台 他 〈その他〉 ・補助事業による機械整備 ・作期の拡大
10	水稲 ＋ 花き	〈作付面積〉 水稲 7.0 ha 小菊 1.2 ha 〈経営面積〉 8.2 ha (うち借地 3.2 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 動力噴霧機 1台 花き用乾燥機 1台 フラワーバインダー 1台 他 〈その他〉 ・補助事業による機械整備 ・予約相対取引に対応できる長期安定出荷 ・優良品種及び開花調整技術の導入
11	水稲 ＋ 果樹	〈作付面積〉 水稲 7.0 ha りんご 1.4 ha 〈経営面積〉 8.4 ha (うち借地 3.4 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 他 〈その他〉 ・りんごは、早生、中生、晩生の組み合わせ ・改植による樹の更新 ・スピードスプレーヤ等農業機械は共同所有、共同利用 ・補助事業による機械整備
12	水稲 ＋ 菌茸	〈作付面積〉 水稲 5.0 ha 菌床しいたけ 18,000 玉 〈経営面積〉 5.0 ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 フィルム包装機 1台 ウレタン吹付ハウス 408 m ² 他 〈その他〉 ・補助事業による機械整備 ・菌茸による労働力の周年利用

No	営農類型	経営規模	生産方式
13	野菜 ＋ 菌茸	〈作付面積〉 アスパラガス 1.5 ha 菌床しいたけ 18,000 玉 〈経営面積〉 1.5 ha (うち借地 1.5 ha)	〈資本装備〉 トラクター(20ps) 1 台 動力噴霧機 1 台 フロントローダ 1 台 フィルム包装機 1 台 ウレタン吹付ハウス 408 m ² 他 〈その他〉 ・補助事業による機械整備 ・菌茸による労働力の周年利用
14	野菜専作	〈作付面積〉 トマト 0.5 ha 〈経営面積〉 0.5 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 5,000 m ² トラクター(20ps) 1 台 動力噴射機(自走式) 1 台 養液土耕栽培システム 1 台 他 〈その他〉 ・養液土耕栽培 ・収穫期に雇用を導入
15	野菜専作	〈作付面積〉 きゅうり 0.55 ha 〈経営面積〉 0.55 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 1,500 m ² トラクター(30ps) 1 台 動力噴射機(自走式) 1 台 温風暖房機 1 台 他 〈その他〉 ・露地普通、半促成＋抑制の組合せ ・収穫期を中心に雇用を導入
16	野菜専作	〈作付面積〉 ピーマン 0.6 ha 〈経営面積〉 0.6 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 6,000 m ² トラクター(20ps) 1 台 動力噴射機(自走式) 1 台 他 〈その他〉 ・雨除け栽培 ・収穫期を中心に雇用を導入
17	花き専作	〈作付面積〉 りんどう 0.9 ha トルコギキョウ 0.1 ha 〈経営面積〉 1.0 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 1,000 m ² トラクター(20ps) 1 台 動力噴射機(自走式) 1 台 フラワーバインダー 1 台 他 〈その他〉 ・りんどうについては極早生、早生、晩生、極晩生品種の組み合わせ
18	花き専作	〈作付面積〉 小菊 2.0 ha 〈経営面積〉 2.0 ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1 台 動力噴霧機(自走式) 1 台 フラワーバインダー 1 台 他 〈その他〉 ・8月咲きと9月咲き、10月咲きの組み合わせ

No	営農類型	経営規模	生産方式
19	果樹	〈作付面積〉 りんご 2.0 ha 〈経営面積〉 2.0 ha	〈資本装備〉 トラクター(20ps) 1台 スピードスプレーヤー 1台 ロータリーモア(乗用) 1台 他 〈その他〉 ・早生、中生、晩生の組合わせ ・共同選別の実施
20	工芸作物専作	〈作付面積〉 葉たばこ 2.4 ha 〈経営面積〉 2.4 ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 たばこ管理作業舎車(高架型) 1台 たばこ幹刈機 1台 他 〈その他〉 ・トラクター作業が可能なほ場条件の整備 ・施設、機械導入は補助事業を活用
21	酪農専作	〈作付面積等〉 経産牛 42頭 飼料作物 3.0 ha 牧草 13.0 ha 〈経営面積〉 16.0 ha	〈資本装備〉 畜舎 680 m ² トラクター(50ps、85ps) 2台 パイプラインミルクカー 1台 他 〈その他〉 ・月2回ヘルパー利用 ・ほ場の集団化 ・コーンハーベスタ等飼料調製用機械の 共同所有、共同作業
22	肉用牛(一貫)	〈作付面積等〉 黒毛和種(繁殖) 24頭 黒毛和種(肥育) 64頭 牧草 5.5 ha 〈経営面積〉 5.5 ha	〈資本装備〉 畜舎 680 m ² トラクター(50ps) 1台 他 〈その他〉 ・繁殖牛公共牧場預託 ・ほ場の集団化
23	肉用牛(繁殖) ＋ 水稻	〈作付面積等〉 黒毛和種 25頭 牧草 3.6 ha 水稻 3.1 ha 〈経営面積〉 6.7 ha	〈資本装備〉 畜舎 300 m ² トラクター(50ps) 1台 他 〈その他〉 ・繁殖牛公共牧場預託 ・ほ場の集団化 ・コンバイン等の共同所有、共同作業
24	肉用牛(肥育) ＋ 飼料用米	〈作付面積等〉 黒毛和種 100頭 牧草 3.5 ha 飼料用米 13.0 ha 〈経営面積〉 16.5 ha	〈資本装備〉 畜舎 610 m ² トラクター(50ps) 2台 田植機(6条) 1台 コンバイン(4条) 1台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・飼料用米は直播栽培を導入

No	営農類型	経営規模	生産方式
25	養豚専作	〈飼育頭数〉 繁殖雌豚 100 頭	〈資本装備〉 種豚舎 351 m ² 子豚舎 194 m ² 肥育舎 640 m ² 分娩舎 204 m ² 他 〈その他〉 ・繁殖・肥育の一貫経営
26	肉用鶏専作	〈飼育羽数〉 肉用鶏 20,000 羽	〈資本装備〉 鶏舎 2,310 m ² 他 〈その他〉 ・自動給餌等省力管理方式の導入 ・年5回出荷

別紙 2

〔リーディング経営体〕

No	営農類型	経営規模	生産方式
1	水稻 ＋ 小麦	〈作付面積〉 水稻 25.0 ha 小麦 11.0 ha 〈経営面積〉 36.0 ha (うち借地 15.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 2 台 田植機(6条) 2 台 乗用管理機 1 台 コンバイン(5条) 2 台 乾燥機(3.2 t) 3 台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工の導入
2	野菜専作	〈作付面積〉 トマト 1.2 ha 〈経営面積〉 1.2 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 12,000 m ² トラクター(20ps) 1 台 動力噴射機(自走式) 1 台 養液土耕栽培システム 1 式 他 〈その他〉 ・養液土耕栽培 ・収穫期を中心に雇用を導入
3	酪農専作	〈作付面積等〉 経産牛 90 頭 飼料作物 5.0 ha 牧草 30.0 ha 〈経営面積〉 35.0 ha	〈資本装備〉 畜舎 1,080 m ² トラクター(50ps、105ps) 2 台 ミルキングパーラー 1 台 他 〈その他〉 ・フリーストール方式の導入
4	酪農専作(飼料生産 外部委託)	〈作付面積等〉 経産牛 90 頭 〈経営面積〉 35.0 ha	〈資本装備〉 畜舎 1,080 m ² トラクター(50ps) 1 台 ミルキングパーラー 1 台 他 〈その他〉 ・TMRセンター利用 ・フリーストール方式の導入

別紙 3

〔集落型の農業法人〕

No	営農類型	経営規模		生産方式	
1	水稻 ＋ 小麦 主たる従事者 2 人 (参考) 構成員の労賃・地 代収入合計額 4 4 1万円	〈作付面積〉 水稻 26.0 ha 小麦 14.0 ha 〈経営面積〉 40.0 ha (うち借地 40.0 ha)		〈資本装備〉 トラクター(50ps) 2 台 田植機(6条) 2 台 麦播種機(点播4条) 1 台 乗用管理機 1 台 コンバイン(5条) 2 台 乾燥機(5 t) 3 台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直 売等関連事業の導入	
2	水稻 ＋ 大豆 主たる従事者 2 人 (参考) 構成員の労賃・地 代収入合計額 4 2 5万円	〈作付面積〉 水稻 26.0 ha 大豆 14.0 ha 〈経営面積〉 40.0 ha (うち借地 40.0 ha)		〈資本装備〉 トラクター(50ps) 2 台 田植機(6条) 2 台 大豆播種機(点播4条) 1 台 乗用管理機 1 台 コンバイン(5条) 2 台 普通型コンバイン 1 台 乾燥機(3.2 t) 3 台 静置式乾燥機(1.8t) 2 台 他 〈その他〉 (No1に同じ)	
3	水稻 ＋ 小麦 ＋ 大豆 ＋ そば 主たる従事者 4 人 (参考) 構成員の労賃・地 代収入合計額 1, 0 3 6万円	〈作付面積〉 水稻 60.0 ha 小麦 15.0 ha 大豆 15.0 ha そば 7.0 ha 〈経営面積〉 97.0ha 97.0 ha (うち借地 90.0 ha)		〈資本装備〉 トラクター(50ps) 4 台 田植機(6条、直播オプション一式) 2 台 大豆播種機(点播4条) 1 台 乗用管理機 1 台 コンバイン(4条) 2 台 普通型コンバイン 1 台 乾燥機(3.2 t) 3 台 静置式乾燥機(1.8t) 2 台 他 〈その他〉 ・水稻は移植、直播各30.0haで収穫期を ずらすことで機械を共有 ・そばは小麦、大豆の裏作 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直 売等関連事業の導入 ・その他、No1に同じ	
4	水稻 ＋ りんどう 主たる従事者 2 人 (参考) 構成員の賃金・地 代収入合計額 9 7 6万円	〈作付面積〉 水稻 26.0 ha りんどう 2.0 ha 〈経営面積〉 28.0 ha (うち借地 28.0 ha)		〈資本装備〉 トラクター(50ps) 2 台 田植機(6条) 2 台 コンバイン(5条) 2 台 乾燥機(5 t) 3 台 動力噴霧機(自走式) 1 台 フラワーバインダー 1 台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化	

別紙 4

〔新たに農業経営を営もうとする青年等〕

No	営農類型	経営規模	生産方式
1	野菜専作	〈作付面積〉 きゅうり 0.2 ha 〈経営面積〉 0.2 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 2,000 m ² トラクター(20ps) 1 台 動力噴霧機(自走式) 1 台 温風暖房機、 1 台 他 〈その他〉 ・ 半促成＋抑制の組合せ ・ 機械施設は中古(標準価格の1/2) ・ 単収は19t/10a
2	野菜専作	〈作付面積〉 きゅうり 0.2 ha 〈経営面積〉 0.2 ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1 台 管理機(ロータリー付) 1 台 マルチャー(管理機用) 1 台 マルチスプレーヤ(クローラ自走式) 1 台 他 〈その他〉 ・ 露地栽培 ・ 機械施設は中古(標準価格の1/2) ・ 単収は12t/10a
3	野菜専作	〈作付面積〉 トマト 0.2 ha 〈経営面積〉 0.2 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 2,000 m ² トラクター(20ps) 1 台 動力噴霧機(自走式) 1 台 養液土耕栽培システム 1 式 他 〈その他〉 ・ 夏秋どり、養液土耕栽培 ・ 機械施設は中古(標準価格の1/2、ただし養液土耕栽培システムは除く) ・ 単収12t/10a
4	野菜専作	〈作付面積〉 ミニトマト 0.12 ha 〈経営面積〉 0.12 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 1,200 m ² トラクター(20ps) 1 台 動力噴射機(自走式) 1 台 ミニトマト選別機 1 台 他 〈その他〉 ・ 夏秋どり、自動かん水、土耕栽培 ・ 機械施設は中古(標準価格の1/2) ・ 単収は6.5t/10a
5	野菜専作	〈作付面積〉 ピーマン 0.2 ha 〈経営面積〉 0.2 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 2,000 m ² トラクター(20ps) 1 台 動力噴霧機(自走式) 1 台 他 〈その他〉 ・ 雨よけハウス栽培 ・ 機械施設は中古(標準価格の1/2) ・ 単収は9t/10a

No	営農類型	経営規模		生産方式
6	野菜専作	〈作付面積〉 ピーマン	0.4 ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 マルチャー(管理機用) 1台 他 〈その他〉 ・露地栽培 ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は5t/10a
7	野菜専作	〈作付面積〉 ほうれんそう	0.4 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 4,000 m ² トラクター(25ps) 1台 真空播種機(人力、2条) 1台 ほうれんそう調製機(全長300cm) 1台 野菜フィルム包装機(計量機付) 1台 予冷库(1坪) 1台 他 〈その他〉 ・4月～12月連続どり、4回転 ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は0.8t/10a(1回転当たり)
8	野菜専作	〈作付面積〉 ねぎ	1.8 ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 動力噴霧器(可搬式) 1台 管理機(ねぎ専用) 1台 ねぎ堀取機(トラクター用) 1台 ねぎ皮むき機 1台 他 〈その他〉 ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は2.5t/10a
9	野菜専作	〈作付面積〉 アスパラガス	0.7 ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 動力噴霧器(自走式) 1台 フロントローダ(バケット付き) 1台 マニュアルスプレッダ(牽引式) 1台 刈払機(肩掛式) 1台 他 〈その他〉 ・2季どり ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は0.8t/10a
10	菌茸専作	〈作付面積等〉 生しいたけ	28,000 玉	〈資本装備〉 ウレタン吹き付けハウス 646 m ² 温風暖房機 1台 予冷库(1坪) 1台 他 〈その他〉 ・菌床、春夏、秋冬発生型栽培 ・機械は中古(標準価格の1/2) ・施設は補助事業を活用 ・単収は900kg/1,000玉

No	営農類型	経営規模	生産方式
11	花き専作	〈作付面積〉 りんどう 0.38 ha 〈経営面積〉 0.38 ha	〈資本装備〉 トラクター(20ps) 1 台 動力噴霧機(自走式) 1 台 下葉取り機 1 台 結束機 1 台 他 〈その他〉 ・早生 8 月収穫0.2ha＋晩生 9 月収穫0.18ha ・単収は早生30,000本/10a, 晩生42,000本/10a(3 年目 以降)
12	花き専作	〈作付面積〉 小ぎく 0.8 ha 〈経営面積〉 0.8 ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1 台 管理機 (ロータリー式) 1 台 動力噴霧器 (自走式・背 負式) 各1 台 マルチャー (管理機用) 1 台 花き乾燥機 1 台 簡易ビニールハウス 1 棟 他 〈その他〉 ・単収は25,000本/10a

＊ 労働力構成として経営主 1 名とその家族等 1 名程度で営まれることを想定

5－2 林業

5－2－1 林業の現状と課題

(1) 北上市の林業の現状

① 林業就業者

ア 林業経営体数

- ・ 林業経営体数は減少傾向にあり、令和 7 年の経営体数は11経営体と、平成22年に比べて大きく減少しています。
- ・ 令和 7 年の経営体の内訳は、個人経営体が最も多く 8 経営体（72.7%）、法人経営体が 3 経営体（27.3%）であり、個人経営体が大部分を占めています。
- ・ 経営体数を保有山林面積規模別にみると10ha未満の経営体が約 9 割を占めています。
- ・ 令和 6 年の北上森林組合の組合員数は1,351人と、平成27年と比べて26人減少（△1.89%）しています。

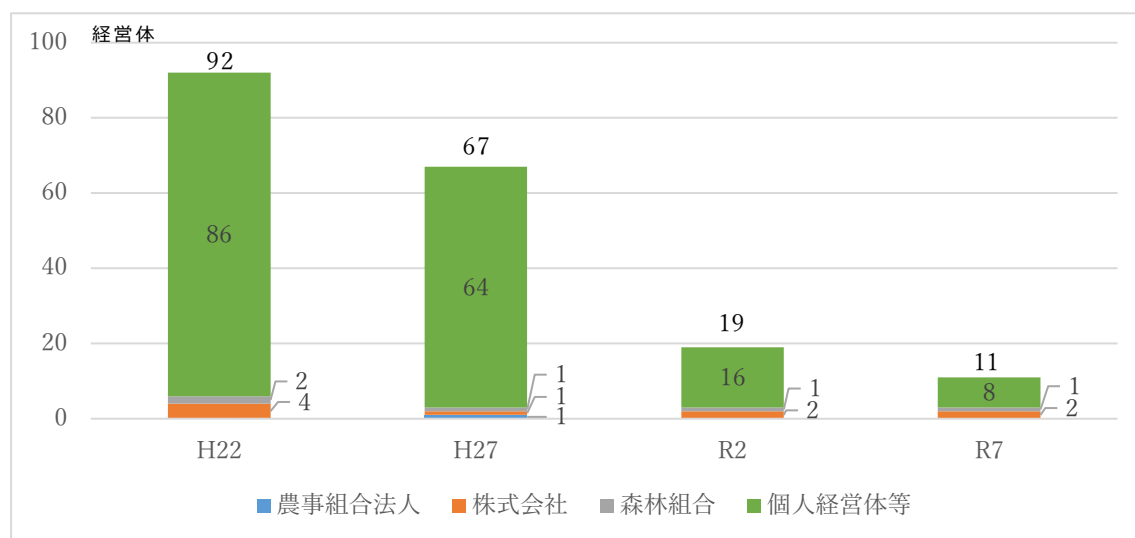


図1 林業経営体数

出典) 農林業センサス

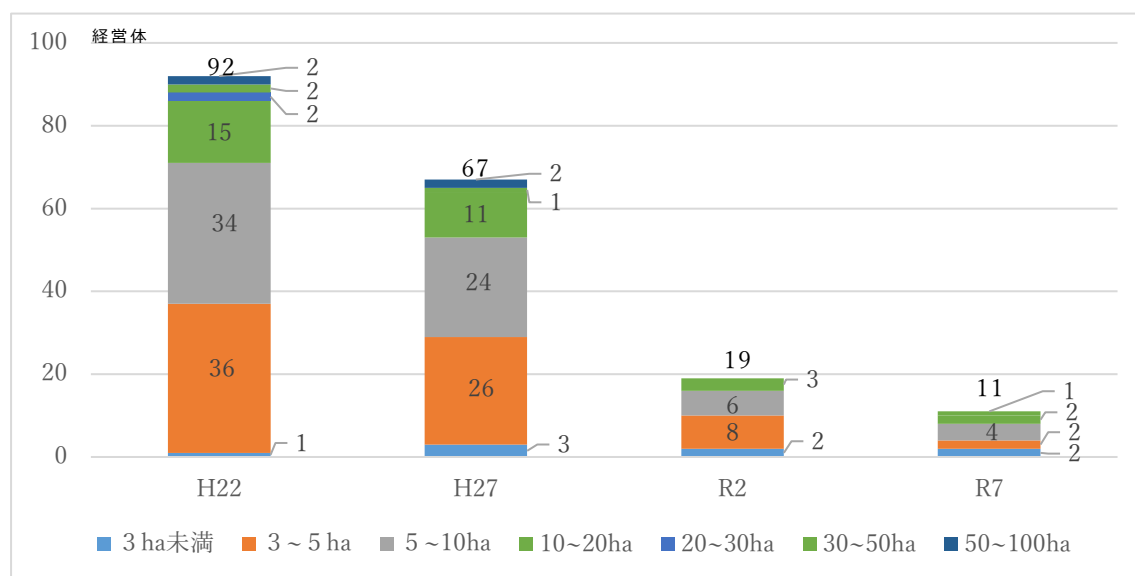


図2 保有面積規模別経営体数

出典) 農林業センサス

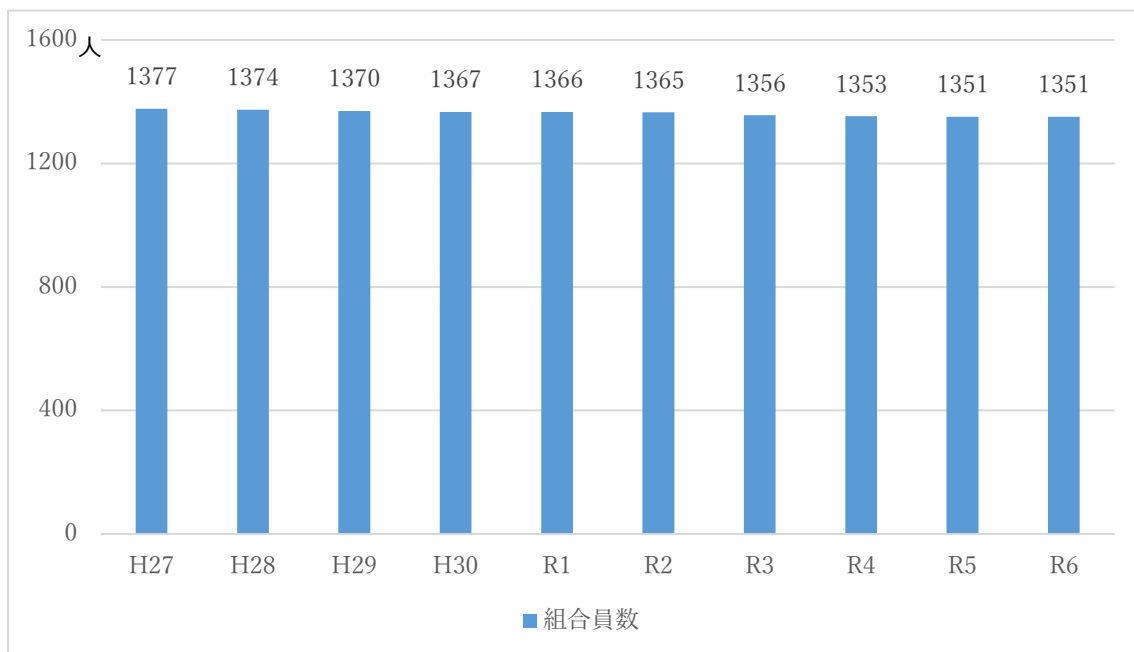


図3 森林組合員数※¹ (人)

出典) 北上森林組合通常総代会

※¹ 北上市森林組合に加入している正(准)組合員数を集計したもの。

イ 林家数と保有山林面積

- ・令和2年の林家※¹数は642戸で、平成27年と比べ284戸減少(△30.7%)しています。
- ・令和2年の保有山林面積は2,409haで、平成27年と比べ969ha減少(△28.7%)しています。

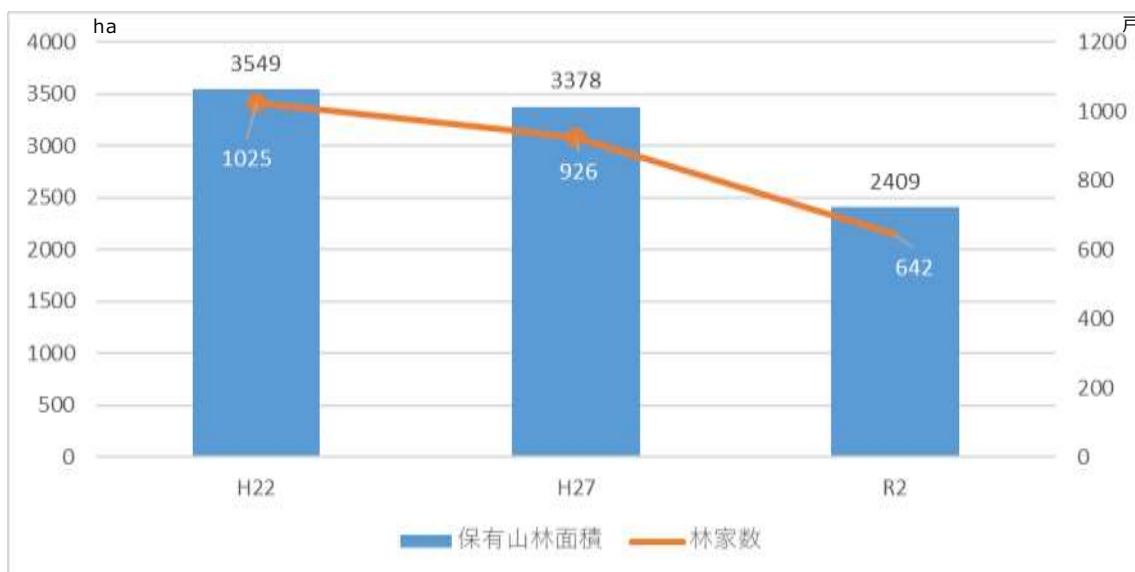


図4 林家数と保有山林面積

出典) 農林業センサス※²

※¹ 林家：保有している山林面積が1ha以上の世帯

※² 2025年農林業センサス(R7データ)は、R7.12時点で未公表

ウ 林業就業者数（常雇い）

- ・岩手県の林業就業者は、減少傾向にありますが、北上市の令和6年の林業就業者数（常雇い）は46人であり、横ばいで推移しています。

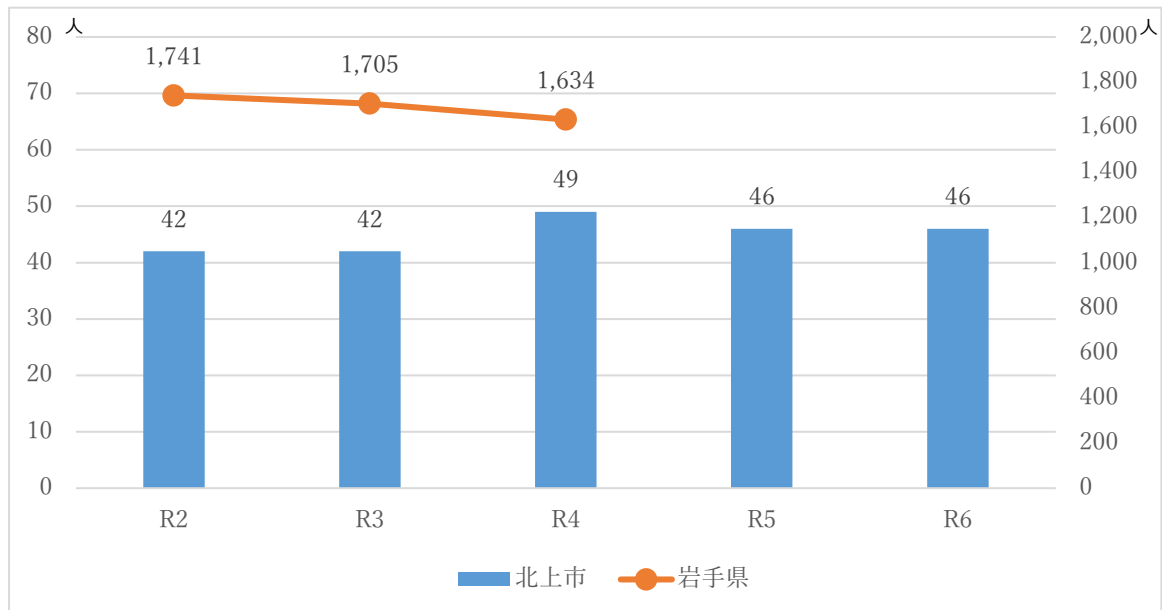


図5 林業就業者数の推移

出典）市農林企画課

- 1) 北上市の林業就業者は、森林経営管理法（平成31年4月1日施行）第36条第2項の規定に基づく「岩手県意欲と能力のある林業経営体」に選定されている経営体の常用雇用者数を引用。
- 2) 岩手県の林業就業者は、「林業労働力実態調査」（最新R4）の従事者数を引用。

エ 林業における労働災害発生率

- ・足場の悪い山の中で、チェーンソー等を用いて、重量物である立木を伐採する林業は、全産業の中で労働災害が最も高い割合となっています。

表3 労働災害の発生率（年千人率）（R6）

全産業	2.3
林業	23.3
鉱業	9.6
建設業	4.2
製造業	2.7
木材・木製品製造業	11.4

出典）厚生労働省（労働者死傷病報告）および総務省労働力調査

- 1) 年千人率 1年間の労働者1,000人あたりに発生した死傷者数の割合

② 森林面積

ア 森林面積

- ・令和5年度における北上市の森林面積は24,784haで総面積43,755haの56.6%を占めています。
- ・令和5年度における森林面積の内訳は、国有林が17,898ha、民有林が6,886haとなっており、国有林が72.2%を占めています。
- ・民有林の森林面積の内訳は私有林が6,007ha、市有林が517ha、県有林が362haとなっており、私有林が全体の24.2%を占めています。

表4 森林面積 (R5)

(単位:ha)

北上市面積	森林面積						森林率
	国有林	民有林				合計	
		私有林	市有林	県有林	小計		
43,755	17,898	6,007	517	362	6,886	24,784	56.6%

出典) 北上川中流国有林の地域別の森林計画書、岩手県森林資源構成表

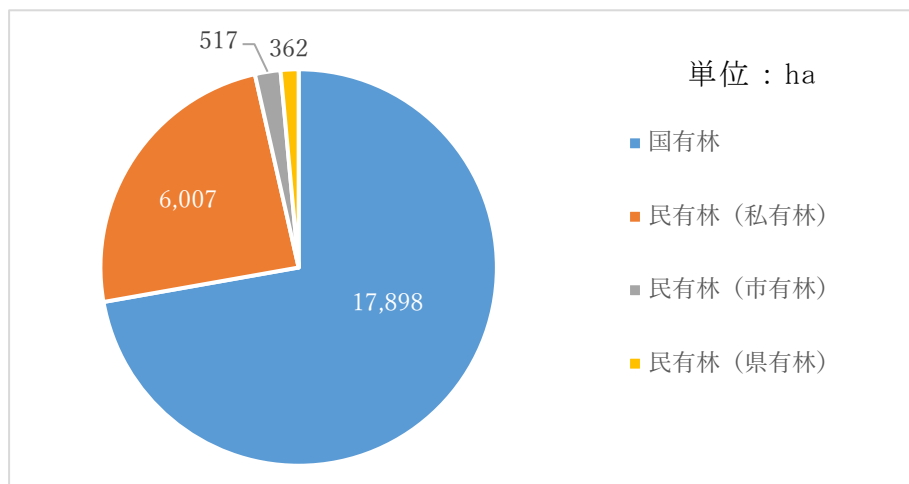


図6 森林資源の内訳 (R5)

出典) 北上川中流国有林の地域別の森林計画書、岩手県森林資源構成表

イ 人工林の面積、樹種、樹齢

- ・令和5年における民有林の森林面積6,886haのうち、2,808haは植林した人工林で、その割合は40.8%となっています。
- ・樹種別にみると、スギが人工林の面積全体の75.7%を占めています。
- ・人工林のうち、一般的な主伐期である齢級10年（林齢50年）を超えたものは57.6%で全体の半数以上を占めている一方、齢級1、2年（林齢1～10年）の人工林は0.5%であり、主伐、再造林が進んでいない傾向となっています。

表5 民有林割合（R5）

（単位：ha、％）

	民有林	
	人工林	天然林
面積	2,808	4,078
比率	40.8	59.2

出典）岩手県森林資源構成表

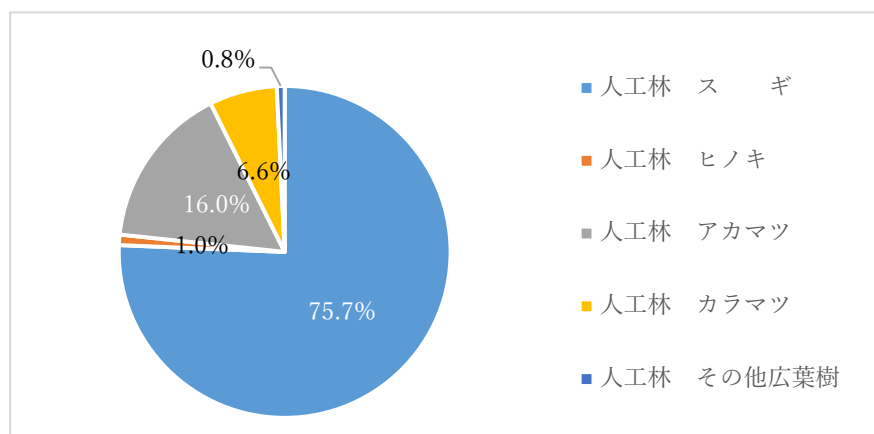


図7 人工林の樹種別森林割合（R5）

出典）岩手県森林資源構成表

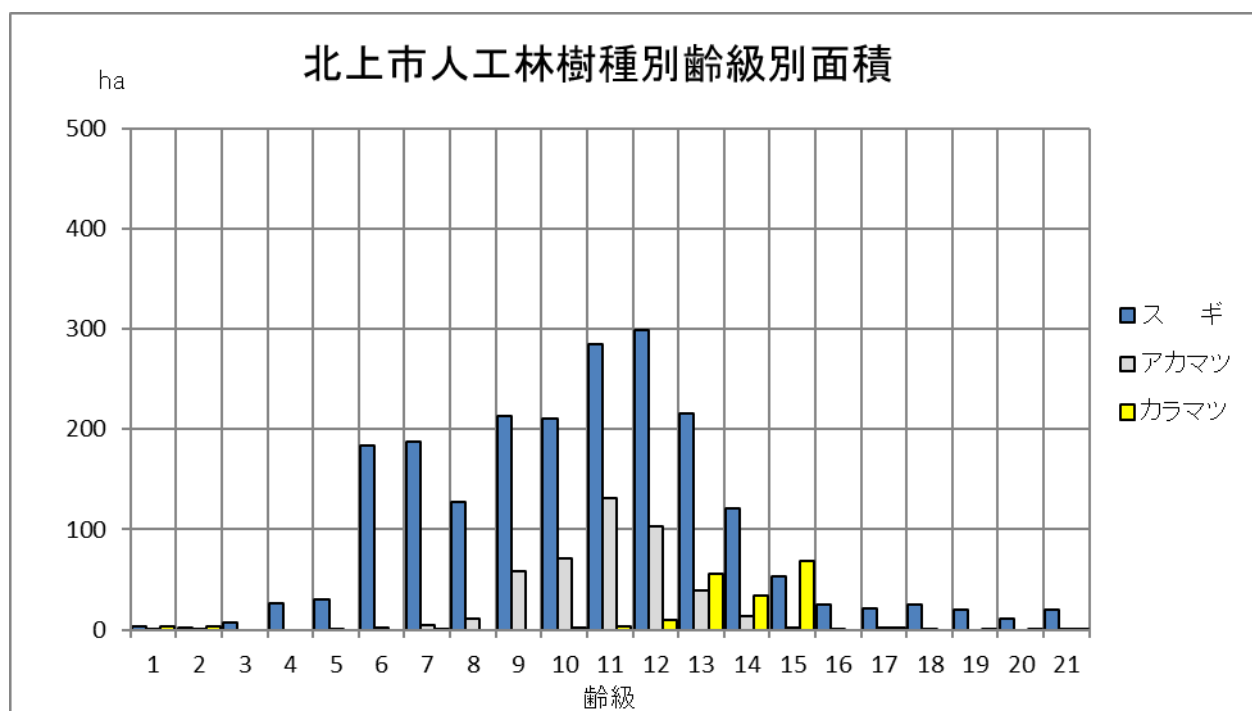


図 8 人工林の樹種別齢級別資源構成 (R5)

出典) 岩手県森林資源構成表

1) 齢級は林齢を5年の幅でくくった単位。

2) 苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を1齢級と数える。

ウ 民有林の蓄積量

- 令和5年度における民有林の樹木の体積の合計である蓄積量は、天然林804千 m^3 、人工林1,200千 m^3 となっています。

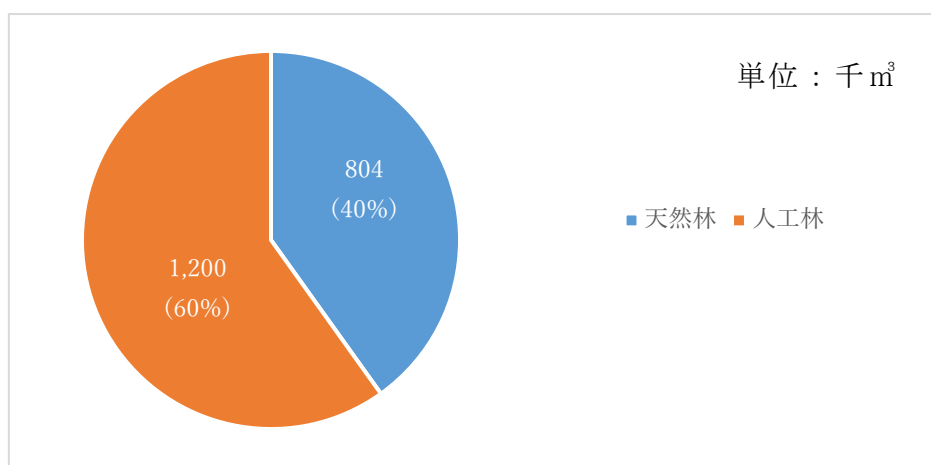


図 9 民有林の蓄積量 (R5)

出典) 岩手県森林資源構成表

③ 林業の成長化支援

- 令和5年における北上市内の私有林からの素材生産量は5,138^m³であり、広葉樹、針葉樹別に次のとおりとなっています。
- 直近5ヵ年（令和元年～令和5年）の平均は、9,177^m³であり、近年は横ばいで推移しています。

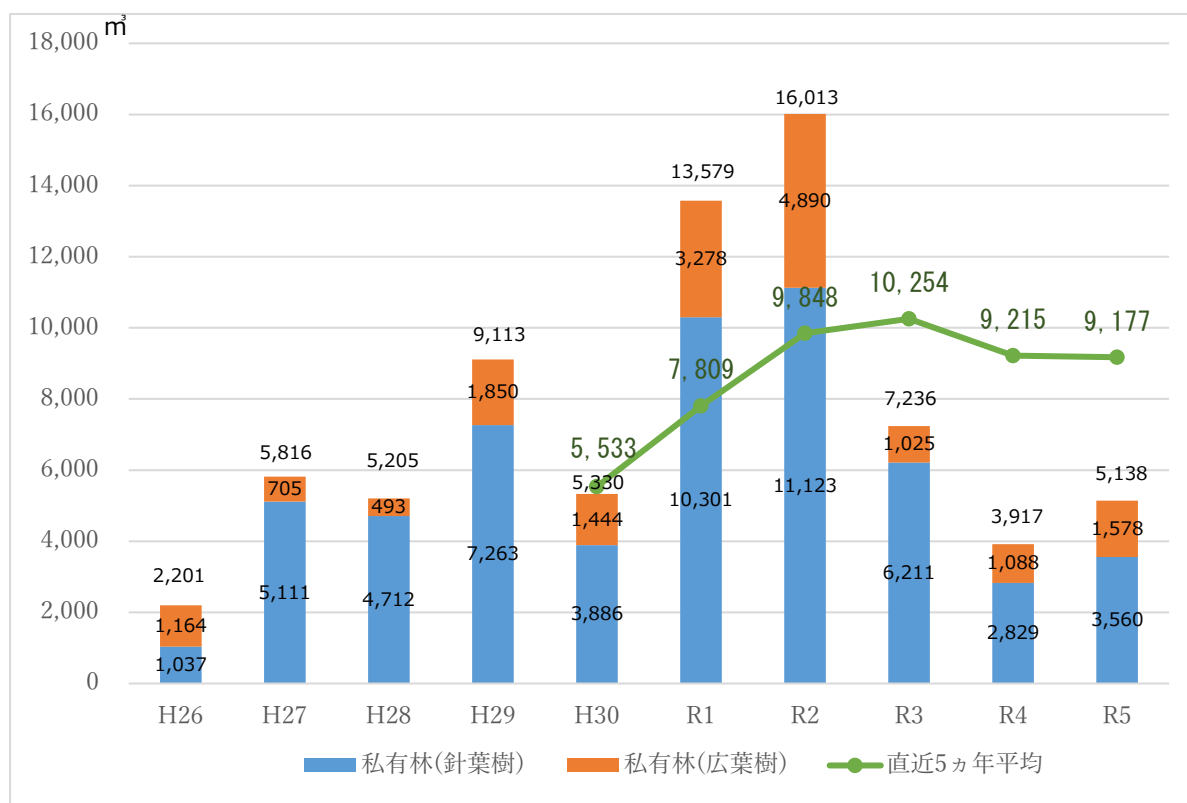


図10 私有林からの素材生産量（推定）

出典） 岩手県の木材需給と木材工業の現況

④ 作業路網

- 令和4年度における林道の状況は、累計延長35,139mとなっており、その密度は5.1m/haとなっています。
- 北上市の令和4年度における林道の密度は5.1m/haであり、岩手県と比較して0.7ポイント低くなっています。

表6 林道の状況（R4）

（単位：ha, m）

	私有林面積(ha) [A]	実績延長(m)	累計延長(m) [B]	密度(m/ha) [B/A]
北上市	6,886	0	35,139	5.1
岩手県	781,000	3,312	4,539,757	5.8

出典）岩手県林業の指標

⑤ 木材産業の現状

北上市は、岩手県のほぼ中央に位置し、東北新幹線、東北縦貫自動車道、東北横断自動車道釜石秋田線などの高速交通体系の整備が進み、「北東北の十字路」を形成しているほか、産学官の連携を活かした積極的な工業振興により、県内最大の工業都市として発展しています。多様な樹種を活用した製紙工場や木材加工施設が立地しており、令和5年の製造品出荷額ではパルプ・紙製造業が県内1位、木材・木製品製造業が県内3位となっています。

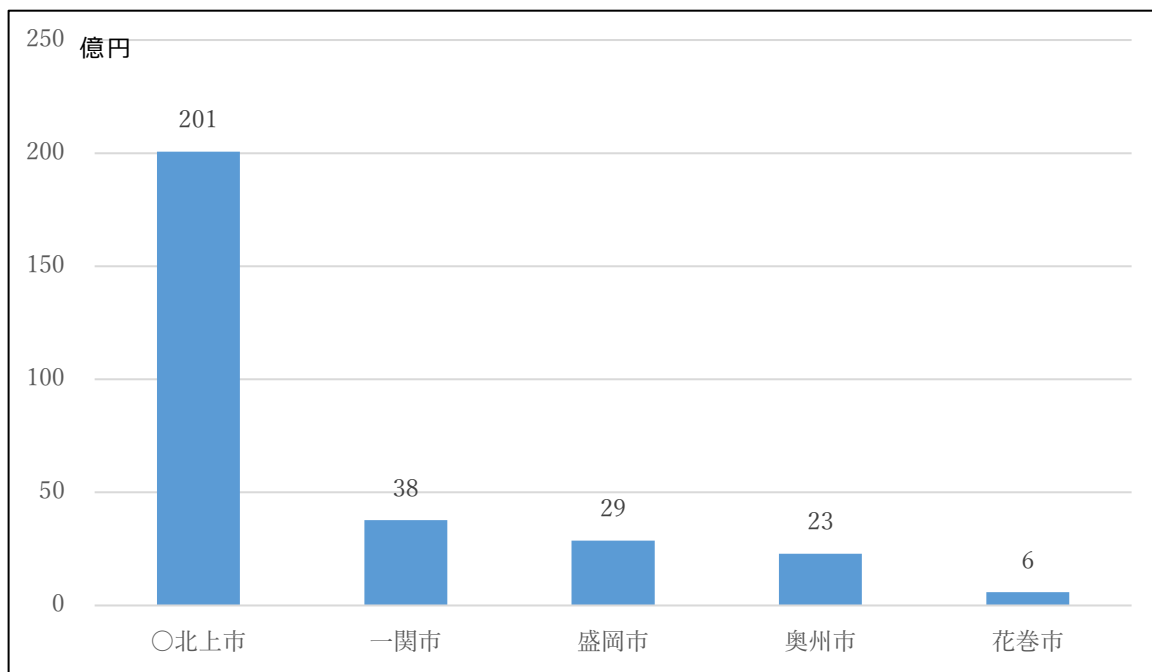


図11 岩手県内のパルプ・紙製造業の製造品出荷額 (R5)

出典) 経済構造実態調査

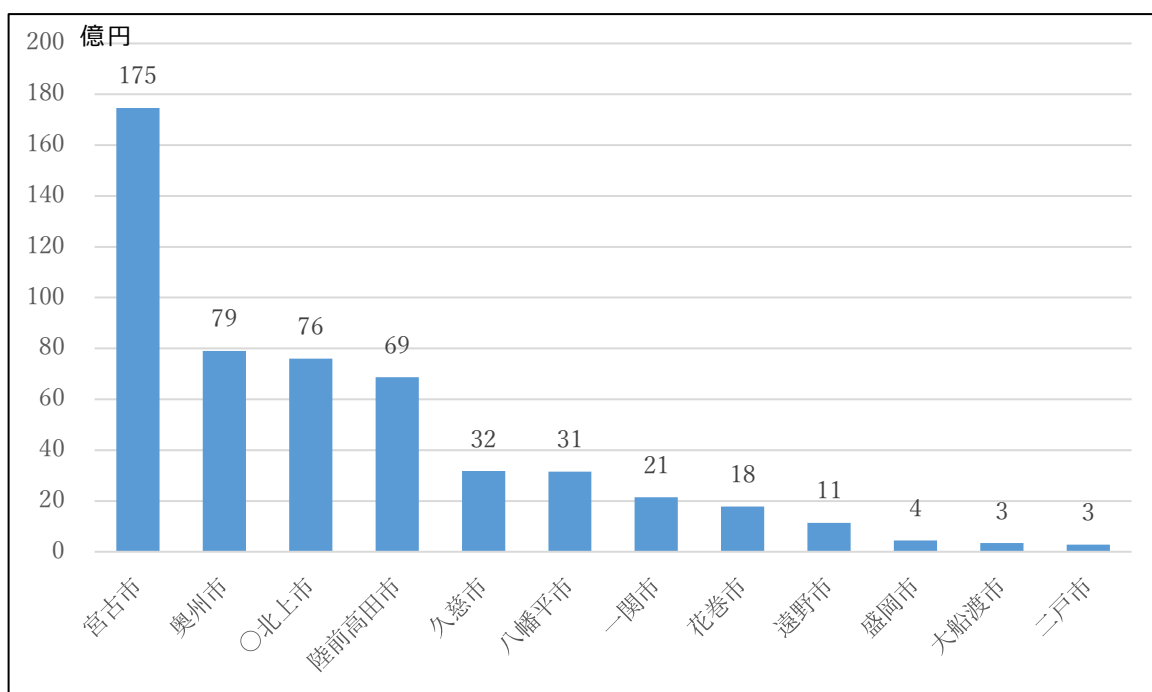


図12 岩手県内の木材・木製品製造業の製造品出荷額 (R5)

出典) 経済構造実態調査

⑥ 木材価格の推移

木材価格は高度経済成長に伴う需要の増大等の影響により昭和55年にピークを迎えた後、木材需要の低迷や輸入材との競合等により長期的に下落し、近年はほぼ横ばいで推移してきました。令和3年には世界的な木材需要の高まり等が要因となるウッドショックにより価格が上昇しましたが、現在は価格上昇前より高値ではあるものの木材価格ピーク時と比較すると下落しています。

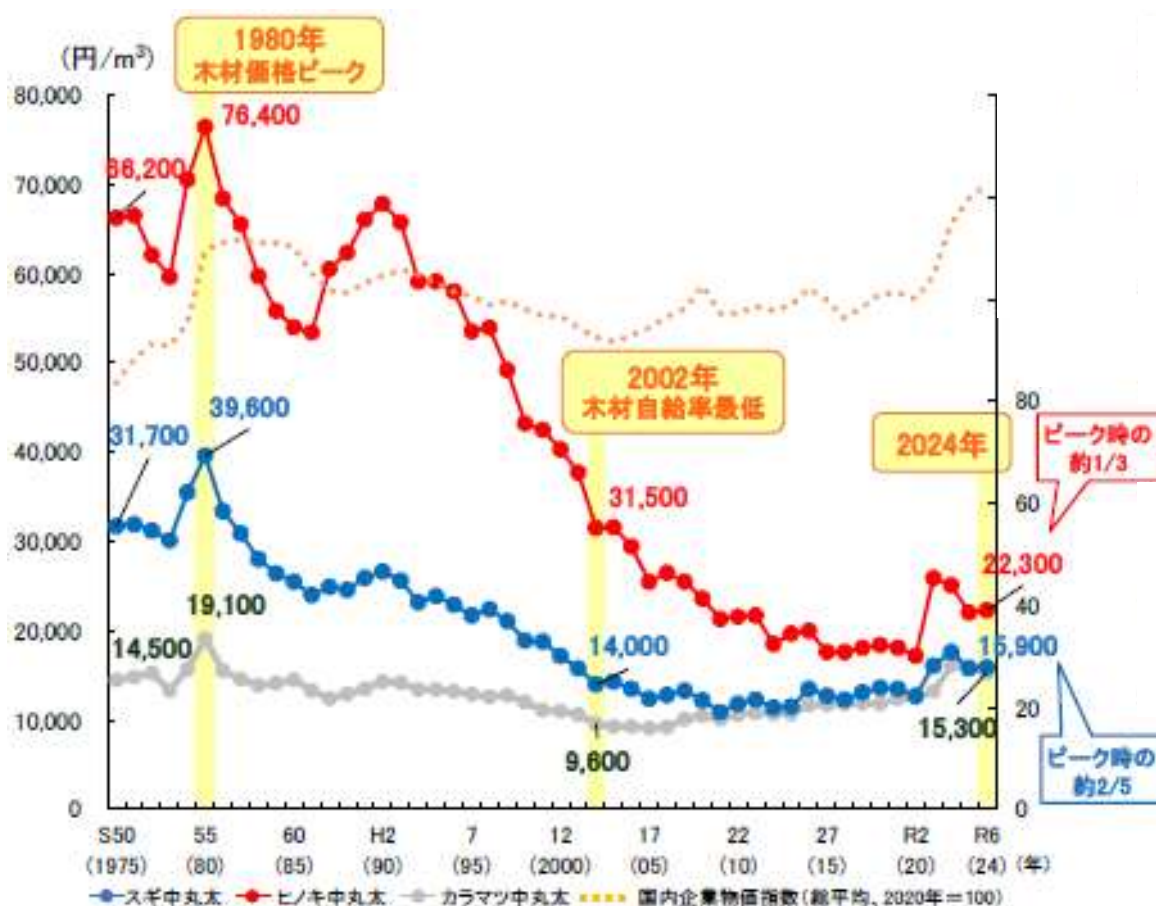


図13 木材価格の推移

出典) 林野庁「森林・林業・木材産業の現状と課題」

(2) 北上市の林業の課題

課題 1	林業の担い手確保
------	----------

- 林業の持続的かつ健全な発展を図り、成長産業化を実現するため、新規就業者の確保・育成とともに、高度な知識・技術を有する人材の育成に取り組む必要があります。
- 林業就業者が横ばいで推移しており、林業就業者の確保及び育成を図る必要があります。
- 全国的には、林業における労働災害の発生率は他産業と比べて高く、更なる改善が喫緊の課題と言われているほか、山林でのクマとの遭遇リスクも加わり、林業就業者の新規参入意欲の低下につながるおそれがあります。

課題 2	林業の成長産業化支援
------	------------

- 生活スタイルの変化により、化石燃料への依存が高まるなど、森林資源の活用機会が減少したことに伴い森林の手入れが滞りがちとなっていることから、林業経営体の体制強化を図るなど、森林資源の適切な管理や林業の成長産業化を後押しする必要があります。
- 森林の所有者や境界が不明確なことが、森林整備に支障を来しています。
- 木材加工施設の立地等を背景に安定した木材需要があるため、引き続き森林所有者の施業意欲を喚起し、安定的な木材供給を実現する必要があります。
- 木材価格が長期的に下落傾向であった中、令和3年には世界的な木材需要の高まり等が要因となるウッドショックにより価格が上昇しましたが、現在は価格上昇前より高値ではあるものの木材価格ピーク時と比較すると下落しています。
- 木材価格の低迷により採算が取れず、森林整備や木材活用の意欲が低下することで、伐期を逃し森林の劣化が進んでいます。

課題 3	森林資源の適切な管理の推進
------	---------------

- 森林のもつ多面的な機能が十分に発揮できるよう森林資源の適切な管理を推進する必要があります。
- 人工林での徐間伐等の適切な施業がされていない森林では、林分が過密化し、木材の形質や材質の劣化、林に光が入らないことなどにより、土砂流出の発生するリスクが高まるなど林地災害発生の危険があります。
- 林野火災が発生し大規模化した場合、近隣住民に被害が及ぶ恐れがあるばかりではなく、森林資源が一瞬で失われることで、CO2の吸収源としての機能も同時に失われます。

林業の基本目標

本ビジョンの実現に向けて、理想とする「きたかみ林業」の状態を理念的に表現したものを「基本目標」として、次のとおり掲げます。

林業の持続的かつ健全な発展を図り、成長産業化を実現する 「きたかみ林業」

「北上市総合計画2021～2030」では、4つの基本目標に基づいて、10の基本方針を設定しており、この中で基本目標の1つに「なりわい」を掲げ、「力強い地域経済の創出」と「多様な人材が働きやすい環境の向上」を基本方針に掲げ、諸施策を実施することとしています。

森林は、木材や林産物の生産の場として、産業として成り立ち、地域経済へ貢献しているのみならず、水源かん養機能、山林災害防止機能、地球温暖化抑制機能、生活環境保全機能など、多くの多面にわたる機能を有するなど、人々の生活に大きく寄与しています。

森林保全と「なりわい」としての林業を結び付け、さらに林業を成長産業化させていくことで、「力強い経済の創出」に繋がることが期待できます。

このことから、本計画における基本目標を「林業の持続的かつ健全な発展を図り、成長産業化を実現する「きたかみ林業」とします。

5－2－2 林業振興の方針

本ビジョンの実現に向けて、「林業の担い手確保」、「林業の成長産業化支援」、「森林資源の適切な管理の推進」の3つの柱を基本方針として掲げます。

方針 1	林業の担い手確保
------	----------

林業就業者が横ばいで推移するなか、林業の持続的かつ健全な発展を図り、成長産業化を実現するためには、林業の担い手確保が重要なことから、次の2項目に取り組みます。

1-1 林業の次世代に向けた後継者の育成

「緑の雇用制度」や各種助成制度を活用するなど、国、県、関係機関と連携しながら、新規林業就業者の確保や高度な知識・技術を有する人材の育成など次世代の後継者の育成に取り組みます。

また、木材の良さや木の文化を気軽に学ぶ機会を創出し、児童を対象とした木育に取り組むなど、情報発信及び普及啓発を進めます。

1-2 林業における就業条件の改善につながる取組支援

林業就業者の情報通信技術や高性能な機械の導入などによる、安全で効率的な生産体制の構築支援や、研修等の情報提供など、林業における就業条件の改善につながる取組を支援します。

方針 2	林業の成長産業化支援
-------------	-------------------

少子高齢化や人口減少といった社会情勢に対応しながら、北上市の重要な産業の1つである林業に継続的に取り組むためには、森林整備と森林資源活用の促進など、林業の成長産業化につながる取組が重要となることから、林業の成長産業化を後押しするため、次の3項目に取り組めます。

2-1 森林整備と森林資源活用の促進

森林経営管理促進の取組方針に基づき森林経営管理事業を推進することにより、市内の民有林について、森林所有者の適切な森林経営や林業経営の効率化の促進を図るため、市は森林整備や経営管理に必要な支援を行うとともに、地籍調査や所有界の明確化等を推進します。また、森林所有者により適切な管理がされていない森林においては、施業集約化の取組を支援し、林業事業者との連携・調整を図る等、森林整備及び林業生産活動の円滑な推進を支援します。

2-2 木材の循環利用の推進

造林、保育、間伐、主伐、木材利用という資源の循環利用を推進するため、人工林の再造林を進め、木材の利用拡大を図るとともに、林業経営に適した森林については、木材流通を目的としての施業を積極的に進めます。

2-3 北上で生産された木材や合板等の活用検討

市内には木材利用を行う企業や工場が立地していることから、地域資源である北上産木材の活用を推進し、木材の需要拡大を図ります。

方針 3 森林資源の適切な管理の推進

森林は、木材や林産物の生産の場としての役割のほか、水源かん養機能、山林災害防止機能、地球温暖化抑制機能、生活環境保全機能など、多面的機能を有しています。地球温暖化抑制機能においては、脱炭素社会への貢献も期待されているなど森林資源の果たす役割は今後ますます重要となっていることから、森林資源の適切な管理を推進するため、次の4項目に取り組みます。

3-1 森林の有する多面的機能の発揮

下刈り、枝打ち、除伐、間伐、主伐、再造林という森林資源の育成利用について、計画的に推進することで、森林の有する多面的機能の発揮に努めます。

また、森林の巡視、監視業務により適正な森林環境を維持することで、災害の未然防止を図ります。

3-2 森林・木材のカスケード利用の推進

森林組合と市内企業等の連携による木材のカスケード利用を通じた新たな産業の創出などを支援し、地域の森林資源の活用を推進します。

注) カスケード利用…製材した木材は住宅資材、家具等として、端材や末木等は紙チップ・ボード材や家畜肥料として使用し、建材や資材として利用できない部分はエネルギー転換（バイオマス利用）することで最後まで余すことなく使い切ることをいう。

3-3 林業の魅力発信支援

林業の魅力発信は森林資源の適切な管理の推進に繋がることが期待できることから、消費者と林業就業者の交流や林業体験等の林業の魅力発信を支援します。

3-4 脱炭素社会への貢献

北上市内の森林は総面積の57%であり、貴重な二酸化炭素の吸収源となっています。森林を健全な状態に保つことが、脱炭素社会の貢献に繋がりますが、ひとたび大規模な林野火災が発生すれば、広大な面積のCO2吸収源を失うこととなるため、林野火災を防止する取組として、火入れ制度の周知や、乾燥時に焚火を行わないよう周知するなど注意喚起を行います。また、植林にあたっては早生樹やエリートツリーの利活用を検討します。

注) エントリーツリー…森林総合研究所が選抜した、成長性に優れて特に初期成長が早く、材質や通直性にも優れた樹木をいう。植栽本数や下刈り回数を減らすことで、造林初期投資の削減や伐期の短縮が期待される。

【成果指標】

1 林業の担い手確保

指標	現状値 (2020年)	目標値		出典
		2025年	2030年	
林業就業者数	42	45	48	市農林企画課

2 林業の成長産業化支援

指標	現状値 (2014年～2018年 平均)	目標値		出典
		2025年	2030年	
私有林からの素材生産量	5,533m ³	6,640m ³	7,968m ³	岩手県の木材 需給と木材工 業の現況

3 森林資源の適切な管理

指標	現状値 (2019年)	目標値		出典
		2025年	2030年	
森林面積	24,895ha	24,835ha	24,775ha	岩手県林業 の指標

5－2－3 具体的な取組

方針 1	林業の担い手確保
------	----------

1-1 林業の次世代に向けた後継者育成

- 新規林業就業者の確保
- 高度な知識・技術を有する人材の育成
- 林業研修会等の開催支援
- 各種技術研修等の情報提供
- 木材の良さや木の文化を学ぶ機会の創出
- 林業の取組事例の情報発信による林業の魅力発信

1-2 林業における就業条件の改善につながる取組支援

- 安全で効率的な生産体制の構築支援
- 就業条件の改善等に繋がる研修等の情報提供
- 情報通信技術（ICT）や高性能林業機械等の導入による作業の省力化や効率化支援

方針 2	林業の成長産業化支援
------	------------

2-1 森林整備と森林資源活用の促進

- 森林経営管理事業の推進による施業の集約化
- 意欲と能力のある林業経営体支援
- 情報通信技術（ICT）や高性能林業機械等の導入による作業の省力化や効率化支援【再掲】
- 計画的な間伐、主伐、再造林の推進
- 木材運搬費への補助
- 林業経営体との連携の推進
- 地籍調査事業による所有界不明の解消
- 森林所有者ごとの森林資源情報の整備
- 森林経営管理状況調査の実施及び森林整備支援

2-2 木材の循環利用の推進

- 計画的な間伐、主伐、再造林の実施【再掲】
- 木材運搬費への補助【再掲】
- 公共施設等の木造化・木質化及び木製品の導入を促進するためのPR活動
- 森林所有者に対する木材のカスケード利用の普及と情報提供
- 子どもたちの森林に触れ合う機会の提供

2-3 北上で生産された木材や合板等の活用検討

- 県や関係団体との連携による市内立地企業等への木材安定供給及び活用に向けた体制構築
- 森林組合と市内企業等の連携による森林資源の活用支援
- 木材のカスケード利用を通じた新たな産業の創出支援
- 情報通信技術（ICT）や高性能林業機械等の導入による作業の省力化や効率化支援【再掲】

方針 3	森林資源の適切な管理の推進
------	---------------

3-1 森林の有する多面的機能の発揮

- 水源かん養機能、山林災害防止機能、地球温暖化機抑制機能、生活環境保全機能等の発揮
- 森林経営管理支援事業による作業道の維持管理に対する支援
- 森林病虫害対策の推進
- 森林の各種制度の適正運用
- 市民が森林に親しむ場の提供
- 林野火災防止のための普及啓発活動の実施、火入れ制度の周知や乾燥時の焚火の禁止等のホームページ等による注意喚起

3-2 森林・木材のカスケード利用の推進

- 県や関係団体との連携による市内立地企業等への木材安定供給及び活用に向けた体制構築【再掲】
- 森林組合と市内企業等の連携による森林資源の活用支援【再掲】
- 木材のカスケード活用を通じた新たな産業の創出支援【再掲】

3-3 林業の魅力発信支援

- 子どもたちの林業を学ぶ場の提供
- 林業者が行う林業体験等の魅力発信支援

3-4 脱炭素社会への貢献

- 林野火災防止のための普及啓発活動の実施、火入れ制度の周知や乾燥時の焚火の禁止等のホームページ等による注意喚起【再掲】
- 早生樹やエリートツリーの利活用の検討
- 県や関係団体との連携による市内立地企業等への木材安定供給及び活用に向けた体制構築【再掲】
- 森林組合と市内企業等の連携による森林資源の活用支援【再掲】

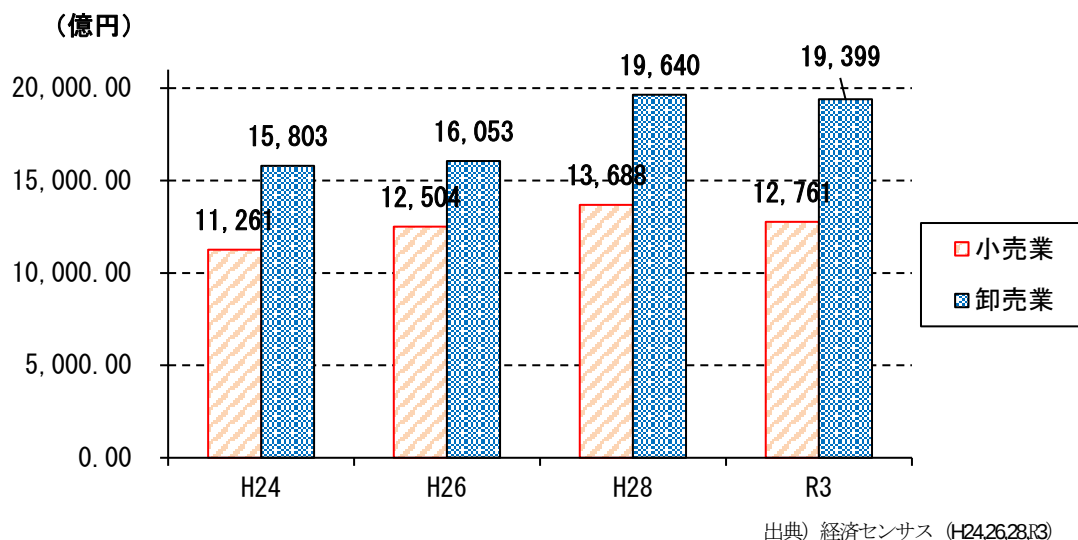
5 — 3 商 業

5－3－1 商業の現状と課題

(1) 商業の現状

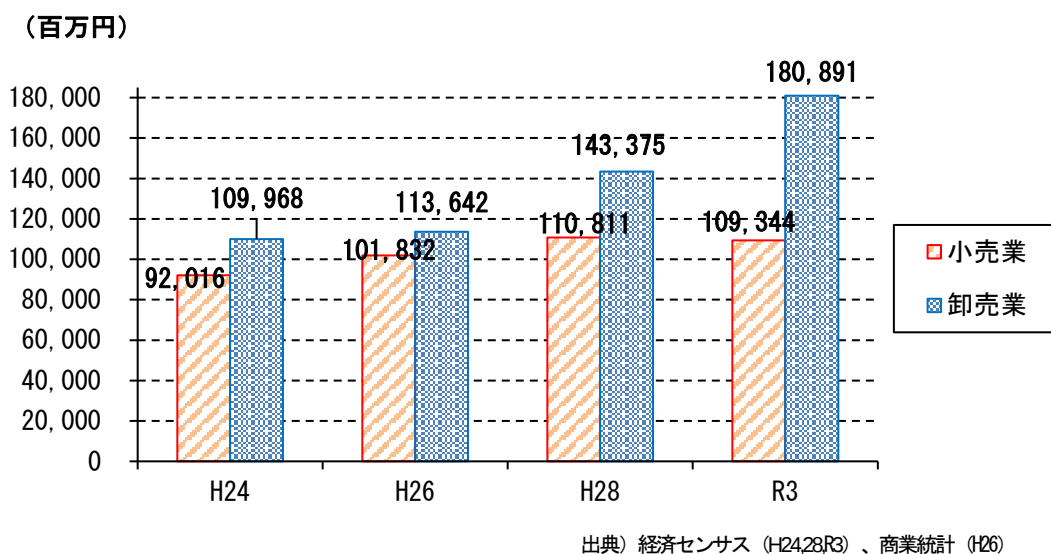
①岩手県内における卸売業・小売業の年間商品販売額

岩手県内の卸売業・小売業の年間商品販売額は、令和3年でそれぞれ1兆9,399億円、1兆2,761億円の合計3兆2,160億円となっています。これは、平成28年の3兆3,328億円と比較すると、1,168億円の減少（平成28年比-3.5%）となります。



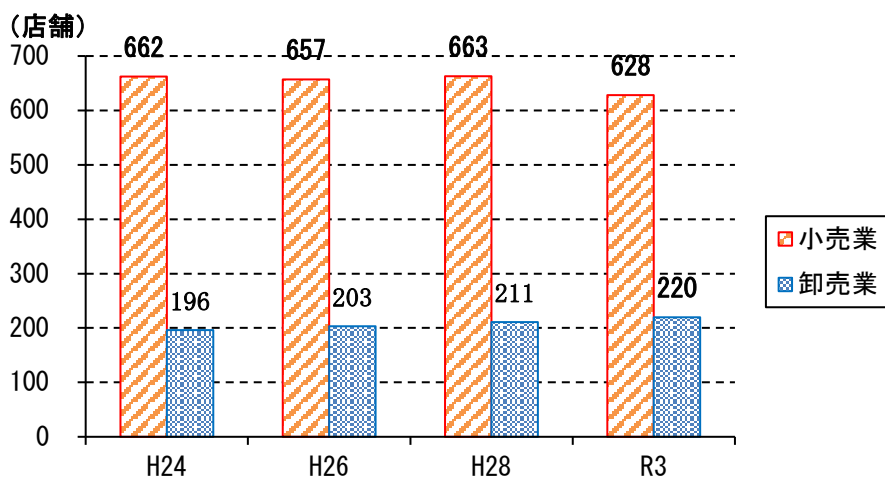
②本市における卸売業・小売業の年間商品販売額

本市の卸売業・小売業の年間商品販売額は、令和3年でそれぞれ1,809億円、1,093億円の合計2,902億円となっています。これは、平成28年の2,542億円と比較すると、360億円の増加（平成28年比+14.16%）となります。



③本市における店舗数の推移

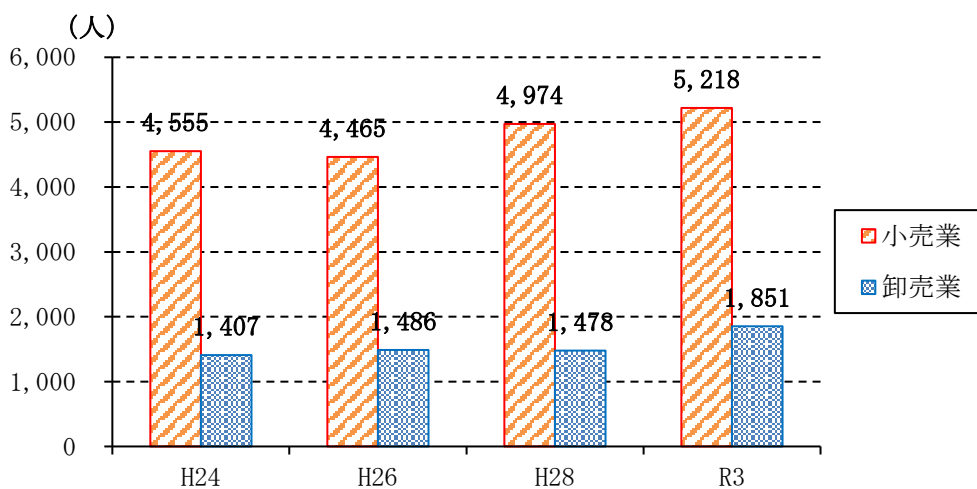
本市における卸売業、小売業の店舗数は令和3年度でそれぞれ220店舗、628店舗の合計848店舗となっています。これは、平成28年度の874店舗と比較すると、26店舗の減少（平成28年比－2.97％）となります。



出典) 経済センサス (H24,28,R3)、商業統計 (H26)

④本市における従業者数の推移

本市における卸売業、小売業の従業者数は平成24年以降において増加傾向となっており、令和3年度でそれぞれ1,851人、5,218人の合計7,069人となっています。これは、平成28年度の6,452人と比較すると、617人の増加（平成28年比＋9.56％）となります。



出典) 経済センサス (H24,28,R3)、商業統計 (H26)

⑤本市の商店街数の推移

本市の商店街振興組合組織の数は、平成26年度以降は5団体で推移していましたが、令和4年度以降解散する組合が発生し、令和7年度末には、2団体に減少しています。法人格を有しない任意団体数を含めて、減少傾向にあります。

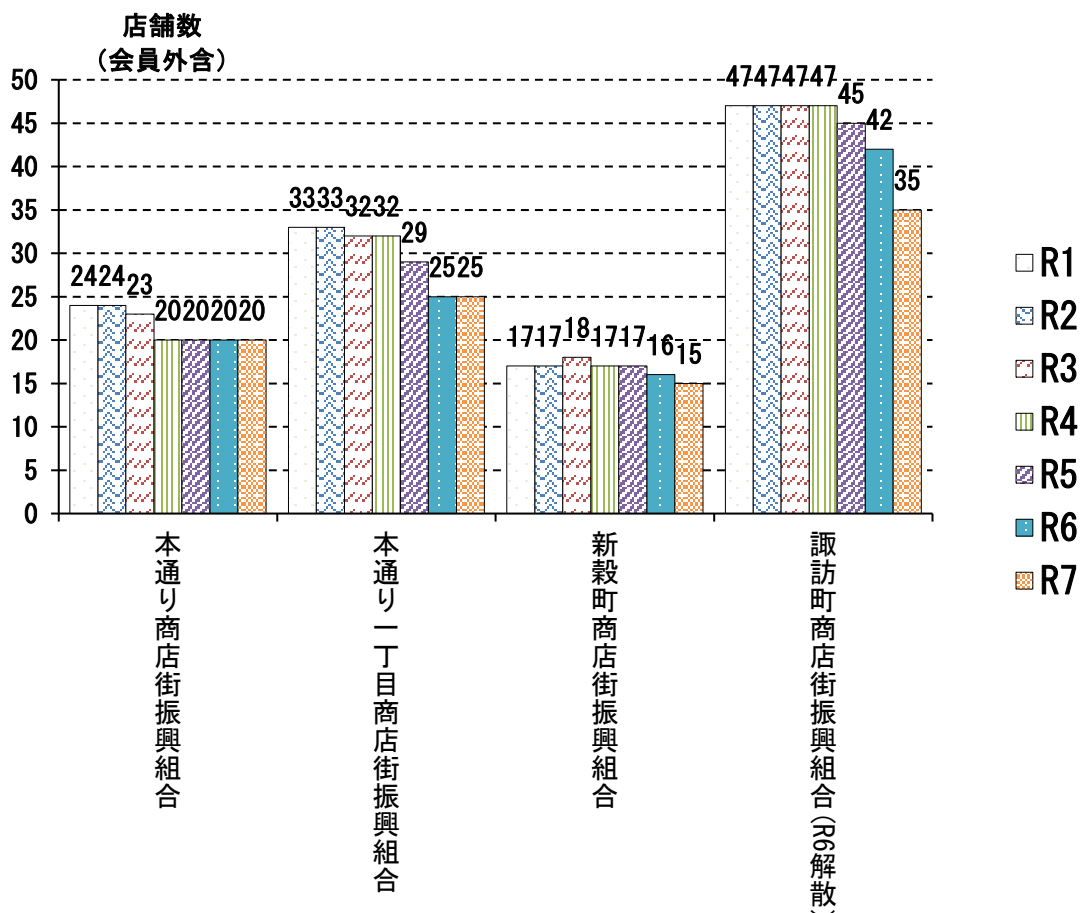
本市における商店街振興組合は、本通り商店街振興組合、本通り一丁目商店街振興組合となっており、北上駅前商店街振興組合が令和5年1月に解散、諏訪町商店街振興組合が令和6年12月解散（任意団体へ移行）、新穀町商店街振興組合が令和7年11月に解散（任意団体へ移行）しています。

	H 26	H 29	R 2	R 7
商店街振興組合	5	5	5	2
任意団体	10	8	7	7

出典) 北上市調査 (R7.11時点)

⑥本市の商店街振興組合における商店数の推移

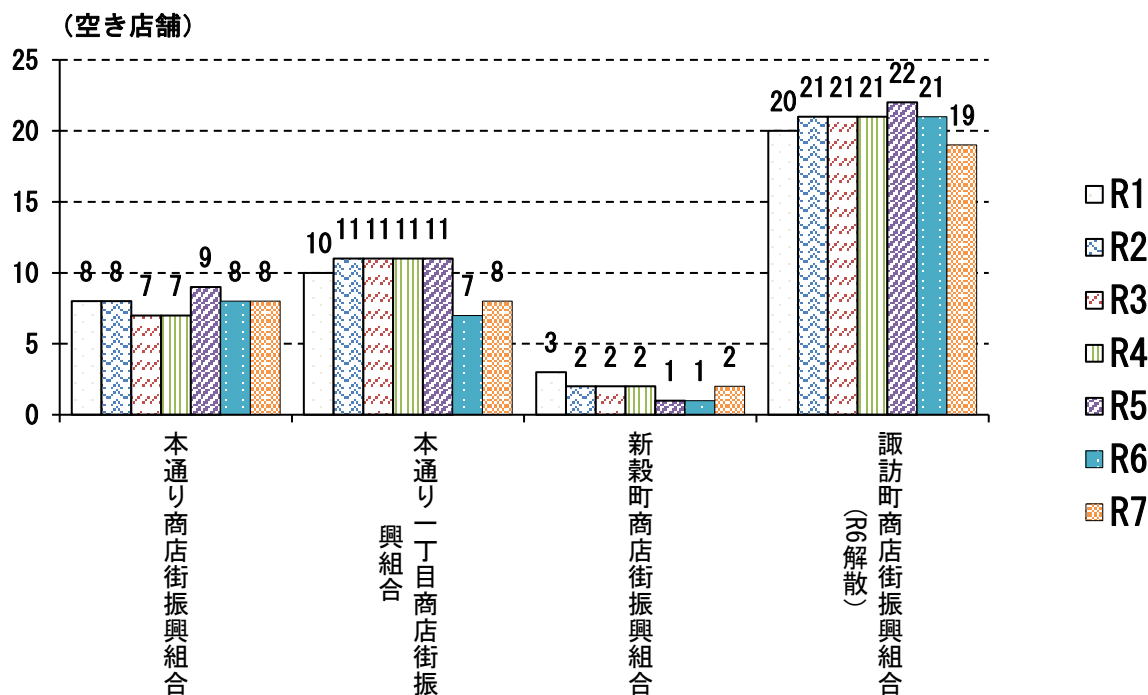
本市の商店街振興組合における商店数（空き店舗数を含む）は、令和元年度以降は減少傾向または商店数を維持する傾向にあります。



出典) 北上市調査 (R7.11時点)

⑦本市の商店街振興組合における空き店舗数の推移

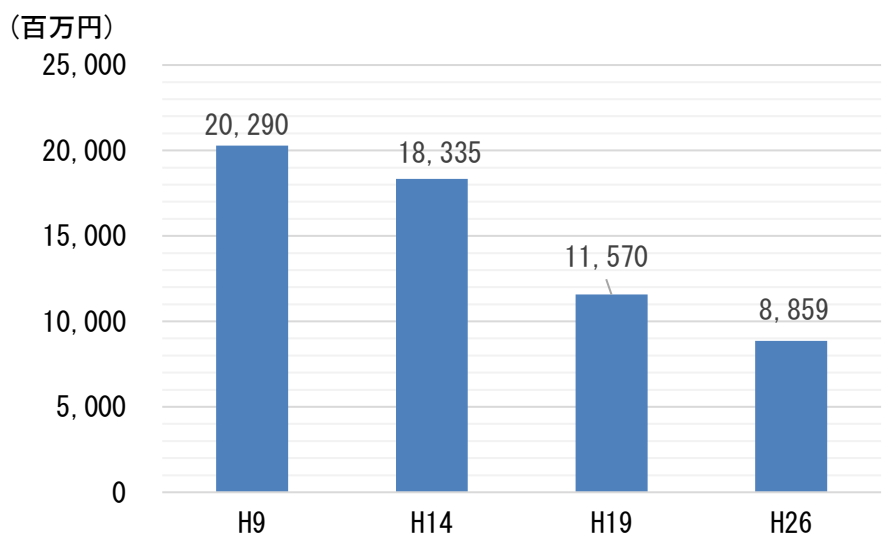
本市の商店街振興組合における空き店舗数は、令和元年度以降は本通り一丁目商店街振興組合のみが大きく減少しており、飲食業、塾、倉庫業の開業や家屋への建替となっています。



出典) 北上市調査 (R7. 10 時点)

⑧本市の5つの商店街振興組合における年間商品販売額の推移 (参考)

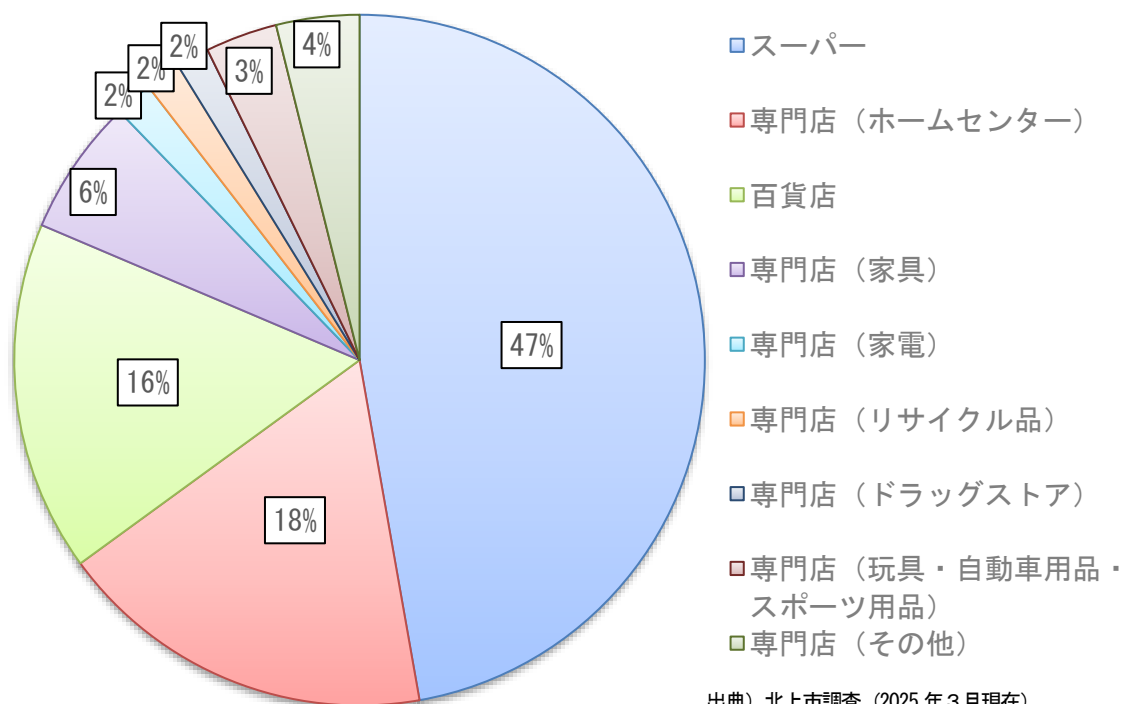
本市の5つの商店街振興組合(解散した組合を含む)における年間商品販売額は、減少傾向にあります。



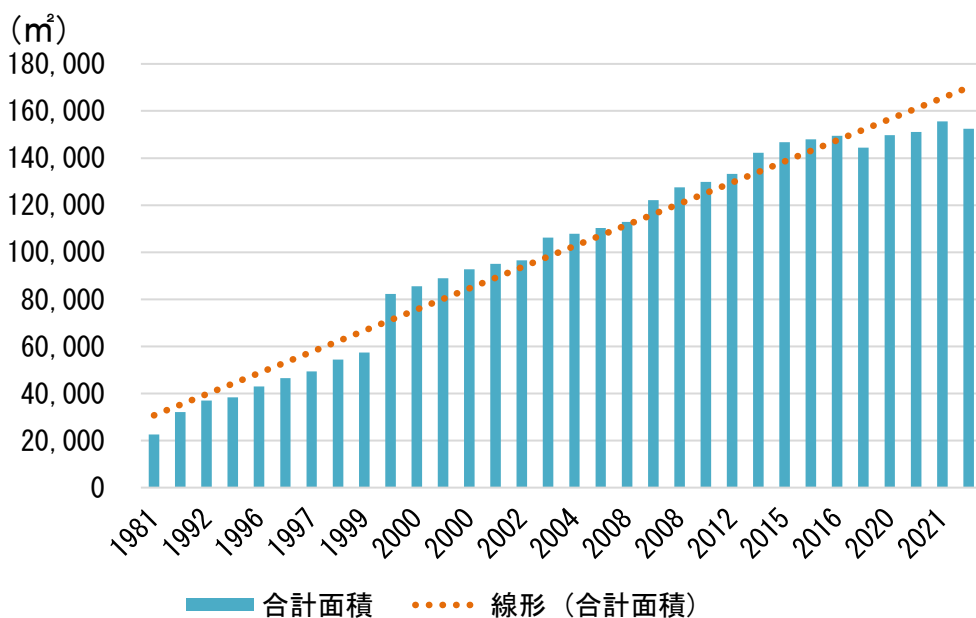
出典) 北上市調査

⑨本市の大規模小売店舗（1,000㎡を超えるもの）の面積

本市の大規模小売店舗の面積は、2000年代以降も純増しており、郊外部への大型スーパー、専門店の立地が進んでいます。



出典) 北上市調査 (2025 年 3 月現在)



出典) 北上市調査 (2025 年 3 月現在)

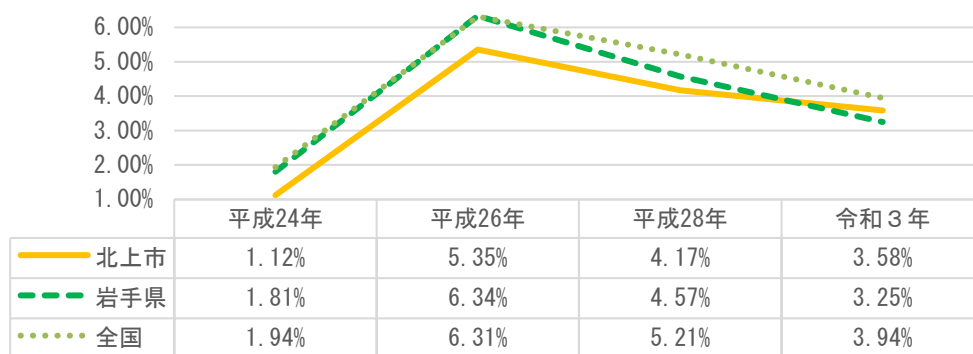
⑩本市の開業率・廃業率の推移

本市における卸売・小売業及び宿泊・飲食業の起業率（開業率）・廃業率は、平成24年以降のいずれの時点においても、廃業率が開業率を上回っています。

また、平成26年以降の卸売・小売業における起業率は緩やかに低下しています。

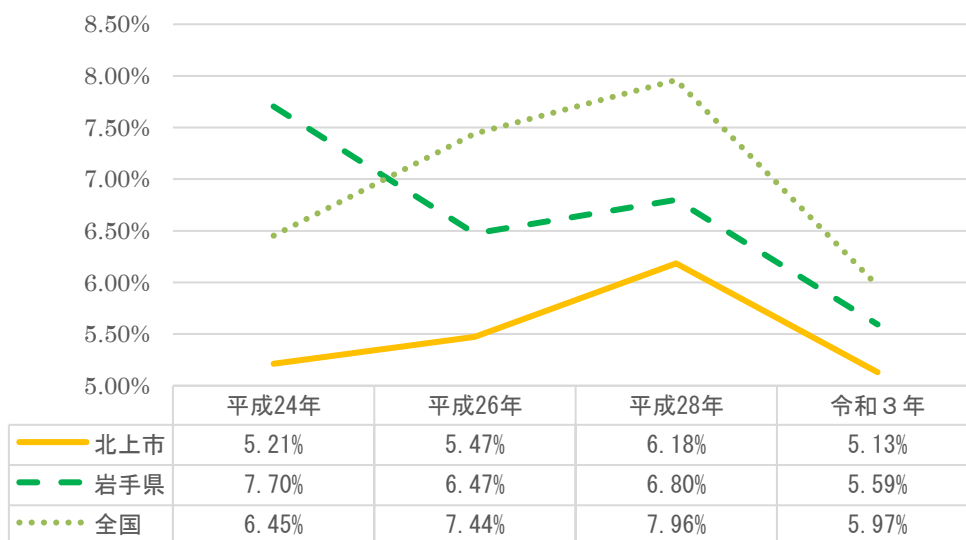
一方、平成28年から令和3年の卸売・小売業における全国の実業率が5.97%、岩手県の実業率が5.59%であるのに比べて、本市では5.13%と全国及び岩手県の水準を下回る結果となっています。

卸売・小売 起業率



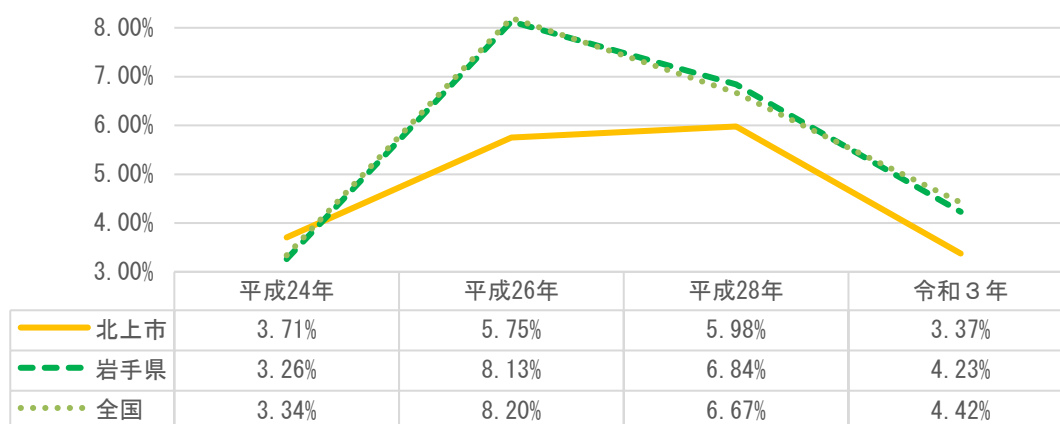
出典）経済センサス（H24,28R3）、商業統計（H26）

卸売・小売 廃業率



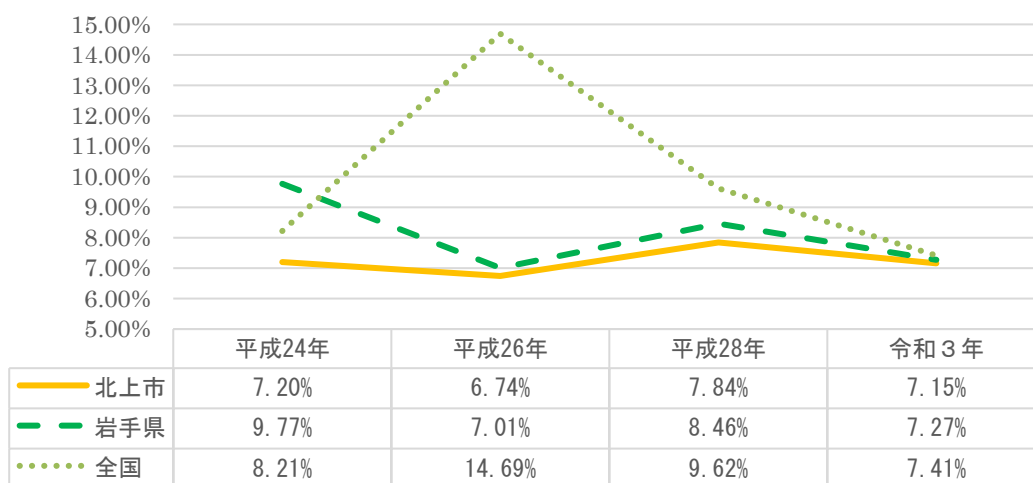
出典）経済センサス（H24,28R3）、商業統計（H26）

(参考) 宿泊・飲食 起業率



出典) 経済センサス (H24,28R3)、商業統計 (H26)

(参考) 宿泊・飲食 廃業率



出典) 経済センサス (H24,28R3)、商業統計 (H26)

⑪人口減少地域の地域拠点における買い物環境（参考）

令和２年度「地域拠点形成に係る買い物環境整備に向けた調査研究」（特定非営利活動法人いわて地域づくり支援センター調べ）においては、更木、黒岩、口内、二子の４地区を対象地区として、小売店舗の現地調査等を行いました。

その結果、店舗の販売品目等の小売機能に関するデータのほか、店舗に備わる「よろず機能」に着目した調査結果が得られました。

地区	店舗名	定休日	販売方法	販売品目	よろず機能
更木	さらきの里 ふれあい センター	年末 年始	店舗販売	水産/鮮魚、精肉、青果、 菓子/生活雑貨、日配品	金融 (ＡＴＭ)、 つどい (食堂)、 移動 (バス停)
黒岩	くろいわ 産地直売所	第一 水曜日	店舗販売 購入配達 注文販売 移動販売 (※２)	精肉、青果、菓子/生活 雑貨、日配品、総菜	つどい (向かいの建物)、 移動 (自家用送迎)
口内	店っこ くちない	土、 日曜日	店舗販売 購入配達 注文販売	菓子/生活雑貨、日配品、 総菜	移動 (自家用送迎)
	店舗Ａ (※１)	－	店舗販売 注文配達	青果、菓子/生活雑貨、 日配品	(美容室、精米機、 たばこ)
	あぐり夢 くちない	年末 年始	店舗販売 購入配達 注文配達	水産/鮮魚、精肉、青果、 菓子/生活雑貨、日配品、 総菜、衣料	つどい (食堂)
二子	店舗Ｂ (※１)	日曜日	店舗販売 注文配達 移動販売 (※３)	水産/鮮魚、精肉、青果、 菓子/生活雑貨、日配品、 衣料	金融 (ＡＴＭ)

※１ 個人商店は店舗○（○はアルファベット）と表記しています。

※２ 集会所向け ※３ 高校向け

出典）北上市調査（地域づくり課）

⑫岩手県内におけるキャッシュレス決済の状況（参考）

岩手県内の電子マネーによる販売額は、平成26年において、全国が2.2%であるのに対し1.8%とやや低くなっています。

また、クレジットカードによる販売額は、同じく平成26年において、全国が14.5%であるのに対し、9.2%と大幅に低くなっています。

今後、キャッシュレス決済は、QR決済を含め、販売額が増加していく可能性がある分野です。

(百万円) (%)	年間商品 販売額	電子マネー による販売		クレジットカード による販売	
		年間商品 販売額	割合	年間商品 販売額	割合
平成26年	1,146,121	20,470	1.8	105,862	9.2
平成24年	1,173,604	N D	N D	108,671	9.3

出典) 商業統計 (H24, 26)

⑬電子商取引の状況（参考）

国内におけるB to C-E C（消費者向け電子取引）市場規模は、増加傾向にあり、引き続き商取引の電子化が進展しています。



出典) 経済産業省報道発表 (R7. 3)

(億円)	2023年	2024年	伸び率
A. 物販系分野	14兆6,760億円	15兆2,194億円	3.70%
	(EC化率 9.38%)	(EC化率 9.78%)	
B. サービス系分野	7兆5,169億円	8兆2,256億円	9.43%
C. デジタル系分野	2兆6,506億円	2兆6,776億円	1.02%
総計	24兆8,435億円	26兆1,225億円	5.15%

出典) 経済産業省「電子商取引に関する市場調査 (R6)」

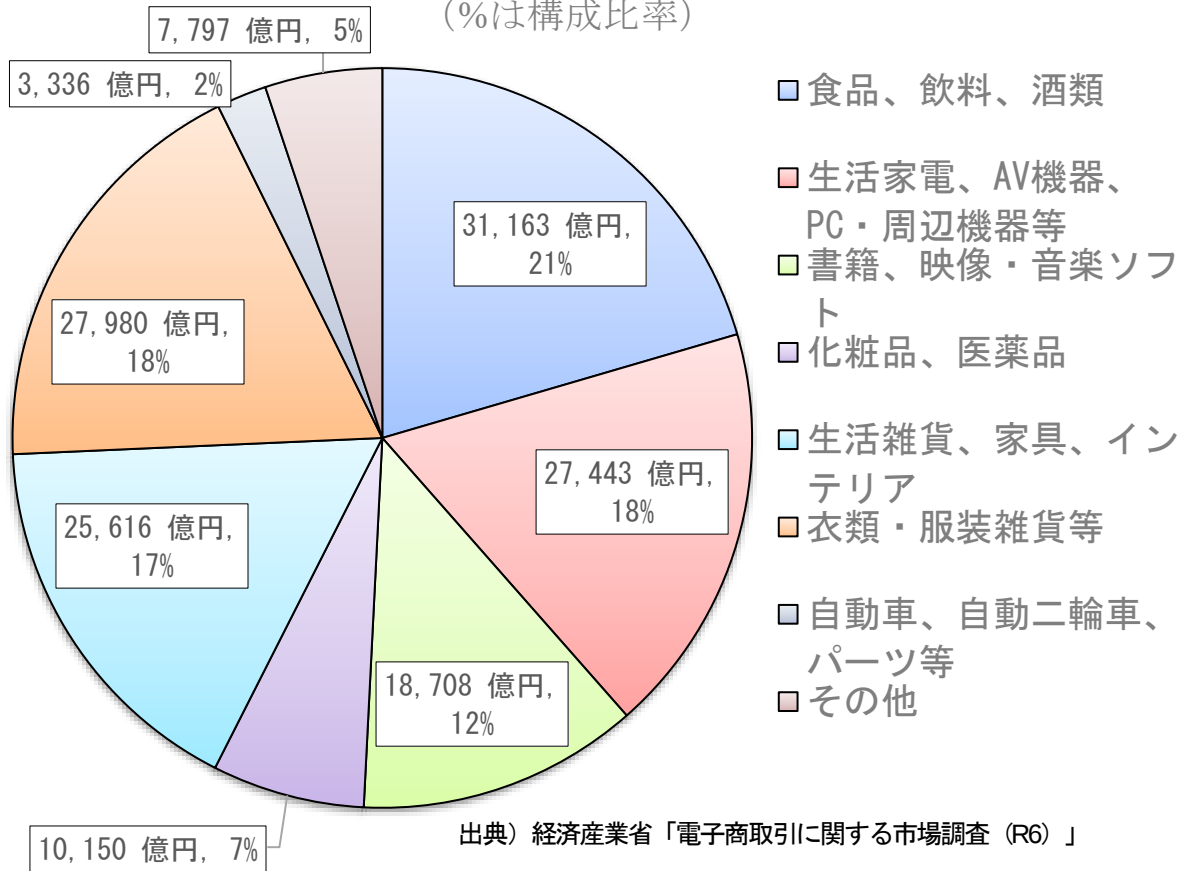
市場規模の大きい順に「食品、飲料、酒類」、「衣類・服装雑貨等」、「生活家電、AV機器、PC、周辺機器等」、「生活雑貨、家具、インテリア」、「書籍、映像・音楽ソフト」であった。このうち上位4カテゴリーが2.5兆円を突破しています。これらの4カテゴリー合計で物販系分野の約74%を占めています。

また、分類ごとのEC化率（商取引金額におけるEC取引金額の割合）については、「自動車、自動二輪車、パーツ等」、「食品、飲料、酒類」、「化粧品、医薬品」の順に低くなっています。

分類		2023 年		2024 年	
		市場規模	EC 化率	市場規模	EC 化率
		(億円)	(%)	(億円)	(%)
①	食品、飲料、酒類	29,299	4.29%	31,163	4.52%
		(昨年比) 5.13%		(昨年比) 6.36%	
②	生活家電、AV 機器、 PC・周辺機器等	26,838	42.88%	27,443	43.03%
		(〃) 5.13%		(〃) 2.26%	
③	書籍、映像・音楽ソフト	18,867	53.45%	18,708	56.45%
		(〃) 3.54%		(〃) ▲0.84%	
④	化粧品、医薬品	9,709	8.57%	10,150	8.82%
		(〃) 5.64%		(〃) 4.54%	
⑤	生活雑貨、家具、インテリア	24,721	31.54%	25,616	32.58%
		(〃) 5.01%		(〃) 3.62%	
⑥	衣類・服装雑貨等	26,712	22.88%	27,980	23.38%
		(〃) 4.76%		(〃) 4.74%	
⑦	自動車、自動二輪車、 パーツ等	3,223	3.64%	3,336	4.16%
		(〃) 1.26%		(〃) 3.50%	
⑧	その他	7,391	1.91%	7,797	2.98%
		(〃) 0.87%		(〃) 5.49%	

出典) 経済産業省「電子商取引に関する市場調査 (R6)」

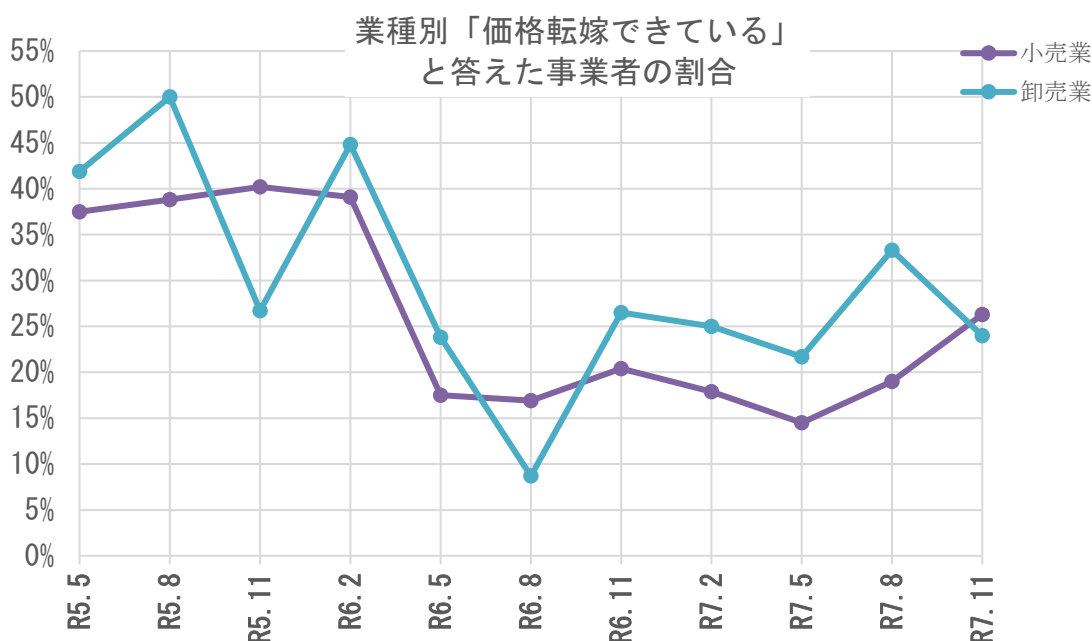
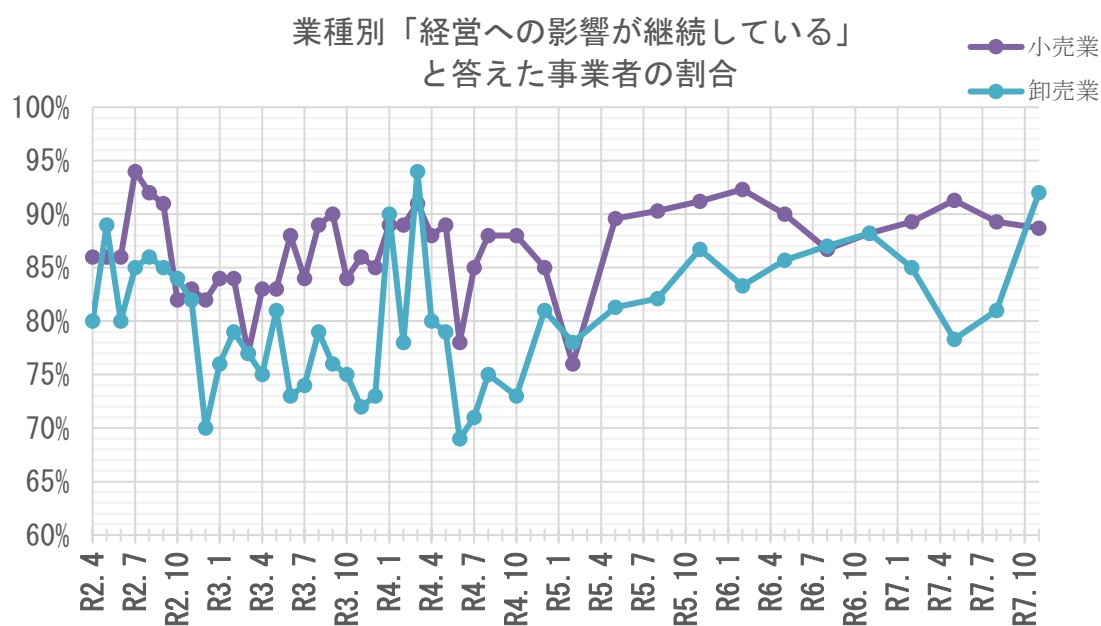
物販系分野内での各カテゴリーの構成比率
(%は構成比率)



⑭物価高騰に伴う事業者への影響

物価高騰の影響については、新型コロナウイルス感染症の影響における売上げ減少に続いて、事業者の経費や利益率に強い影響を及ぼす状況が続いています。

一方、令和5年5月から開始されたエネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査（岩手県商工労働観光部経営支援課）では、物価高騰の影響が継続しているとした小売業・卸売業の事業者は令和5年度以降8割を超えています。また、「価格転嫁できている」と答えた小売業・卸売業の事業者は下降傾向となっており、近年では物価高騰の影響が強く表れています。



出典) 新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査
エネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査
(岩手県商工労働観光部経営支援課)

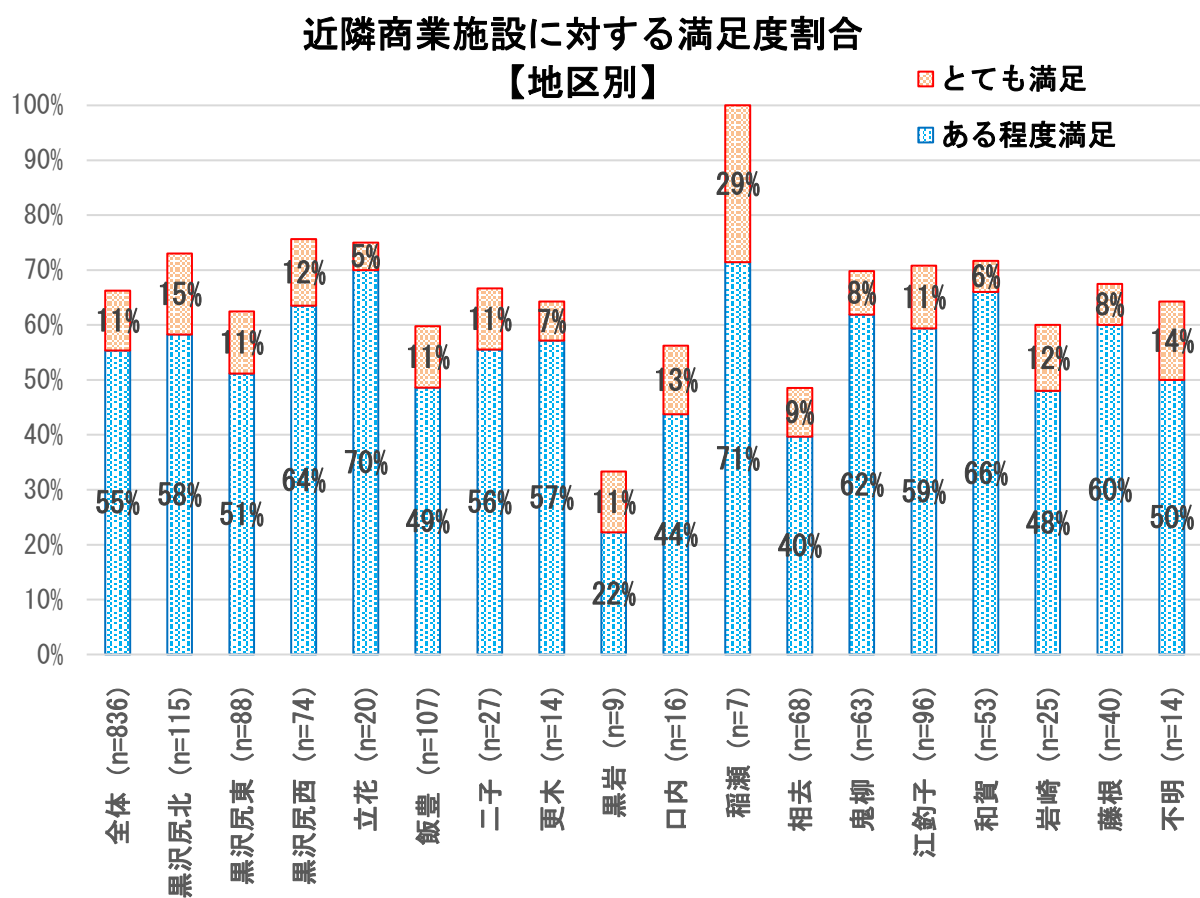
⑮市民の市内商業状況に対する意識

令和7年度に実施した市民意識調査においては、「居住地域周辺の商業施設への満足度」及び「商業施設に対して重視するもの」について調査を行いました。

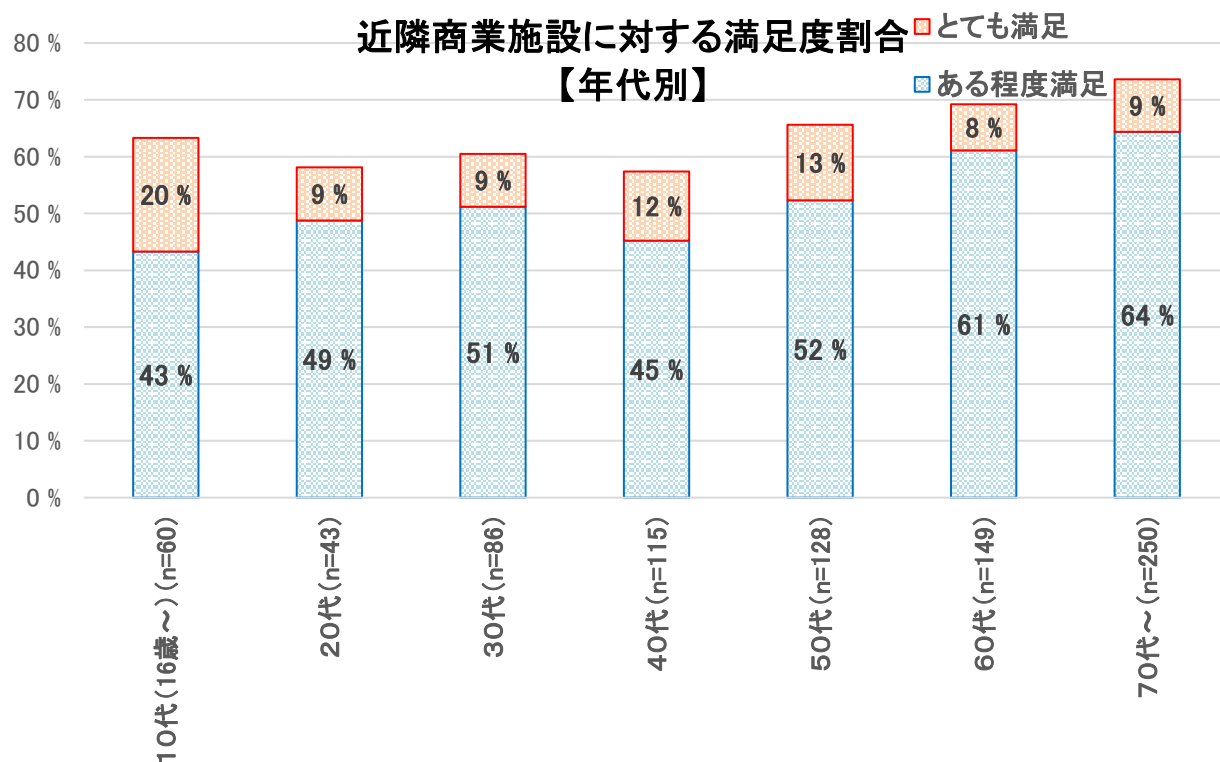
【居住地域周辺の商業施設への満足度について】

市全体の満足度（「とても満足」、「ある程度満足」としている割合の合計）は、66%となっています。

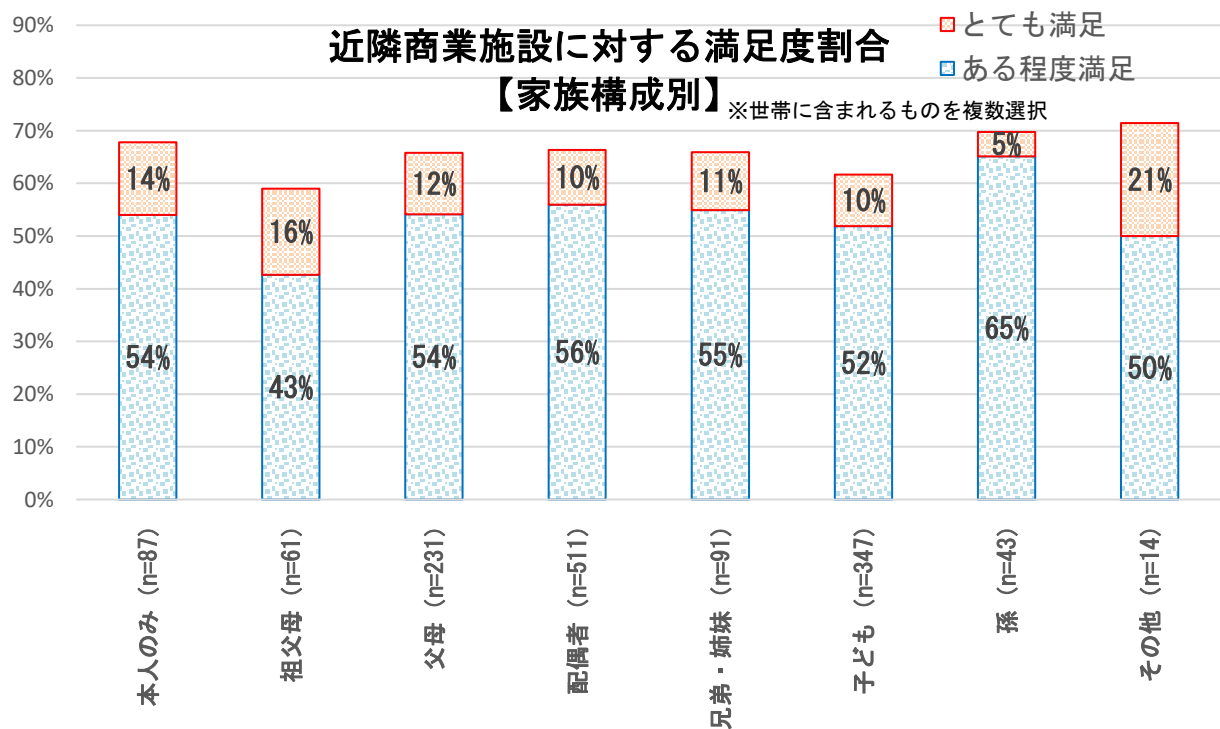
地区別調査では、全16地区中13地区で満足度が60%以上となっている一方、黒岩地区、相去地区、口内地区での満足度が60%を下回る結果となっています。



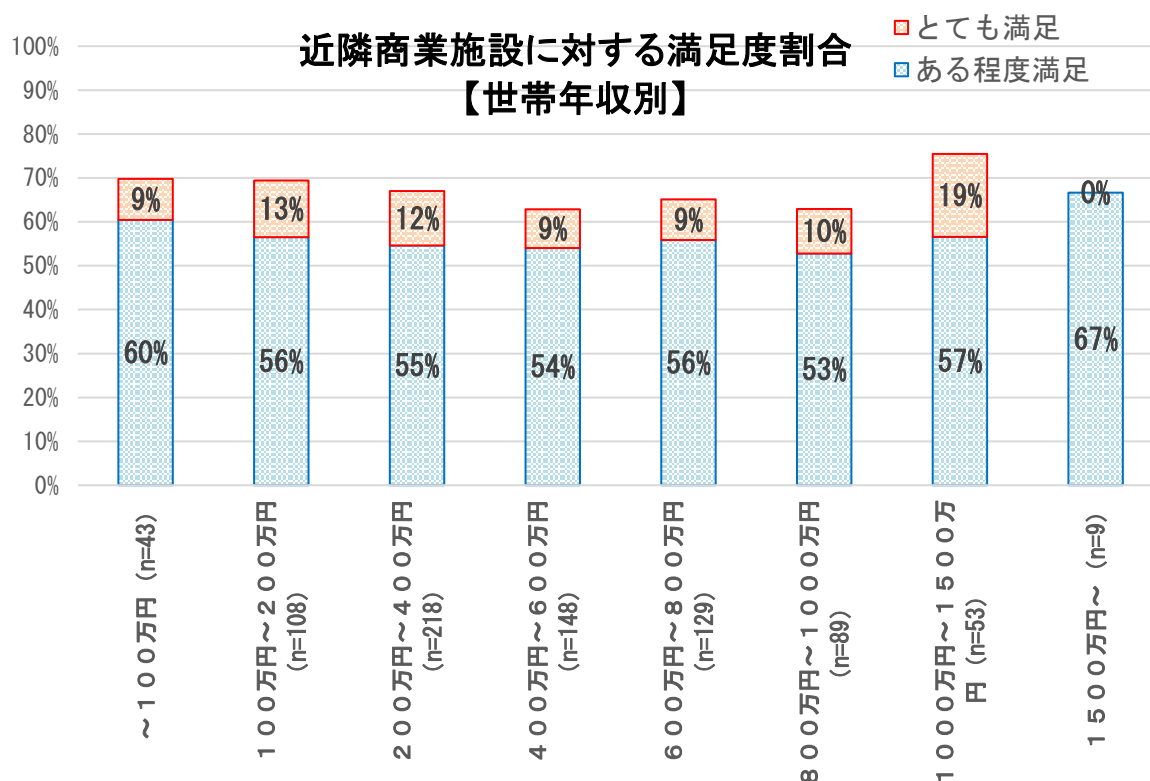
年代別調査での満足度は、70代以上の満足度が最も高く、10代、30代、50代で60%以上の満足度となっている一方、20代及び40代の満足度が低い傾向となっています。



家族構成別調査では、孫がいる世帯の満足度が高い一方、祖父母及び子供がいる世帯においての満足度が低い傾向となっています。

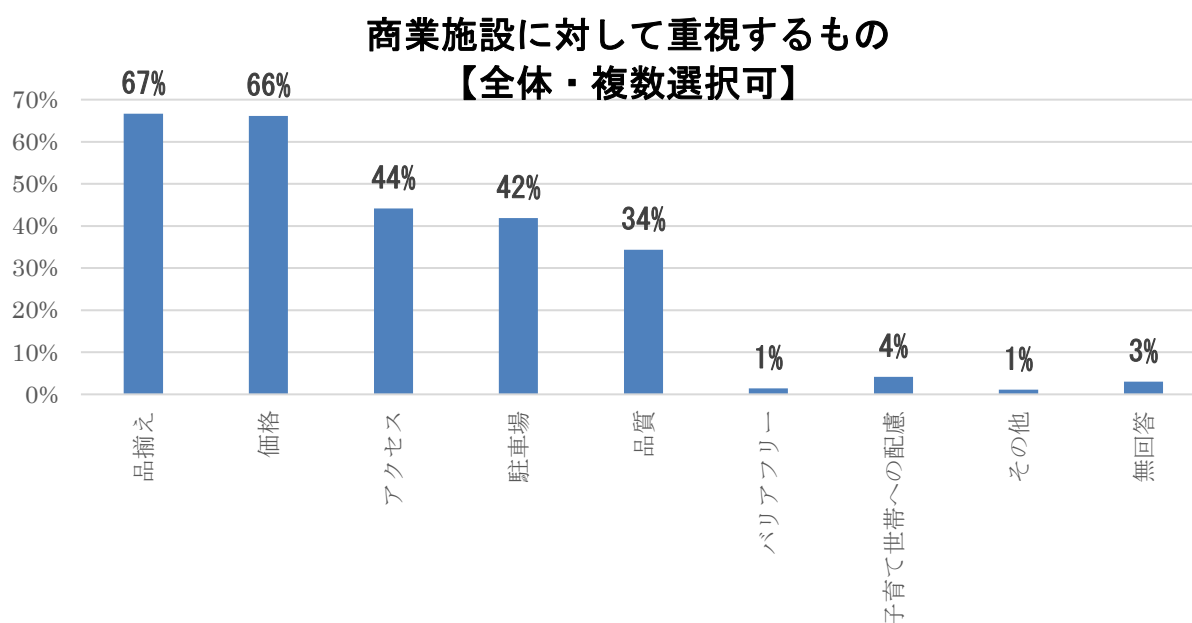


世帯年収別調査では、全ての世帯で満足度が60%を超えており、特に年収1,000万円以上1,500万円未満の世帯の満足度が高くなっています。一方で、1,500万円以上の世帯について「とても満足」の割合は0%となっています。



【商業施設に対して重視するものについて】

市全体としては、「品揃え」、「価格」、「アクセス」、「駐車場」、「品質」の順で回答選択の割合が高くなっています。一方で、「バリアフリー」やキッズスペース等の「子育てへの配慮」については、割合が低くなっています。



地区別調査においては、市全体と同様に「品揃え」及び「価格」を特に重視されている一方、「バリアフリー」及び「子育て世帯への配慮」が重視されない傾向となっています。

市街地周辺や郊外区域となる区域同士でも異なる傾向となっており、地域ごとの特性が表れています。

商業施設で重視しているもの【地区別・複数選択可】									
地区	品揃え	価格	アクセス	駐車場	品質	バリアフリー	子育て世帯への配慮	その他	無回答
全体 (n=836)	67%	66%	44%	42%	34%	1%	4%	1%	3%
黒沢尻北 (n=115)	58%	73%	40%	38%	47%	2%	5%	3%	1%
黒沢尻東 (n=88)	64%	57%	48%	45%	35%	1%	5%	3%	3%
黒沢尻西 (n=74)	68%	58%	58%	35%	42%	0%	8%	0%	0%
立花 (n=20)	70%	80%	45%	45%	40%	0%	5%	0%	0%
飯豊 (n=107)	69%	66%	50%	36%	34%	1%	4%	1%	4%
二子 (n=27)	74%	67%	41%	41%	37%	4%	7%	0%	4%
更木 (n=14)	29%	71%	57%	43%	57%	0%	0%	0%	0%
黒岩 (n=9)	44%	56%	44%	44%	22%	22%	11%	0%	22%
口内 (n=16)	56%	50%	44%	31%	31%	0%	0%	0%	19%
稲瀬 (n=7)	71%	100%	0%	57%	29%	0%	0%	0%	0%
相去 (n=68)	65%	71%	47%	50%	24%	1%	4%	0%	3%
鬼柳 (n=63)	79%	68%	40%	38%	30%	5%	3%	0%	0%
江釣子 (n=96)	70%	66%	33%	45%	27%	1%	4%	0%	3%
和賀 (n=53)	64%	68%	40%	55%	32%	0%	0%	0%	6%
岩崎 (n=25)	72%	64%	56%	44%	12%	0%	0%	0%	8%
藤根 (n=40)	75%	68%	38%	48%	30%	0%	0%	3%	3%
不明 (n=14)	79%	57%	43%	21%	50%	0%	14%	0%	0%

年代別調査では、全体と比較して高い割合のものは、10代では「品揃え」、「価格」、「品質」、20代では「アクセス」、30代では「品質」、「子育てへの配慮」、40代では「品揃え」、「駐車場」となっており、全体と比較して割合が低いものは、10代では「駐車場」、20代及び40代では「品質」となっています。1 また、50代以上においては全体との乖離は少なくなっています。

商業施設で重視しているもの【年代別・複数選択可】									
	品揃え	価格	アクセス	駐車場	品質	バリアフリー	子育て世帯への配慮	その他	無回答
全体 (n=831)	67%	66%	44%	42%	35%	1%	4%	1%	3%
10代 (16歳以上) (n=60)	78%	77%	52%	22%	45%	0%	2%	2%	0%
20代 (n=43)	70%	72%	56%	40%	23%	2%	2%	5%	0%
30代 (n=86)	62%	67%	38%	36%	47%	1%	23%	2%	1%
40代 (n=115)	78%	60%	47%	52%	25%	0%	6%	2%	2%
50代 (n=128)	68%	61%	46%	48%	34%	1%	2%	1%	3%
60代 (n=149)	68%	69%	42%	42%	36%	3%	1%	1%	3%
70代以上 (n=250)	58%	66%	41%	41%	33%	2%	0%	0%	6%

家族構成別調査では、「品揃え」について祖父母及び兄弟・姉妹がいる世帯が全体と比較して高くなっています。一方、「価格」については本人のみの世帯、「駐車場」については本人のみ及び兄弟・姉妹がいる世帯が全体と比較して低くなっています。

商業施設で重視しているもの【家族構成別・複数選択可】									
家族構成	品揃え	価格	アクセス	駐車場	品質	バリアフリー	子育て世帯への配慮	その他	無回答
合計 (n=1385)	68%	68%	44%	42%	34%	2%	5%	1%	3%
本人のみ (n=87)	64%	56%	49%	28%	37%	1%	0%	1%	5%
祖父母 (n=61)	82%	69%	43%	31%	34%	2%	5%	3%	0%
父母 (n=231)	74%	69%	47%	42%	32%	1%	2%	1%	1%
配偶者 (n=511)	66%	68%	44%	45%	34%	1%	6%	1%	3%
兄弟・姉妹 (n=91)	78%	71%	52%	26%	42%	0%	1%	1%	2%
子ども (n=347)	64%	69%	42%	48%	31%	2%	9%	1%	3%
孫 (n=43)	60%	74%	35%	37%	30%	0%	0%	0%	9%
その他 (n=14)	64%	64%	29%	43%	50%	14%	7%	7%	0%

世帯年収別調査では、全体と比較した場合、「品揃え」について1,000万円以上の世帯、「アクセス」について1,000万円以上2,000万円未満の世帯、「駐車場」について1,500万円以上の世帯が重視する割合が高くなっています。一方、100万円未満の世帯において「品揃え」及び「駐車場」、1,000万円以上の世帯において「価格」、100万円以上200万円未満及び1,500万円以上の世帯において「アクセス」を重視する割合が低くなっています。また、200万円以上800万円未満の世帯においては全体との乖離が少なくなっています。

商業施設で重視しているもの【世帯年収別・複数選択可】									
	品揃え	価格	アクセス	駐車場	品質	バリアフリー	子育て世帯への配慮	その他	無回答
全体 (n=797)	67%	67%	45%	41%	35%	1%	4%	1%	3%
100万円未満 (n=43)	53%	65%	42%	23%	37%	2%	5%	2%	9%
100万円～200万円未満 (n=108)	60%	64%	32%	46%	35%	4%	1%	1%	5%
200万円～400万円未満 (n=218)	65%	71%	41%	40%	36%	1%	3%	0%	2%
400万円～600万円未満 (n=148)	72%	70%	47%	39%	32%	2%	3%	0%	3%
600万円～800万円未満 (n=129)	63%	64%	53%	43%	30%	1%	8%	2%	3%
800万円～1000万円未満 (n=89)	74%	69%	47%	45%	37%	0%	8%	2%	0%
1000万円～1500万円未満 (n=53)	79%	55%	58%	43%	42%	0%	4%	0%	0%
1500万円以上 (n=9)	89%	44%	22%	67%	44%	0%	11%	0%	0%

全体において近隣の商業施設に対する満足度は高く、多様な品揃えと価格の両面を重視する傾向に対しては郊外型スーパー等やE Cサイト等で通販によって市民ニーズが満たされていると考えられます。一方、品質を重視しない20代及び40代、品揃えを重視する祖父母がいる世帯、子育て世帯からの商業への満足度が相対的に低くなっており、市民ニーズを満たしていく上で地域特性に根差した個店等の小規模店舗においても一定の需要があるものと考えられます。

満足度×重視するもののクロス集計結果												
満足度			重視するもの									平均回答 ②/①
分類	回答数 ①	割合	品揃え	価格	アクセス	駐車場	品質	バリアフ リー	子育て世 帯への配 慮	その他	回答数 ②	
とても満足	91	11%	71%	71%	37%	38%	43%	3%	7%	1%	248	2.725275
ある程度満足	472	59%	68%	68%	45%	44%	36%	1%	3%	0%	1249	2.646186
あまり満足していない	181	22%	73%	67%	45%	41%	32%	2%	5%	2%	485	2.679558
まったく満足していない	62	8%	63%	68%	56%	45%	26%	2%	10%	3%	169	2.725806
全体	806	100%	69%	68%	45%	43%	35%	1%	4%	1%	2,151	2.668734

(2) 商業の課題

課題 1	魅力ある商業集積地区の再生
------	---------------

- 商店街においては売上げ額の減少や商店街振興組合の減少が顕著です。
- 商業ビル、商店街施設は老朽化や更新の不足といった課題を抱えています。
- 商店街の空き店舗は顕著な増加傾向はないものの、一定数で推移しています。
- 第一種市街地再開発事業にかかる商業ビルにおいては、物販・飲食などの商業機能が低下しています。
- 第三セクターが運営するツインモールプラザについて、運営者の経営悪化を受けて再生事業に取り組む必要が生じています。

課題 2	人口減少地域の生活を支える拠点の再生
------	--------------------

- 人口減少地域の地域拠点における既存の商業施設は、地域に根差した法人が運営する商店や個人商店が担っていますが、このうち個人商店においては、店主の高齢化、収益性の低さ、来客数の減少などから継続性が課題となります。
- 人口減少地域の地域拠点における既存の商業機能は、たんに商品の売り買いの場ではなく、地域や住民の活動やコミュニケーションの場として重要であり、継続性や機能性を高めていく必要があります。

課題 3	物価高騰の影響と変化する消費行動への対応
------	----------------------

- 新型コロナウイルス感染症、中小企業や個人事業主の支援として設けられた無利子・無担保融資（通称「ゼロゼロ融資」）の返済が本格化するなど、依然として事業環境に影響を及ぼしています。また、新型コロナウイルス感染症の収束とともに顕在化した物価高騰の影響により、事業者の経費や仕入れ資金、人件費が上昇しており、利益率が低下する状況となっています。このため、価格転嫁と賃上げの好循環の創出が必要な状況となっています。
- 急速に普及するキャッシュレス決済やB to C－EC（消費者向け電子取引）に対応し、来街者、旅行者などを含めた新たな消費の喚起や、ECへの対応による販路拡大が必要となっています。
- 市内では、ホームセンター、家具などの大規模小売店舗が立地するとともに、全国的に生活家電、書籍、映像・音楽ソフト、生活雑貨、家具、インテリア、衣類、服飾雑貨にいたるまでECが進展しており、実店舗である商業施設に求められる機能に変化しています。

課題 4	活気ある商業環境の確保
------	-------------

- 市内起業率は低い傾向があり、また、事業の後継者不足が課題となることから、創業（新規開業）、事業承継（第二創業を含む）を支援する必要があります。

- 令和7年度市民意識調査においては、商業施設に対し、品揃えや価格を重視する傾向が強く表れており、消費の多様化や物価高騰に応じ、消費者ニーズに訴求する商業サービスが求められています。また、低価格を重視する多数がいる一方で、高品質を追求するものが一定数いる状況となっています。
- 中小企業者の運転資金、設備投資については継続的な支援が必要です。

5－3－2 商業の振興の方針

方針 1	魅力ある商業集積地区の再生
------	---------------

中心市街地の商業集積地区（商店街、商業ビル）は、老朽化や更新の不足などの課題を抱え、さらに、商店街においては空き店舗の発生や、年間商品売上額の減少傾向が続いています。このため、今後は、商業集積エリアや売上額の拡大を企図するのではなく、適切な更新や魅力ある個店の参入、商業以外の需要をとらえた施設の立地等により、まちの魅力に寄与する中心市街地の再構築を目指します。

1-1 商業集積地区の線的、面的な更新

商店街に面した路線については、老朽化したアーケードの計画的な撤去に合わせ、快適な歩行空間や空地等の回遊空間を創出します。

北上駅前から新穀町までの商業集積地区が連続するエリアは、商業機能のみではなく、住宅、スポーツ、医療、福祉、多目的空間など新たな需要に対応した市街地機能の配置を線的に行うとともに、歩行空間としての魅力向上を図ります。

さらに、商業集積地区中、面的な更新の検討が可能な街区などについては、市街地整備事業の導入を検討します。

1-2 低利用化した商店街施設の魅力向上と更新

商店街施設の計画的なリノベーション等により行う、連続した魅力ある商業空間の創出を支援します。また、新規創業、事業継承との連動により、まちの魅力に寄与する商業機能として再生を図ります。

1-3 ツインモールプラザの再生

「市による所有権の取得」と「上下分離方式」「マスターリース方式（棟貸し）」を骨格とする同館の再生事業を実施しており、今後、ツインモールプラザ再生計画に基づく同館の再生を進めます。また、マスターリースの対象外である同館東館5階以上のフロアについて、民間による活用を基本としつつ、多様な市民ニーズを踏まえた上で、フロア利活用を進めます。

方針 2	人口減少地域の生活を支える拠点の再生
------	--------------------

人口減少地域の地域拠点における既存の商業機能は、単に商品の売り買いの場ではなく、地域や住民の活動やコミュニケーションの場として重要であり、継続性や機能性を高めていきます。このため、地域における買い物環境を含めた拠点の充実化や再整備を支援していきます。

また、人口減少地域において地域課題の解決を目指すコミュニティビジネスは、商業機能の維持を含め、コミュニティの再生や維持、地域での働く場づくり、六次産業化や販路拡大など地域経済の活性化、地域の魅力向上など様々な側面での波及

効果が期待されます。このため、コミュニティビジネスの維持や創出を後押しします。

2-1 地域における買い物を含めた拠点の充実化や再整備

人口減少地域における買い物環境を含めた拠点機能の充実化のため、地域に存在する商業施設の集いの機能や、移動支援との連携など、よろず機能の充実化や、商業施設の事業継続性の支援を行うとともに、地域拠点内の地区交流センターや商業施設などの再編に合わせた地域内拠点の再整備を支援します。

2-2 地域課題の解決に取り組むコミュニティビジネスの支援

商業施設においては、子育て支援、高齢者支援、働く場づくりなど様々な地域課題を解決し、持続可能な地域づくりを推進するため、地域資源を活用した商品の販売やサービス提供などのコミュニティビジネス事業を行う団体を支援するため、経営指導、相談や、施設の維持に対する支援を行います。

方針 3 物価高騰の影響と変化する消費行動への対応

物価高騰の影響により幅広い業種において経費や仕入れ資金、人件費が上昇しており、利益率が低下するなどの大きな影響が生じています。このため、中長期的な視点で、省力化・省人化をはじめとする生産性の向上により経営を強靱化する取り組みを支援します。

また、キャッシュレス決済の普及や消費者向け電子取引の増加など、消費動向や需要の変化に合わせた新たなサービスや技術に対応した事業者の取り組みを支援します。

3-1 物価高騰の影響への対応

価格転嫁と賃上げの好循環を生み出すため、賃上げを実施する中小企業を支援しつつ、省力化・省人化をはじめとする生産性の向上により、経営力の向上の取り組みを支援します。また、経済対策の実施にあたり、時宜をとらえた消費喚起策を講じていきます。

3-2 キャッシュレス・消費者向け電子取引の導入促進

クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済（QRコード決済を含む）などのキャッシュレス決済は急速に普及しており、中でもスマートフォン決済は、近年普及が著しい分野です。本市の強みであるビジネスを含めた来街者の消費環境や、アフターコロナを見据えた観光需要、インバウンドなどの商機を見据え、導入を促進するための支援策を講じます。

また、販路拡大のための消費者向け電子取引を導入する事業者を支援します。

方針 4 活気ある商業環境の確保

活気ある商業環境を整備するため、創業（新規開業）、事業承継（第二創業を含む）を支援する必要があるとともに、既存事業者の経営努力を助ける必要があります。

また、消費者の選択肢を広げ、多様性のある消費環境を実現するため、多様なニーズに対応にした商業サービスの拡充を図ります。

4-1 創業、事業承継の支援

創業支援計画に基づき、新規创业者の創業相談に対応するとともに、事業計画の磨き上げの場を提供し、各種インセンティブの周知を図ります。また、創業資金の借り入れや投資を支援します。

また、既存の事業者へ対しては、事業承継診断や事業承継税制など各種支援制度の情報を提供するとともに、事業承継に伴う第二創業（M&Aを含めた新たな分野への進出など）についても、創業支援機関の枠組みを活用した情報提供を行います。

4-2 運転資金、設備資金への支援

意欲ある中小企業者が、必要な資金調達を円滑に行えるよう、借入利子や保証料の支援を行います。

4-3 多種多様なニーズに訴求する商業サービスの創出

あらゆる年齢層にとって、ライフスタイルに合った商品を手にする機会や、時間消費が可能な「お出かけ」に適した空間は、魅力的な都市であるために必要な要素となります。特に、近年、女性の創業やスモールビジネスの展開が増える傾向にあり、想定するターゲットに親和性があります。

このため、创业者や創業支援機関と連携し、多種多様なニーズに訴求する商業サービスを提供する创业者の情報交換の場の確保や、物件などの情報収集の支援を行います。

【成果指標】

指標	現状値	目標値		出典
創業支援事業に関連した新規创业者及び事業承継者の商業地域における開業数	2019年	2025年	2030年	実績による
	0件／年	5件／年	5件／年	

5-3-3 具体的な取組

方針 1	魅力ある商業集積地区の再生
------	---------------

1-1 商業集積地区の線的、面的な更新

- 再開発事業（諏訪町地区優良建築物等整備事業ほか）、まちなかウォーカブル推進事業（アーケード撤去、エリアマネジメント）、商店街再生事業（リノベーション）を連動させた都市再生事業の実施
- 北上市自転車活用推進計画におけるモデルルート（車道混在、自転車専用通行帯、自転車歩行者専用道などの整備）の構築
- アーケード撤去支援、リノベーション支援のための商店街施設改修等事業への支援

1-2 低利用化した商店街施設の魅力向上と更新

- 再開発事業（諏訪町地区優良建築物等整備事業ほか）、まちなかウォーカブル推進事業（アーケード撤去、エリアマネジメント）、商店街再生事業（リノベーション）を連動させた都市再生事業の実施
- アーケード撤去支援、リノベーション支援のための商店街施設改修等事業への支援

1-3 ツインモールプラザの再生

- ツインモールプラザ再生計画に基づく再生事業の実施、東館 5 階以上のフロアの利活用検討、市民意見の聴取

方針 2	人口減少地域の生活を支える拠点の再生
------	--------------------

2-1 地域における買い物を含めた拠点の充実化や再整備

- 地域拠点における買い物環境整備のための調査研究、コミュニティビジネス勉強会及びイベント等利用促進支援
- 地域拠点の再生や充実に向けた調査研究、地域拠点施設（交流センター、商店等）再整備事業

2-2 地域課題の解決に取り組むコミュニティビジネスの支援

- 経営指導、相談
- コミュニティビジネスに使用する施設の維持経費に対する支援

方針 3	物価高騰の影響と変化する消費行動への対応
-------------	-----------------------------

3-1 物価高騰の影響への対応

- 中小企業に対する市制度、県制度融資における支払利子、保証料の補給
- 省力化・省人化などの生産性向上への支援
- 貨物事業者への燃料費高騰に対する支援
- 消費喚起策による小売・飲食サービス事業者の支援

3-2 キャッシュレス・消費者向け電子取引の導入促進

- スマートフォン決済等キャッシュレス決済のポイント還元による消費者、事業者支援
- 地域経済団体との連携による消費者向け電子取引の導入促進セミナー開催、導入事業者支援

方針 4	活気ある商業環境の確保
-------------	--------------------

4-1 創業、事業承継の支援

- 北上市、北上市産業支援センター、北上商工会議所への創業相談窓口の設置
- 一般中小企業融資（創業資金）の実施及び利子・保証料補給、いわて起業家育成資金（創業資金）の利子補給
- 経営、財務、人材育成、販路開拓の各項目をカリキュラム化した創業支援塾の実施及び経営計画の作成
- ベンチャーファンドによる創業資金支援（投資事業）、経営指導・育成
- 創業セミナーイベント
- 創業支援事業及び創業支援機関の枠組みを活用した事業承継や第二創業に関する情報提供

4-2 運転資金、設備資金への支援

- 中小企業に対する市制度、県制度融資における支払利子、保証料の補給

4-3 多種多様なニーズに訴求する商業サービスの創出

- 創業支援塾、創業セミナーイベントを通じた創業者の情報交換、支援機関のチーム化による情報提供、リノベーション支援

【出典】

- ・総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」（基準日R3.6.1） ※1
- ・総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」（基準日H28.6.1） ※1
- ・総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」（基準日H24.2.1） ※1
- ・経済産業省「平成26商業統計調査」（基準日H26.7.1） ※1 ※2
- ・経済産業省「令和6年度電子商取引に関する市場調査報告書」（R7,8）
- ・岩手県商工労働観光部経営支援課「エネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査」（R5.5から四半期毎に実施）
- ・岩手県商工労働観光部経営支援課「新型コロナウイルス感染症東に伴う事業者の影響調査」（R2.3からR5.2まで毎月実施）

※1 経済センサス及び商業統計調査における売上金額、費用等の経理事項は、基準日の前年1年間を集計したもの。

※2 商業統計調査は平成26年に廃止、平成28年度からは経済センサスへ統合されている。

5 - 4 工 業

5-4-1 工業の現況と課題

(1) 工業の現状

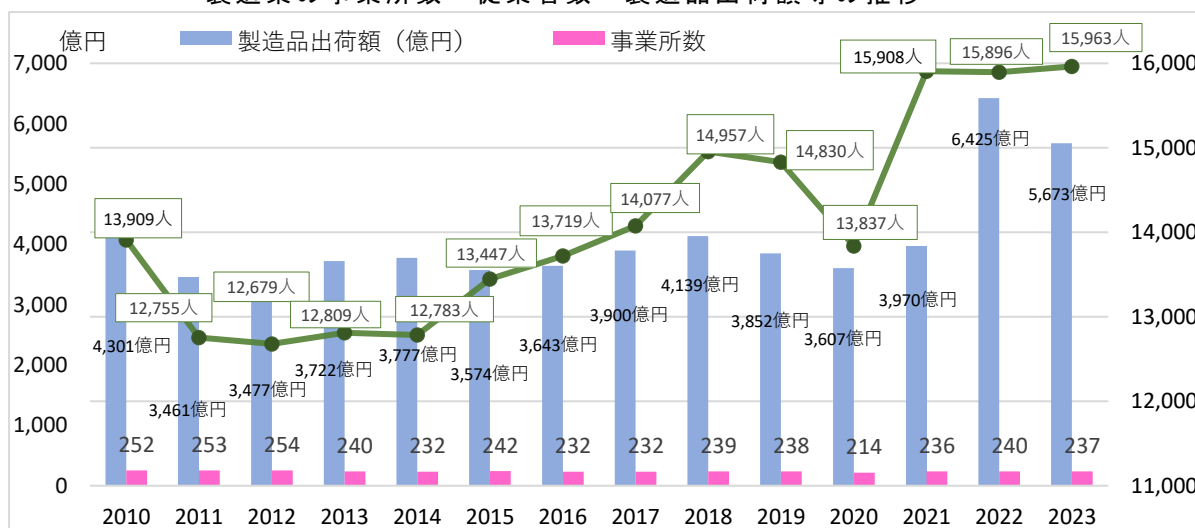
①製造業事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

製造業事業所数は、2017年まで減少傾向にありましたが、2018年に増加に転じ、その後は横ばいとなっています。

製造品出荷額と従業員数は、東日本大震災の影響により2011年に大きく減少していますが、その後は増加傾向にあります。2012年に隣接する金ヶ崎町に大手自動車メーカーの国内第三拠点が発足したことや、2017年には北上市内に大手半導体メーカーの国内第二拠点の立地が決定したことの影響と考えられます。

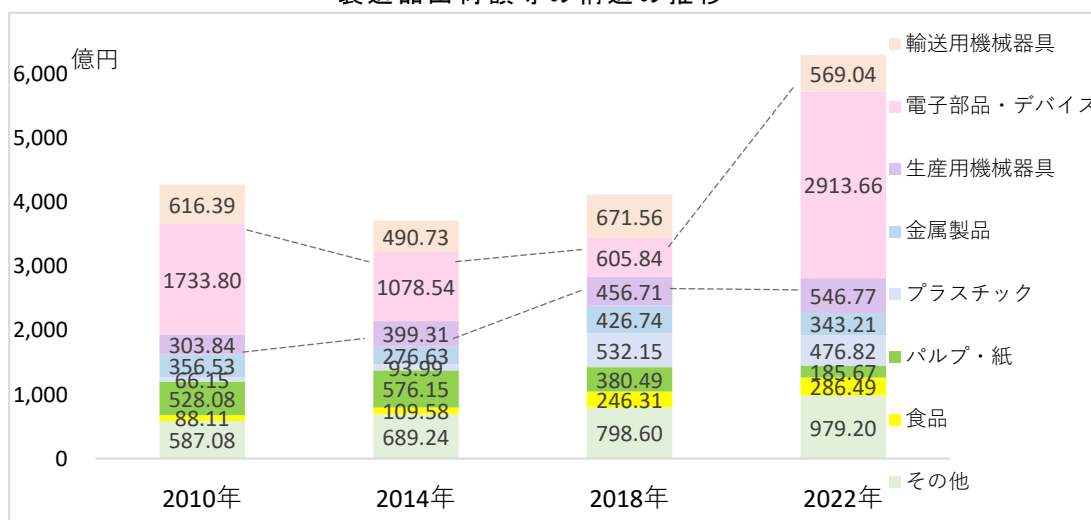
製造品出荷額の業種別推移をみると、2018年にプラスチック製造業が大きく伸びています。2022年には大手半導体メーカーの本格的な稼働の影響から、電子・デバイス製造業が急激に伸び、大きな割合を占めています。

製造業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移



出典）工業統計、経済センサス、経済構造実態調査より作成

製造品出荷額等の構造の推移



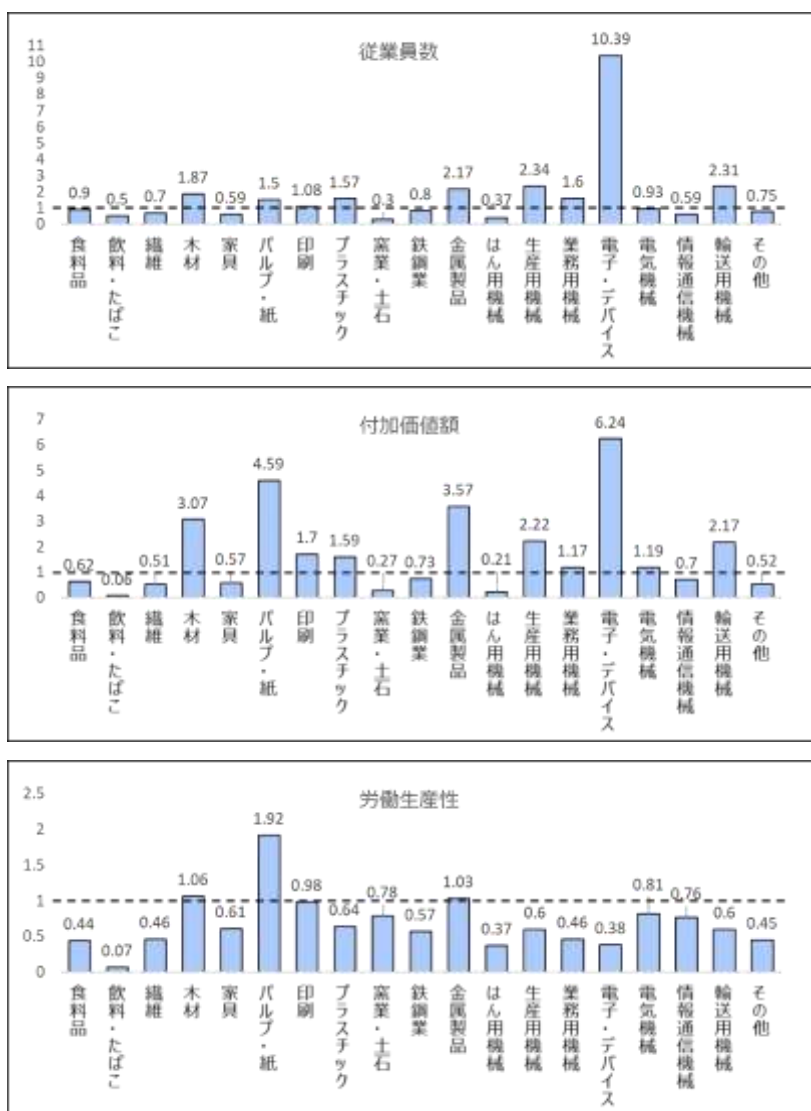
出典）工業統計、経済センサス、経済構造実態調査より作成

② 本市の工業の特色

地域のある業種が全国と比較してどれだけ特化しているかを示す「特化係数」に注目すると、雇用力を示す従業員数、稼ぐ力を示す付加価値額とも、電子・デバイス製造業が全国の同業種の比率を大きく上回っており、当市の中核的産業となっていることがわかります。

一方、どれだけ効率的な生産を行っているかを示す労働生産性では、ほとんどの業種が全国平均を下回っています。

製造業の特化係数※



出典）RESAS データ（2016）より作成

※特化係数(従業員数) = (域内における当該産業の従業者数 ÷ 域内における全産業の従業者数)
 ÷ (全国の当該産業の従業者数 ÷ 全国の全産業の従業者数)

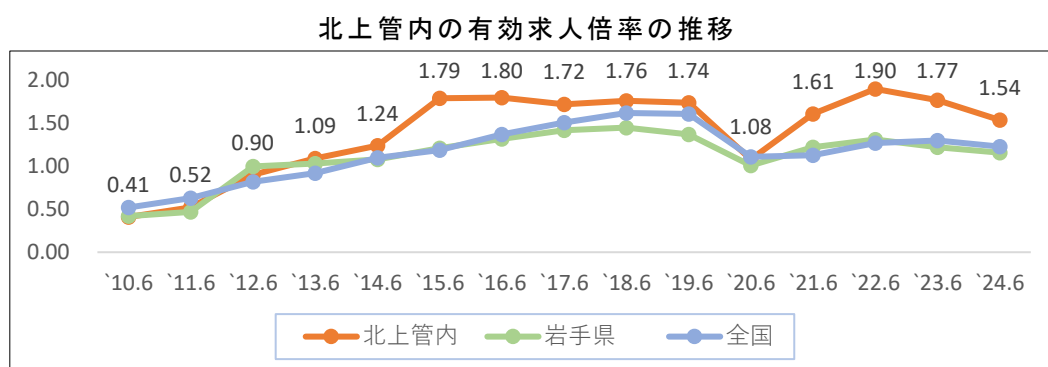
特化係数(付加価値額) = (域内における当該産業の付加価値額 ÷ 域内における全産業の付加価値額)
 ÷ (全国の当該産業の付加価値額 ÷ 全国の全産業の付加価値額)

③ 北上管内の有効求人倍率と外国人雇用状況の推移

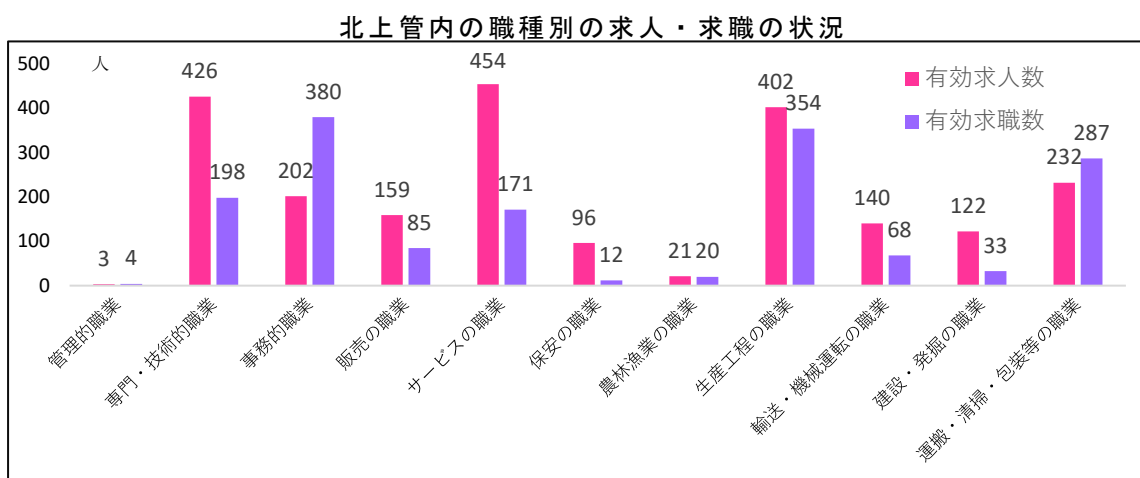
北上管内の有効求人倍率は、全国、岩手県を上回る状況が続いています。

職業別の求人・就職の状況に注目すると、「専門的・技術的職業」、「サービスの職業」では求人数が求職数を大きく上回っていますが、「事務的職業」においては求職数が求人数を大きく上回っており、労働力需給にミスマッチが生じている状況が続いています。

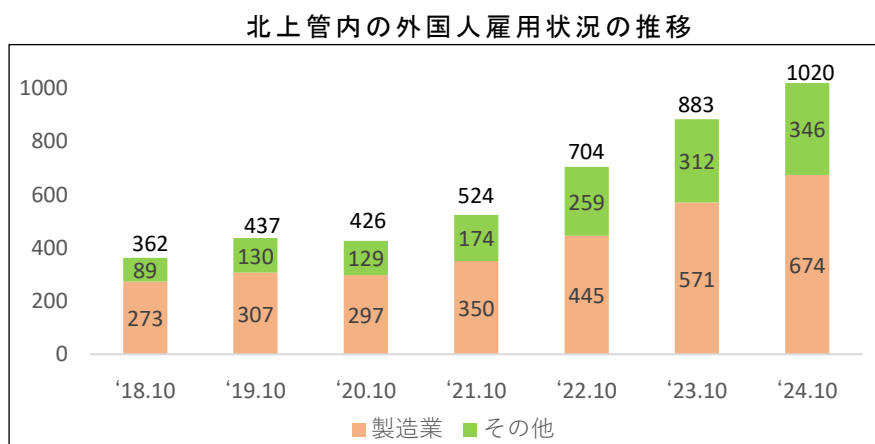
北上管内の外国人雇用状況をみると、2024 年 10 月末時点で 1,000 人を超え、製造業に占める割合が大きくなっています。



出展) 岩手労働局 一般職業紹介状況により作成



出展) 岩手労働局求人・求職バランスシート(令和 6 年 6 月)により作成



出展) 岩手労働局 外国人雇用状況の届け出状況により作成

④ 北上市内の就業動向

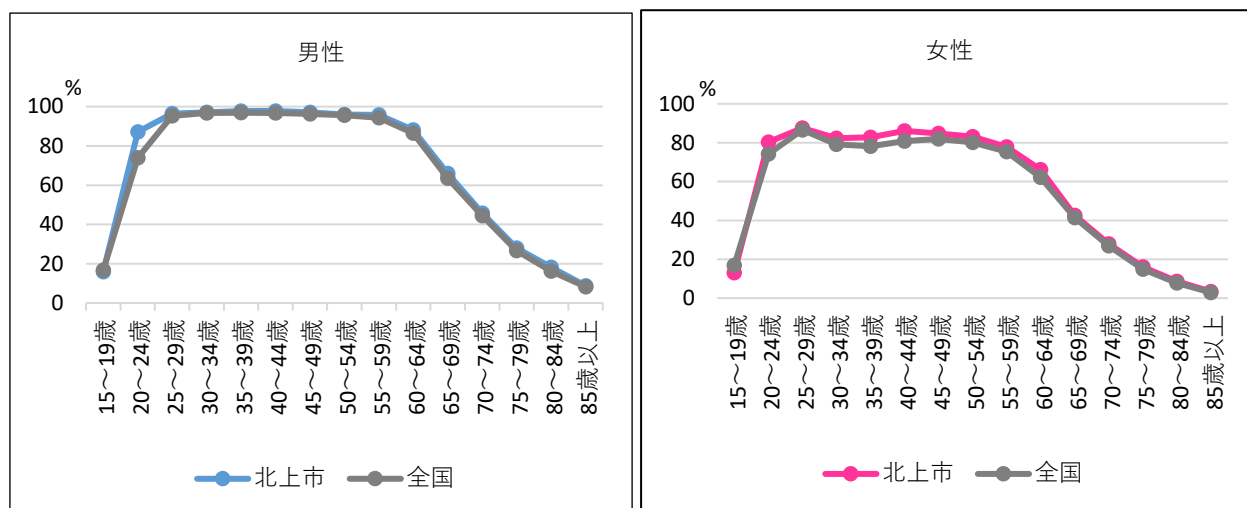
年齢別労働力率をみると、高齢者を除けば、男性の労働力率は100%に近く、伸びしろはありません。

女性の労働力率は全国よりもやや高いものの、ゆるやかな「Mカーブ」の形をとっており、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多いことを示しています。

また、男女ともに、60歳以上になると急激に労働力率が下がっています。

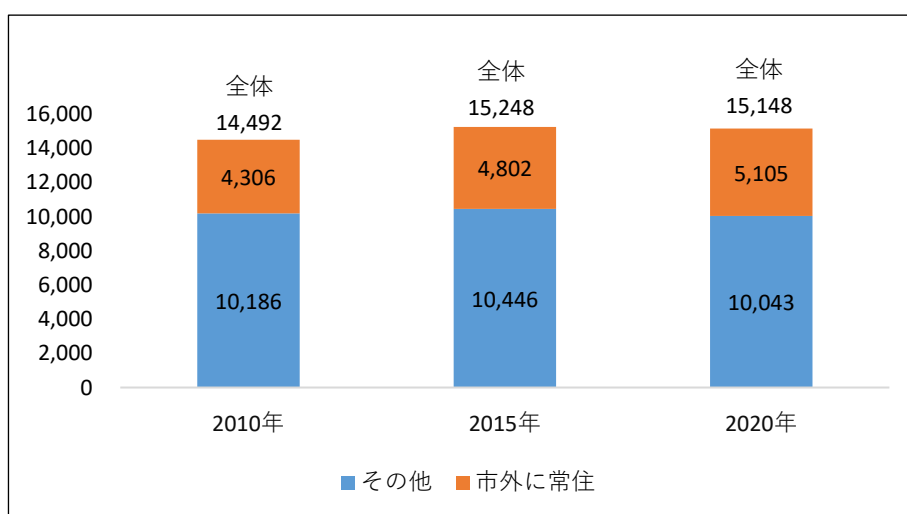
製造業の就業者数は、平成22年から令和2年にかけて増加しています。内訳をみると市外に常住する人が約800人増加しており、市外から通勤する人の数、及び、全体の就業者における割合が増加していることがわかります。

北上市の年齢別労働力率※



出典) 令和2年国勢調査により作成

北上市の製造業就業者数の推移 (常住地別)



出典) 平成22、27、令和2年国勢調査により作成

※労働力率は、15歳以上人口に占める労働力人口の割合。

労働力人口は、就業者と完全失業者（失業の状態にあって、職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人）

⑤ 実態調査、企業訪問から見た工業の現況

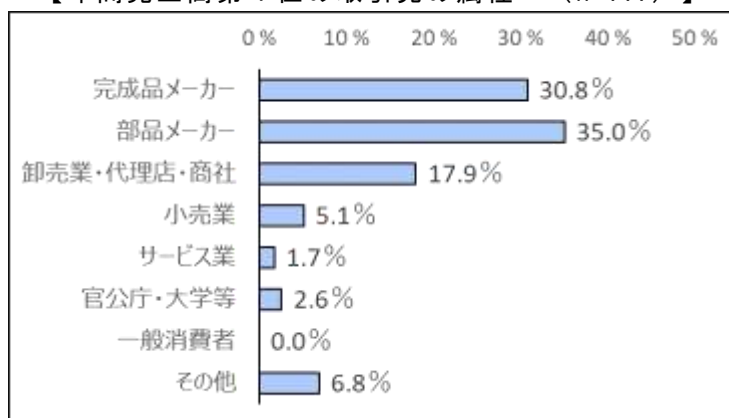
令和2（2020）年8月に北上市内製造業事業者をとして実施したアンケートの結果から特徴的な内容を次のとおり整理します。

部品下請けの工場が多い

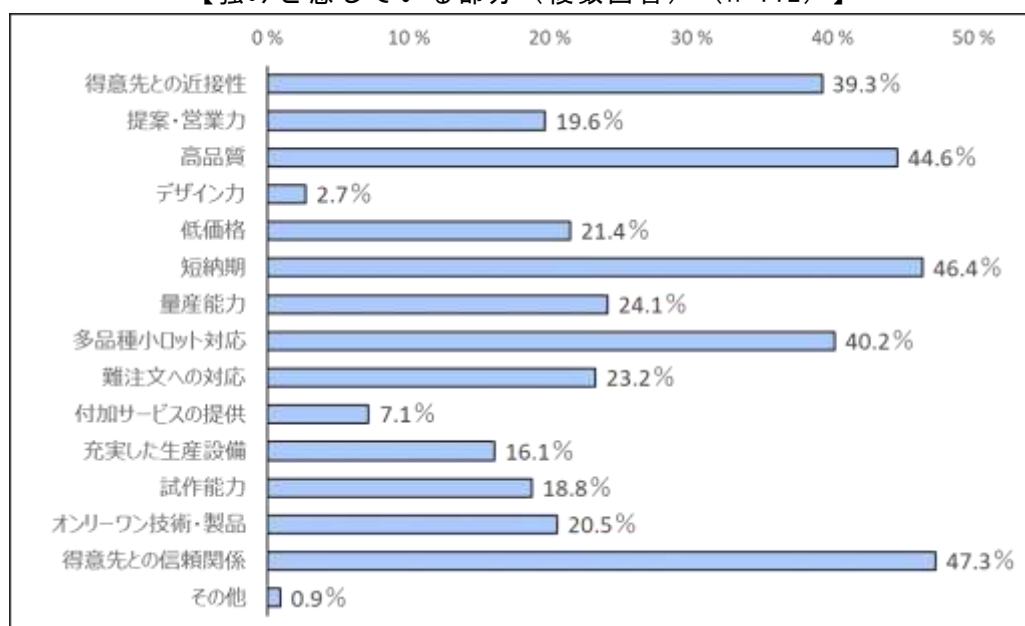
年間売上高第1位の取引先の属性は、「部品メーカー」である事業所が35.0%、「完成品メーカー」である事業所が30.8%となっています。

強みを、「得意先との信頼関係」としている事業所が47.3%と最も多く、次いで「短納期」が46.4%、「高品質」が44.6%、「多品種小ロット対応」が40.2%となっています。

【年間売上高第1位の取引先の属性（n=117）】



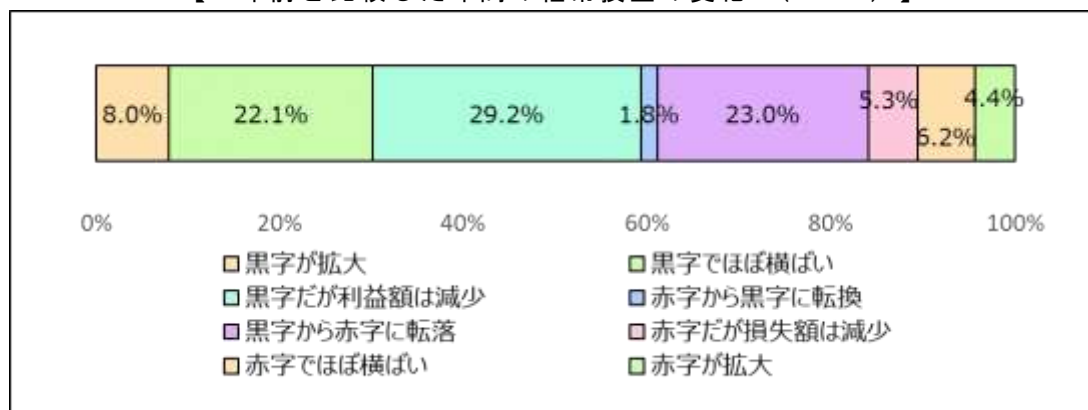
【強みと感じている部分（複数回答）（n=112）】



3年前と比較し減益となった事業所が5割を超えています

年間の経常損益の変化をみると、「黒字」である事業所が61.1%となったものの、「黒字だが利益額は減少」「黒字から赤字に転落」「赤字が拡大」で「減益」となった企業が56.6%を占めています。

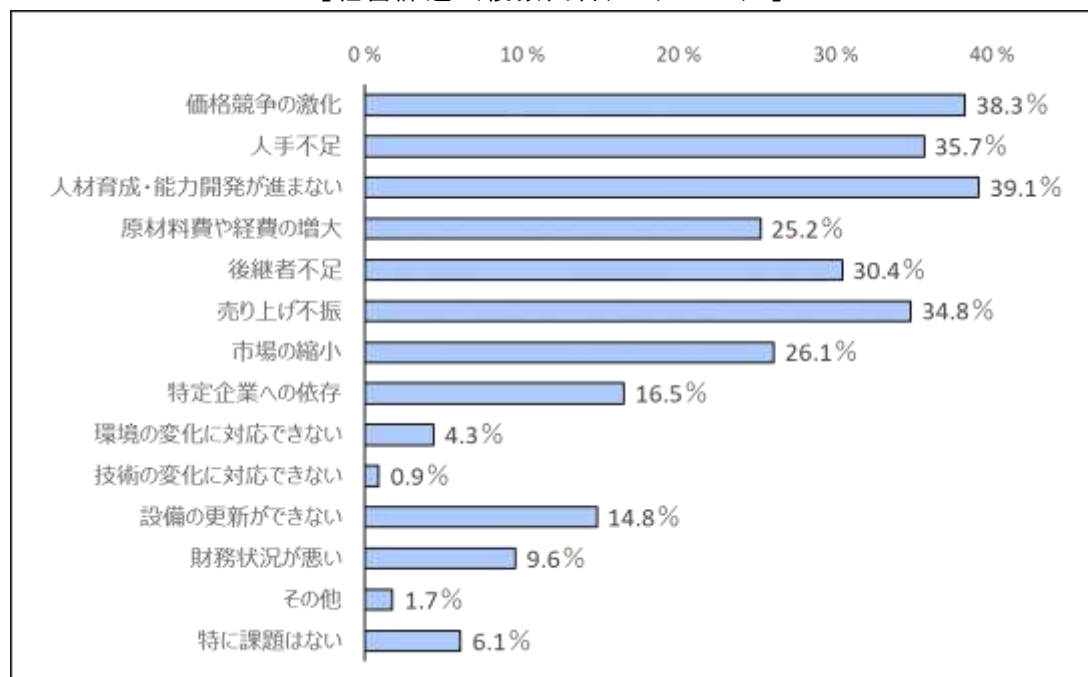
【3年前と比較した年間の経常損益の変化 (n=113)】



「人材育成・能力開発が進まない」「価格競争の激化」等が主な課題となっています

経営課題は、「人材育成・能力開発が進まない」が39.1%と最も多く、次いで「価格競争の激化」の38.3%、「人手不足」の35.7%が続いています。

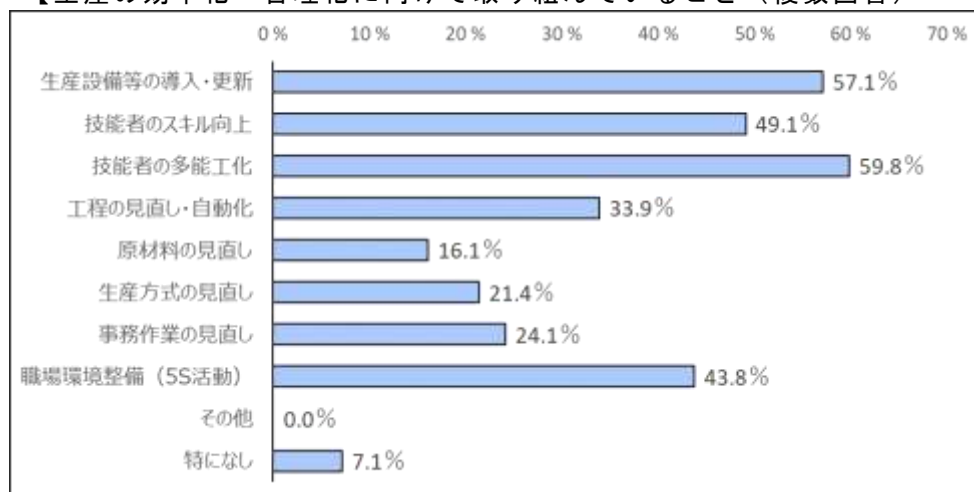
【経営課題（複数回答） (n=115)】



6 割弱の事業所が「技能者の多能工化」に取り組んでいます

生産の効率化・合理化に向けて、「技能者の多能工化」に取り組んでいる事業所が 59.8%と最も多く、次いで「生産設備等の導入・更新」の 57.1%、「技能者のスキル向上」の 49.1%、「職場環境整備（5S 活動）」の 43.8%が続きます。

【生産の効率化・合理化に向けて取り組んでいること（複数回答）】

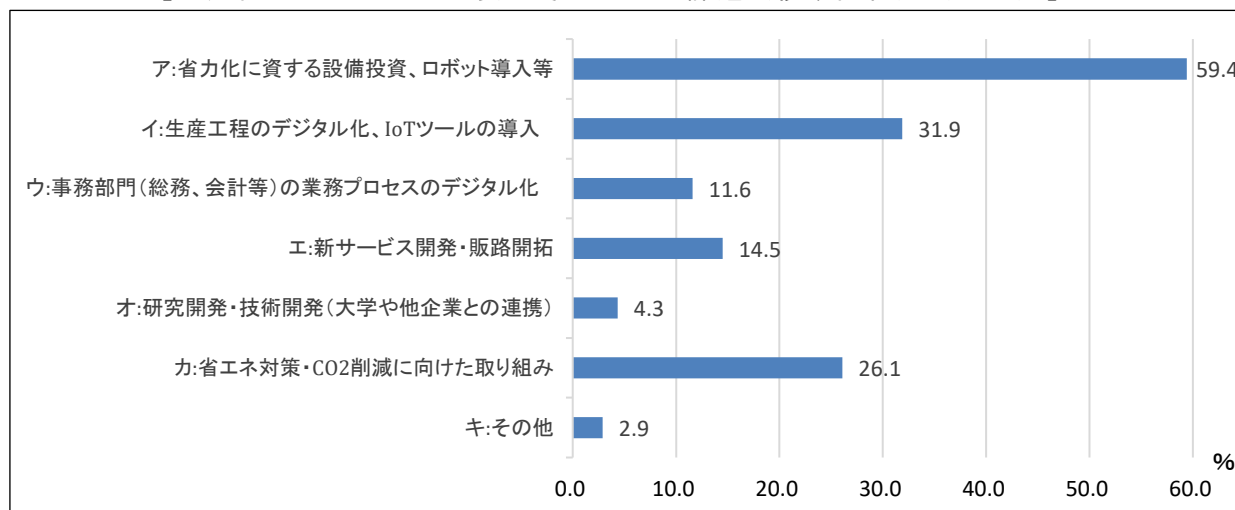


続いて令和 6（2024）年 4 月から令和 7 年（2025）年 8 月の間に実施した企業訪問のうち、北上市内製造業事業者の回答は次のとおりです。

生産性向上において「省力化に資する設備投資、ロボット導入」が主な課題となっています

生産性向上において特に重要と考えている課題は「省力化に資する設備投資、ロボット導入」が 59.4%と最も多く、次いで「生産工程のデジタル化、IoT ツールの導入」の 31.9%、「省エネ対策・CO2 削減に向けた取り組み」が続いています。

【生産性向上において重要と考えている課題（複数回答）（n=69）】



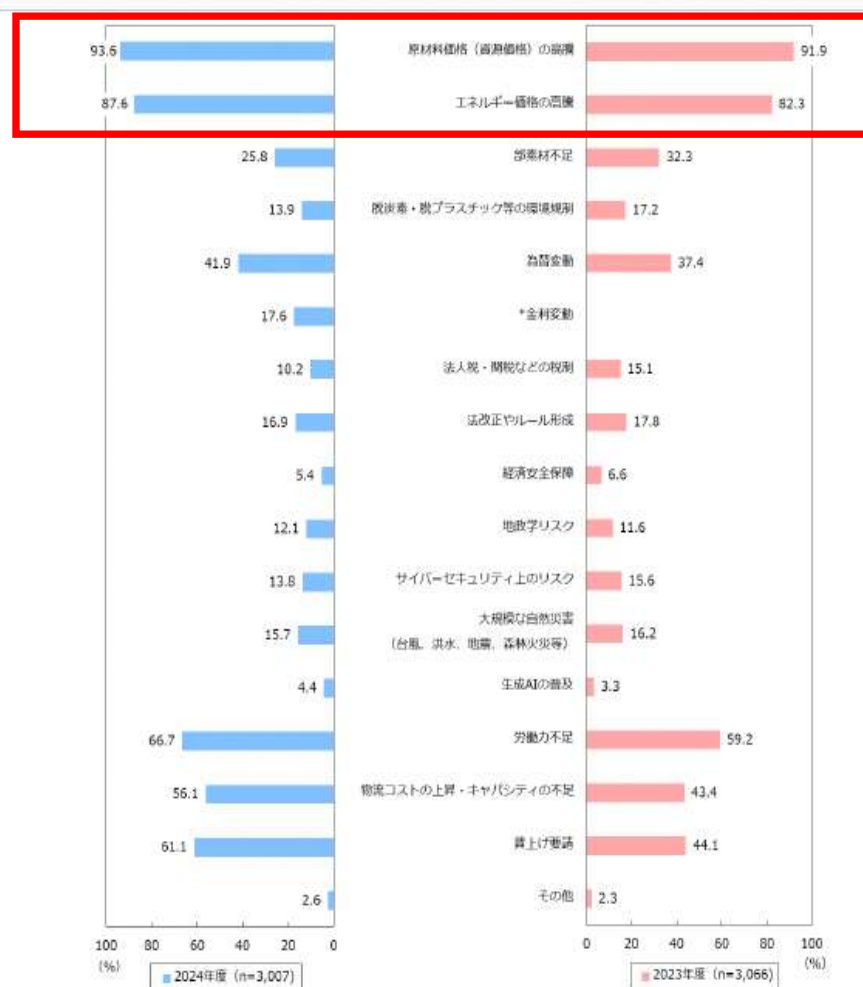
⑥工業を取り巻く環境の変化

ア 原材料、エネルギー価格高騰への対応

近年の地域紛争や大規模災害など世界情勢の変化により、原材料やエネルギー価格は不安定かつ高騰傾向にあります。

2025 年版ものづくり白書によると「事業に影響を及ぼす社会情勢の変化に関する調査の結果」について、2023 年度と 2024 年度を比較すると、2024 年度も引き続き「原材料価格（資源価格）の高騰」が最も多く、次いで「エネルギー価格の高騰」が挙げられ、企業の収益構造や価格競争力に大きな影響を及ぼしています。

【事業に影響を及ぼす社会情勢の変化（複数回答）】



出典）2025 年版ものづくり白書（経済産業省、厚生労働省、文部科学省）

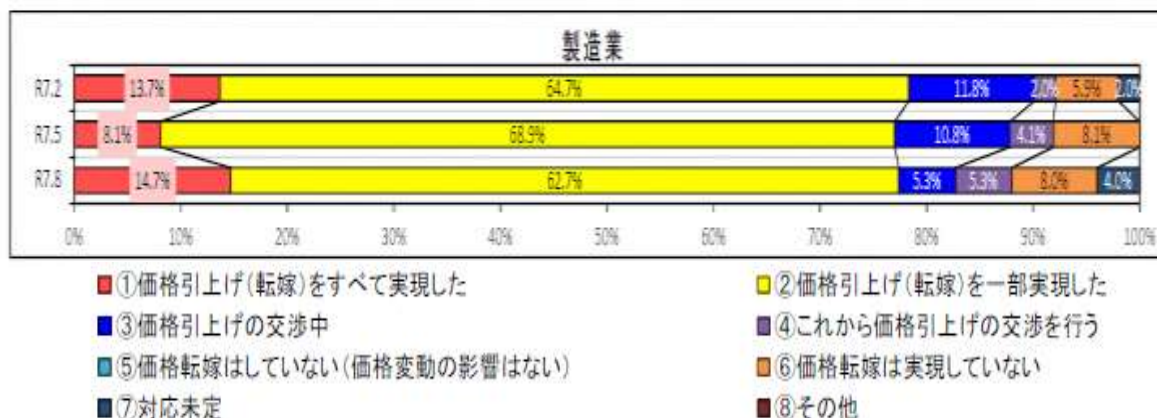
このような状況下において「製造事業者が直近 3 年間で実施した企業行動に関する調査の結果」によると、約 9 割の企業が「価格転嫁（販売先に対する値上げ要請、消費者価格の値上げ）」、約 8 割の企業が「賃上げ（従業員への還元）」、また半数以上の企業が「人材確保」、「設備投資」を挙げています。

また、県内の製造事業者における販売・受注価格への転嫁状況では、「価格引上げ（転嫁）をすべて実現した」、「価格引上げ（転嫁）を一部実現した」と回答した事業者は 77.4%を占めています。しかし、「価格引上げ（転嫁）を一部実現

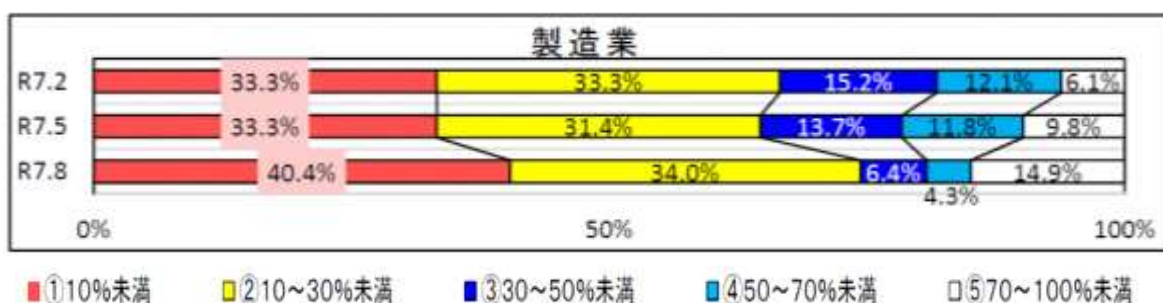
した」と回答した事業者における価格転嫁率は、10%未満及び10～30%未満が74.4%と低水準にとどまっており、原材料費やエネルギーコスト増加分が十分に反映できていない可能性があります。

【エネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査】

①販売・受注価格への転嫁状況



②価格引上げ(転嫁)を一部実現したと回答した事業者の価格転嫁率



出典) エネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査(令和7年8月)(岩手県商工労働観光部経営支援課)

このように、製造業が直面する状況は依然として厳しく、激変する環境において経営課題を乗り越え持続的な成長を遂げるためには、変化に柔軟に対応できる企業体質をつくり上げることが求められています。

イ 人口減少の進行と多様な働き方への環境整備

北上市の人口は、2008年(94,911人)をピークに減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所によると、2030年には88,582人まで減少すると推計されています。今後、労働力の確保はますます厳しくなることが予想され、人材の確保、定着は喫緊の課題となっています。人手不足対策として、外国人材の受け入れ、高齢者や女性の参画推進等の人材確保や、現在就業している従業員の職場定着の促進、求職者に選ばれる職場づくりなど、人材定着に向けた取組が必要です。

また、新型コロナウイルスの影響により、テレワークやオンライン会議の導入、副業・兼業、フリーランスといった新しい働き方が急速に広まりました。人々の価値観やライフスタイルの変化に伴い、企業には多様な人材が能力を発揮できる職場環境の整備が求められています。

ウ SDGs、脱炭素社会に向けた取組の推進

世界的規模の気候変動問題の解決に向けて、脱炭素化への機運はより一層高まっており、環境に配慮した持続可能な地域経済の在り方が問われています。日本政府は、2020年に2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、2023年には脱炭素社会に向けた取組の方法や考え方を示した「GX推進法」が施行されました。

自らの事業活動に伴う脱炭素化だけでなく、原材料等の調達や製品の使用段階も含めたサプライチェーン全体における動きが広がり、中小企業においても脱炭素化を進める重要性が増しています。

エ デジタル技術の進化と利活用の拡大

新型コロナウイルスの流行を契機に、事業継続の観点からデジタル化の必要性が認識されるようになり、企業ではテレワークやITツールの導入が加速しました。また、DX(デジタルトランスフォーメーション)への関心が高まり、「DX」という言葉が一般化し、業務やビジネスモデルの変革を目指す動きが広がっています。

近年では、生成AIの進化が著しく、製造業においても設計分野、品質管理や工程管理など、幅広い業務での活用が進み、生産性向上に寄与する技術として注目されています。

一方、2022年版小規模企業白書によると「デジタル化の取組段階が進展していない要因」の一つに、「デジタル化を推進できる人材がいないこと」が挙げられており、デジタル技術の活用において先導的役割を果たす人材の不足がうかがえます。

今後テクノロジーのさらなる進化が予想される中、製造業の現場におけるデジタル化支援と、これらの技術を活用できる人材の育成が一層求められています。

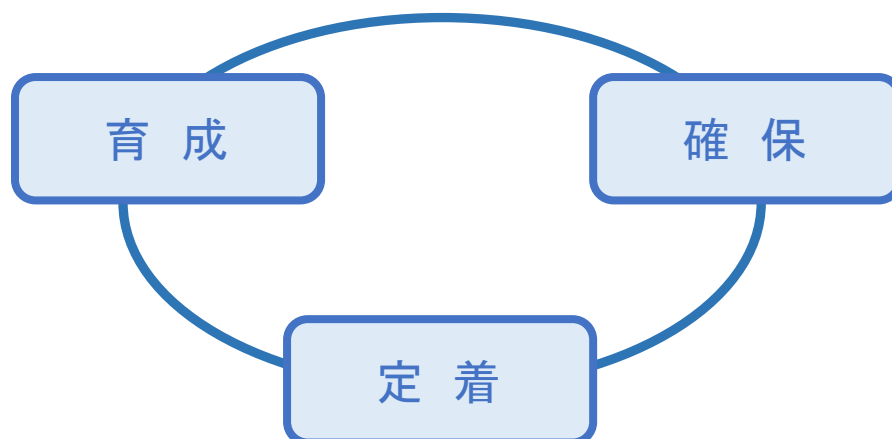
(2) 工業の課題

課題 1 変化の時代を生き抜く企業変革力の強化

- 原材料やエネルギー価格の高騰は、企業の収益構造や価格競争力に大きな影響を及ぼしています。
- 人口減少による労働力不足への対応として、デジタル技術の活用や設備投資による省力化といった生産性向上に資する取組への支援が必要です。
- 持続可能な社会の実現に向けた動きが世界的に広がる中で、日本でもGX推進法の施行などが進み、企業には脱炭素経営への推進が求められています。
- 人口減少、経済活動の変化、テクノロジーの進化など、工業を取り巻く環境は今後も大きく変化することが見込まれます。市内工業の維持・発展のためには、そうした変化に柔軟に対応し、ビジネスを変容させていくことが重要であり、そのため支援の継続が必要です。

課題 2 地域工業の成長・発展を支える人材の定着・育成・確保

- 人材の定着のため、企業には新しい働き方に対応し多様な人材が活躍できる働きやすく魅力的な職場環境の整備が求められています。
- 限られた人員で事業規模を維持・拡大していくためには、従業員の技術や技能の向上、新たなデジタル技術の活用促進など、生産性向上の取組が欠かせません。そのため、在職者に対するリスキリング（学び直し）をはじめとする人材育成の取組が必要です。
- 人口減少・高齢化の進行により人材の確保は一層厳しさを増しており、外国人材の活用や高齢者、女性等の多様な人材の参画促進等、地域で働き続ける意欲を持つ人材の確保に向けた取組が必要です。



5-4-2 工業の振興の方針

方針 1	工業のさらなる成長と時代を先取りする挑戦を支援する
------	---------------------------

環境の変化に対応し、新たな挑戦をしようとする企業を積極的に支援します。

1-1 市内事業者の現状にあった生産性向上

人手不足が一層深刻化する中、限られた人員でも安定した生産体制を維持し、より高い成果を生み出すための仕組みや環境を整える必要があります。

従来から取り組まれてきた「3ム※1」の排除や「5S※2」の徹底といったカイゼン※3活動に加え、IoTやAI等のデジタル技術の活用やITツールやロボット、設備投資による省力化・省人化を図る取組を支援します。市内製造業の現状やニーズに応じ、デジタル技術の活用による工程の改善や、効果的なツールの検討、導入を推進していきます。

1-2 付加価値向上、取引拡大による「稼ぐ力」の強化

地域経済の持続的な循環を促すためには、地場中小企業の開発力や事業展開力の強化が必要です。地場中小企業の新技術や新製品の研究開発を支援し、高付加価値化を進展させます。

さらに、地場中小企業が多重下請け構造※4から脱却するための販路開拓や新分野展開を支援し、収益力の強化を目指します。

また、SDGsやCO₂削減への対応が取引条件になる可能性もあるため、脱炭素化に向けた取組を後押しします。

地場中小企業のさらなる競争力向上のため、北上市産業支援センターをはじめとした支援機関等との連携を強化し支援体制の充実を図ります。

1-3 「知識集約型」産業を支える環境整備及び企業や研究機関の誘致

人口減少が進む中、各社が省人力化、デジタル化に努め、更に業務のグローバル化への対応を迫られています。市内企業においても高度な知識やスキルを有する専門人材が活躍するとともに、これまで以上に専門人材に選ばれるよう環境整備を行い、産業の知識集約化を支えていきます。

※1 3ムとは、現場の問題点であるムダ、ムラ、ムリのことです。

※2 5Sとは、整理と整頓、清掃、清潔、しつけのことです。

※3 カイゼンとは、工場の生産現場の作業効率や安全性の確保を見直す活動のことです。現場の作業者が中心となり知恵を出し合うことで問題を解決する点に特徴があります。

※4 多重下請け構造とは、下請け会社が受注した業務をさらに孫請けやその下へと流すことで、多層的に業務委託が行われている状況です。市内製造業ではその末端となる企業も多く、厳しい値下げ要請などのしわ寄せが生じています。

方針 2	多様な人材の活躍を促進する
-------------	----------------------

ものづくり人材の裾野拡大や潜在労働力の活用により人材を確保し、働きやすい環境の整備により定着を図ります。

2-1 ものづくり人材の裾野拡大

子どもたちがものづくりに興味を持ち、将来、企業から求められる技術や技能を身につけた人材が増えるよう小中学生がものづくりに触れる機会をつくります

また、就職先を検討する高卒者や学卒者、進路選択に影響力をもつ保護者や教員に対する市内ものづくり企業の認知度向上に取り組みます。

2-2 働きやすい環境整備による人材定着の促進

人々の価値観やライフスタイルの変化に伴い、ワークライフバランスの考え方が浸透し、多様な働き方が広く認識されるようになっていきます。こうした変化に伴う企業の雇用環境の改善や、働き方改革への取組を支援します。また、子育てや介護をする人が安心して働き続けられるよう、受けられる支援制度の周知と活用促進を図ります。

また、従業員の職場定着の促進、求職者に選ばれる職場づくりなど、女性、高齢者、外国人など全ての労働者にとって安心して働きやすい環境整備に取り組む企業を支援します。

2-3 生産性向上に向けた人材育成の推進

急速な技術革新やデジタル化が進む中、企業の持続的な成長には、変化に対応できる人材の育成が不可欠です。

求職者に対しては、職業訓練機関等との連携によるスキルアップ支援を行い、即戦力となる人材の育成を図ります。在職者に対しては、リスキリング（学び直し）を推進し、デジタル技術の活用に加え、現場で求められる技術の習得、技能の向上を支援します。市内事業者の規模を踏まえ、地域全体で活用できる人材育成・研修体制の整備を検討します。

加えて、北上市立工科大学（仮称）設置の推進などにより、時代の変化や社会の要請に対応した工学系人材の育成を図り、産業の持続的な発展を目指します。

2-4 幅広い人材確保の推進

人口減少が進む中、地域経済の持続的な成長には幅広い人材の確保が不可欠です。企業と求職者との接点づくりを支援し、企業の魅力を伝えるガイダンスや情報提供の機会を通じて、企業の認知度向上と採用活動を後押しします。

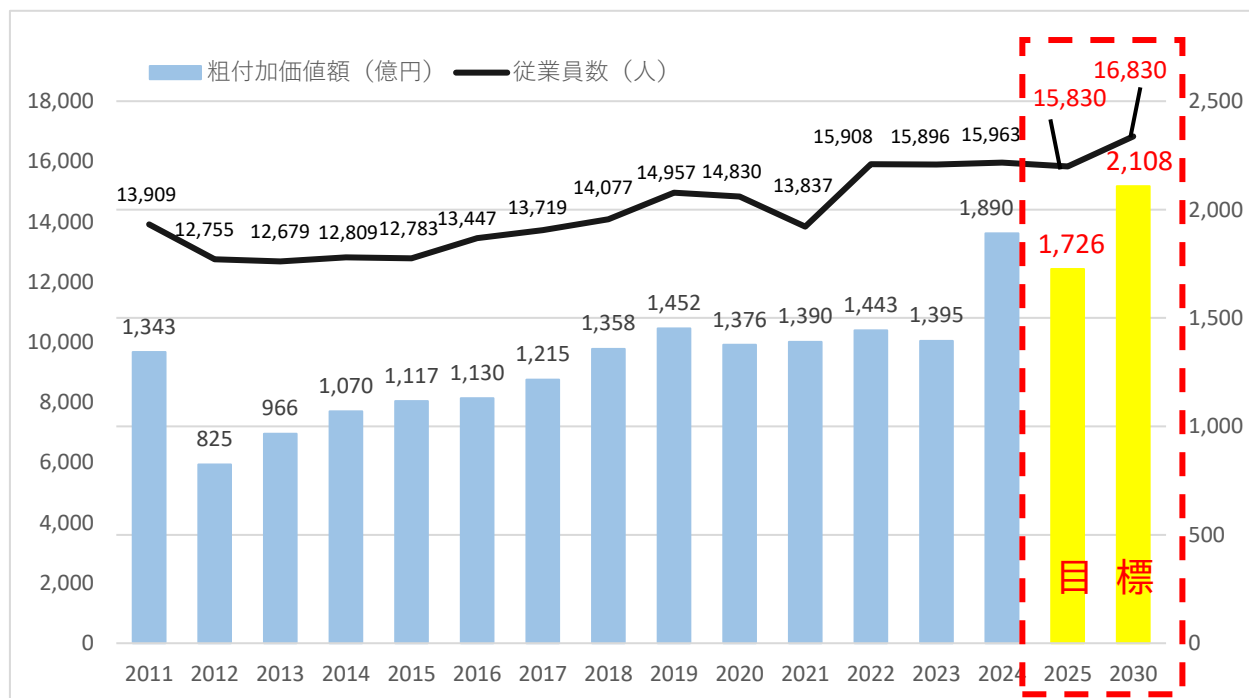
あわせて、市内へのアクセスの利便性を活かし、県内他市町村や県外からの人材確保を推進するとともに、進学等により市外に転出した若者のUターンを促進します。ニーズが高まっている高度専門人材については、兼業・副業など新しい働き方の活用を通じ、首都圏や大手企業からの獲得を目指します。

また、市内の経済団体が実施したインド経済視察において、インド人材の受入れに関する提言が行われるなど、企業の外国人材に対する注目度の高まりがうかがえます。外国人材・派遣人材など多様な人材確保について、企業課題やニーズの把握に努め、幅広い人材の確保に取り組む企業を支援します。

【成果指標】

指標	現状値	目標		出典
	2020 年	2025 年	2030 年	
粗付加価値額	1,376 億円	1,726 億円 (25.4% 増) 1,890 億円 (37.4% 増) 【参考】2024 年実績	2,108 億円 (22.1% 増)	工業統計、経済センサス、経済構造実態調査
従業員数	14,830 人	15,830 人 (+1000 人) 15,963 人 (+1133 人) 【参考】2024 年実績	16,830 人 (+1000 人)	工業統計、経済センサス、経済構造実態調査
誘致企業数 (累計)	241 件	253 件 (+12 件) 244 件 (+3 件) 【参考】2024 年実績	256 件 (+3 件)	実数把握

粗付加価値額と従業員数の推移と目標



出典) 工業統計、経済センサス、経済構造実態調査

5－4－3 具体的な取組

方針 1	工業のさらなる成長と時代を先取りする挑戦を支援する
------	---------------------------

1-1 市内事業者の現状にあった生産性向上

- 先端設備導入に対する税制優遇策の実施
- デジタル技術活用や設備投資による省力化に取り組む企業への支援策の検討・実施
- 市内企業のデジタル化の課題にあわせた人材育成カリキュラムの実施
- 関係機関との連携強化による支援体制の充実
- 職場カイゼン活動の推進

1-2 付加価値向上、取引拡大による「稼ぐ力」の強化

- 大学等と共同で技術開発に取り組む企業への支援
- 新分野・新事業展開に取り組む企業に向けた支援
- 脱炭素推進にかかる取組への支援
- 補助金情報の提供・申請支援
- 職業訓練機関との連携による企業在職者のスキルアップ支援
- 拠点性を活かしたネットワークの形成

1-3 「知識集約型」産業を支える環境整備及び企業や研究機関の誘致

- 知識集約化を支えるためのインフラ面も含めた環境の整備
- 立地動向・ニーズに応じた優遇策の実施

方針 2	多様な人材の活躍を促進する
-------------	----------------------

2-1 ものづくり人材の裾野拡大

- 教育期の子どもものづくり体験や機会の提供
- 高卒者・学卒者・保護者・教員に対する市内ものづくり企業の認知度向上事業

2-2 働きやすい環境整備による人材定着の促進

- 雇用環境の改善に資する働き方改革への支援
- 外国人等全ての労働者が働きやすい環境づくりに取り組む企業に向けた支援
- 職場定着の促進を図る支援

2-3 生産性向上に向けた人材育成の推進

- 職業訓練機関との連携による求職者のスキルアップ支援
- 在職者へのリスキリング（学び直し）を推進し、変化に対応できる人材の育成を支援

2-4 幅広い人材確保の推進

- 企業の魅力発信と求職者との接点づくりの支援
- インターンシップ実施支援
- 兼業・副業による高度専門人材確保に取り組む企業に向けた支援策の検討・実施
- 幅広い人材の確保に取り組む企業に向けた支援

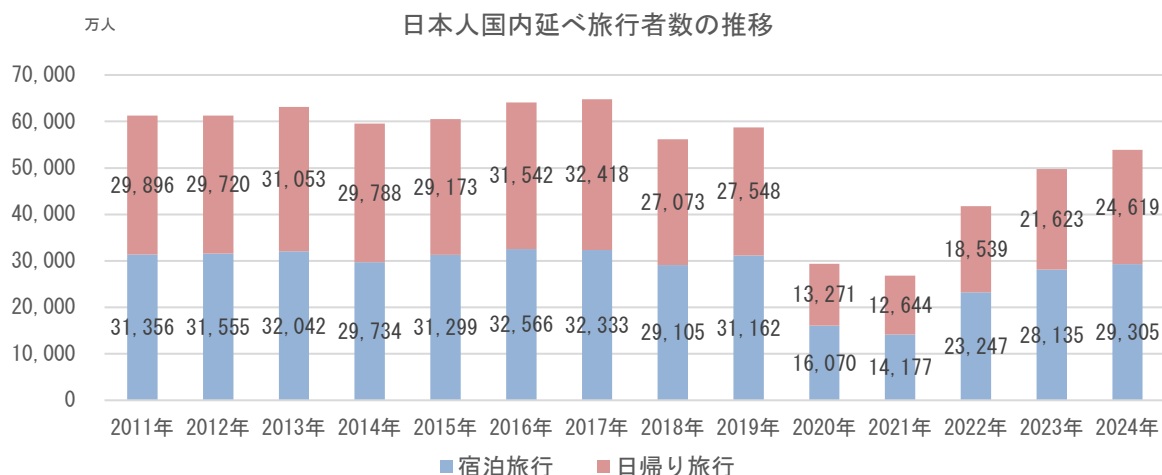
5－5 観光

5-5-1 観光業の現状と課題

(1) 観光業の現状

① 日本人国内延べ旅行者数の推移

日本人国内延べ旅行者数は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う不要不急の外出自粛や県境を越えた移動の制限等により旅行需要が低迷していましたが、宿泊旅行、日帰り旅行とも回復傾向にあります。

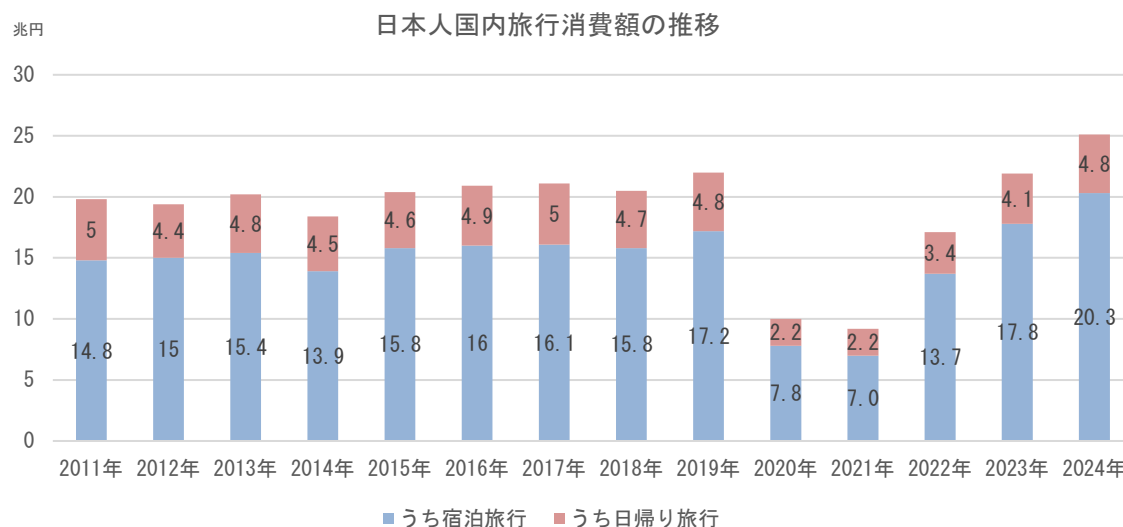


出典：旅行・観光消費動向調査(観光庁)

② 日本人国内旅行消費額の推移

日本人国内旅行消費額は、2019年まではほぼ横ばいで推移し、新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受けたものの、2023年にはコロナ禍以前と同程度に回復しており、うち宿泊旅行の占める割合が高くなっています。

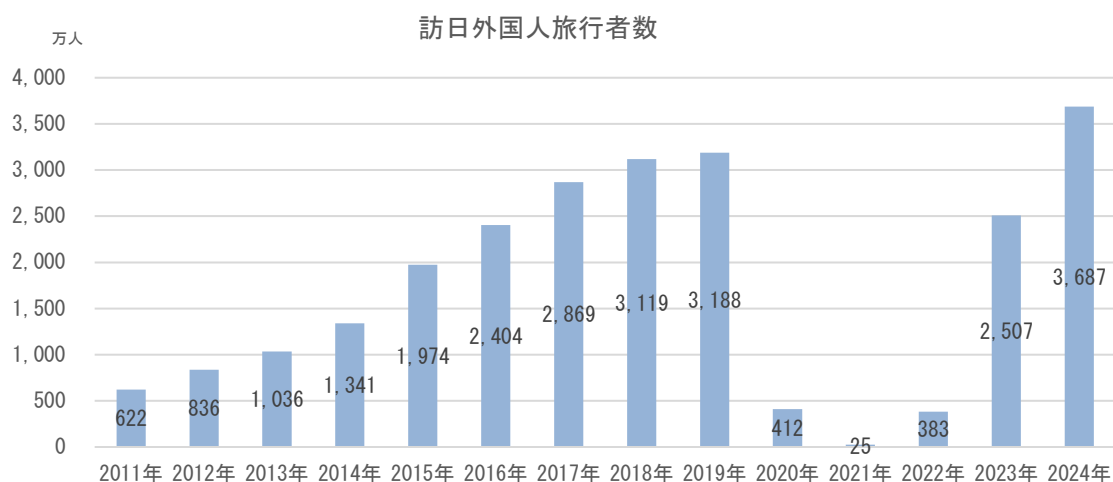
今後、人口減少が見込まれる中、旅行日数や旅行回数を増やしていく取り組みが重要となってきます。



出典：旅行・観光消費動向調査(観光庁)

③ 訪日外国人旅行者数の推移

訪日外国人旅行者数は、ビザの戦略的緩和や訪日外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充といった改革を進めるとともに、交通ネットワークの充実、多言語表記をはじめとする受入環境整備、日本政府観光局等による対外プロモーション等により、2019年までは増加を続けていましたが、2020年は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴う影響により、前年を大きく下回りました。その影響は2022年まで続きましたがその後回復し、2024年にはコロナ禍以前を上回る旅行者数となっています。

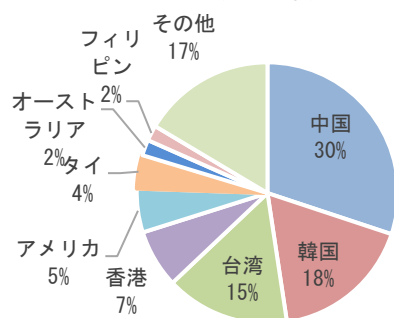


出典：日本政府観光局 (JNTO)

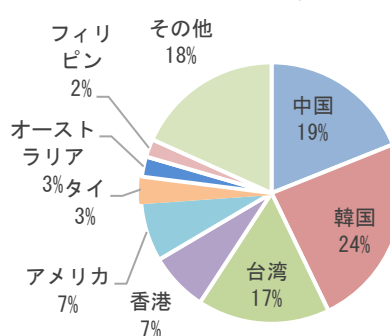
④ 訪日外国人旅行者の国・地域別割合

2019年の訪日外国人旅行者の国・地域別割合をみると、中国・韓国・台湾・香港からの入込が全体の7割を占めています。2024年には中国の割合が減少する一方で、韓国・台湾の割合が増加しており、引き続き、同エリアからの入込が全体の7割程度となっています。

訪日外国人旅行者の国・地域別割合
(2019年)



訪日外国人旅行者の国・地域別割合
(2024年)

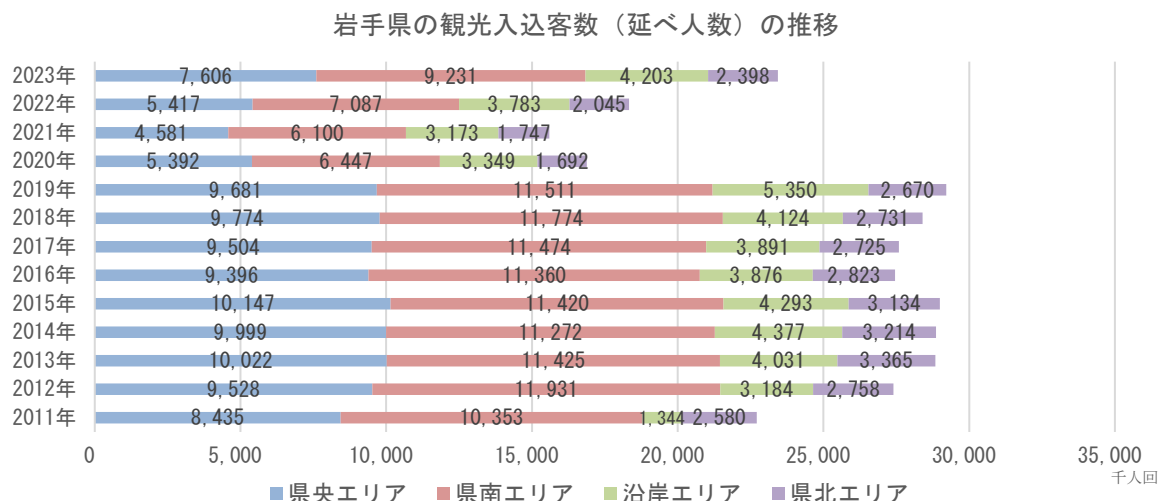


出典：日本政府観光局 (JNTO)

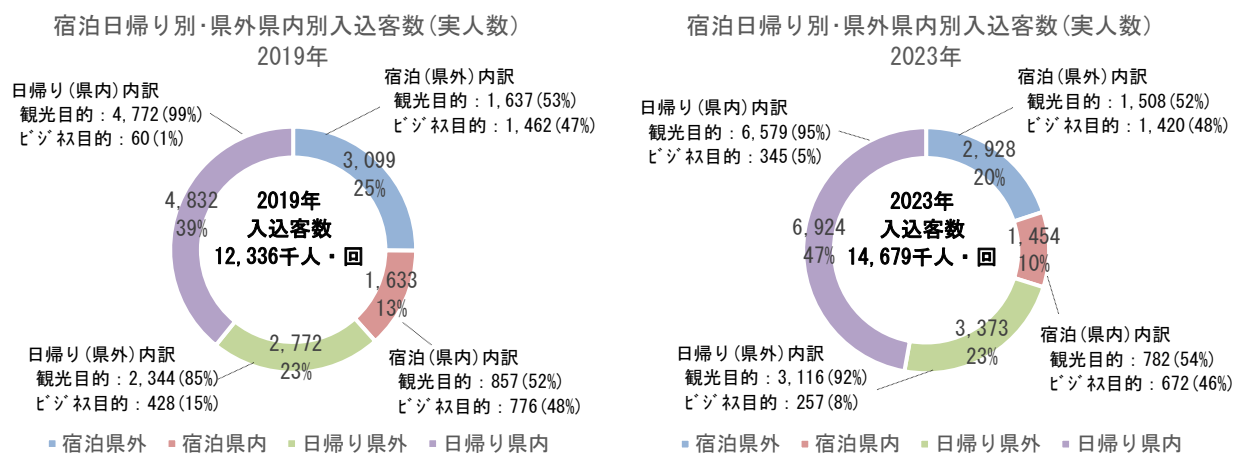
⑤ 岩手県の観光入込客数の推移

岩手県の観光入込客数は、東日本大震災後の復興需要や平泉の世界遺産登録等により震災前の水準まで回復した後、ほぼ横ばいで推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により2020年は大きく減少しました。その後、徐々に回復し、2023年にはコロナ禍以前の約80%となっています。

当市を含む県南エリアは、平泉の世界遺産や温泉などの観光資源に恵まれ、県全体の4割弱を占めています。

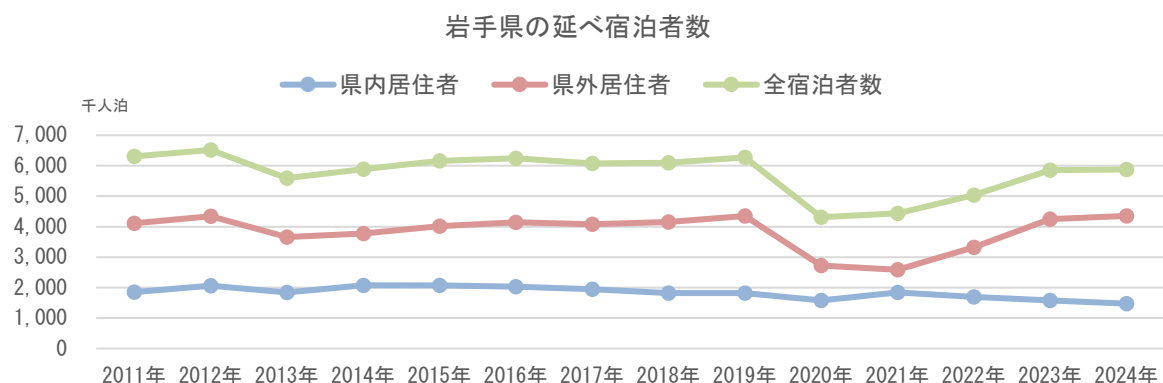


また、2019年の宿泊日帰り別・県外県内別入込客数（実人数）を見ると、宿泊・日帰り別では日帰りが全体の62%を占めており、県外・県内別では県内が52%を占めています。その傾向は2023年も同様であり、近隣県を含む日帰り圏内からの入込の割合が70%と更に高くなっています。



⑥ 岩手県の宿泊者数の推移

岩手県の宿泊者数は、近年は6,000千人泊前後で推移してきました。新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年は4,312千人泊と前年と比べ31.3%減少しましたが、2024年では5,877千人泊と、回復しつつあります。



出典：宿泊旅行統計調査(観光庁)

⑦ 居住都道府県別の延べ宿泊者数

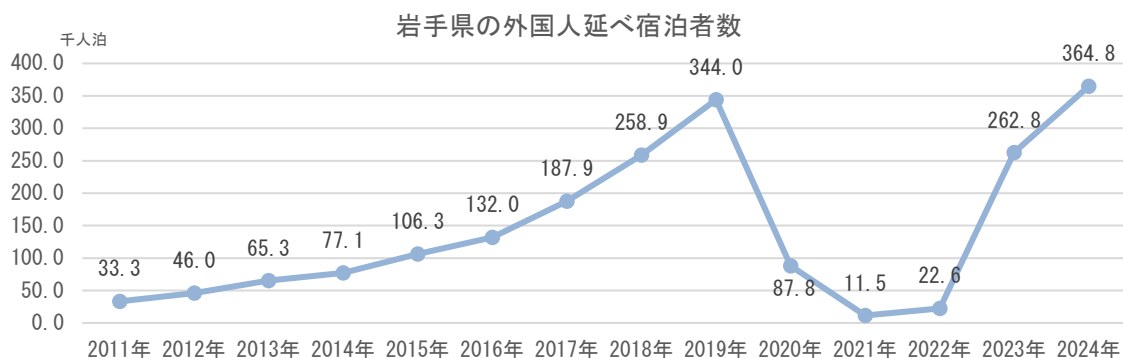
岩手県に宿泊する観光客の居住都道府県別宿泊数は、首都圏（1都3県）及び県内を含む近隣県（青森県・秋田県・宮城県）の割合が高くなっています。

宿泊者の多い都道府県		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	①	東京都	東京都	東京都	東京都	岩手県	岩手県	東京都	東京都	東京都
	②	岩手県	岩手県	岩手県	岩手県	東京都	東京都	岩手県	岩手県	岩手県
	③	宮城県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	宮城県	宮城県	神奈川県	神奈川県	神奈川県
	④	神奈川県	宮城県	宮城県	埼玉県	神奈川県	神奈川県	宮城県	埼玉県	埼玉県
	⑤	埼玉県	埼玉県	埼玉県	宮城県	埼玉県	埼玉県	埼玉県	宮城県	宮城県
	⑥	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県
	⑦	青森県	青森県	青森県	青森県	青森県	青森県	青森県	青森県	青森県
	⑧	秋田県	秋田県	秋田県	愛知県	愛知県	愛知県	大阪府	愛知県	愛知県
	⑨	北海道	愛知県	愛知県	秋田県	大阪府	大阪府	愛知県	秋田県	秋田県
	⑩	愛知県	北海道	茨城県	大阪府	秋田県	茨城県	茨城県	大阪府	大阪府

出典：観光予報プラットフォーム(観光予報プラットフォーム推進協議会)

⑧ 岩手県の外国人宿泊者数

岩手県の2019年の外国人宿泊者数は、前年比32.9%増の344.0千人泊となり過去最多を更新しました。2020年は前年比74.5%減の87.8千人泊となっていました
が、2024年では364.8千人泊と、過去最多をさらに更新しています。

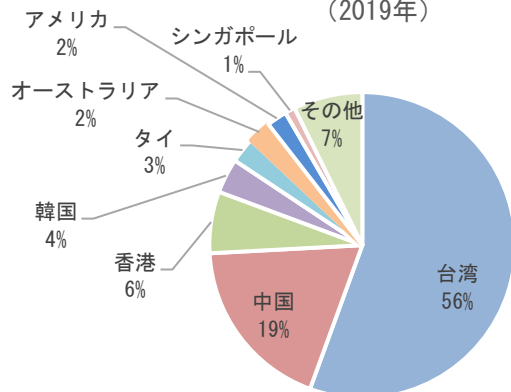


出典：宿泊旅行統計調査(観光庁)

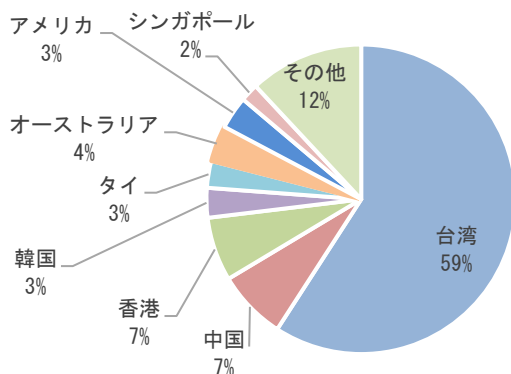
⑨ 岩手県の外国人宿泊者数の国・地域別割合

2019年の外国人宿泊者数の国・地域別割合をみると、台湾や中国、香港などの東アジアからの入込が多数を占めています。2024年もその傾向が続いています。
また、月別で見ると、10月に入込のピークがあることがわかります。

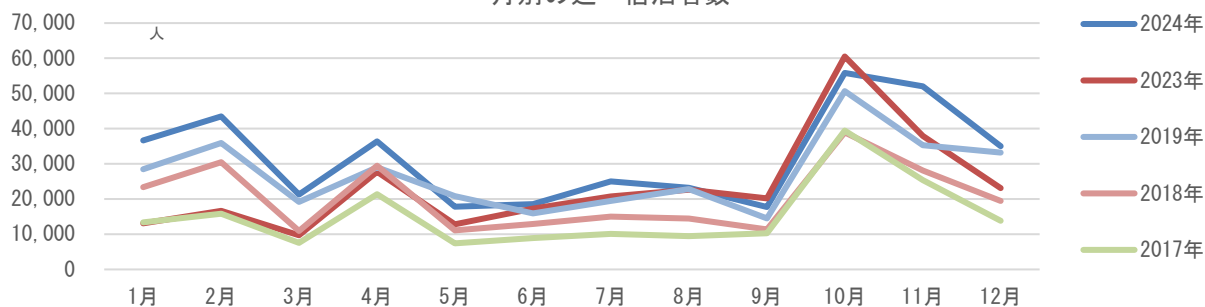
岩手県の外国人延べ宿泊者数の国・地域別割合
(2019年)



岩手県の外国人延べ宿泊者数の国・地域別割合
(2024年)



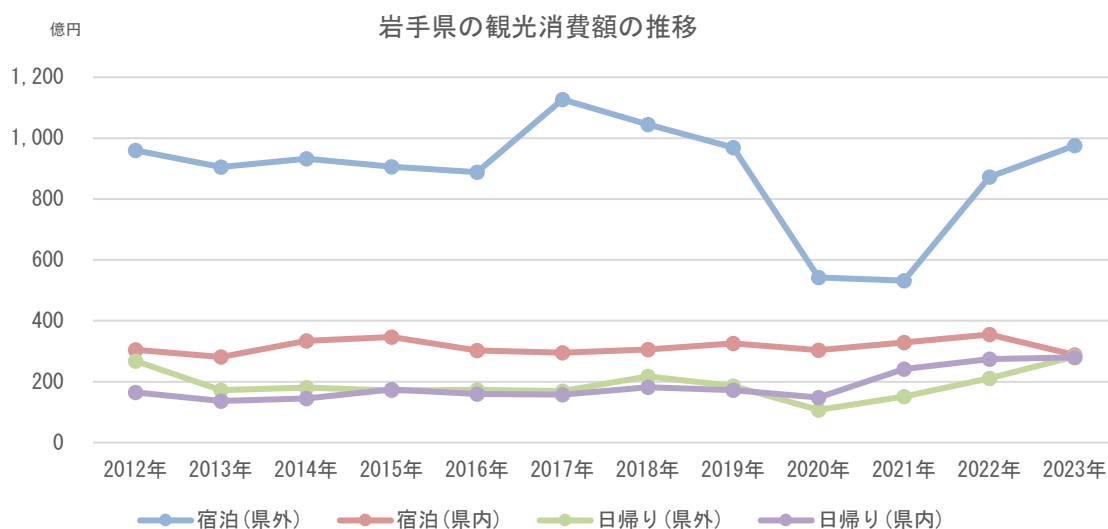
月別の延べ宿泊者数



出典：宿泊旅行統計調査(観光)

⑩ 観光消費額の推移

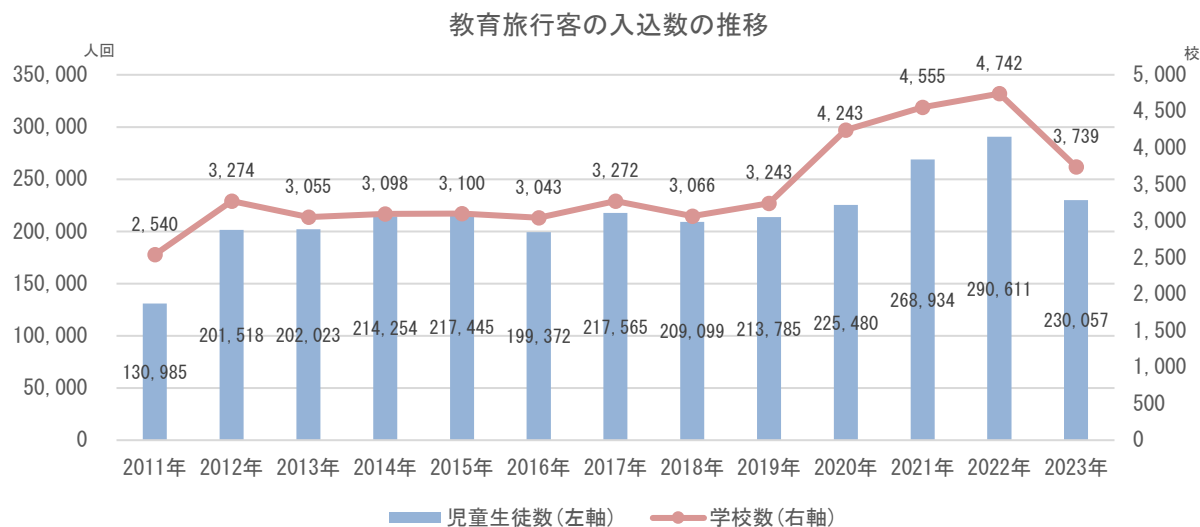
岩手県の観光消費額は、宿泊旅行（県外）の占める割合が大きくなっています。宿泊旅行（県内）や日帰り旅行の消費額がほぼ横ばいで推移しているのに対し、宿泊旅行（県外）は2017年をピークに減少傾向にありましたが、コロナ禍以降は、回復傾向となっています。



出典：岩手県観光統計

⑪ 教育旅行客の入込数の推移

2020年に岩手県を訪れた教育旅行客の入込は、児童生徒数、学校数とも前年を上回り、2011年以降最多となっています。新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行等の行き先を近場に変更する動きが入込につながったと考えられ、その後、2022年までは増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和された2023年には、入込数が減少しています。

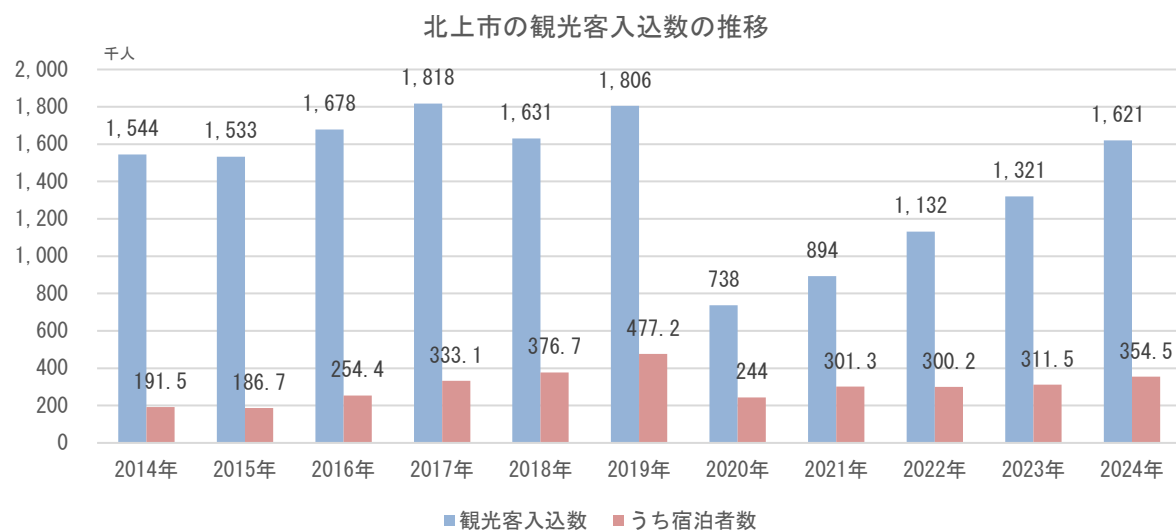


出典：岩手県観光統計

⑫ 北上市の観光客入込数

北上市の観光入込客数（宿泊者数を含む）は、2019年で1,806千人となっており、2014年に比べ17.0%増加しています。そのうち宿泊者数は2014年に比べおよそ1.5倍と大きく増加しました。コロナ禍においては、ピーク時の約40%まで観光入込客数が減少しましたが、その後、徐々に回復しています。

また、これまで、北上市においては、北上展勝地さくらまつりや北上・みちのく芸能まつりなどのイベント開催時に多くの入込がありましたが、近年では、夏油高原スキー場、展勝地周辺施設、文化施設、スポーツイベント等の通年に渡る観光客入込も増えていきます。



出典：北上市統計

（参考）主要なエリア・イベント別の入込数

	2019年 (千人)	2014年 (千人)	増減 (%)	2024年 (千人)	2014年 (千人)	増減 (%)
展勝地さくらまつり(4・5月)	440	490	△10.2	372	490	△24.1
北上・みちのく芸能まつり(8月)	267※1	357※1	△25.2※1	105※2	357※2	△70.6※2
夏油高原スキー場(12月～5月)	111	86	29.1	156	86	81.4
夏油高原温泉郷(日帰り+宿泊)	140	129	8.5	21	129	△83.7
展勝地周辺施設(レストハウス、みちのく民俗村等)	151	120	25.8	166	120	38.3
文化施設(さくらホール)、スポーツイベント	151	135	11.9	415※3	135※3	207.4※3
宿泊施設(温泉郷以外)宿泊者数	424	153	177.1	316	153	106.5

※1 2018年より入込数集計方法を変更したため、増減は参考値。

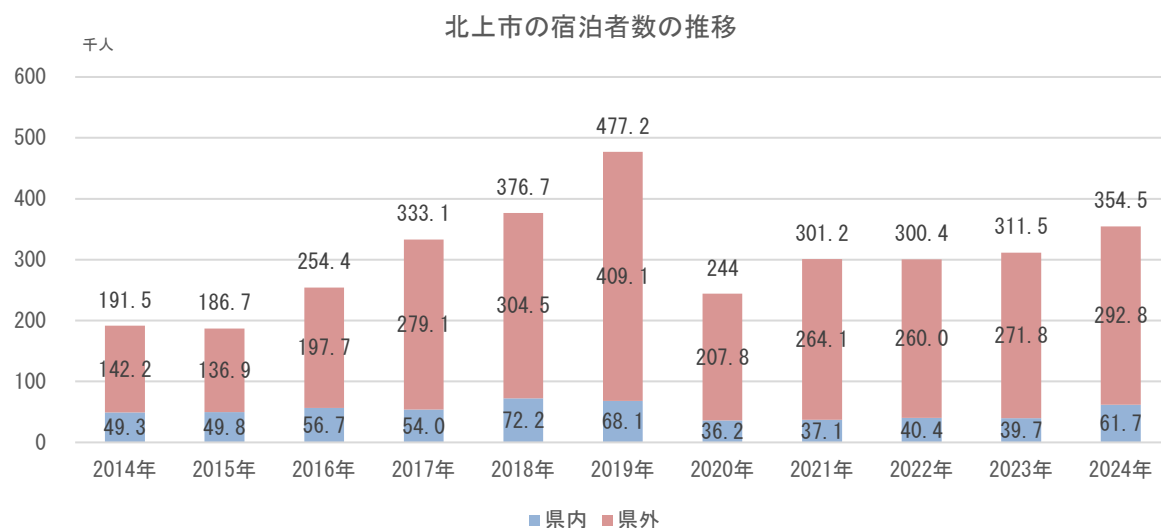
※2 2022年より「トロッコ流しと花火の夕べ」観覧会場を変更したため、増減は参考値。

※3 2023年より入込数集計方法を変更したため、増減は参考値。

⑬ 北上市の宿泊者数の推移

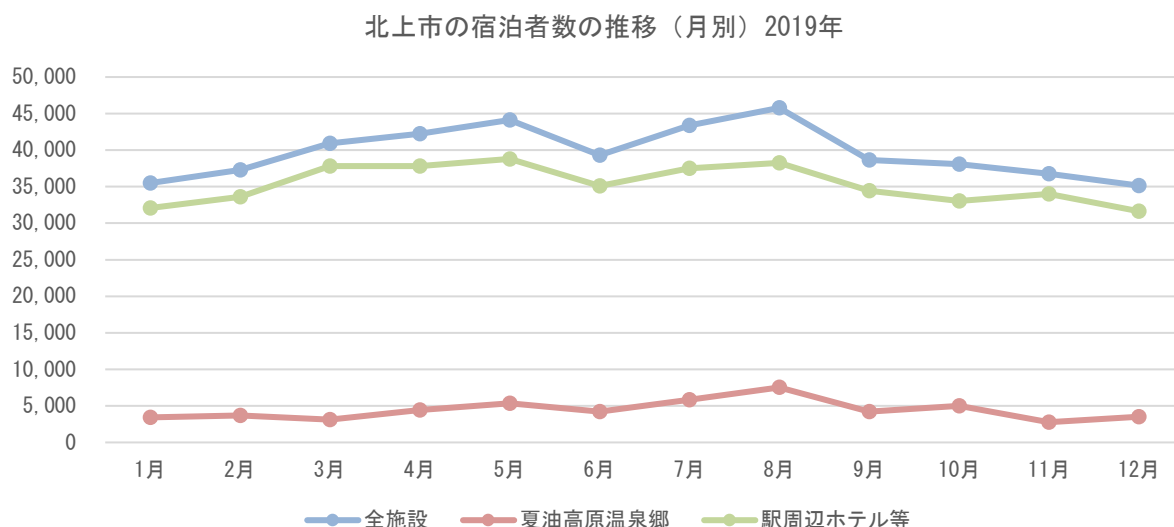
北上市の宿泊者数は、2020年に新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだものの、ここ数年増加傾向にあります。

北上市は、半導体や自動車関連、パルプ、食品などの幅広い業種の企業が集積しており、2017年には大手半導体メーカーの国内第二拠点の立地が決定しました。その後も、工業団地への新規立地や既存企業の設備投資が進んでおり、県外からビジネス目的の来訪が増えていることが大きな要因と考えられます。



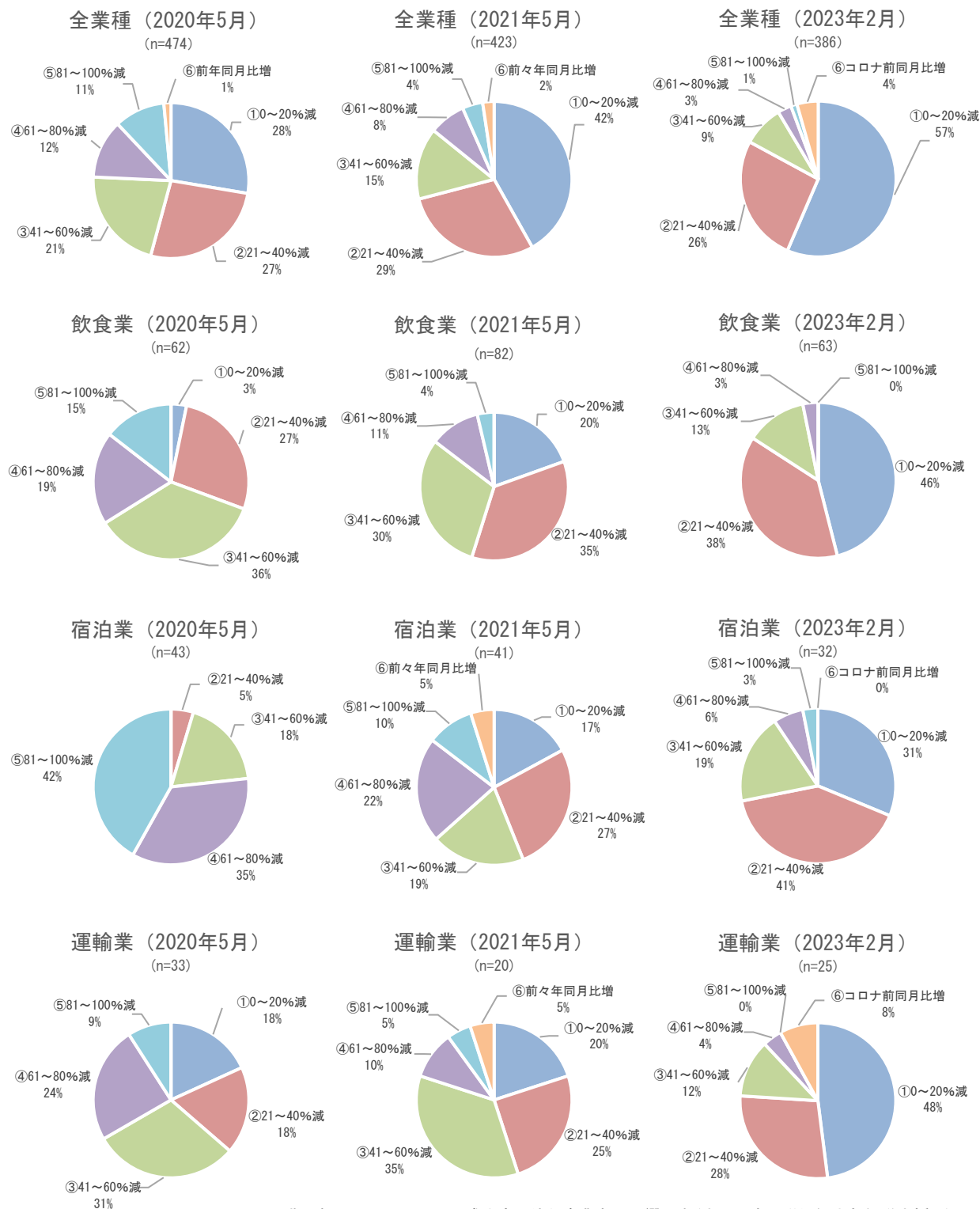
出典：北上市統計書

2019年の月別の宿泊者数の推移をみると、ゴールデンウィークのある5月と夏休みの8月にピークがあることがわかります。一方、さくらまつりや芸能まつりが開催される時期の宿泊者数は、まつりの入込数の割には決して多くないことから、日帰り中心の滞在となっていると考えられます。



⑭新型コロナウイルス感染症に伴う事業者への影響

新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の売上の影響については、減少幅が小さくなっています。2023年2月の調査は「新型コロナウイルス感染症等に伴う事業者の影響調査」として実施され、物価高騰等による影響も加味された結果であるため、コロナウイルス感染症の影響は、さらに小さいことが推察されます。



出典：新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査(岩手県商工労働観光部経営支援課)
 ※2023年2月は「新型コロナウイルス感染症等に伴う事業者の影響調査」として実施

(2) 観光業の課題

課題 1	コロナ禍を経た観光需要の変化
------	----------------

●新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊業や飲食業、運輸業など多くの産業に深刻な影響が生じました。このように観光関連産業は外的要因の影響を受けやすい産業である一方で、需要回復に対応するうえで重要な基盤であり、観光インフラが損なわれることのないよう事業継続のための様々な支援とともに、持続可能な観光地づくりに向けた体制の整備も求められます。

●コロナ禍後の旅行形態は、団体旅行から、家族や友人・知人との小グループや一人旅などの個人旅行に変化しつつあります。旅先での需要も、グループ各々が求めるものは様々であり、多様な需要に対応していく必要があります。

●新型コロナウイルス感染症の流行を契機に普及が進んだワーケーションやリモートワークなどの新しい働き方は、コロナ禍を経た後も定着しつつあります。そうした動きに対応した受入体制の構築が必要です。

●二地域居住や滞在型の広域観光など、自宅以外の拠点を持つことにより暮らしと旅の境界を曖昧にする、柔軟な生活スタイルへの対応として、鉄道及び道路の結節点である北上市の交通利便性を活かした取り組みが求められています。

課題 2	地域資源を生かした着地型観光の充実
------	-------------------

●北上市は、展勝地さくらまつりと北上・みちのく芸能まつりの時期にまとまった観光客入込があり、それ以外の時期の入込も徐々に増えてきています。地域にもともとある魅力を再発見し、多様な需要に対応する、持続可能なコンテンツの充実を図る必要があります。

●北上市は、ものづくり産業の集積や二子さといも等の農産物のほか、北上総合運動公園に代表される高規格のスポーツ施設を有しているなどの特徴があります。その特徴を地域資源として生かし、産業観光の推進、各種大会や合宿等の誘致に産業の枠を超え連携して取り組んでいく必要があります。

●北上市にはビジネスを主目的とした県外からの来訪が多くありますが、観光へ誘導するアプローチは決して十分ではありませんでした。一方で、市内には新たに複数のビジネスホテルの建設が進んでおり、今後、増加が見込まれるビジネス客を中心とした宿泊者の市内飲食や物産購入への誘導や観光地への再訪へつなげるため、宿泊施設や飲食店等と連携した取り組みを検討する必要があります。

●展勝地エリアと夏油高原エリアは、豊かな自然に囲まれた北上市を代表する観光資源ですが、路線バスなど駅からの二次交通の手段がなく、アクセスは決して良いとはいえません。観光客の移動手段として持続可能な二次交通の構築を検討する必要があります。また、両エリアの施設の老朽化も進んでおり、魅力向上に向けた改修等の対応が求められます。

5-5-2 観光業の振興の方針

方針 1	コロナ禍を経た観光需要の変化に対応した受入環境の整備
------	----------------------------

コロナ禍を経て変化した旅行形態や、コロナ禍を契機に定着しつつある新しい働き方に対応した受入環境の整備を進めます。

1-1 観光需要転換期における事業者支援

観光需要の転換が見られる状況において、誘客促進のための取り組みを積極的に展開するため、観光事業者の事業継続や観光需要の変化に対応するための支援を行うとともに、官民連携して誘客のためのキャンペーン等を実施します。

1-2 コロナ禍を経て変化した旅行形態や新しい生活スタイルへの対応

新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、旅行形態の変化や、ワーケーション、リモートワークなどの新しい働き方の定着が見られます。二地域居住や滞在型の広域観光など生活スタイルの変化も見られ、それらに対応した関係人口の受入環境整備を進めます。

1-3 インバウンド誘客促進に向けた受入環境の整備

国の外国人旅行客数はコロナ禍直前を超える状況となっており、そのインバウンドを当市にも誘導するため、外国人旅行者向けの滞在コンテンツの磨き上げや観光施設の受入環境整備を進めます。

また、関係機関と連携したプロモーションを展開します。

方針 2	地域の「稼ぐ力」を育む観光資源の磨き上げ
------	----------------------

北上市の自然、産業、歴史、文化など様々な特色ある資源を組み合わせ、魅力ある観光コンテンツの造成に取り組みます。また、観光振興の効果が地域経済に波及をもたらすよう、産業間の連携強化を図ります。

2-1 夏油高原エリア

夏油高原エリアは、夏油高原温泉郷や夏油高原スキー場など、豊かな自然と触れ合うことのできる環境に恵まれ、近年はキャンプやSUPなどアウトドアアクティビティに親しむことのできるエリアとして、グリーンシーズンにおいても注目が集まっています。

年間を通し多くの観光客が訪れることが期待されるエリアであり、滞在型コンテンツの充実を図り、夏油ブランドの魅力向上につなげます。

2-2 展勝地エリア

展勝地エリアは、みちのく三大桜名所に数えられる展勝地桜並木が全国的にも有名ですが、周辺の自然や歴史などの地域資源も豊富です。

2025年度からは北上市の観光拠点である展勝地公園、展勝地レストハウス、みちのく民俗村を同一事業者による指定管理としており、それらの拠点を核に、四季を通じて多くの人が集う賑わいの場として親しまれるよう、観光資源を磨き上げる取り組みを推進します。

一方で、展勝地レストハウスは設置後40年を経過し、令和11年に改修時期を迎えることから、駐車場等の受入環境の向上を含めた改修方針を定めます。

2-3 その他

ふるさと納税制度との連携等により、地場製品の消費拡大、販路拡大につなげるほか、産業、農産物、食、文化、JR北上線沿線の広域観光資源等の地域資源を生かし、観光資源として積極的に活用することで産業全体の振興を図ります。

また、恵まれた交通ネットワークを生かし、コンベンションの誘致促進にも引き続き取り組みます。

方針 3 観光推進体制の構築・強化

北上観光コンベンション協会等の関係団体や観光事業者、地域、市民と目標を共有し、それぞれの役割分担のもと、相互に連携して観光施策の推進に取り組みます。

また、観光資源を広域的にネットワーク化し、エリアとしての魅力と集客力を向上させるため、周辺自治体と連携した取り組みを推進します。

3-1 関係団体、観光事業者との連携強化と持続可能な体制整備

観光コンテンツの発掘・磨き上げや情報発信など、観光施策の推進にあたっては、北上観光コンベンション協会をはじめとする関係団体や観光事業者との連携のもと、取り組みを進めます。

また、商工や交通、文化、スポーツ、教育など多様な主体の参画による観光地づくりを促進します。

さらに、市内のホテル建設動向を的確に捉えながら、全国の先進地で実施されている宿泊税の導入等について研究を進め、持続可能な観光地づくりに向けた体制整備を図ります。

3-2 広域連携の推進

広域周遊観光を促進し、滞在日数や来訪回数の増加と観光消費額の拡大につなげるため、県をはじめ西和賀町など近隣市町村との連携を推進し広域的なプロモーションを展開します。

また、姉妹都市や友好都市との交流を通し、北上市の知名度向上を図ります。

3-3 持続可能な交通サービスの検討

分散する観光スポット間の回遊性を向上させるため、多様な観光客ニーズに対応した持続可能な交通サービスの在り方について、関係事業者と連携しながら検討を行います。

【成果指標】

指標	現状値	目標		出典
	2019年	2025年	2030年	
年間観光客数	1,806千人	2,380千人	2,710千人	実績
年間宿泊者数	477千人	604千人	1,133千人	実績

5-5-3 具体的な取り組み

方針 1	コロナ禍を経た観光需要の変化に対応した受入環境の整備
------	----------------------------

1-1 観光需要転換期における事業者支援

- 事業継続を支援するための各種支援策の検討・実施
- 観光需要の転換期に対応したキャンペーン等の実施

1-2 コロナ禍を経て変化した旅行形態や新しい生活スタイルへの対応

- 旅行形態の変化と需要の多様化に対応するための、観光素材の掘り起こしとプロモーション実施
- ワーケーション、リモートワーク等の働き方や、二地域居住、滞在型広域観光等の生活スタイルの変化に対応した受入体制の構築

1-3 インバウンド誘客促進に向けた受入環境の整備

- 外国人旅行者向け滞在コンテンツの充実
- 日本政府観光局（J N T O）や県、関係団体と連携した訪日プロモーションの展開

方針 2	地域の「稼ぐ力」を育む観光資源の磨き上げ
------	----------------------

2-1 夏油高原エリア

- 夏油高原スキー場を中心としたウインターシーズンの滞在コンテンツの充実
- 国際競争力のあるスノーリゾート形成に向けた取り組みの推進
- 通年型アウトドアフィールドとしてのブランディング強化

2-2 展勝地エリア

- 同一事業者による指定管理となった展勝地公園、展勝地レストハウス、みちのく民俗村を核とした、展勝地エリア全体の通年での賑わいの創出
- 四季折々の豊かな景観と歴史・文化を生かした魅力あるコンテンツの充実
- 展勝地レストハウスに求められる機能や施設の在り方を整理したうえで、現在地での長寿命化や建て替え、移設等の施設改修方針を道の駅構想も含めて検討

2-3 その他

- 「風流踊」のユネスコ無形文化遺産登録を基盤とした民俗芸能の魅力発信
- サイクリング、トレッキング等スポーツツーリズムの推進
- 教育旅行、スポーツ合宿や各種大会、M I C E（※）等の誘致促進
- 農業体験、産業観光等他の産業と連携した体験型観光商品の充実

- 物産品の開発支援、販売促進
- 観光施設、設備等の適切な維持管理
- 地域おこし協力隊による観光事業者と連携した観光コンテンツの創出

方針 3	観光推進体制の構築・強化
------	--------------

3-1 関係団体、観光事業者との連携強化と持続可能な体制整備

- 北上観光コンベンション協会との連携強化
- 観光地域づくり法人（DMO）の導入検討
- 宿泊税導入等の先進事例の研究と、持続可能な観光地づくりに向けた体制整備

3-2 広域連携の推進

- みちのく三大桜名所連絡会議によるプロモーションの展開
- 北上・西和賀観光連絡協議会による、JR北上線沿線の景観等、隣接2自治体からなるエリアならではの観光資源の掘り起こしと、プロモーションの展開
- 岩手県、県南広域振興局管内市町村等との連携による周遊の促進
- 姉妹都市、友好都市との交流促進

3-3 持続可能な交通サービスの検討

- 二次交通が脆弱な展勝地エリア・夏油高原エリアにおける、財源の確保も含めた、持続可能な公共交通体系の検討

※ MICEとは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称です。（観光庁ホームページより）

5－6 産業連携

5－6－1 産業連携の現状と課題

(1) 産業連携の現状

① 豊かな自然資源

当市は北上川と和賀川の合流する地域に平野が広がり水資源も豊富で、肥沃な農地で生産される米、二子さといも、アスパラガス等の農産物のほか、安全・良質な農畜産物、脱炭素社会に向け価値が見直されつつある森林資源など、産業連携の視点からもはずすことができない豊富な自然資源があります。また、観光の面では、みちのく三大桜名所である北上展勝地、奥羽山系の美しい景観と豊富な雪を誇る夏油なども近年インバウンド需要や価値観の多様化により、訪れる観光客層や過ごし方にも変化が見られます。

② 特徴的な産業資源

当市は、1950年代から工業を中心とした企業誘致に取り組み始め、現在では電子部品・デバイス製造業が産業の大きな柱となっており、次いで輸送用機械器具、生産用機械器具、プラスチックの製造品出荷額等の割合が高く、誘致企業と地場企業の協力により、市民生活に好影響を与えています。

誘致企業の活動が市内経済に与える価値は大きく、誘致企業を中心とした取引が活発に行われています。毎年、新規採用者等の人口の流入があるほか、1日のうちでも、近隣の市町から通勤する方々のほか、首都圏からのビジネス客が訪れることにより昼間人口が多いと言えます。

③ 農商工連携

ネットワーク組織は互いの考えを知り、交流を図る上で重要な存在となります。市内においても、農業協同組合、北上工業クラブ、北上商工会議所、北上観光コンベンション協会等、多くの会員を抱える各業界の団体が存在し、情報交換等を行っています。

産業の連携による高付加価値化を進める上で、農商工ほか各分野の交流が重要となりますが、農楽工楽クラブや北上・ネットワークフォーラム等の異業種交流を進める目的で組織されている団体・協議会が存在しており、農業を起点とした連携も緩やかに広がっています。

④ ふるさと納税の躍進

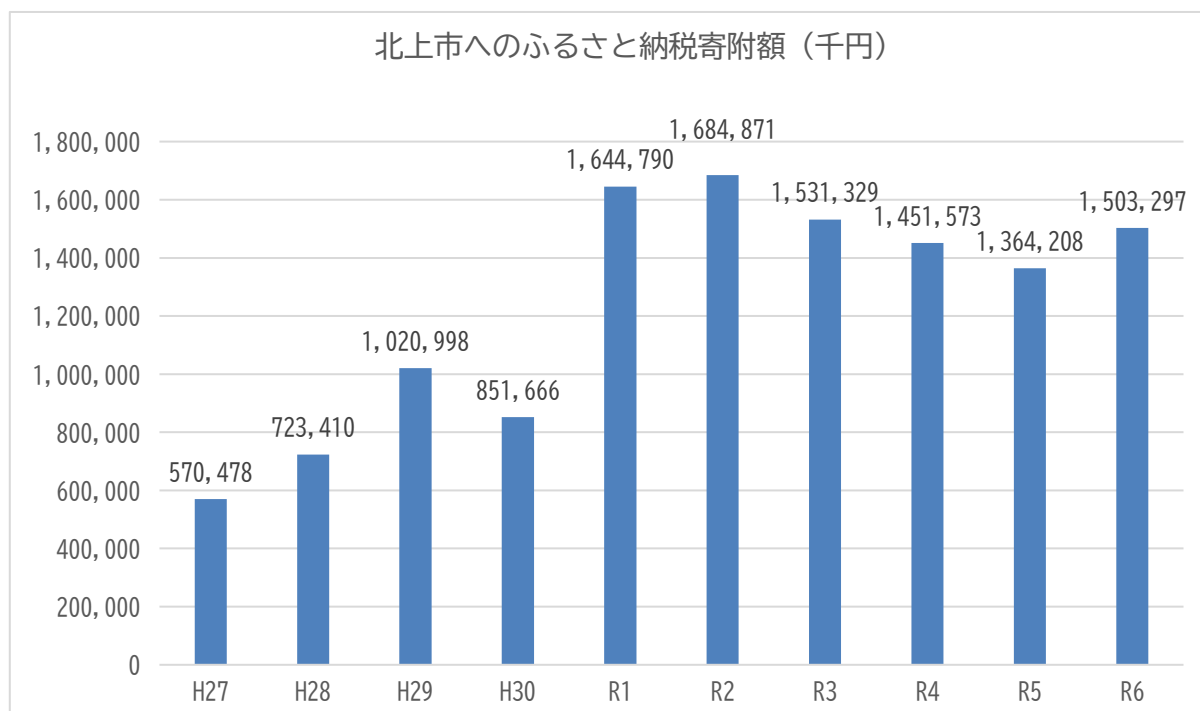
当市においては平成20年からふるさと納税事業に取り組んでいます。平成25年からのふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」への参画をきっかけに寄附を伸ばし、令和元年度には16億円を超える規模の寄附を得ています。小規模事業者が返礼品事業者としてECに触れるきっかけとなっており、全国の寄

附者とのやりとりを通じテストマーケティングの役割を果たすなど市内事業者には好影響を与えています。寄附額の30%以内が事業者の売上となり、農産物を生産する事業者のほか、完成品を生産する事業者、製品の主要な工程を担う事業者等が売上げを伸ばしています。

しかし、近年は当市におけるふるさと納税額の伸び悩みがあるほか、令和8年度税制改正大綱による制度運用の厳格化が進められており、寄附の減額や返礼品事業者の撤退が予想されます。

⑤ 支援体制

産業の連携には、農商工ほか各産業のお互いの資源と潜在能力を結び付け、地域活性化につながる新たなビジネスを展開するための支援と産業横断的な支援体制の整備が必要です。平成29年から、それまでの「北上市基盤技術支援センター」から「北上市産業支援センター」に改組し、工業のみならず、その他産業に取り組む事業者にアドバイスを行っているほか、平成28年に設置された「北上市農業支援センター」と一体となって事業者支援を行っており、産業連携の分野において欠かせない存在となっています。



上位返礼品（令和6年度実績）

順位	カテゴリ	謝礼品名	受付件数	寄附金額 (千円)
1	雑貨・日用品	ティッシュペーパー 50 個	13,175	171,275
2	雑貨・日用品	トイレットペーパー96 個(シングル・ダブル)	9,847	147,705
3	菓子	チーズケーキ 5 号(カット・含)	6,501	97,515
4	雑貨・日用品	ティッシュペーパー20 箱&トイレットロール(ダブル,シングル)48 個	3,209	48,135
5	雑貨・日用品	鉄製匠のフライパン(26cm)	499	31,936
6	雑貨・日用品	ティッシュ 5 箱×4(20 個)	3,871	27,097
7	菓子	チーズケーキ 6 号(カット・含)	960	19,200
8	果物類	訳あり北上りんご 5kg セット	1,704	15,336
9	野菜類	野菜セット A	1,933	13,531
10	米	銀河のしずく 10kg	550	9,350

返礼品登録事業者内訳（R7.10.1現在）

大分類	数
卸売業・小売業	39
農業・林業	35
宿泊業・飲食サービス業	31
製造業	18
生活関連サービス業・娯楽業	18
サービス業（分類できないもの）	10
医療・福祉	5
情報通信業	3
建設業	1
運輸業	1
学術研究・専門・技術サービス業	1
教育・学習支援塾	1
複合サービス事業	1
公務	1

産業支援センター 年度別相談状況

(件)

分類 (大)	分類 (小)	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
事業形態	法人	57	95	617	303	179	354	311	333
	個人 他	21	26	127	187	154	149	123	121
相談方法	企業訪問	134	135	468	153	70	175	98	313
	来訪	88	187	221	228	204	300	251	63
	その他	19	48	93	109	59	28	85	391
業種別	製造業	171	222	322	188	136	255	228	188
	サービス業	21	54	180	185	112	129	132	168
	建設業	9	29	74	32	8	14	6	7
	小売・卸売業	19	12	63	45	33	42	26	43
	飲食業	11	6	13	9	15	41	16	14
	その他	14	59	103	40	34	22	26	28
相談内容	技術・装置指導	—	41	124	66	106	125	110	27
	資金調達	36	103	91	206	97	80	37	3
	創業	9	15	58	69	49	46	47	15
	販路拡大	46	46	35	47	27	21	18	14
	技術・研究開発	31	35	26	124	32	37	112	240
	知的財産	20	8	23	0	1	10	0	0
	事業計画	52	41	23	25	14	7	14	4
	商品開発	24	35	15	3	6	5	2	5
	連携	25	20	12	2	0	0	0	2
	その他	69	129	405	75	47	172	94	144

農業支援センター 年度別相談状況

(件)

	担い手	法人化 等	経営・ 技術	6次化 産直	地域活 性化	リタイ ア・経 営縮小	情報交 換等	その他	合計
H28	91	24	78	26	8	27	19	19	292
H29	65	6	73	20	3	25	22	11	225
H30	77	23	89	17	1	5	6	4	222
R元	59	17	95	10	0	16	4	1	202
R2	41	13	68	4	2	0	2	5	135
R3	45	0	36	9	0	1	21	1	113
R4	48	2	45	5	0	1	4	1	106
R5	35	3	37	9	0	1	2	1	88
R6	25	0	32	21	0	4	1	2	85
合計	486	88	583	121	14	80	81	45	1,468

(2) 産業連携の課題

課題 1	豊富な地域資源を活かした産業連携の強化
------	---------------------

当市の面積のうち約50%が山林で、平地の約45%を農地が占めています。豊かな自然や肥沃な農地は、美しい田園景観を形成し、豊富な水資源、再生可能エネルギーとしても利用可能な森林資源は、各産業に有効に活用されていますが、企業のグローバル化や、持続的な社会に向けた時代において価値の見直しが必要です。

一方、産業構造の面では、第1次産業、第2次産業を中心に、多くの経営資源が存在しており、各産業がそれぞれの業界において工夫と努力を重ね、新商品、新技術の開発が行われていますが、相乗的な連携に関しては地域資源が活かされていない状況です。

自然や産業構造といった地域資源を横断的に活用することで、新たな付加価値の創出や地域ブランドの形成を図り、新規事業、新商品・新サービスの開発、集客・交流産業の振興等に取り組む必要があります。

課題 2	支援機関の連携による支援の強化
------	-----------------

産業間や企業間が連携することにより、地域資源を活用した新商品、新技術、新サービスが生まれるとともに、資源活用の「気づき」が新たなビジネスへと展開する上で重要となります。

また、外部の視点や、アドバイスを行う専門家の存在、全国の事例の収集など、支援機関が積極的に情報提供やアドバイスを行うことにより、事業化の実現性が大きく高まることから、産業連携の上では支援体制の強化が欠かせないものとなっています。

すでに設置している産業支援センター、農業支援センターが中心となって、事業者に対し、社会変化に対応した有益な情報提供を行うほか、先進的な取り組みの事例を知ることができるセミナーの開催等、事業者の必要性に応じて選択肢を与えながら、産業間・企業間の交流促進と新事業・新技術の創出につなげる必要があります。

5－6－2 産業連携推進の方針

方針 1	地域資源を活用した産業の連携
------	----------------

奥羽山系や北上川といった豊かな自然や、北東北の交通の要衝となる高速交通網、工業中心の産業構造を含めた地域の特徴を経営資源として有効に活用することで、新たな付加価値の創出や地域ブランドの形成を図ります。

産業間連携を積極的に促進することで、地域内経済の循環による相乗効果を引き出し、新事業、新サービスの提供、新しい取引展開や地域ブランド化、6次化の推進等、新たな魅力を創出し、バランスのとれた地域産業の持続的な活性化と自立的な発展を図ります。また、地域資源を活用した産品等の開発に留まらず、情報発信により、広く認知してもらうことで地域外への販売強化を進め、消費拡大・地場産品のPRを推進していきます。

1-1 産業構造を活用した産業の連携

地域産業の持続的発展にとって、地域企業が果たす役割は大きいと言えます。今後も企業誘致施策を積極的に展開し、企業集積を促進するとともに、誘致企業と地元事業者とのニーズのマッチングを通じて支援するなど取引の拡大、地域活性化に取り組めます。

また、誘致企業と地元の農林業者・観光業者・異業種の交流により、市内の各地域において、経済の好循環を確立する視点を取り入れた施策を展開し、外部との取引にも発展するよう取り組んでいきます。

1-2 地域資源とツーリズムの融合

観光産業は裾野が広く、当市の持ち合わせる美しい自然や田園景観、里山、森林、温泉、伝統芸能、郷土料理、特産品等はもちろん、飲食店街や工場見学など企業まで巻き込むことで、興味をもった方々が訪れるきっかけとなり得ます。旅行形態は団体から個人の時代へとシフトしており、旅行に求める価値観も多様化しています。訪れる方々の価値観に合わせ、農業体験や工場見学、教育旅行、ご当地グルメ等といった当市ならではの地域資源を結び付けることで、交流人口の増加に取り組んでいきます。

1-3 農商工をはじめとした各分野の連携

農業を起点とした連携は、市内において経済的な広がりも大きく、経済的価値はもちろん、当市のイメージアップの観点からも大きなインパクトがありますが、活発であるとは言い難い状況であるため、強化を図っていく必要があります。

農商工ほか各分野との連携により、農畜産物を活用した地産地消や6次化の取り組みを行う団体、取引拡大や事業拡大しようとする事業者、また市内において新商品や新サービスを開発して起業しようとする意欲ある事業者が持続的に発展していくよう、また教育や福祉等さまざまな分野との連携による新たな発想を展開できるよう、市及び支援機関が一体となって積極的に支援し、実現性を高めます。

1-4 ふるさと納税制度の活用

ふるさと納税は、制度の開始以降市場規模が拡大し、日本全体の寄附総額は伸び続けてきました。事業者にとって市の返礼品事業者として制度に参画することは、送料や自社ECサイト整備の負担なくテストマーケティングの機会となります。また、地域資源を活用した産品の開発の機会創出にもなり、工業製品や体験、宿泊、クラウドファンディングによる資金調達を含め、産業の連携を後押しする要因の1つとなっています。

令和8年度税制改正大綱による制度の厳格化が行われる中でも、返礼品は各産業から揃え、ふるさと納税制度を「各産業の参画によって北上市の魅力をPRする産業連携事業」として取り組みます。新しい事業者の参入や新しい返礼品の開発、販売機会の最大化、売り上げの向上、ECサイト導入のきっかけとなることはもちろん、全国にPRする機会として、また市の魅力アップにつながる取り組みとして活用していきます。

方針 2 支援体制の強化

農業者と商工事業者、観光事業者等との交流の機会を増やすことで、分散している双方の情報を共有し、相互に利用しやすい体制を構築することで、事業者による連携を実現させていく必要があります。また、6次化等の新たな取り組みや増資に伴う費用面の不安解消やリスクを正しく知るため、事業者には情報収集が必要です。事業者が連携して事業を行えるよう、産業支援センターや農業支援センターはもちろん、金融機関等を巻き込み資金面の相談、アドバイス、マッチングの支援を行うほか、事業立ち上げ後も継続的に支援していきます。

2-1 支援機関によるアドバイス機能強化

当市では、「北上市基盤技術支援センター」を設置し、支援機関として工業を中心に多くの相談や共同利用による測定機等で市内企業のサポートを行ってきました。平成29年には「北上市産業支援センター」に改組し、工業のみならず、その他産業に取り組む事業者にアドバイスを行っており、「北上市農業支援センター」と共に総合的な経営支援を行っています。今後も変化を続ける社会の価値観の多様化に合わせたアドバイスを行うことができるよう、両支援センターの機能を強化し、他の支援機関とも情報交換を図りながら、市内事業者がより連携しやすい環境を整備していきます。

2-2 セミナーの開催及び情報提供の充実

事業者や企業は、日々、社会情勢の変化や様々な価値観の変化に対応しながら事業の拡大を図っていますが、コロナ禍が社会に与えた影響は大きく、リモートワークの発達や、非接触型の支払の普及、デリバリーサービスやテイクアウトの拡充等、ライフスタイルに大きな変革をもたらしました。今後もDXや持続的な社会の実現に向けた取り組みを行う必要がある中、産業支援センターと農業支援センターがそれぞれの相談案件の共有を図り、情報が集まる場を活かしたアドバイスや、地域資源を活用した製品・サービスの開発につながるセミナーの開催、経営課題の解決に向けた学習機会を設定して、情報提供の面からも支援していきます。

【成果指標】

指 標	現状値	目 標		出典等
	2019年	2025年	2030年	
ふるさと納税金額	16億4千万円	18億円	15億円	市産業雇用支援課

5-6-3 具体的な取組

方針 1	地域資源を活用した産業の連携
------	----------------

1-1 産業構造を活用した産業の連携

- 市内企業との連携による北上産農産物の活用検討
 - ・地元の食材提供による食品加工企業との連携の推進
 - ・企業への地元野菜の訪問販売等、事業所の社員向けPR
- 受入体制の整備
 - ・ワーケーション、リモートワーク等の受入体制の構築
 - ・ビジネス客を対象とした魅力ある飲食店の利用プランや旅行の開発
 - ・夏油を中心としたアウトドアフィールドとしてのブランディング強化
 - ・農産物等の販売機会の拡充
- 自然を中心とした地域資源のブランディング化
 - ・工場における脱炭素取組への支援策の検討・実施
 - ・立地企業等への木材安定供給及び活用体制構築

1-2 地域資源とツーリズムの融合

- 産業観光、農業体験、教育旅行の推進
 - ・北上観光コンベンション協会との連携強化及び観光地域づくり法人（DMO）の導入検討
 - ・各産業と連携した新たな旅行スタイルの開発
（飲食店、ボランティア、農業体験、産業観光、民俗芸能、スポーツ）
 - ・スポーツ合宿や各種大会等の誘致促進

1-3 農商工をはじめとした各分野の連携

- 既存組織を活用した連携の強化
 - ・農楽工楽クラブや北上・ネットワークフォーラム等の既存の連携組織を活用した農商工連携仕組みづくり
 - ・6次化事業推進の検討
 - ・教育、福祉など異業種連携の研究

1-4 ふるさと納税制度の活用

- ふるさと納税返礼品事業者の開拓
 - ・農畜産物、工業製品、宿泊体験等、産業の区分を超えた新たな返礼品の開発

方針 2	支援体制の強化
------	---------

2-1 支援機関によるアドバイス機能強化

○新技術の開発・育成や事業化の支援

- ・新事業創出支援事業補助金の活用、両支援センターとその他支援機関の連携及び創業後の継続的支援
- ・産業支援センターでの分析や測定に資する機器の貸出支援
- ・産学及び事業者間の共同開発のマッチング機能強化

○コミュニティビジネスの支援

- ・コミュニティビジネスの経営指導、相談
- ・コミュニティビジネスに使用する施設の維持経費に対する支援

○産業連携連絡会議の実施

- ・両支援センターの相互情報共有、両支援センターと市による情報交換、連絡調整による連携

2-2 セミナーの開催及び情報提供の充実

○付加価値向上、取引拡大による稼ぐ力を向上させる機会の提供

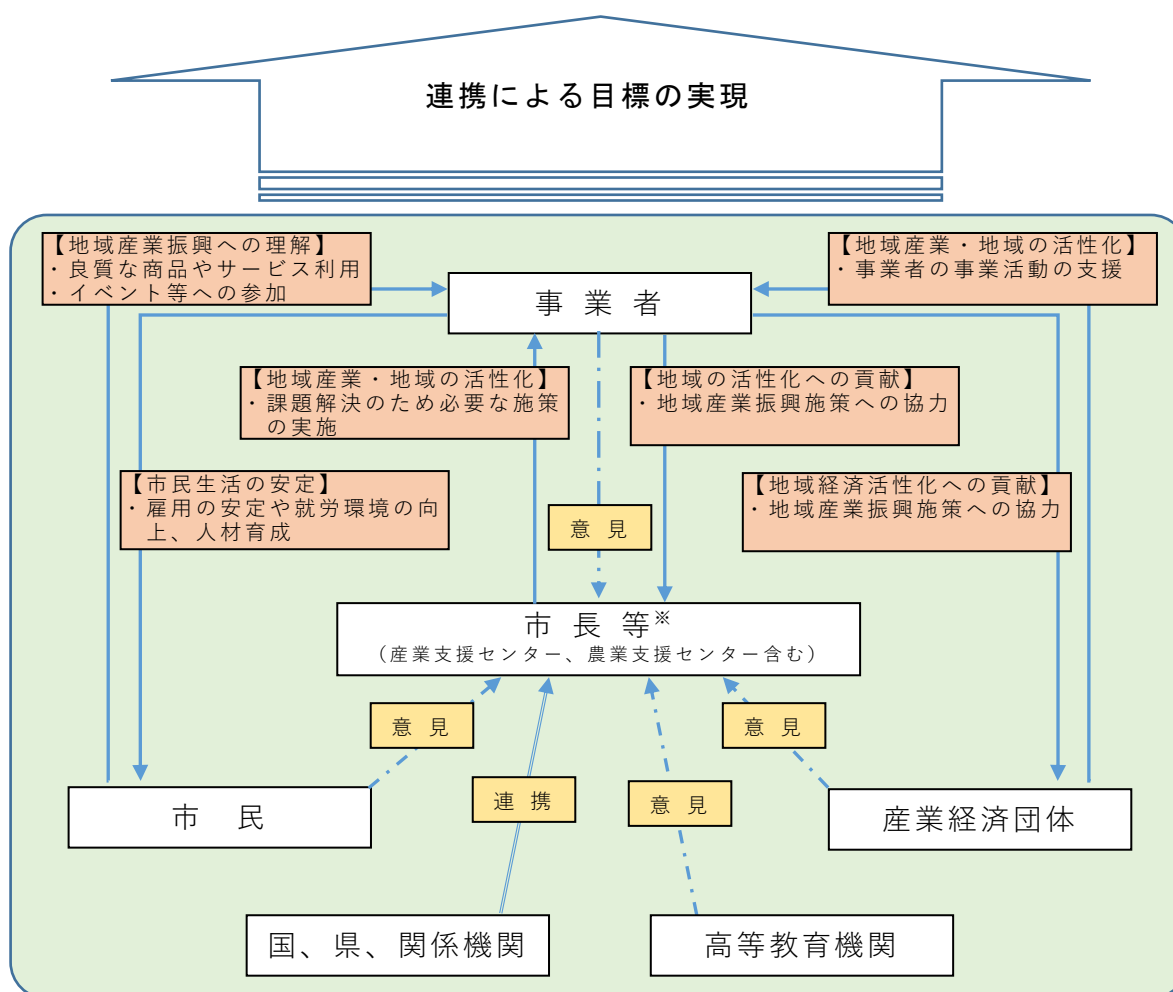
- ・地域資源を活用した製品・サービス開発に向けたセミナー開催
- ・両センターによる経営課題の解決に向けた相談受け付け、各情報と学習機会の提供
- ・大学等と共同で技術開発に取り組む企業への支援
- ・両センターと支援機関との連携による発注企業と受注企業のマッチング強化

6 計画の推進体制等

6-1 推進体制

市民、市内事業者、産業経済団体、市長等[※]がそれぞれの役割を担うとともに、それぞれの強みを生かした連携を図り、本ビジョンを推進していきます。

「挑戦する心を原動力とした力強い地域経済の創出」
ー地域資源を活かし、人と技術が産業を育てるまちー



北上市地域産業振興基本条例で定める各主体の役割を図化

6-2 各主体の役割

6-2-1 市民の役割

市民は、地域産業が地域経済の発展および市民生活の質の向上に寄与することへの理解を深め、市内事業者の良質な商品やサービスを利用し、市内事業者等が開催する地域を対象としたイベント等に参加することを通して、市内事業者とともに進める地域づくりに積極的に参加します。

[※] 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会等の行政事務を管理執行する機関のこと（北上市地域産業振興基本条例第2条で定義）。

6-2-2 事業者の役割

市内の企業・事業者は地域経済の主役であることを自覚し、周辺的生活環境との調和及び市民生活の安全の確保に配慮の下、自らの事業の発展、経営基盤の強化に努めるとともに、市長等や産業経済団体が行う地域産業の振興施策に協力し、地域経済や地域の活性化の貢献に努めます。

事業発展に向けた創意工夫のもと、新たな価値を生み出すいきいきとした事業活動を行うことで、将来を担う若者や子どもが目指す事業者像となることが期待されます。

また、雇用の安定を図り、就労環境を向上させるとともに、継続的な地域経済の発展に向けて人材の育成に努めます。

6-2-3 産業経済団体の役割

花巻農業協同組合、北上商工会議所、北上観光コンベンション協会をはじめとした地域の産業経済団体は、その組織目的に応じた事業を推進するとともに、事業者の自主的な努力・創意工夫を尊重しその事業活動を支援することにより、地域産業および地域の活性化を推進していくことが期待されます。

また、地域産業の振興に当たっては、地場の小規模事業者の活用及びその連携に十分に配慮するよう努めます。

6-2-4 市長等の役割

市長等は、市民、市内事業者、産業経済団体、大学等の高等教育機関から意見を聴取し、地域産業が抱える問題や課題の把握に努め、必要な施策を推進します。

また、施策の推進にあたっては、支援機関である産業支援センター、農業支援センターを活用するとともに、国、県及びその他関係機関と連携し、地場の小規模事業者の活用十分に配慮しながら、総合的・計画的な推進に努めます。

本計画の実行管理については、進捗状況を把握し支援事業の見直しを行い、より効果的な支援策を検討・実施していきます。

6-3 進行管理

ビジョンの進捗状況を把握し、北上市産業連携推進会議に報告します。産業連携推進会議では、ビジョン全体の施策の進捗状況を確認、検証するとともに地域産業の振興に向けた提言等を行います。

また、各部門計画については、農業部門及び林業部門は北上市農政審議会が、商業部門は北上市産業ビジョン商業部門検討委員会が、工業部門は北上市工業審議会が、観光部門は北上市産業ビジョン観光部門検討委員会が、そして産業連携部門は北上市産業連携推進会議において進捗状況の確認、検証等を行います。

— 資料編 —

資料 1

策定経過

年月日	内 容
令和 3 年 2 月 8 日	北上市産業ビジョン策定方針（庁議決定）
令和 3 年 2 月 26 日	観光ビジョン推進委員会 ・観光ビジョンの評価に対する意見聴取
令和 3 年 3 月 1 日	農政審議会 ・農業ビジョンの評価に対する意見聴取
令和 3 年 3 月 25 日	産業ビジョン商業部門検討委員会 ・商業ビジョンの評価に対する意見聴取
令和 3 年 4 月 30 日	工業振興審議会 ・工業振興計画の評価に対する意見聴取
令和 3 年 6 月 22 日	第 1 回産業ビジョン策定委員会 ・北上市産業ビジョン（H26～R2）の評価 ・次期産業ビジョンの骨子（案）に対する内容検討
令和 3 年 6 月 30 日	第 1 回北上市産業連携推進会議 ・北上市産業ビジョン（H26～R2）の評価 ・次期産業ビジョンの骨子（案）に対する意見聴取
令和 3 年 7 月 7 日	第 1 回産業ビジョン策定にかかる作業部会 ・部門別計画の策定についての説明
令和 3 年 7 月 9 日	工業振興審議会 ・産業ビジョン工業部門計画の骨子（案）に対する意見聴取
令和 3 年 7 月 13 日	農政審議会 ・産業ビジョン農業部門計画の骨子（案）、林業部門計画の骨子（案）に対する意見聴取
令和 3 年 7 月 20 日	第 2 回産業ビジョン策定にかかる作業部会 ・産業ビジョン全体の構成についての説明、意見交換
令和 3 年 9 月 14 日	第 3 回産業ビジョン策定にかかる作業部会 ・産業連携部門別計画に対する意見交換
令和 3 年 10 月 7 日	工業審議会 ・産業ビジョン工業部門別計画素案の諮問、答申
令和 3 年 10 月 19 日	第 4 回産業ビジョン策定にかかる作業部会 ・各部門別計画の策定状況の確認
令和 3 年 10 月 22 日	産業振興アドバイザー会議（書面） ・産業ビジョン骨子に対する意見聴取

令和３年11月２日	第５回産業ビジョン策定にかかる作業部会 ・産業ビジョン素案、産業部門計画素案に対する意見交換
令和３年11月11日	農政審議会 ・産業ビジョン農業部門別計画素案、林業部門別計画素案の 諮問、答申
令和３年11月17日	第６回産業ビジョン策定にかかる作業部会 ・産業ビジョン素案に対する意見交換
令和３年11月24日	産業ビジョン商業部門検討委員会 ・産業ビジョン商業部門別計画素案に対する意見聴取
令和３年11月29日	産業ビジョン観光部門検討委員会 ・産業ビジョン観光部門別計画素案に対する意見聴取
令和３年12月22日	第２回産業ビジョン策定委員会 ・産業ビジョン素案の内容検討
令和４年１月７日	北上市 三役協議実施 ・産業ビジョン素案の内容確認
令和４年１月19日	産業連携推進会議 ・産業ビジョン素案に対する意見聴取
令和４年２月17日	議会全員協議会において説明
令和４年２月18日 ～３月４日	パブリックコメント実施
令和４年３月28日	庁議決定
令和７年４月21日	北上市産業ビジョン（中間見直し）方針（庁議決定）
令和７年４月25日	第１回産業ビジョン中間見直しに係る作業部会 ・中間見直し方針確認、取組状況作成についての説明
令和７年５月20日	第１回産業ビジョン策定委員会 ・中間見直し方針・素案確認、進捗状況（成果指標）確認
令和７年７月１日	工業振興審議会 ・産業ビジョン工業部門画の取組状況評価 ・同計画中間見直しの骨子（案）に対する意見聴取
令和７年７月30日	第１回北上市産業連携推進会議 ・産業ビジョン取組状況の評価 ・中間見直し方針確認 ・進捗状況（成果指標）及び見直し内容に対する意見聴取
令和７年８月18日	第２回産業ビジョン中間見直しに係る作業部会 ・第１回産業連携推進会議の内容共有

	・各部門計画の見直し作業の進捗状況確認
令和7年8月28日	農政審議会 ・産業ビジョン農業部門・林業部門計画の取組状況評価 ・同計画中間見直しの骨子（案）に対する意見聴取
令和7年9月26日	第2回産業ビジョン策定委員会 ・成果指標の目標値及び素案検討
令和7年10月31日	産業ビジョン観光部門検討委員会 ・産業ビジョン観光部門見直し素案に対する意見聴取
令和7年11月5日	工業振興審議会 ・産業ビジョン工業部門見直し素案の諮問、答申
令和7年12月23日	農政審議会 ・産業ビジョン農業部門・林業部門計画見直し素案の諮問
令和8年3月6日	農政審議会での諮問に対する答申
令和8年3月16日	第3回産業ビジョン策定委員会 ・成果指標の目標値及び素案確認
令和8年3月19日	産業ビジョン商業部門検討委員会 ・見直し素案に対する意見聴取
令和8年3月25日	第2回北上市産業連携推進会議 ・成果指標の見直し後の目標値の確認 ・見直し素案の確認、意見聴取
令和8年4月27日	北上市 三役協議 ・産業ビジョン見直し後の素案確認
令和8年5月12日	議会全員協議会において説明
令和8年5月13日 ～5月26日	パブリックコメント実施
令和8年7月6日	庁議決定

資料 2

産業ビジョン中間見直しにかかる委員等名簿

・北上市産業連携推進会議

No.	役職	所属・職名等	氏名
1	会長	岩手大学人文社会科学部教授	杭 田 俊 之
2	会長職務代理者	花巻農業協同組合代表理事副組合長	金 田 伸
3	委員	北上市森林組合代表理事組合長	三 浦 啓 一
4	委員	北上市農業委員会会長	高 橋 清 久
5	委員	北上商工会議所会頭	佐 藤 直 也
6	委員	北上工業クラブ会長	佐 藤 満 義
7	委員	北上観光コンベンション協会会長	阿 部 大 司
8	委員	北上市社会福祉協議会会長	小 原 善 則
9	委員	北上信用金庫理事長	木 村 幸 男
10	委員	花巻農業協同組合理事	菊 池 千 里
11	委員	北上商店街連合会	松 村 淑 子
12	委員	いわて半導体関連人材育成施設長	関 照 絵
13	委員	東日本旅客鉄道株式会社北上駅副駅長	紺 野 康 弘
14	委員	北上公共職業安定所所長	村 上 弘 道

・北上市産業ビジョン策定委員会

No.	役職	所属・職名等	氏名
1	委員長	商工部長	高 橋 剛
2	副委員長	農林部長	高 橋 恵
3	委員	政策企画課長	島 津 英 樹
4	委員	財政課長	田 村 貴 洋
5	委員	農林企画課長	菅 原 育 子
6	委員	農業振興課長	小田嶋 和 広
7	委員	商業観光課長	高 橋 顕 祐
8	委員	産業雇用支援課長	小 山 真 一
9	委員	企業立地課長	奥 山 大 輔

資料 3

北上市地域産業振興基本条例

平成 27 年 3 月 25 日

条例第 16 号

北上市は、北上川と和賀川が合流する地にあり、南部藩と伊達藩の藩境を有し、古くから舟運の河港や街道の宿場町など、交通の要衝として栄えた地である。優良な農地に恵まれ、農業を主要な産業としてきたが、昭和初期以降は、工業振興に力を入れ、農工併進で工業団地整備と企業誘致に積極的に取り組み、東北有数の工業都市として発展を遂げた。また、東北新幹線や東北自動車道等の高速交通網が整備され、人や物が行き交う北東北の十字路として、産業経済活動が活発に展開されてきた。

しかしながら、人口減少など社会環境が大きく変化する中においても、持続的で活力ある地域社会と地域経済を形成していくためには、地域が一体となって知恵や技術を磨き上げ、新たな価値を創造し、魅力と活力ある北上市を次世代へ引き継いでいくことが重要である。そのためには、豊かな自然や美しい景観、民俗芸能や文化、優れた農畜産物、利便性の高い商業環境、ものづくりや人材育成の基盤などの地域資源を活かした地場の産業を創出し、育てていくことが必要である。

この実現に向けて、農林業、商業、工業及び観光業の各産業が強く連携し、市民、事業者、産業経済団体及び行政の全てが協力し、地域の持続的な発展と魅力ある地域産業の振興に取り組んでいくため、北上市の産業振興の基本となる規範として、ここに北上市地域産業振興基本条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、産業振興の基本理念を定めることにより、地域産業の振興に関する施策を一体的かつ相乗的に推進し、地域経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１） 市民 市内に住む者、市内で働く者及び学ぶ者をいう。
- （２） 事業者 市内において産業活動を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- （３） 産業経済団体 農業協同組合、商工会議所、工業クラブ、観光コンベンション協会、金融機関その他市内において地域産業の振興に関する活動を行う団体をいう。
- （４） 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会等の行政事務を管理執行する機関をいう。

（基本理念及び方針）

第 3 条 地域産業の振興は、事業者の自主的な努力及び創意工夫を基本としながら、

地域資源の積極的な活用と新たな付加価値の創造に向け、事業者、産業経済団体及び市長等が、農林業、商業、工業又は観光業の枠組みを超えて連携し、市民の理解と協力のもとに、地域経済の循環及び持続的発展を図ることを基本理念とする。

2 地域産業の振興は、前項の基本理念に基づき、次に掲げる方針により推進するものとする。

- (1) 地域産業の基盤強化
- (2) 地域資源の発掘、収集及び積極的な活用
- (3) 地域産業を担う人材の育成及び活用
- (4) 農林業、商業、工業又は観光業の枠組みを超えた交流及び連携
- (5) 地域資源の魅力づくり及び発信の継続的な取組の展開
(産業ビジョン等)

第4条 市長は、前条に規定する基本理念及び方針に基づき、地域産業の振興に関する施策を総合的に推進するため、地域産業の将来像及び振興の指針を示す包括的な計画（以下「産業ビジョン」という。）を策定するとともに、具体的な施策を推進するための計画を、農林業、商業、工業又は観光業ごとに策定するものとする。

2 市長は、前項の各計画を評価し、その改善に努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、地域産業の振興が自らの生活の向上及び地域経済の発展に寄与するものであることを理解し、市内における消費及びサービス利用に努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、周辺の生活環境との調和及び市民生活の安全の確保に配慮し、自らの事業の発展、経営基盤の強化に努めるとともに、市長等及び産業経済団体が行う地域産業の振興施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用の安定を図るとともに、就業環境の向上、人材の育成に努めるものとする。

（産業経済団体の役割）

第7条 産業経済団体は、事業者の自主的な努力及び創意工夫を尊重し、その事業活動を支援するとともに、自らの活動を通じて地域産業の振興に貢献するよう努めるものとする。

2 産業経済団体は、地域産業の振興に当たっては、地場の小規模事業者の活用及びその連携に十分に配慮するよう努めるものとする。

（市長等の役割）

第8条 市長等は、地域産業の振興に当たっては、市民、事業者及び産業経済団体のほか、大学等の高等教育機関から意見を聴取し、必要な施策を推進するものとする。

2 市長等は、必要な施策の推進に当たっては、国、県及びその他関係機関と連携し、地場の小規模事業者の活用十分に配慮しながら、総合的かつ計画的な推進に努め

るものとする。

(産業連携推進会議)

第9条 市長は、地域産業の振興について調査協議するため、北上市産業連携推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第10条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第3条第2項に掲げる方針に基づく地域産業の振興に係る提言に関すること。
- (2) 地域産業の振興施策の研究及び推進に関すること。
- (3) 地域産業の振興施策の確認及び検証に関すること。
- (4) その他産業ビジョンに関すること。

(組織)

第11条 推進会議は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公共的団体の代表者又は当該団体から推薦を受けた者
- (2) 知識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第12条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第13条 推進会議に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第14条 推進会議は、市長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第15条 推進会議の庶務は、商工部において処理する。

(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。